

平成27年 9 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成27年 9 月 3 日 開会

平成27年 9 月 17 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成27年9月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（9月3日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
発議第1号の上程、説明	10
議案第1号ないし議案第15号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	10
休会の件	54
散会の宣告	54

第2号（9月8日）

議事日程	55
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
職務のため出席した者の職氏名	56
開議の宣告	57
一般質問	57
平山雅規君	57
山崎貞一君	65

森川 忠 君	82
鈴木 和 彦 君	98
宮 菌 博 香 君	112
休会の件	126
散会の宣告	126

第 3 号 (9月15日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	127
職務のため出席した者の職氏名	128
開議の宣告	129
一般質問	129
秋 鹿 幹 夫 君	129
齋 藤 順 一 君	145
庄 内 賢 一 君	158
川 島 富士子 君	166
山 崎 義 貞 君	184
休会の件	199
散会の宣告	199

第 4 号 (9月17日)

議事日程	201
本日の会議に付した事件	202
出席議員	202
欠席議員	202
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	202
職務のため出席した者の職氏名	203

開議の宣告	204
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	204
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	204
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	205
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	208
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	229
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	229
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	230
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	231
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	238
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	265
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	266
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	266
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	267
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	270
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	271
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	275
議員派遣の件	275
委員会の閉会中の継続調査の件	275
閉会の宣告	276
署名議員	277

9 月 定 例 会

(第 1 号)

平成27年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年9月3日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 発議第1号について(提案理由説明)
日程第 5 議案第1号ないし議案第15号、報告第1号ないし報告第3号について(町長提案理由説明)
日程第 6 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	秋鹿幹夫君	2番	平山雅規君
3番	宮菌博香君	4番	山崎義貞君
5番	庄内賢一君	6番	鈴木和彦君
7番	齋藤順一君	8番	森川忠君
9番	川島仁君	10番	川島富士子君
11番	鈴木克征君	12番	野村和好君
13番	山崎貞一君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事		田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長		若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長		鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長		早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長		椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長		郡司民夫君	東陽病院 事務院長	大木良夫君
教育長		齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長		秋葉義臣君	監査委員	伊藤美宣君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	高蝶政道	書	記	椎名晴美
---	---	------	---	---	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより平成27年9月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時58分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

4番 山崎義貞 議員

12番 野村和好 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から9月18日までの16日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月18日までの16日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本定例会は各会計の平成26年度決算認定について審議することから、伊藤美宣代表監査委員に出席をいただいております。

次に、議員派遣結果報告について、川島副議長から報告書の提出がありましたので、ご報告します。

次に、教育委員会の点検・評価について、教育委員会から報告書の提出があり、これを受理したので報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、7月23日に開催された山武郡市環境衛生組合議会臨時会について。

鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） おはようございます。

それでは、7月23日に開催されました山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告をさせていただきます。

本臨時会は、議長と副議長の選挙、並びに1議案が提案され、議長に山武市の高知尾正義氏が、また、副議長には私、鈴木和彦が選出されました。

議案第1号の専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、山武郡市環境衛生組合公告式条例の一部を改正したことから、別表に規定する掲示場の位置について、山武市蓮沼ハの4832番地1地先から山武市蓮沼ハの5402番地1地先に改正したものであります。

提案された1議案は、原案どおり承認されました。

以上、平成27年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、8月7日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会について。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） おはようございます。

去る8月7日に開催されました平成27年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、4議案であります。

議案第1号及び議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでありまして、それぞれ任期満了に伴う改選で、議案第1号は、千葉県税理士会より推薦のあった加藤武人氏を、議案第2号は、市議会議長会より推薦のあった鈴木幹雄氏を千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任するものであります。

議案第3号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、後期高齢者医療制度における保険料負担の適正化を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことに伴い、同政令の趣旨に沿った必要な措置を行ったもので、急施を要するため専決処分したものであります。

議案第4号は、専決処分の承認を求めるもので、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてでありまして、本年8月1日から実施された千葉県重度心身障害者（児）医療給付費現物給付化に伴う電算システム整備のために必要な経費を補正するものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ4,178万6,000円を追加し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ5,262億6,625万4,000円とするものであります。

内訳といたしましては、歳入では給付事務費負担金を4,178万6,000円計上し、歳出では、千葉県重度心身障害者（児）医療給付電算処理委託料を4,178万6,000円計上したもので、急施を要するため専決処分したものであります。

提案されました4議案は、原案のとおり可決承認されました。

以上、平成27年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、8月10日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会定例会について。

山崎貞一議員。

〔13番議員 山崎貞一君登壇〕

○13番（山崎貞一君） 8月10日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成27年9月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会には、議案3件が提案されました。

議案第1号は、平成26年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定につい

てであります。

歳入総額は7億4,829万3,717円で、内訳は、構成市町負担金4億9,555万5,000円、火葬場使用料2,115万840円、ごみ収集処理等の手数料1億3,239万8,800円、財産収入3,798万7,538円、繰入金3,000万円、繰越金3,049万5,685円、諸収入70万5,854円であります。

一方、歳出は総額6億7,928万976円で、内訳は、議会費8万9,821円、人件費等総務費9,526万608円、火葬場及び清掃事業費からなる衛生費4億6,519万261円、地方債償還金からなる公債費1億1,874万286円であります。

この結果、歳入歳出差引額6,901万2,741円のうち3,500万円を財政調整基金に繰り入れ、3,401万2,741円を平成27年度に繰り越すこととなりました。

議案第2号は、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算を、歳入歳出それぞれ6,646万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,942万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、5款繰入金で3,344万9,000円を増額し、7,344万9,000円とするのと同時に、6款繰越金で3,301万2,000円を増額し、3,401万2,000円とするものであります。

一方、歳出は、2款総務費で274万1,000円を増額し、1億280万2,000円とするのと同時に、3款衛生費で6,372万円を増額し、5億5,218万1,000円とするものであります。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、組合監査委員でありました鈴木唯夫氏が、本年4月30日をもって当組合議員を任期満了となり、当組合監査委員を失職したことから、私、山崎貞一を当組合監査委員に選任すべく、議会の同意を求めため提案されたものであります。

提案された3議案は、いずれも原案どおり可決・同意されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成27年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、8月17日に開催された八匠水道企業団議会定例会について。

鈴木克征議員。

〔11番議員 鈴木克征君登壇〕

○11番（鈴木克征君） おはようございます。

去る8月17日に開催されました八匠水道企業団議会8月定例会の概要報告をさせていただ

きます。

本定例会には、副議長の選挙並びに報告1件と議案3件が提案され、副議長には、横芝光町選出の鈴木唯夫氏が選出されました。

報告第1号の平成26年度八匠水道企業団水道事業資金不足比率についてであります。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報告し、公表するもので、八匠水道企業団水道事業会計においては、資金不足比率がなく、経営状況が良好である旨の報告がありました。

次に、議案第1号は、八匠水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、あわせて主たる構成団体である匝瑳市の状況等を勘案し、職員の給料表改正及び管理職員特別勤務手当の支給範囲の改正等に関し、平成27年4月1日からの所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものです。

議案第2号 平成26年度八匠水道企業団水道事業会計未処理分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、平成26年度八匠水道企業団水道事業会計未処理分利益剰余金32億2,569万1,439円を自己資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとともに、平成26年度八匠水道企業団水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものです。

収益的収支の収入では、水道事業収益が13億2,094万6,035円で、主なものは営業収益の給水収益8億4,719万4,029円であり、また営業外収益のうち主なものは構成市町からの他会計補助金1億5,892万4,000円、県からの補助金1億5,417万9,000円、長期前受金戻入1億5,458万5,914円であります。

一方、支出の水道事業費用は12億1,969万3,497円で、内訳は、営業費用11億9,475万4,760円、営業外費用321万7,380円、特別損失2,172万1,357円であります。

営業費用のうち主なものは、原水及び浄水費で九十九里地域水道企業団への受水費6億5,721万1,267円、減価償却費3億3,131万4,081円であり、営業外費用では企業債利息320万4,573円であります。この結果、1億125万2,538円の純利益となりました。

また、資本的収支については、資本的収入3,387万4,600円に対し、資本的支出は1億

8,759万1,292円となりました。

資本的収入の主なものは、給水申込納付金で3,342万600円であります。

一方、資本的支出の内訳は、建設改良費 1億5,952万7,474円、給水工事費1,836万7,425円、企業債償還金969万6,393円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1億5,371万6,692円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填いたしました。

次に、議案第3号 平成27年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、収益的収入及び支出のうち支出において第1配水池の修繕費等の営業費用の増額により、収益的支出既決予定額13億1,412万9,000円に、1,423万7,000円を増額し、13億2,836万6,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち支出において、車庫兼倉庫等に係る工事請負費731万8,000円、工具器具及び備品取得費にプロジェクター購入費14万1,000円等を計上したことにより、既決予定額 1億9,587万9,000円に765万2,000円を増額し、2億353万1,000円とするものであります。

提案された議案は、全て原案のとおり可決承認されました。

以上、平成27年8月八匠水道企業団議会定例会の概要報告といたします。

〔11番議員 鈴木克征君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、8月17日に開催された山武郡市広域水道企業団議会定例会について。

森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） 去る8月17日に開催されました平成27年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、副議長の選挙並びに報告2件と4議案が上程され、副議長に山武市の小川善郎氏が選出されました。

議案第1号は、平成27年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、現在履行中であります水道料金徴収業務委託業者との現契約期間を1年間短縮することとなり、次期契約の相手方を本年度中に決定する必要性が生じたため、当初予算第5条

に定めた債務負担行為の予算に、新たに水道料金徴収業務委託の事項を追加しようとするものです。

議案第2号は、平成26年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、平成26年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金84億192万8,326円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとともに、平成26年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものです。

収益的収入及び支出についてですが、収益的収入は48億9,803万1,510円で、内訳は、給水収益を主とする営業収益38億8,878万7,989円、構成市町及び県補助金を主とする営業外収益10億924万3,521円であります。

一方、支出は47億9,793万6,130円で、内訳は、受水費、施設管理費並びに職員人件費を主とする営業費用47億4,219万7,759円、企業債利息や支払い消費税などの営業外費用2,447万2,136円、特別損失3,126万6,235円であります。

この結果、1億9万5,380円の純利益が計上されました。

また、資本的収入及び支出における収入は、工事負担金や固定資産売却代金2,534万851円あります。支出は、10億9,097万4,621円で、内訳は、配水管布設工事や改良工事の建設改良費10億1,607万6,594円、企業債償還金7,489万8,027円あります。

なお、収入額が支出額に対し不足する額10億6,563万3,770円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

議案第3号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、議会の同意を得て、私、森川忠が再任されました。

報告第1号は、平成26年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、配水管改良事業及び配水管移設事業の一部の工事について、関連工事との工程調整による工事の延期により、予算1億5,571万3,320円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成27年度に繰り越した旨、報告するものであります。

報告第2号は、平成26年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報

告し公表するもので、山武郡市広域水道企業団水道事業会計にあつては、資金不足比率の発生はなく、経営健全化基準を下回っており、経営状況は良好な状況にある旨の報告であります。

提案された議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成27年山武郡市広域水道企業団議会 8月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 最後に、8月24日に開催された山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元の配付の資料をもって報告とします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎発議第1号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、発議第1号を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員会、川島勝美委員長。

〔議会運営委員長 川島勝美君登壇〕

○議会運営委員長（川島勝美君） 発議第1号について、提案理由説明を申し上げます。

お手元の発議提案理由説明書をごらんいただきたいと思います。

発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります、本案は、標準町村議会会議規則が改正され、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、昨今の社会情勢を勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たな規定が設けられましたので、当議会においてもこれに準拠し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するため、横芝光町議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明といたします。

〔議会運営委員長 川島勝美君降壇〕

◎議案1号ないし議案第15号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、議案1号ないし議案第15号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、平成27年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節がらご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただき、まことにありがとうございます。また、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ことしの夏も記録的な猛暑となり、議員各位を初め、町民の皆様も熱中症の予防など、体調管理に苦勞された夏であったと存じます。9月に入りまして過ごしやすくなったものの、暑かった夏の疲れや昼夜の温度差から体調を崩しやすい時期でもありますので、議員各位におかれましても体調管理には十分ご留意くださるよう、お願いを申し上げます。

それでは、9月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、当町は市町村合併から10年を経過しようとしています。この10年間の社会情勢の変化に対応した役場組織・機構の改革と、組織・機構の活性化を目的とした職制の見直しが必要な時期に来ていると認識をしております。

これらの点を現在執行部において検討中であり、12月定例議会に所要の条例改正案などを提出し、町議会のご理解をいただいた上で、平成28年4月には新しい役場組織として再スタートを切りたいと考えております。

続いて、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございますが、総合戦略に盛り込む具体的事業につきまして、役場若手職員によるワーキングチームからの提案をもとに、専門部会での検討を経て、現在、推進本部にて協議を重ねているところでございます。

また、町民や各界の代表で構成する横芝光町まち・ひと・しごと創生会議につきましては、6月24日に第1回目の会議を開催し、会長を鈴木シティマネージャー、副会長を鈴木議会議長にお願いすることとなりました。会議におきまして、多くの委員から要望が出されまして、7月10日と28日に「まち」、「ひと」、「しごと」の分野ごとに各2回、計6回の分科会を開催いたしましたところ、議会議長、両常任委員会委員長も含め、大勢の委員の方々にご参加いただき、熱心な議論、そして貴重な提案をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

創生会議のご提案も参考とさせていただきながら、今月中旬には、総合戦略の素案を取りまとめ、議員各位には下旬に全員協議会を開催していただき、内容をご説明申し上げ、ご意見をいただく予定で策定作業を進めてまいります。

次に、商工観光関係事業についてでございますが、町内消費の拡大と地域経済の活性化を目的に商工会で発行したプレミアム付き商品券1万4,040セットは7月5日から販売を開始し、同月13日に完売いたしました。初日の午前中は会場内や周辺道路で混雑いたしました。大きな事故もなく無事販売を終えることができました。

また、多子世帯の商品券支給につきましても、8月21日に終了しております。

現在、商工会にて各加盟店からの商品券の換金が順調に行われ、8月末の換金率については、全体の67.6%、金額で1億2,593万1,000円となっております。この商品券の利用期限は12月末日までとなっておりますので、早目に消費されるよう周知に努めてまいります。

続いて、産直交流施設事業についてでございますが、7月に産直交流施設基本構想（案）のパブリックコメントを実施したところ、2名の方から6件のご意見をいただきました。この実施結果はホームページに掲載しており、今後の基本計画策定に当たり、参考とさせていただきます。

次に、海水浴場開設事業についてでございますが、7月18日土曜日から8月23日日曜までの37日間、屋形海水浴場を開設いたしました。ことしは天候にも恵まれ、6,500人のお客様が訪れ、昨年より約14%増の入込数となりました。

また、商工会の協力による売店の開設や観光協会によるバーベキューエリアの設営はお客様からご好評をいただいたところでございます。

開設期間中は、交通安全協会並びに防犯協会の皆様のご協力とライフセーバーによる適切な監視業務により事故もなく、無事終了することができました。ご尽力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

続いて、臨時福祉給付金並びに子育て世帯臨時特例給付金についてでございますが、8月24日から申請を受け付けており、8月末現在、臨時福祉給付金が1,758件、子育て世帯臨時特例給付金が937件の申請がございました。11月24日まで申請を受け付けておりますので、申請漏れのないよう周知に努めてまいります。

次に、介護保険事業についてでございますが、社会保障制度の改革に伴う介護保険制度の改正により、4月から特別養護老人ホームの入所基準が原則として要介護3以上に変更され、8月からは、一定所得のある方がサービスを利用したときの負担割合が1割から2割となったほか、1カ月当たりの負担の合計が上限を超えた場合に払い戻される高額介護サービス費への現役並み所得者段階区分の追加、介護保険施設やショートステイを利用した場合に食費・部屋代の負担軽減を受けられる特定入所者介護サービス費の判定に配偶者の所得、預貯

金の資産を勘案するなどの見直しを実施されました。

当町では、6月に新たな基準による食費・居住費の負担限度額認定申請の受け付けをし、金融機関へ資産調査を行った後、8月上旬に認定決定通知書を送付したほか、7月中旬には要介護・要支援認定を受けている方に対し、新たに負担割合証の発行を行いました。

当初は、混乱も心配されておりましたが、現在のところ介護サービス事業者など関係者のご協力もあり、大きな混乱はありませんが、相談、苦情などがあれば丁寧な対応をしてみたいと存じます。

続いて、がん検診の受診率向上対策についてでございますが、9月から新たに胃がん検診の個別検診を実施することといたしました。胃がん検診は従来集団検診のみでありましたが、東陽病院において個別検診を行うため、胃部エックス線直接撮影での受け入れ体制を整備したものでございます。今後も受診率向上のため、受診機会の拡大を図ってまいり所存でございます。

次に、教育関係についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、首長と教育委員会がさらなる相互連携を図りながら、一層民意を反映した効果的な教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置いたしました。8月7日に第1回目の会議を開催し、総合教育会議のあり方や当町における教育行政の指針となる大綱について協議・調整を行い、横芝光町の教育に関する大綱を策定したところであります。

今後はこの会議で、教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育並びに学術文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策や児童生徒等の緊急に講ずべき措置について協議を行ってまいります。

続いて、中学校の部活動関係についてでございますが、7月に行われました山武郡市中学校総合体育大会におきまして、横芝中学校・光中学校ともに生徒たちはすばらしい成績をおさめました。

中でも、横芝中学校ソフトテニス部は県大会を勝ち抜き、8月6日から東京都江東区で開催された関東大会に男女団体戦、男女個人戦に出場。女子団体戦では見事3位という優秀な成績をおさめ、8月21日から山形県天童市で開催された全国大会へ出場し、大健闘いたしました。

横芝中学校卓球部は女子団体戦と女子個人戦で県大会を勝ち抜き、8月9日から山梨県甲府市で開催された関東大会に出場し、大健闘いたしました。

生徒たちの成績につきましては、今月の広報でお知らせをしておりますが、熱心にご指導

に当たっていただいた先生方、そして、生徒を支えた保護者の皆さんの苦勞に対して、ここで改めて敬意を表するものでございます。

次に、児童クラブ施設整備工事についてでございますが、子育て支援の取り組みとして、国及び県補助金の見込みが立ったことから、今後も増加が見込まれる児童クラブの利用ニーズに対応するため、利用定員を増大すべく横芝小学校並びに白浜小学校敷地内に平成28年3月完成予定で工事執行を行ったところであります。

続いて、南条小学校屋内運動場改築工事についてでございますが、既存体育館の解体工事、新たな建物のくい打ち込みが完了し、現在、基礎部分の工事を行っており、3月下旬の完成に向け計画どおり順調に進捗しているところでございます。

また、横芝中学校及び光中学校天井落下防止対策工事につきましても、工事施工準備が円滑に進められており、順調に進捗しているところでございます。

次に、第66回山武郡市民体育大会についてでございますが、6月28日から8月16日までの7週間にわたり開催され、グラウンドゴルフ、ソフトテニス（女子）、バスケットボール（男子）の優勝を初め、野球、クレー射撃、ゲートボール、卓球（男子・女子）が準優勝、その他、弓道、剣道、ソフトボール（女子）、テニス、バレーボール（女子）、陸上競技（男子）の部で3位に入り、総合成績で昨年を上回る第3位という結果をおさめられました。

選手を初め、大会運営に当たっていただいた体育協会役員並びに関係各位に深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

続いて、東陽食肉センター関係についてでございますが、昨年流行を見せたPEDの県内における発生状況は、8月末で2農場となっており、現在は落ちつきを見せております。

一方、豚の屠畜頭数は8月末現在で5万7,355頭、昨年同時期と比較し8,841頭の減となっております。

この原因は、1問屋の破産によるものとPED発生に伴うものと、2つの要因が考えられますが、PEDの発生に伴う減少は、屠畜関係者からの情報では10月ころには回復するのではないかとのことでございます。

今後とも関係者と連携を密にし、屠畜頭数の回復を図ってまいりたいと考えております。

最後に、東陽病院の運営状況についてでございますが、現在、入院患者数がふえており、これらに伴い医業収益も増加し、経営的にも徐々に好転している状況でございます。

今後、さらに町民に親しまれる病院として、外来の待ち時間の短縮など患者サービスに力を入れるべく、懸案事項でもございました電子カルテの導入について、早急に検討するよう

指示をし、所要の補正予算を本議会に提案させていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、現在の各種事業の進捗状況について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後とも、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成27年9月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号 横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が本年10月5日に施行され、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報に厳格な保護措置を講ずることに伴い、地方公共団体も番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる必要があることから、横芝光町個人情報保護条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第2号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、通知カード及び個人番号カードが交付されることに伴い、滅失、盗難等の理由により再交付する際の手数料について定める必要があることから、横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第3号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、本案は、財政調整基金積立金のほか、人事異動等に伴う人件費、町単土地改良補助事業、地方創生子育て防災対策事業等に要する費用に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億2,288万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,686万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第4号 平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本案は、人事異動等に伴う人件費、平成26年度療養給付費交付金の償還金等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ625万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,525万2,000円とすべく提案したものでございます。

議案第5号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、人事異動等に伴う人件費、前年度における保険給付費、地域支援事業費の

国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,843万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,287万7,000円とすべく提案したものでございます。

続いて、議案第6号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、臨時職員雇用に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,861万3,000円とすべく提案したものでございます。

議案第7号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本案は、外来患者の診療単価の増による外来収益の収入補正、医療機器等の修繕や業務の増加に伴う麻酔科業務委託費及び施設の改築事業費等、所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収入及び支出予算の収入支出それぞれ1,143万9,000円を追加し、収入支出の総額を収入支出それぞれ13億8,447万1,000円とするとともに、資本的収入及び支出予算の支出に234万5,000円追加し、支出総額2億7,132万9,000円とすべく提案したものでございます。

議案第8号 平成26年度横芝光町一般会計決算の認定について、議案第9号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号 平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第11号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第12号 平成26年度横芝光町農業集落排水特別会計決算の認定について、議案第13号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてでございますが、議案第8号から議案第13号までは、各会計の平成26年度歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めべく、監査委員の意見をつけて提案したものでございます。

なお、各会計の平成26年度の決算規模についてでございますが、一般会計は、歳入総額が109億5,505万5,000円、歳出総額が105億5,820万円で、翌年度へ繰り越しすべき財源2,022万4,000円を除いた実質収支額は3億7,663万1,000円となり、国民健康保険特別会計は、歳入総額が35億9,473万3,000円、歳出総額が34億9,826万5,000円で、実質収支額は9,646万8,000円、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が2億2,442万6,000円、歳出総額が2億2,133万7,000円で、実質収支額は308万9,000円、介護保険特別会計は、歳入総額が20億6,238万8,000円、歳出総額が19億298万9,000円で、実質収支額は1億5,939万9,000円、農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が5,815万2,000円、歳出総額5,652万1,000円で、実質収支額は163万1,000円、東陽食肉センター特別会計は歳入総額が2億6,274万4,000円、歳出総額が2

億2,074万7,000円で、実質収支額は4,199万7,000円となりました。

続いて、議案第14号 平成26年度横芝光町病院事業会計決算の認定であります。本案は、平成26年度横芝光町病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるべく、監査委員の意見をつけて提案したものでございます。

なお、東陽病院事業会計の平成26年度の決算規模につきましては、まず、病院運営にかかわる収益的収入は13億326万円、収益的支出が12億7,002万円で、収支差し引きは3,324万円となりました。資産にかかわる資本的収入は1億2,474万円、外壁改修工事や医療機器購入等を主とした資本的支出は2億219万円で、収支差し引きで不足する7,745万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

続きまして、議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は、人権擁護委員の神保誠氏の任期が平成27年12月31日をもって満了となることから、新たに神保弘之氏を人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

続いて、報告第1号 平成26年度健全化判断比率の報告についてでございますが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度における健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第2号 平成26年度資金不足比率の報告についてでございますが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度における資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）でございますが、本件は、平成27年4月20日午後5時ごろ、横芝光町宮川7918番地地先、町道I-10号線で発生した道路舗装陥没による車両物損事故に関し、損害賠償額6,680円を支払うことにより被害者と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の委任による専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。諸般の報告並びに提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） ここで休憩します。

再開は午前11時15分とします。

(午前 10時 59分)

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 15分)

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私から議案第1号の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

ピンク色の議案つづり、それとこの黄色の議案関係資料をご用意したいと思います。

初めに、議案つづりの1ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第1号 横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月3日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

説明につきましては、議案関係資料の1ページ、2ページになりますが、横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の概要で、要点の説明とさせていただきます。

それでは、改正案の概要をごらんいただきたいと思います。

初めに、マイナンバー制度について触れさせていただきます。

マイナンバー制度とは、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤でございます。マイナンバー（個人番号）とは、日本国内の全住民に付番される一人一人異なる12桁の番号でございます。

次に、マイナンバー制度導入による3つの効果としてここに記載してございますが、1点目として行政の効率化、2点目として国民の利便の向上、3点目として公平・公正な社会の実現が挙げられております。

大きな1点目の改正理由でございます。制度導入による3つの効果を実現するための社会基盤を築くため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、

いわゆる番号法が制定され、本年10月5日からマイナンバー（個人番号）の付番・通知、来年1月から番号の利用が開始されます。

番号法では、マイナンバーを内容に含む個人情報を特定個人情報と定義し、その取り扱いについて厳格な保護措置を講ずることとしており、地方公共団体に対し、番号法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることを求めています。

そこで、国において番号法と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で取り扱いを規定しております特定個人情報について、当町では番号法と横芝光町個人情報保護条例によって同様の取り扱いをするため、本条例の改正を行うものでございます。

2ページになりますが、主な改正概要といたしましては、4点ほど挙げてございます。

まず、1点目の定義についてでございますが、これは条例第2条関係でございます。特定個人情報及び情報提供等記録の定義を追加するものでございます。

2点目といたしましては、特定個人情報利用の制限、条例第8条の2関係でございます。特定個人情報については、その利用目的及び利用の範囲は番号法で規定されております。目的の範囲を超えた特定個人情報の利用は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意を得ることが困難であるとき」につきましては認める必要がありますので、この規定を追加するものでございます。

3点目といたしまして、開示等の請求。条例第12条、13条関係でございますが、特定個人情報については、開示等の請求のできる者に、本人の委任による代理人（任意代理人）を認めるため、この規定を追加するものでございます。

4点目といたしまして、情報提供等記録の提供先等への通知。条例につきましては、26条の2関係でございます。各地方公共団体の個人情報提供記録は、情報の紹介者、提供者、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものでありますので、訂正した際にもこの関係三者に通知する規定を追加するものでございます。

大きな3点目、施行期日でございます。

番号法の施行期日を定める政令により、番号法の施行期日が平成27年10月5日とされたことによりまして、特定個人情報の保護措置を講ずる必要があることから、同じ日ですね、平成27年10月5日とするものでございます。

以上で議案第1号の説明とさせていただきますが、議案つづりの3ページから6ページが改正条文、議案関係資料の3ページから8ページまでが本改正に伴う新旧対照表となっておりますので、ご確認をいただければと存じます。

慎重審議の上、可決承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第2号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第2号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり7ページから11ページ、黄色の新旧対照表では9ページから13ページとなりますので、よろしく願いいたします。

初めに、ピンク色の議案つづり7ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第2号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月3日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

今回の改正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明がありましたように、番号法の施行によりまして、通知カード及び個人番号カードが交付されることとなります。本年10月以降、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号が記載された通知カードがそれぞれ世帯ごとに、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISから簡易書留で郵送されます。さらに平成28年1月以降は、希望する方に各種の行政手続等で活用されることになる個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを役場住民課の窓口において交付することになっておりますが、今回の条例改正は、それらのカードを滅失、盗難等の理由により再交付する際の手数料について定めるものであります。

資料の9ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条であります。本年10月以降、全ての町民に郵送されることになる通知カードを紛失した場合等において、通知カードを再交付する場合の手数料を1件につき500円と規定するものであります。

資料の10ページをお願いいたします。

第2条であります。平成28年1月以降、希望する方に交付される個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを再交付する場合の手数料を1件につき800円と規定するものであります。

また、現在、住民課の窓口において交付事務を行っております住民基本台帳カードについては、1月以降、交付を行わなくなることから、この住民基本台帳カードの交付に関する条

項を手数料条例から削るものであります。

黄色いつづりの新旧対照表9ページ、10ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条関係であります。現行の手数料条例、別表第2、26の項、住民基本台帳カードの交付の後に、27の項として通知カードの再交付に係る規定を加え、現行の27の項以降をそれぞれ1つずつ繰り下げるものであります。

新旧対照表11ページから13ページをお願いいたします。

第2条関係であります。平成28年1月1日からは住民基本台帳カードの交付を行わなくなることから、現行の別表第2、26の項を削ります。そして、現行の27の項、通知カードの再交付に係る規定を26の項に繰り上げ、その際に、第2号及び第4号のアンダーラインのとおりに、「通知カードの返納後」を「通知カード又は個人番号カードの返納後」に改めます。その次に、27の項として個人番号カードの再交付に係る規定を加えるものであります。

大変恐縮でございますが、ピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、11ページをごらん願います。

附則といたしまして、この条例につきましては、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定については平成28年1月1日から施行するものであります。

なお、この2種類のカード発行経費は、初回分は国庫補助金で賄われることとなりますが、再交付の場合は補助金の対象にはならず、実費分として当該者に負担してもらおうとするもので、再交付に係る手数料額については、総務省からの通知により定めるものであります。

また、山武郡内の全ての市町が同額の手数料を徴収することとしておりまして、それぞれ9月議会において条例改正を行うとのことですので、申し添えさせていただきます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第3号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第3号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

別冊になっております補正予算書をお手元にご準備願います。

1ページをごらん願います。

平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,288 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 110 億 1,686 万 1,000 円とし、第 2 条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を、第 3 条では、地方債の変更を目的に地方債補正を行おうとするものであります。

2 ページから 5 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正の 1、追加でございます。庁舎総合案内業務委託は、現在の業務委託期間が平成 27 年度末で終了することから、終了前に契約事務を進める必要がありますので、平成 27 年度から平成 30 年度までの期間、限度額 979 万 4,000 円で、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、第 3 表、地方債補正であります。今回の補正は、2 つの起債につきまして変更を行うものであり、いずれも起債の方法、利率、償還の方法には変更ございません。

合併特例事業では、限度額を 3,950 万円増額し 1 億 8,430 万円に、臨時財政対策債では限度額を 1,960 万円減額し 4 億 2,440 万円にそれぞれ補正しようとするもので、内容につきましては、歳入の 21 款町債で説明させていただきます。

7 ページから 9 ページは事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

10 ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、12 款分担金及び負担金の 2 項 1 目民生費負担金は、平成 26 年度分の老人福祉施設入所措置費負担金及びデイサービス事業利用者負担金に係る滞納繰り越し分 26 万 8,000 円で、続く 13 款使用料及び手数料の 2 項 2 目民生手数料は、平成 26 年度分の軽度生活援助事業手数料に係る滞納繰越分 10 万 3,000 円でございます。

次の 14 款からは国庫支出金であります。

1 項 1 目民生費国庫負担金は、身体障害者への補装具支給費の増額に対する 2 分の 1 国庫負担分 101 万 5,000 円、及び平成 26 年度障害児通所支援事業負担金の精算交付金 102 万 2,000 円であります。

続いて、2 項 1 目総務費国庫補助金は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 1,221 万 1,000 円でございます。本交付金につきましては、7 月臨時議会においてもご説明申し上げますとおり、地方自治体が地方創生のための事業に充てることを目的に、本年度策

定いたします地方版総合戦略に位置づける事業を先行して実施するための交付金であります。国全体の交付金の規模は、地方創生先行型1,700億円のうち、基礎交付分が1,400億円で、当町には既に3,548万7,000円が交付決定されておりますが、今回、一定の条件に合致した場合、上乘せ交付分といたしまして国全体で300億円が措置されることから、交付条件に見合う2つの事業を実施することとし、合わせて1,221万1,000円を計上するものでございます。なお、事業の内容につきましては、歳出のそれぞれの項目におきましてご説明申し上げます。

2目民生費国庫補助金は、白浜小児童クラブ及び横芝第2児童クラブの整備に係る3分の1国庫補助分1,628万4,000円であります。本年4月から子ども・子育て支援新制度の施行により、国の直接補助形式に変更となったものでございます。

4目土木費国庫補助金は、町道I-7、I-8、I-14号線道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金の補助内示額の減により1億231万3,000円を減額するものであります。

続く15款は、県支出金であります。

1項2目民生費県負担金は、先ほどご説明いたしました民生費国庫負担金と同様に、補装具費支給事業に対する4分の1県費負担分50万8,000円でございます。

2項2目民生費県補助金につきましても、先ほどの民生費国庫補助金でご説明いたしましたとおり、本年4月から施行された子ども・子育て支援新制度により、国庫補助分が直接補助形式に変更となったため、補助基本額を精査の上、放課後児童クラブ整備費補助金に含まれておりました国庫補助分1,512万4,000円を減額するものであります。

3目衛生費県補助金は、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金9万2,000円で、市町村が実施する自殺対策、うつ病対策の事業経費に対し、県が100%補助を行うものであります。

11ページに入りまして、4目農林水産業費県補助金は、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して交付する環境保全型農業直接支援対策事業交付金37万8,000円の増額、営農組織ぐるみで農用地の保全管理を行う多面的機能支払交付金事業に係る推進交付金12万円の増額、及び支払交付金8万8,000円の減額。さらに、農地集積・集約化対策事業費補助金20万4,000円の増額であります。

3項1目総務費委託金10万2,000円は、本年10月に実施されます国勢調査に係る指導員の増員等に対する委託金の増額であります。

続きまして、17款1項1目一般寄附金1,500万円は、ふるさと納税の謝礼品といたしまして、3万円以上の寄附者に対し、平成27年町内産のコシヒカリ1俵を設定することに伴い、500件分の寄附金収入を見込んだものであります。

18款1項1目国民健康保険特別会計繰入金9万3,000円及び3目介護保険特別会計繰入金829万1,000円は、いずれも平成26年度一般会計からの繰出金の精算に伴う繰入金でございます。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源手当のため、平成26年度からの繰越金のうち2億6,417万円を充てるものでございます。

20款7項1目雑入は、栗山川の環境整備に関する協定に基づく委託金64万8,000円であります。

最後に、21款は町債でございます。

1項1目総務債は、町道I-7、I-8、I-14号線道路改良事業に係る国庫支出金の減額に伴い、事業執行計画を精査し、合併特例事業債を3,950万円増額補正するものであります。

5目臨時財政対策債は、普通交付税の算定により本年度の臨時財政対策債発行可能額が決定したことから、1,960万円を減額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

なお、給与費関係につきましては本年4月1日の人事異動に伴う調整であり、共済費につきましては負担率の変更に伴うものでございます。職員の配置状況を基本に積算しておりますので、個別の説明は省略させていただきます。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

1款1項1目議会費は、一般職職員に係る給与費の調整。

2款1項1目一般管理費は、特別職及び一般職職員に係る給与費の調整のほか、秘書総務費7万8,000円は、町長車の冬タイヤの摩耗が著しいため交換するものであります。

13ページをお願いいたします。

2目人事管理費は、職員健康診断の実施医療機関の変更による契約単価が減となり、161万6,000円の減額となったものであります。

5目財政管理費は、財政管理事務費で、歳入の17款寄附金でもご説明いたしましたとおり、本年度のふるさと納税収入の増加と横芝光町産米の消費拡大を図ることを目的に、3万円以上の寄附者に対し、謝礼品として平成27年町内産のコシヒカリ1俵を設定するとともに、ふるさと納税のしやすさを向上させるため、インターネットによる申し込みやクレジット納付を新規導入するものであります。これらに要する経費といたしまして、12節役務費ではクレ

ジット収納サービス使用手数料に15万円、13節委託料ではインターネット申し込み業務委託料に2万5,000円、町内産米500俵の調達及び発送業務委託料に1,055万円、14節使用料及び賃借料ではクレジット収納サービス使用料に7,000円、合計いたしまして1,073万2,000円を計上いたしました。また、地方財政法の規定によりまして、前年度繰越金3億7,663万1,000円のうち、1億9,000万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7目財産管理費は、本庁舎維持管理事業として、役場庁舎北側に設置した用水ポンプが40年経過により劣化が著しいことから、本年度実施いたします高架水槽改修工事にあわせ、交換工事を実施するもので、設計管理業務に28万1,000円を、工事請負費に341万3,000円を計上するものであります。また、その他財産管理事業では、旧横芝中学校跡地の境界確認及び境界ぐい設置のための業務委託料49万7,000円の計上であります。

10目地域振興費は、両国新田集会所のエアコン交換及びトイレ修繕工事並びに鳥喰上新田集会所の縁側及び戸走りの修繕工事に130万2,000円を計上するものであります。

11目空港対策費は、歳入でもご説明いたしましたとおり、地方創生先行型交付金を活用いたしまして、成田空港周辺9市町による自治体連絡協議会が連携し、各市町の観光情報等を掲載したるるぶ特別編集版を作成するもので、作成部数等に応じた負担金221万1,000円を計上するものであります。

12目情報管理費は、住民情報系電算管理事業で、システム更新に伴うサーバーラックの購入、及び、14ページに移りまして、番号制度に対応するための機器の保守や設定委託料、専用端末の購入に96万3,000円を、内部情報系電算管理事業で各課で使用するプリンター消耗品に523万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

続いて、2項1目税務総務費及び次の3項1目戸籍住民基本台帳費は、いずれも一般職給与費の調整で、15ページの5項2目委託統計調査費は、本年10月実施の国勢調査に係る指導員報酬の増額10万3,000円であります。

続いて、3款民生費に入りまして、1項1目社会福祉総務費は、給与費調整のほか、国民健康保険特別会計繰出事業では、人事異動に伴う給与費調整や平成26年度の法定繰り出し金の精算により、繰出金を259万4,000円減額するものであります。

2目老人福祉費は、高齢者生きがい対策事業で、老人憩の家のトイレ改修及びゲートボール場の井戸給水ポンプ改修に39万5,000円、16ページに移りまして、はり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業で、利用者の増加による利用助成金240万円の増額、介護保険特別会計繰出事業では、人事異動等に伴う繰出金742万円の増額補正であります。

3目障害者福祉費では、障害者福祉事務費で、平成26年度分の障害者に係る医療費及び自立支援給付費等の国庫負担金について、精算の結果、332万6,000円を返還し、補装具費支給事業は、電動車椅子や義肢等の補装具に係る支給費に202万8,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

4目国民年金事務費は、人事異動に伴う一般職給与費の調整であります。

17ページの2項2目児童措置費は、平成26年度保育緊急確保事業の精算による国庫補助金20万5,000円の返還で、次の4目保育所費は、給与費調整のほか、横芝保育所運営事業で横芝保育所内のパスと呼ばれる高圧気中負荷開閉機器の交換工事費55万1,000円の計上であります。

5目学童保育費は、財源振替で補正はございません。

4款衛生費に入りまして、1項1目保健衛生総務費は、給与費調整のほか、保健衛生総務事務費では、各種健診の通知作成等に活用する紙折機購入に32万9,000円、養育医療費給付事業では、18ページにかけまして、未熟児に係る平成26年度養育医療費国庫負担金の精算返還金20万6,000円の計上であります。

3目健康づくり費は、財源振替でございます。

4目健康増進対策費は、がん検診事業で、東陽病院での胃がん個別検診を実施するに当たり、対象者への通知経費及び検診委託料に116万2,000円を計上いたしました。

続く6目環境衛生費は、給与費調整のほか、環境美化推進事業で、河川環境整備委託金64万8,000円を全額充当し、ボランティアでは対応困難な栗山川堤防除草工事を業者委託で実施するほか、資源ごみ集積所施設の整備箇所の変更に伴い、事業費補助金を5万円補正計上するものであります。

続いて、19ページからは5款農林水産業費に入り、1項1目農業委員会費では、給与費調整のほか、県の補助金を活用して農地台帳システムへの入力作業に係る臨時職員賃金21万3,000円を計上しました。

2目農業総務費は給与費調整で、3目農業振興費は、需給調整推進対策奨励事業で、各助成対象作物に係る申し込み数量による調整のほか、麦・大豆の団地化加算分を増額助成すること等により109万2,000円を増額し、姉妹都市交流事業では、千曲市の物産交流フェアに参加するためのバス借上げ料17万3,000円、さらには環境保全型農業直接支援対策事業では、カバークロープ等の環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体への交付金50万5,000円の計上であります。

5目農地費では、町単土地改良補助事業で、木戸台区、谷中東区を初め、9地区の土地改良施設整備に係る資材支給921万1,000円のほか、光第2工区の排水路改修や鳥喰新田区など12地区に係る掘削事業等の土地改良事業補助金216万5,000円、20ページに移りまして、県営土地改良負担金事業で県営かんがい排水事業両総茂原南地区負担金45万1,000円、地域排水管理事業では栗山川3号排水路整備に係る家屋事前調査委託料139万4,000円、木戸排水機場管理事業では老朽化に伴うパス交換工事に76万7,000円、多面的機能支払交付金事業では活動組織の増加に伴う実施状況調査委託料の増及び対象農地の面積変更による減により、合わせて15万3,000円をそれぞれ補正計上するものであります。

6款1項1目商工振興費は、給与費の調整であります。

21ページに移りまして、7款土木費に入ります。

1項1目土木総務費は、給与費の調整。

2項3目道路新設改良費は、給与費調整のほか、町道I-7号線道路改良事業では、既存パイプラインの移設に伴う設計業務委託の追加及び土地購入費の減により事業費全体では2,427万円の減額、町道I-14号線道路改良事業では、大布川橋への取付道路詳細設計業務委託の追加、及び、22ページに移りまして、道路改良工事の減により、事業全体では1,422万円の減額。交通安全対策事業では、町道I-22号線に係る交通安全施設の設置工事に124万2,000円、その他町道整備事業では、町道I-10号線に係る概略設計業務委託及び原方地先の町道局部改良工事に427万4,000円、町道I-8号線道路改良事業では、調査及び登記委託料の増減のほか、道路改良工事費の減、用地購入費及び物件補償費の増により、事業全体では326万5,000円の減額をそれぞれ補正計上するものであります。

4項1目都市計画総務費では、給与費の減。

23ページの5項1目住宅管理費では、戸建て栗山住宅の除去に係る工事設計委託料及び除却工事に115万6,000円を計上するものであります。

続きまして、8款は消防費であります。

1項2目非常備消防費は、役場消防隊の冬季防寒服購入に24万2,000円を、3目消防施設費は、防災行政無線維持管理事業で電波法に基づく定期検査委託料及び津波避難タワー内の無線屋外戸局電話機の移設工事費に44万2,000円を、防火水槽設置事業で私有地内に設置の防火水槽2基の撤去工事に129万6,000円を、4目災害対策費は、地方創生子育て防災対策事業で、歳入でもご説明いたしましたとおり、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した創生先行事業として、乳幼児や妊婦が必要とする物品や災害避難所への非常用照明

備品などの子育て世帯災害備蓄品を整備するため、事業全体で1,000万円を補正計上するものであります。

続いて、9款教育費に入りまして、1項2目事務局費は、特別職及び一般職職員に係る給与費の調整。

24ページに移りまして、学区検討事業で、学校の適正配置等を検討するために設置する学区検討委員会の委員報酬等の運営経費25万円の計上であります。

2項1目学校管理費及び5項1目社会教育総務費はいずれも給与費の調整で、25ページの3目共同利用施設費は、町民会館の事務室、調理室のエアコン修繕費15万1,000円の計上、4目図書館費は一般職給与費の調整であります。

最後に、6項2目体育施設費は、ふれあい坂田池公園湿性植物園協の単独浄化槽の修繕に40万円、公園内の街灯の器具交換工事に28万4,000円を計上するものであります。

26ページから28ページは給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

29ページは、本補正予算において追加いたしました債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

第2表でご説明いたしました庁舎総合案内業務委託の平成27年度から平成30年度の支出予定額は979万4,000円でございます。

最後に、30ページは、地方債の現在高に関する調書であります。一般会計で管理する地方債の前々年度末及び前年度末の現在高並びに当該年度末の現在高見込み額につきまして、起債の区分ごとに金額を取りまとめたもので、9月補正時点での調書として作成したものでございます。

以上、平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時54分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

議案第4号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第4号の平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明させていただきます。

資料につきましては、別冊の補正予算書案にて説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。左上に議案第4号と記載されている資料でございます。この資料でございます。

今回の補正予算は、1ページの第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ625万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,525万2,000円とするものでございます。補正予算の詳細については、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

6ページをごらん願います。

初めに歳入の内容からご説明申し上げます。

10款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金であります。4月の人事異動に伴う人件費等に係る繰入金を調整し、286万4,000円を減額するものでございます。

また、その下の行、4節出産育児一時金等繰入金であります。平成26年度の一般会計繰入金を精査した結果、当該年度に繰り入れるべき27万円が歳入不足であったことから清算金として繰り入れを行うもので、1目一般会計繰入金全体としては259万4,000円の減額補正となります。

続いて、11款1項2目その他繰越金であります。今回の補正の歳出において、増額補正を行う償還金及び一般会計繰出金の財源調整といたしまして、不足分884万6,000円を前年度繰越金により充当するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費、1目一般管理費であります。4月の人事異動に伴う職員給与費の減額調整及び重度心身障害者医療給付事業の改正に伴う電算システム改修費の増額分を差し引いて286万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、11款1項償還金及び還付加算金、3目償還金902万3,000円あります。平成26年

度に国から交付された療養給付費負担金について本年度に精算を行った結果、過払いとなった分を返還するものでございます。なお、この補正財源には、前年度繰越金のほか、歳入でご説明をいたしました出産育児一時金に係る繰り入れ分27万円も含まれております。

次に、11款3項繰出金、1目一般会計繰出金9万3,000円ではありますが、平成26年度に一般会計から繰り入れいたしました給与費等を初めとする法定繰入金について、本年度に精算して一般会計に返還するものであります。

以上、今回の補正額は歳入総額、歳出総額ともに625万2,000円でございます。

なお、8ページ及び9ページは給与費明細書でありますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第5号について、福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 議案第5号について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、介護保険特別会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

議案第5号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,843万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,287万7,000円とするものであります。

本案は、町長の提案理由にございましたように、人事異動に伴う人件費と平成26年度に受け入れました国・県・町支払基金からの負担金等の精算を行うための調整でございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

歳入は、8款1項3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金の742万円は、人事異動に伴う人件費分で、一般会計からの法定繰り入れとなります。

9款1項1目繰越金、1節繰越金の3,101万5,000円は、歳出に計上してあります国・県等への返還金の財源に充てるものです。

7ページをお願いいたします。

歳出は、1款1項1目一般管理費、2節給料463万円、3節職員手当175万8,000円、4節共済費103万2,000円は、人事異動に伴う人件費の調整です。定期異動で保健士1名が配置と

なり、介護班の総員が6名から7名になりました。

7款1項2目償還金、23節償還金、利子及び割引料の2,272万4,000円は、前年度に受け入れました国庫負担金、県負担金、支払基金交付金の額がそれぞれ確定したことにより、超過受け入れ分を返還するものです。内訳は、国が1,464万4,000円、県が410万円、支払基金が398万円となります。

7款1項4目一般会計繰出金、28節繰出金の829万1,000円は、前年度の一般会計繰入金の事業費が確定したことにより、超過繰り入れ分を一般会計に繰り出し、いわゆる返還をするものです。主な内訳は、保険給付費分で313万円、事務費分で482万円となっています。

介護保険会計は、当該年度分の国・県などからの負担金を保険給付費等の見込み額で受け入れ、保険給付費等の額が確定した翌年度に追加交付あるいは返還といった精算をする仕組みとなっています。

今回の補正では、平成26年度分の精算として、一般会計繰出分を含め3,100万円余りの返還金を計上しています。このうち保険給付費分は約2,500万円となりますが、これは26年度に保険給付費が減少したわけではなく、見込んだ保険給付費の伸びよりも実質の伸びが低かったということによるものです。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第6号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、別冊になっております議案第6号の1ページをごらんください。

議案第6号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について補足説明させていただきます。

このたびの補正予算は、第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,861万3,000円とするものであります。

それでは、6ページをごらんください。

まず、歳入であります。4款1項1目繰越金ですが、歳出補正予算の財源調整のための補正として、前年度繰越金に63万円を増額し、2,609万1,000円とするものであります。

次に、歳出であります、7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、賃金63万円の増額補正であります。これは現場職員退職による人員・技量不足を補うため、臨時職員賃金の増額をするものであります。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第7号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、町長から提案理由の説明がございました議案第7号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第7号と書かれました補正予算書をごらんください。

1ページ、第1条には総則を、第2条では外来患者見込み数と病院改築事業費につきまして、業務の予定量の補正を行うものであります。第3条、収益的収入及び支出の補正につきましては、第1款の収入及び支出それぞれに1,143万9,000円を追加し、総額を13億8,447万1,000円とするものであります。

2ページになりますが、第4条、資本的収入及び支出の補正につきましては、第1款第1項建設改良費に234万5,000円を追加し、第1款資本的支出の総額を2億7,132万9,000円とし、補正に伴う不足財源につきましては、予算第4条、本文括弧中に示しております当年度分損益勘定留保資金で補填する額を、当初の1億365万4,000円から1億599万9,000円に改めるものであります。

続きまして、第5条、債務負担行為についてであります、これは院内診療情報系システムの構築を図るためのもので、本年度中に契約の相手方を選定したいため、平成27年度から平成28年度までの期間で債務負担行為を設定し、限度額を1億3,000万円と定めるものであります。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをごらんください。

上段の表、収益的収入及び支出の収入、1款1項2目外来収益1,143万9,000円の追加でございますが、患者数は減少しているものの、1人当たりの診療単価がふえておりますので、これを実績見込み額として見直し、補正財源とするものであります。

続いて、支出の1款1項3目経費1,137万9,000円の追加でございますが、6節消耗備品費31万2,000円は、待合室ロビーの一面にC F待機室、これは大腸内視鏡の検査をするために下剤等を飲む場所でございます。この3室を設置するに当たりまして、リクライニングチェア3台、テレビ2台の購入のほか、看護学生の実習を受け入れるため、実習生用の机、椅子等を購入するものであります。

12節修繕費242万6,000円は、乳がん検診で使用しているマンモグラフィーの修繕費130万円のほか、患者用ベッドの修繕112万6,000円を計上しております。患者用ベッドにつきましては、昨年度に101台ございます全ての点検調査を実施しましたところ、48台に何らかのふぐあいを確認できましたことから、20年を経過いたします手動ベッドにつきまして、順次、電動ベッドへの更新を行うこととしております。本補正予算では、ベッド本体の修繕が11台、前回調査対象としておりませんでした折りたたみサイドレール70基の交換を予定しております。

続きまして、14節賃借料50万円は、患者数の増加に対応するため各病棟で使用しておりますエアマット及びポンプ6台のリース料14万円を、また病衣につきましても36万円の追加経費を計上したものであります。

16節委託費814万1,000円は、手術件数の増加に伴い、麻酔科業務委託費530万9,000円、看護師紹介料3名分の283万2,000円を追加するものであります。看護師の確保対策につきましては、奨学金制度を初め、病院ホームページ、新聞折込への求人情報により行ってはおりますものの、10万人当たりの看護師数が千葉県は全国ワースト2位の現状もあり、なかなか成果が得られない状況でございます。このため、医師の確保とともに、看護師確保を最優先課題として取り組むため、増額補正をお願いするものであります。

続いて、6目研究研修費6万円につきましては、看護学生の実習を受け入れるため、図書購入費として計上させていただいております。

続いて、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の補正になります。

今回の補正は、支出のみの補正を行うものであり、その財源につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、当年度分損益勘定留保資金で補填することとし、支出の1款1項1目改築事業費に234万5,000円の追加を行うものであります。

1目1節工事費189万1,000円の追加でございますが、病院ロビーの一面にC F待機室を設置するため、既存のパーティションの組みかえと新設を行うものであります。現在は1室分のスペースしかなく、待機室として支障を来していることから、3室分を確保すると、そう

いうものでございます。

また、男子トイレの改修工事につきましては、1階男子トイレのセンサー部の故障により洗浄水が流れない状況となりましたことから、これを解消するために必要な2基分の経費を計上させていただいております。

2節委託費45万4,000円の追加でございますが、当初予算に浴室改修工事の予算を計上させていただいたところでございますが、当初の積算では段差部分の解消、躯体部分の工事施工に問題が生じておりますので、適正な設計監理を行うための経費を計上させていただくものでございます。

6ページでございますが、ここには債務負担行為での翌年度以降の支出予定額に関する調書を示させていただいております。

以上、議案第7号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第8号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第8号 平成26年度横芝光町一般会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

議案につきましては、議案つづりの13ページでございますが、今回、説明につきましては、別つづりとなっております平成26年度決算資料、決算に係る所要な施策の成果及び実績報告書、この決算資料によりましてご説明させていただきますので、お手元にご用意願います。

それでは、表紙から2枚めくっていただきまして、資料のページ、1ページをごらん願います。

会計別決算の状況のうち、一番上段の一般会計でございます。なお、数字の表記は千円単位となっておりますので、ご留意願います。

平成26年度の一般会計、歳入決算額は109億5,505万5,000円、歳出決算額は105億5,820万円で、前年度に比較いたしまして、歳入では2億6,561万3,000円、2.5%の増、歳出では3億6,464万6,000円、3.6%の増であります。

次の2ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出款別・性質別決算額の前年度対比の表でございます。まず、款別の歳入

についてご説明いたします。

1 款町税は、決算額が24億5,955万7,000円で、前年度に比較して8,594万2,000円、3.4%の減となっております。

主な税目別といたしましては、個人町民税が譲渡所得に係る所得割額の減少等によりまして約8,940万円の減、固定資産税は、新增築家屋の増加によりまして約869万円の増。町たばこ税は、たばこ消費の減少によりまして約739万円の減でございます。

徴収率では、軽自動車税が対前年度比で1.2%上昇したほか、個人及び法人町民税、固定資産税とも全て前年度を上回っております。

2 款地方譲与税は、国が徴収した揮発油税や自動車重量税を原資に算定交付されるもので、エコカー減税の影響等によりまして、決算額が1億5,025万5,000円と前年度に比較いたしまして743万6,000円、4.7%の減となりました。

3 款利子割交付金は、決算額が417万6,000円で、前年度に比較しまして11万9,000円、2.8%の減、4 款配当割り交付金は、株式配当所得の伸びにより決算額が1,856万8,000円と前年度に比較して1,037万6,000円、126.7%と大きくふえ、5 款株式譲渡所得割交付金は、決算額1,314万円と前年度に比較いたしまして191万8,000円、12.7%の減、6 款地方消費税交付金は、平成26年4月からの消費税率の改正によりまして決算額が2億4,668万7,000円と前年度に比較しまして4,506万円、22.3%の増となっております。なお、税率の引き上げ分につきましては、全額が社会保障費に使われております。7 款ゴルフ場利用税交付金は、決算額2,520万6,000円で、前年度比較で320万6,000円、14.6%の増、8 款自動車取得税交付金は、消費税率改正に伴う自動車取得税の引き下げによりまして、決算額が2,975万9,000円で、前年度に比較しまして4,047万4,000円、57.6%と大幅な減額となっております。以上の交付金は、県からそれぞれの積算方法によりまして交付されたものでございます。

続きまして、9 款地方特例交付金でございます。住宅借入金等特別税額控除分の原資補填に係る特例交付金でございます。決算額863万6,000円と、ほぼ前年度並みでございました。

続きまして、10 款の地方交付税でございますが、決算額34億2,117万2,000円で、前年度に比較しますと1,808万6,000円、わずかでございますが、0.5%の減となりました。内訳といたしましては、前年の対比で申し上げますと、普通交付税が603万9,000円の増額となった一方、特別交付税は1,374万円、震災復興特別交付税は1,038万5,000円のそれぞれ減額となったところでございます。

11 款の交通安全対策特別交付金は、決算額446万8,000円、前年度比較で57万7,000円、

11.4%の減でございます。

12款分担金及び負担金は、決算額1億2,831万4,000円、前年度対比で8,439万9,000円、39.7%の大幅減となっております。これは、図書館空調機能回復工事の完了によりまして、前年度ありました成田空港株式会社からの助成金が減額となったことによるものでございます。

13款使用料及び手数料は、決算額4,684万2,000円、前年度対比で141万2,000円、3.1%の増でございます。

14款国庫支出金は、決算額9億5,300万2,000円で、前年度対比1億4,169万2,000円、12.9%の減でございます。これは臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付補助金が創設された一方、道路整備事業の進捗によりまして、道整備交付金が皆減になったこと、あるいは国の経済対策としての地域の元気臨時交付金が終了したこと等によるものでございます。

15款の県支出金は、決算額が6億4,770万9,000円で、これはほぼ前年度並みの収入となっております。主な増減といたしましては、保育所緊急整備事業補助金の皆増、国民健康保険基盤安定負担金の増などの一方、強い農業づくり交付金、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、緊急雇用創出事業補助金が皆減となったところでございます。

16款の財産収入は、決算額1,314万円、前年度比で289万2,000円、18%の減であります。不動産売り払い収入の減額が主な要因となっているところでございます。

17款の寄付金でございますが、137万8,000円の決算額でございます。この主なものといたしましては、ふるさと納税の46件、116万円で、このほかに教育寄附金等がございました。

18款の繰入金は、決算額4億7,667万4,000円、対前年比で3億6,531万7,000円、328.1%と大幅な増額となったところでございます。この要因といたしましては、社会福祉基金を保育委託事業へ充てたほか、学校施設等整備基金と公共公益施設整備基金を統合いたしまして、平成26年度において新たに公共施設総合管理基金を創設したこと等によるものでございます。

なお、一般会計における主な基金保有額の状況でございますが、財政調整基金が24億5,907万1,000円、地域振興基金が3億3,506万8,000円、ただいま申し上げました公共施設総合管理基金が3億2,276万4,000円などで、総額といたしまして36億9,751万9,000円でございます。

19款繰越金は、決算額4億9,588万8,000円で、対前年比5,252万4,000円、11.8%の増でありました。

20款諸収入は、決算額6億2,018万4,000円で、対前年比599万1,000円、1%の増でありま

す。この諸収入のうち、空港周辺対策交付金につきましては、普通交付金、特別交付金を合わせまして4億3,533万9,000円の収入済額で、前年に比べまして237万9,000円の減額となりました。

最後に、21款町債は、決算額11億9,030万円で、対前年比1億7,010万円、16.7%の増であります。これは横芝小学校施設改修事業の終了などの減額要因の一方で、日吉小学校屋内運動場改築事業や津波避難施設などの防災基盤整備事業が増加したこと等によるものであります。

続いて、3ページをお願いします。目的別の歳出でございます。

1款の議会費は、決算額1億1,120万7,000円、前年度に比較いたしますと296万2,000円、2.7%の増となりました。主な要因は、配置人員に合わせました職員給与費の増によるものでございます。

2款の総務費は、決算額20億4,544万3,000円で、前年度に比較いたしまして4億5,292万3,000円、28.4%の大幅増となりました。この増額の要因といたしましては、歳入の繰入金でもご説明いたしましたとおり、3億2,276万4,000円を積み立てまして、新たに公共施設総合管理基金を創設したことや、健全な財政基盤を構築するため、財政調整基金や減災基金の積み増しを行ったこと等によるものでございます。

3款民生費は、決算額28億9,214万5,000円で、前年度比較では3億4,946万1,000円、13.7%の増額でございます。増額の要因といたしましては、消費税率の引き上げ影響を緩和するために住民税非課税者を対象に実施いたしました臨時福祉給付金給付事業や、児童手当受給者を対象とした子育て世帯臨時特例給付金給付事業のほか、光楽園老人ホーム外階段設置事業やフタバ保育園園舎移転改築事業への補助等によるものでございます。

4款衛生費は、決算額13億5,568万1,000円で、前年度比較では1,599万3,000円、1.2%の減であります。予防接種や各種がん検診事業、基本健診事業など、町民の健康増進事業の充実を図った一方、東陽病院事業会計繰出金を初め、上水道、火葬業務、し尿処理に係る一部事務組合への負担金の減額等によりまして、衛生費全体ではわずかに減額となったところであります。

5款農林水産業費は、決算額が3億7,344万8,000円で、前年度比較では1億1,453万5,000円、23.5%の減でありました。国の強い農業づくり交付金を活用したライスセンター更新事業の終了のほか、農業基盤整備事業負担金、県営かんがい排水事業負担金、広域農道事業費負担金等の減によりまして、農林水産業費全体では減額となったところでございます。

6款商工費は、決算額5,687万3,000円で、産直交流施設基本調査業務委託等の増額要因はあるものの、中小企業振興融資利子補給金の減少等によりまして、前年度と比較して257万円、4.3%の減となりました。

7款土木費は、決算額6億4,952万円で、国の交付金や合併特例事業債を活用した大型の道路橋梁事業の進捗が図られ、事業量が前年と比較して減少したことや、駅前広場整備事業における用地買収、移転補償の進捗等によりまして、土木費全体では対前年比3億7,107万6,000円、36.4%の大幅減となりました。

8款消防費は、決算額5億6,111万3,000円で、前年度と比較して9,776万5,000円、21.1%の増額でありました。これは消防車両整備事業での消防自動車3台の購入に加え、災害対策施設整備事業といたしまして、白浜・上堺両小学校への津波避難外階段設置工事及び屋形立会地先への避難タワー建設工事を実施したこと等によるものであります。

9款教育費は、決算額14億9,968万2,000円で、前年度と比較いたしまして759万4,000円、0.5%の減でありました。主な増減といたしましては、繰越明許費により実施した日吉小学校屋内運動場改築事業などの増額要因の一方、横芝小学校トイレ整備、図書館空気調和設備改修、町体育館耐震及び大規模改修など、平成25年に実施しました各大型工事の完了等によりまして、教育費全体ではほぼ前年度並みの支出額となったところでございます。

10款災害復旧費は、平成26年度の支出はなく、11款公債費は、決算額が10億1,308万8,000円と、前年比較では1,599万9,000円、1.6%の減でありました。なお、公債費の今後の見込みでございますが、平成31年度に約12億3,100万円とピークを迎え、その後、平成34年度まで12億円台で推移する見通しでございます。

4ページをお願いいたします。先ほどの目的別から、今度は性質別の歳出でございます。

最初の1の人件費でございます。人件費は、決算額が16億4,846万6,000円、前年度に比較しますと7,677万4,000円、4.9%ほどふえております。これは国の要請に基づきまして平成25年度に実施いたしました職員の給与削減措置が終了したほか、町独自に行っておりました特別職の給与カットの終了等によりまして、対前年比では増額となったものであります。

2の扶助費でございますが、決算額13億9,161万4,000円で、前年比較で1億493万3,000円、8.2%の増でございます。扶助費につきましては年々増加傾向にございますが、平成26年度の主な増加要因といたしましては、先ほども申し上げました臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業が創設されたほか、保育委託事業費及び障害児通所支援事業費の増額等によるものでございます。

3の公債費でございます。決算額10億1,308万8,000円、前年度に比較しまして1,599万9,000円、1.6%の減でございます。公債費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後も増加が見込まれ、平成31年度にピークが来るというような予測でございます。なお、平成26年度末における地方債の残高合計でございますが、122億1,612万6,000円でございます。

4の物件費ですが、決算額13億22万3,000円、前年度に比較しまして4,355万5,000円、3.5%の増でございます。平成26年12月から開始いたしましたデマンド乗り合いタクシーの運行及びオペレーター業務の委託料、臨時福祉給付金の給付事務や学習指導講師等の臨時職員賃金の増が主な増加要因でございます。

5の維持補修費は、決算額3,439万9,000円で、前年比較171万6,000円、4.8%の減であります。道路維持事業委託料は増加傾向にあるものの、社会教育及び社会体育施設に係る修繕費の減によりまして、全体では減額になったところでございます。

6の補助費でございますが、決算額19億8,084万円で、前年度に比較して4,484万6,000円、2.2%の減となっております。一部事務組合や制度による事業補助金がこの補助費の主なところでございまして、各年度によって増減にばらつきがございしますが、平成26年度で申し上げますと、東陽病院事業会計繰出金が医療収益の増により減額となったほか、空港シャトルバス車両購入負担金が減となったこと等によりまして、全体では減額となったところでございます。

7の投資及び出資・貸付金は、決算額が1,140万7,000円、前年度比較いたしまして497万7,000円、30.4%の減でございます。成田空港周辺地域共生財団出捐金や九十九里地域水道企業団出資金の減などが主な減額要因でございます。

8の繰出金ですが、決算額9億1,626万6,000円で、前年度に比較いたしまして1,842万9,000円、2.1%の増でございます。繰出金は、繰り出し先の事業や財政状況によりまして増減がございしますが、前年度比で国民健康保険特別会計への繰出金が1,413万円、介護保険特別会計への繰出金が約881万円増加した一方で、後期高齢者医療に係る療養給付費負担金が489万円減少したところでございます。

9の積立金は、決算額が5億9,468万6,000円で、前年度に比較いたしまして3億5,903万1,000円、152.4%の大幅増でございます。これは2ページや3ページで歳入、あるいは目的別歳出でも既にご説明いたしましたとおり、平成26年度に基金を統合し、新たに公共施設総合管理基金を創設したほか、財政調整基金あるいは減災基金への積み立てにより、この9の

積立金総額が増額となったところでございます。

10の投資的経費でございますが、決算額が16億6,721万1,000円で、前年度に比較いたしまして1億7,053万8,000円、9.3%の減でございます。このうち、普通建設事業費におきましては、津波避難施設整備事業や日吉小学校屋内運動場改築事業等によりまして増額となったものの、横芝小学校あるいは図書館、町体育館等の大規模改修事業等の終了等によりまして、前年度対比では大きく減少したところでございます。

下のグラフをごらん願います。右から2番目の投資的経費の歳出に占める割合は、平成25年度、白のグラフが、18%から、平成26年度、その並びの網掛けとなったところが15.8%と、歳出に占める割合といたしましては2.2ポイントの低下となったところでございます。

次の5ページから30ページにかけましては、平成26年度の主要な事業の実施状況が記載されております。表の一番左側に行数、次に決算書の対応するページ、款、項、目と続きまして事業名、決算額、それとその財源内訳、一番右側がそれぞれの事業の主な説明となっております。

また、31ページ以降は、特別会計の状況を初めとしまして、各種の決算資料を添付しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

以上で平成26年度一般会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第9号及び議案第10号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第9号及び議案第10号の詳細につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号の平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、一般会計と同様に、平成26年度決算資料によりまして説明をさせていただきます。

資料の41ページをお願いいたします。資料の文字が小さくて大変申しわけございませんが、ご容赦いただきたいと思います。

左側の表が歳入、右側の表が歳出となっておりますが、この中から主な区分につきまして、説明をさせていただきます。

まずは歳入の一番上段、1款国民健康保険税ですが、これは国保会計歳入の約4分の1を占める主要財源であります。国保被保険者数の減少や景気低迷による所得の落ち込み等に加えまして、平成26年度は国保加入者の低所得者に対する軽減措置が拡大されたことによりまして、前年度と比較し、率で4.1%、額にして3,748万2,000円減の8億7,798万4,000円となりました。

次に、2行飛ばしまして、4款国庫支出金であります。前年度と比較し、率で4.6%、額にして4,076万2,000円増の9億2,049万6,000円となりました。このうち、特別調整交付金の特調は前年度と同額の3,600万円が交付されたところでございます。

次に、5款療養給付費等交付金であります。これはサラリーマンOBである退職被保険者に係る医療費の保険者負担分7割分を従前に加入していた被用者保険が負担するもので、平成26年度は退職被保険者の人数が減少し、それに伴って医療費が前年より減少したことによりまして、率で7.5%、額にして999万9,000円減の1億2,334万4,000円となりました。

次に、6款前期高齢者交付金ですが、これは国保と各被用者保険の年齢構成の不均衡を調整するため、65歳以上75歳未満のいわゆる前期高齢者の多い国民健康保険者に交付されるもので、前期高齢者の医療費の伸びに応じまして、前年度と比較し、率で7.6%、額にして4,848万4,000円増の6億8,277万3,000円となりました。

次に、1行飛ばしまして、8款共同事業交付金ですが、これは高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、一定基準を超える部分の高額医療給付費の割合によって国保連合会から交付されるもので、前年度と比較し、率で5.4%、額にして1,975万6,000円増の3億8,780万5,000円となりました。

続いて、1行飛ばしまして、10款繰入金であります。前年度対比5.6%増の2億6,765万9,000円となりました。内訳につきましては、国、県及び町一般会計から補填される基盤安定繰入金が、保険軽減分と保険者軽減分を合わせまして1億4,292万8,000円、職員給与費や出産育児一時金などに係る法定繰入金が7,473万1,000円、さらに一般会計からの法定外繰入金が5,000万円となっています。

次に、11款繰越金ですが、これは平成25年度からの繰越金で、前年度と比較いたしまして46.6%の大幅な減となる9,748万4,000円でありました。

これらを合計いたしまして、平成26年度の歳入総額は35億9,473万3,000円でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。右側の表をごらん願います。

初めに、1款総務費ですが、これは職員の人件費や事務費、国保連合会負担金などで、前

年度と比較して5.2%減の6,517万2,000円でありました。

次に、2款保険給付費ですが、これは国保の保険者である町が平成26年度中に医療機関に支払った医療費の総額で、高齢被保険者を中心とした受診機会の増加とともに、医療技術の高度化、医療の長期化等によりまして、年々増加傾向にあります。町ではジェネリック医薬品の普及促進、病気の早期発見・早期治療につながる短期人間ドック受診への助成、さらには水中ウォーキング教室など健康づくり事業を強化・推進しておりますが、なかなか減少していかないのが実態で、前年度と比較いたしまして、率で1%、額にして2,292万1,000円増となる22億1,203万円となりました。

次に、3款後期高齢者支援金等ですが、これは後期高齢者医療制度の財源に充てるため、現役世代からの支援金として支出するもので、高齢化の進展などによりまして年々増加傾向にあります。平成26年度については、支援金の算定基礎となる国保被保険者数の減少幅が大きかったことなどによりまして、前年度と比較し、率で1%、額にして527万9,000円減の5億710万3,000円となりました。

次に、2行飛ばしまして、6款介護納付金であります。これは介護保険2号被保険者、40歳から64歳の方々分の支払基金への納付金で、これについても国保被保険者数の減少等により、前年度と比較して、率で3%、額にして742万7,000円減の2億3,724万8,000円となりました。

次に、7款共同事業拠出金ですが、この事業は、歳入の8款でもご説明いたしましたが、一定基準を超える高額な医療費を対象に、各保険者が互助事業として拠出金を出し合い、負担の均一化を図るもので、平成26年度は、全県下において高額医療費が増加したことに伴いまして、前年度対比2.6%、額にして1,046万9,000円増の4億1,106万8,000円でありました。

次に、8款保健事業費ですが、これは短期人間ドック委託料や水中ウォーキング教室運営費及び特定健診・特定保健指導などに係る経費であります。平成26年度は短期人間ドック受診者数が大幅に増加したことによりまして、前年度対比8.2%、額にして286万8,000円増の3,802万8,000円でありました。

これらを合計いたしまして、平成26年度の歳出総額は34億9,826万5,000円となりました。

平成26年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額が35億9,473万3,000円、歳出総額が34億9,826万5,000円で、差引収支額は9,646万8,000円でありました。

引き続きまして、議案第10号の平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして、説明をさせていただきます。

資料については、同じ資料の42ページになりますので、よろしくお願いたします。次のページになります。

後期高齢者医療制度は、平成20年度からスタートした医療制度で、運営主体は広域連合となっております。町の分担事務といたしましては、保険料の徴収及び広域連合への納付、保険証の引き渡しや諸届け等の窓口事務などで、それらの収支を本会計において賄うものでございます。

初めに、歳入であります。左側の表をごらん願います。

1 款後期高齢者医療保険料であります。現年度分の保険料収納率が年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で97.0%、全体では99.0%となり、決算額は、前年度対比2.8%増の1億4,627万3,000円でありました。

次に、2 行飛ばしまして、4 款繰入金であります。これは一般会計からの事務費繰入金と保険料軽減分の公費補填である保険基盤安定繰入金の合計で、前年度対比3.4%増の6,968万9,000円でありました。

これらを合計いたしまして、平成26年度の歳入総額は、前年度対比3.3%、額にいたしまして719万2,000円増の2億2,442万6,000円となりました。

次に、歳出ですが、右側の表をごらんいただきたいと存じます。

1 行目の1 款総務費は、職員の人件費や事務費に係る経費であります。平成26年度については、育児休業に伴う職員給与費の調整があったことから、前年度と比較いたしまして28.9%減の365万6,000円となりました。

次に、2 款後期高齢者医療広域連合納付金であります。これは歳出合計の95.3%を占めておりまして、保険料納付金と国、県及び町一般会計から補填される基盤安定納付金の合計であります。前年度と比較いたしまして3.4%増の2億1,100万円でありました。

次に、3 款保健事業費であります。これは後期高齢者の健康診査に係る経費として、広域連合からの委託により町が実施しているもので、前年度対比9.4%増の490万7,000円でありました。

これらを合計いたしまして、平成26年度の歳出総額は、前年度対比2.7%、額にいたしまして589万4,000円増の2億2,133万7,000円となりました。

平成26年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入が2億2,442万6,000円、歳出が2億2,133万7,000円で、差し引き収支額は308万9,000円でありました。

以上で、議案第9号及び議案第10号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 1時58分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

議案第11号について、福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） それでは、議案第11号、介護保険特別会計決算につきまして、決算資料によりご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、43ページをお願いいたします。介護保険特別会計の前年対比内訳表になります。

平成26年度の歳入総額は20億6,238万8,000円で、前年比、金額では5,935万9,000円、率では3.0%の増です。

同様に、歳出総額は19億298万9,000円で、前年比、金額では875万7,000円の減、率ではマイナス0.5%となりました。

歳出総額が前年比マイナスとなりましたのは、表の（A）－（B）の欄にありますように、2款保険給付費が2,500万円余りふえているものの、7款諸支出金、これは国や県への前年度精算に係る返還金ですが、この返還金が大きく減額になったことによるものです。

続いて、55ページをお願いいたします。大変小さい字の表で恐縮でございます。下から2つ目、介護保険料の収入状況の表をごらんいただきたいと思います。

その一番上の行になりますが、平成26年度普通徴収、現年度分の未納額、これは716万9,800円となりました。徴収率は82.9%です。しかしながら、普通徴収の構成割合が全体の1割ほどのため、特別徴収を含めました現年度分の徴収率は98.6%となりました。

それでは、主要事業として掲げました3事業につきまして、ご説明をさせていただきます。32ページをお願いいたします。上段の表が介護保険分となります。

1行目、一般管理費の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料は、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第6期介護保険事業計画の策定業務でございます。

2行目、包括的支援事業費の地域包括支援センター運営委託料は、社会福祉法人九十九里ホーム第二松丘園への委託料です。包括支援センターの主要事業であります介護予防ケアマネジメント事業、いわゆる介護予防サービス計画の作成件数は1,344件、総合相談支援事業の受け付け件数は235件でありまして、いずれも前年の件数を上回っている状況でございます。

3行目、任意事業費の高齢者配食サービス事業委託料は、利用者数105人、前年より25人ふえております。家族介護用品支給委託料は紙おむつの支給で、利用者数は260人、前年より62人ふえております。なお、配食サービス事業と介護用品支給事業は、町社会福祉協議会に事業委託をしております。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、一般会計、国保会計の説明と若干違ってしまいました。申しわけございませんでした。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第12号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第12号 平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、決算資料の44ページになりますので、ごらんいただきたいと存じます。

初めに、歳入であります。1款の分担金及び負担金は、新規加入がございませんでしたので、決算額は0円となります。

2款の使用料及び手数料では、決算額929万2,000円で、前年度に比較いたしまして17万7,000円増の、率で1.9%の増となっております。なお、決算額どおりの歳入でございまして、滞納繰越金はございませんでした。

3款の繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。決算額は4,516万7,000円、前年度に比較いたしまして5万6,000円の減、率で0.1%の減となっております。

4 款の繰越金は、前年度繰越金で、決算額364万円でございます。

5 款の諸収入、5 万3,000円でございますけれども、浄化槽汚泥の放射能検査 2 回分に対しまして、東京電力から補償費用として支払われた金額でございます。

歳入合計は5,815万2,000円で、前年度に比較いたしまして106万6,000円の増、率で1.9%の増となりました。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費の決算額は873万5,000円、前年度と比較いたしまして54万9,000円の増、率で6.7%の増となっております。これらは職員給与費、共済費及び総合事務組合負担金の増額が原因となったものでございます。

2 款事業費は、決算額1,255万2,000円で、前年度と比較いたしまして252万6,000円の増、率で25.2%の増となっております。これはふぐあいの生じている機械設備の修繕に要する経費を補正で対応し、実施したことが主な要因でございます。

3 款公債費は、決算額3,523万4,000円で、前年度と同額でございます。

4 款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、決算額5,652万1,000円で、前年度に比較いたしまして307万5,000円の増、率で5.8%の増となっております。実質収支では163万1,000円の繰り越しとなりました。

以上、平成26年度の横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議いただき、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第13号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、議案第13号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算について、ご説明させていただきます。

それでは、平成26年度決算資料の45ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、事業収入は2億1,644万4,000円で、前年と比較して252万7,000円減額のマイナス1.2%でありました。内訳は、センター使用料のほか、冷蔵庫、カット室、ボイル使用料であります。

県支出金は279万2,000円で、前年と比較すると14万3,000円減額のマイナス4.9%であります。内容は、1頭につき17円の屠畜検印・押印委託料であります。

財産収入でございますが、12万7,000円は、基金積立金利子であります。

繰入金86万1,000円は、児童手当の一般会計繰り入れとP E D（豚流行性下痢）対策として、消毒用薬剤購入の交付金です。

繰越金については、4,068万6,000円で、比較しますとマイナス36.5%であります。

諸収入183万4,000円は、牛枝肉確認票発行業務委託費等及び消費税等還付金であります。

以上、歳入合計は2億6,274万4,000円で、前年と比較して4,411万7,000円減額のマイナス14.4%でありました。

次に、歳出であります。

総務費は、決算額8,785万4,000円でございます。前年と比較すると105万1,000円減額のマイナス1.2%であります。

施設管理費は、決算額1億1,543万8,000円でございます。前年と比較すると3,207万4,000円減額のマイナス21.7%であります。これは施設整備費のうち、工事請負費の減額が要因となるものでございます。

公債費は、決算額1,709万1,000円でございます。なお、平成26年度末の未償還額合計は9,780万8,726円です。

積立金は36万4,000円で、前年と比較して963万6,000円減額のマイナス96.4%であります。

以上、歳出合計は2億2,074万7,000円で、前年と比較すると4,542万8,000円減額のマイナス17.1%でありました。なお、歳入歳出差引残高は4,199万7,000円となりました。

以上、まことに簡単ですが、議案第13号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第14号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） 議案第14号 平成26年度横芝光町病院事業会計決算について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、引き続き決算資料によりご説明いたしますので、46ページをごらんください。

この表は、東陽病院事業会計の消費税を含んだ決算額を前年度と比較したものでございます。

初めに、上段の表、収益的収入及び支出の収入についてでございますが、病院事業収益は

13億326万8,000円で、前年度と比較いたしますと金額で1億4,042万7,000円、率で12.1%の増となりました。

内訳は、1項医業収益が7億9,226万円で、前年度と比較して金額で5,695万7,000円、率で7.7%の増となっております。この表への記載はございませんが、増額となりました内訳につきましては、一般入院収益が前年度比較で3,336万円増となります3億1,418万3,000円、療養入院収益は875万2,000円増の1億5,451万6,000円、また、外来収益につきましても1,238万5,000円増となります2億4,609万7,000円の決算となっております。

2項医業外収益につきましては、5億1,100万8,000円で、前年度と比較して金額で8,347万円、率で19.5%の増となりました。これは、公会計制度の見直しによる6月支給分の賞与につきまして、前年度に属する12月から3月までの4カ月分の額を特別損失として計上し、これを一般会計からの繰入金として補填しましたこと、また、みなし償却制度の廃止により減価償却資産に見合う財源を長期前受金戻入として新たに収入として計上したことから増額となったものでございます。

3項特別利益につきましては、収入はございませんでした。

続きまして、右側の表になりますが、支出の病院事業費用は12億7,002万4,000円で、前年度と比較し、金額で1億3,362万2,000円、率で11.8%の増となりました。

内訳は、1項医業費用が12億1,000万3,000円で、前年度と比較し、金額で1億29万5,000円、率で9.0%の増となっております。

消費税を除きました決算額の比較となりますが、入院患者の増加に伴い材料費が877万1,000円、経費のうち委託料が1,803万7,000円、会計制度の見直し等により減価償却費が3,949万3,000円と増加しましたことが主な要因となっております。

2項医業外費用につきましては、2,504万1,000円で、前年度と比較し、金額で165万3,000円、率で6.2%の減となりました。

病院建設時の企業債につきまして、平成20年度に5件の借りかえを行っておりますが、このうち2件の企業債につきまして、平成25年度に利率の見直しを行いましたところ、低利での見直しに合意しましたことから、利息分が減額となっております。

続いて、第3項特別損失は、3,498万円の決算となりました。新会計制度への移行に伴い、6月支給の賞与額のうち、前年度分で経理することになります前年度12月から3月までの4カ月分の賞与額を特別損失として処理したものでございます。なお、この特別損失の計上は、新会計制度への移行期となります平成26年度に限ってのものでございます。

次に、下段の表、資本的収入及び支出の収入でございますが、資本的収入は1億2,474万5,000円で、前年度と比較しますと、金額で7,123万1,000円、率では36.3%の減となりました。

内訳でございますが、1項企業債は、病院外壁改修工事の財源として1,320万円の借り入れでございます。前年度は屋上防水改修工事として3,900万円の借り入れがございましたので、金額で2,580万円、率で66.2%の減でございます。

2項出資金につきましては、1億1,154万5,000円で、前年度と比較して、金額で4,188万3,000円、率で27.3%の減となっております。

内訳は、企業債の元金償還金として1億6万1,000円、医療機器購入等に伴う財源として1,148万4,000円の受け入れでございます。

3項補助金につきましては、収入はございませんでした。

続きまして、右側の表になりますが、支出の資本的支出は2億219万6,000円で、前年度と比較しますと、金額で5,725万7,000円、率では22.1%の減となりました。

1項建設改良費は4,728万5,000円で、前年度と比較し、金額で4,927万8,000円、率で51.0%の減ございました。前年度は屋上防水工事費で3,965万円、機械備品購入費で5,691万円の決算でございましたが、本年度は、施設整備費では、外壁改修工事等に1,360万8,000円、機械備品購入費につきましては、これは決算書の484ページに主なものを記載させていただいておりますが、手術や各診療行為に必要となります機械のほか、病棟で使用する患者用ベッドの更新を行い、3,260万円の決算となりましたことから、前年度比較で減額となったものでございます。

2項企業債償還金につきましては、1億5,491万1,000円で、前年度と比較し、金額で797万9,000円、率で4.9%の減ございました。これは、平成20年度に借り入れを行いましたCTスキャナーの償還が平成25年度をもって終了となったため、減額となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,347万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填したところでございます。

以上、議案第14号 平成26年度横芝光町病院事業会計決算の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第8号から議案第14号までの平成26年度各会計決算の説明が終わ

りました。

ここで、代表監査委員から平成26年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

伊藤美宣代表監査委員。

○監査委員（伊藤美宣君） それでは、決算審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る8月20日、24日、25日の3日間にわたり、平成26年度の横芝光町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院に係る病院事業会計決算について、鈴木克征監査委員と審査を実施いたしました。

初めに一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数が正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて、審査を実施しました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われたか審査をいたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理についてもおおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、自主財源の確保、各種団体に対する補助金等の適正な執行などについて要望をいたしました。

次に、東陽病院の事業会計についてであります。

病院事業会計につきましては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意して、関係帳簿、その他証書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などはいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。事業運営は公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正

に行われており、予算執行とあわせて、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、病院を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあることから、効率的な経営を図るとともに、町民から信頼される地域医療の拠点となるよう要望いたしました。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見でございますが、報告書に記載しましたので、省略をさせていただきます。

以上、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。

○議長（鈴木唯夫君） 次に、議案第15号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第15号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり17ページをごらんいただきたいと思います。

議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように見守るとともに、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護するために、1期を3年間の任期として活動いただく民間のボランティア委員でありまして、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものでございます。現在、当町では7名の人権擁護委員の皆さんにご活躍いただいておりますが、このうちの神保誠委員の任期が平成27年12月31日をもって満了となることから、新たな委員として神保弘之氏を推薦するものであります。

それでは、委員候補者の経歴等について、ご紹介をさせていただきます。

横芝光町小堤44番地、神保弘之氏であります。昭和27年4月19日生まれの63歳で、昭和51年3月に東洋大学経営学部を卒業後、同年4月酒々井町役場に奉職、人権推進課長や総務課長、経済建設担当参事、教育次長などを歴任され、平成25年3月31日をもって退職されるまで、38年間の長きにわたり地方行政に携わられてこられました。

また、地元においても、大総小学校のPTA会長を初め、横芝中学校PTA会長、山武地方PTA連絡協議会会長、千葉県PTA連絡協議会理事としてご活躍されたほか、現在は防犯指導員大総支部長として地域のボランティア活動にも積極的に参加されており、人権思想の普及、高揚についても高い関心をお持ちの方であります。

以上のように、神保氏におかれましては、地域社会における信頼が厚く、人権擁護に対す

るご理解も深い方であることから、新たに人権擁護委員をお願いしようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、報告第1号、報告第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

資料につきましては、ピンク色の表紙、議案つづりの19ページをお開き願います。

初めに、報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号 平成26年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度における健全化判断比率を次のとおり報告する。

表をごらんいただきたいと存じます。

実質赤字比率及び連結実施赤字比率については、一般会計、特別会計とも赤字はありませんでしたので、比率は表示されておられません。

次の実質公債費比率は7.9%で、前年度と比較いたしますと0.5ポイント下がっております。

将来負担比率は43.6%で、前年度と比較いたしますと2.6ポイント上昇しております。

なお、表中括弧書きとなっております数値が、横芝光町の早期健全化基準でございますが、いずれの数値もごらんいただきましたように基準値を下回っておりまして、健全な財政運営がなされているものと考えております。

なお、参考までに、財政再建団体となります財政再生基準というものもございますが、これにつきましては、実質赤字比率が20.0、連結実質赤字比率が30.0、実質公債費比率は35.0、これを超えますと財政再建団体となるわけでございますが、いずれの数値もはるか遠く及ばない健全財政ということで、ご理解いただきたいと思います。

将来負担比率につきましては、この財政再建基準は設定されておらず、ここに記載いたしました早期健全化基準のみが設定されておるということでございます。

続きまして、ページ飛びまして、21ページをごらん願います。

報告第2号 平成26年度資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度におけ

る資金不足比率を次のとおり報告する。

この報告第2号におきましては、いわゆる財政健全化法に基づき、公営企業分の資金不足比率をご報告申し上げるものでありますが、報告書のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計ともに資金不足がありませんので、資金不足比率の表示はございません。

以上、報告第1号及び報告第2号のご説明とさせていただきます。

[企画財政課長 若梅 操君降壇]

○議長（鈴木唯夫君） 次に、報告第3号について、都市建設課長。

[都市建設課長 五木田桂一君登壇]

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、報告第3号の専決処分の報告についてご説明させていただきます。

ピンクのほうの議案・報告つづりの23ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月3日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次の25ページをごらんいただきたいと思います。

専決第6号。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年6月12日、横芝光町長、佐藤晴彦。

次の27ページをごらんください。

和解及び損害賠償額の決定について。

町道I-10号線の道路瑕疵に係る車両の損傷について、次のとおり和解し、損害賠償額を決定する。

1. 和解及び損害賠償の相手方でございますが、ここに記載のとおりであります。
2. 和解の要旨ですが、平成27年4月20日、被害者の妻が運転する車両が、町道I-10号線、宮川7918番地先、通称勝又道路といいますが、ここを走行中に、道路陥没箇所に車輪が落ち、車両左側のタイヤを損傷した事故について、町はその損害を賠償するというものでございます。

3. 損害賠償額は6,680円。この額でございますが、損傷したタイヤが対象で、この分の減価償却や町の過失割合に基づき算定されたものであります。

なお、本件の賠償につきましては、町が加入しております総合賠償補償保険の対象になる事案でありましたので、保険対応とさせていただきます。

町道の管理につきましては、日ごろから十分注意を払っているところではございますが、この勝又道路は、舗装の老朽化等に伴い、路面の穴ぼこが他の路線に比べやや多い状況が見受けられますので、今後も道路パトロール等を一層強化するなど、安全な道路管理に努めてまいります。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 平成26年度健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成26年度資金不足比率の報告について、報告第3号 専決処分の報告については、ただいま説明のとおりですのでご了承願います。

◎休会の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月4日から9月7日までは議案調査のため休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、9月4日から9月7日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時56分）

9 月 定 例 会

(第 2 号)

平成27年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年9月8日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	秋鹿幹夫君	2番	平山雅規君
3番	宮菌博香君	4番	山崎義貞君
5番	庄内賢一君	6番	鈴木和彦君
7番	齋藤順一君	8番	森川忠君
9番	川島仁君	10番	川島富士子君
11番	鈴木克征君	12番	野村和好君
13番	山崎貞一君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君

福祉課長	椎名 富士男 君	健康管理課長	越川 誠一 君
食肉センター長	郡司 民夫 君	東陽病院 事務 院長	大木 良夫 君
教育長	齋藤 明 君	教育課長	市原 成一 君
社会文化課長	秋葉 義臣 君	監査委員	伊藤 美宣 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	高 蝶 政 道	書 記	椎 名 晴 美
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 平 山 雅 規 君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

平山雅規議員。

〔2番議員 平山雅規君登壇〕

○2番（平山雅規君） 議席ナンバー2番、新人議員の平山です。若輩の私ではございますが、横芝光町の発展と町民の皆様の福祉向上のために精いっぱい努力を重ねてまいりますので、先輩議員、同僚議員、また町職員の皆様にもご指導よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、大綱2点について一般質問を始めさせていただきます。

大綱の1点目、遊休町有地について質問いたします。

遊休町有地の中でも、地元や地域にも注目をされています旧横芝中学校跡地について、前回の臨時議会において、町有地調査委託料としての補正予算要求があり、可決承認されましたが、具体的な構想があればお聞かせください。

また、今後のスケジュールについてもお聞かせください。

さらに、それ以外に検討される遊休町有地にはどのようなものがあるのか、その取り扱いもお聞かせください。

次に、大綱2点目、国民健康保険制度の広域化について質問いたします。

日本の国民健康保険制度は、国民皆保険制度として社会保障の充実のためにはなくてはならない制度であり、他の国からも大変な注目をされています。しかしながら、現在では、医療費の高額化や被保険者の減少と高齢化、低所得者の割合が高いことなどが大きな課題とな

っており、この制度の行き先が注目されています。

そのような中、国民健康保険法の改正がなされ、平成30年度から新たに広域化になると聞いておりますが、改正後の制度が具体的にどのように変わるのか、また、今まで保険者としての町や被保険者である町民の皆様にとどのような影響を及ぼすのかをお聞かせください。

以上、2点について質問させていただきます。

当局からのわかりやすい答弁をお願いして、壇上からの質問とさせていただきます。

〔2番議員 平山雅規君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 平山雅規議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 平山雅規議員からご質問のありました大綱1点目の遊休町有地についてお答えいたします。

まず、1点目の旧横芝中学校跡地の利用目的及び構想についてであります。この土地は昭和36年4月に旧横芝町の統合中学校となって以来、平成21年3月まで数多くの卒業生を送り出した歴史ある土地であり、また面積も1.9ヘクタールと広く、県道横芝下総線に接し、横芝中学校や郵便局など主要施設にも近く、利用価値の非常に高い土地であると認識しております。

旧横芝中学校の解体から現在に至るまで、法人や個人からの土地利用要望は数多くありましたが、用地の境界確定と所有権移転、地目変更、道路用地の分筆など、登記関係の事務処理が整わなかったことから、それらの要望に応えることはなく、現在に至っているところであります。

現在は、これらの問題が徐々に解消されてきましたことから、本年7月補正予算でご承認いただきました町有地有効活用方針検討調査業務委託によりまして、地方創生の観点から雇用や定住施策を推進していく上で、町の発展につながるよう本土地の効果的な活用方法を検討するところでございます。

次に、2点目の今後のスケジュールについてであります。旧横芝中学校跡地北側の浅間神社の土地に沿った神社参道に続く赤道を利用して、町道A305号線として本年度中に整備する予定でございます。また、一部の境界が確定していなかったことから、境界確定及び境界ぐい設置業務に係る補正予算案を本議会に提出させていただいたところでございます。さらには、先ほど申し上げました町有地有効活用方針を策定した後に、これに従って具体的な

作業を進めることとなります。

最後に、3点目の他の遊休町有地の扱いについてでございますが、活用の見込みのない土地については、積極的に売却する方針としたところでありまして、平成26年10月に公有財産売却のため横芝光町普通財産売払事務取扱要綱を制定し、普通財産の売り払い事務の骨子を明確にしたところでございます。

早速、平成27年2月に当町にとって初めてとなります土地の一般競争入札を試行的に1件実施いたしました。残念ながら入札には至りませんでした。その後、その土地を売ってほしいという方があらわれましたことから、年度内には売却ができたところでございます。なお、本年度は2カ所の遊休地を売却予定であり、現在、入札準備を進めております。

遊休町有地の売却は、歳入確保対策の上でも当町の重要課題であるとともに、地方創生の趣旨であります人の流れにもつながる有効な手段であると認識しておりますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） 平山議員からの国民健康保険制度の広域化に関するご質問にお答えをいたします。

国民健康保険制度は、昭和36年4月に農林水産業者及び自営業者を中心とする医療制度として市町村の保険事業が開始されてから半世紀以上にわたり、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、地域住民の健康保持に大きく貢献してきました。

しかしながら、近年は少子高齢化に伴う社会構造の変化などによって、納税力の弱い高齢者や低所得者の加入割合が高くなるなど、制度の構造的な問題を抱えるとともに、医療技術の高度化や疾病内容の変化等もあって医療費が右肩上がりに増加しており、全国どこの自治体でも極めて厳しい財政運営を強いられています。

こうした構造的な問題の解決などを含め、平成30年4月からは財政運営が市町村単位から都道府県単位に広域化されることが、ことしの5月の国会において正式に決定されました。

将来的には、保険料、当町では保険税となりますが、保険料負担などについては平準化されるようではありますが、現段階では資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収及び保険事業等、現在、各自治体が行っている細かな事業については、引き続き市町村が担うことになるかとされておりますので、当分の間は、広域化に伴って、被保険者の保険料が大きく

変わるものはないと考えております。

なお、それ以外の内容については、詳しい連絡がないことから、先般、千葉県国保連合会の広域化に向けて新たに設置された国保制度対策室へ問い合わせをしたところ、運営方針の詳細については検討中で、公表できる状況にはないとの回答でありました。

次に、町の行財政運営の影響についてであります。詳細が示されていないことから、あくまでも推測になってしまいますが、市町村国保の厳しい財政運営を解決することも含めた広域化でありますので、国等からの財政支援は拡充されるものと想定され、町としての財政負担は軽減されるものと思っております。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 平山雅規議員。

○2番（平山雅規君） ご答弁ありがとうございました。早速、再質問をさせていただきます。

まず、旧横芝中学校跡地につきましては、毎年恒例となっておりますところの、先月行われ、佐藤町長、鈴木議長にも参加いただいた八坂神社の祇園祭において、上町、本町、東町の3町合同渡御の際の出発地点として、また上町区の祭礼事務所として毎回使用させていただいておりますように、この場所は地域にとってなくてはならない場所として認識されていますが、これからの検討の中に、コミュニティーの場の提供として考慮されるのか、お伺いいたします。

また、旧横芝中学校で使用していたプール跡地についての処分の予定はあるのかをお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 跡地利用につきましては、壇上答弁でもお答えいたしましたように、地方創生の観点から、雇用や定住の推進に資する有効活用方針を検討してまいりますが、平山議員からただいまご指摘のございました地元のコミュニティーの場につきましては、今後予定しております地元説明会等を通じまして、地域住民のご意向を伺いまして、これに沿った利用の方策も当該土地の活用の柱の一つとして、今後とも検討してまいりたいと考えております。

それと、旧横芝中学校のプールの跡地利用のご質問もございました。このプール跡地等も含めました遊休町有地の取り扱いといたしますか、今後の方針につきましては、平成26年6月の定例町議会におきまして、鈴木和彦議員から一般質問がありまして、そのときにも町長が答弁申し上げているところではございますが、この旧横芝中学校のプール跡地を初めといた

しまして、活用見込みのない未利用町有地につきましては、次世代のために聖域なき行財政改革、当初予算10億円の削減に向けての歳入確保対策の一環として売却を検討しております。

旧横芝中学校プール跡地につきましては、面積につきましては1,437平米で、土地の形状も、プールの跡地でございますので、整形ということで購入希望も多いのではないかと予想されることから、先ほど壇上でご答弁いたしました2カ所の売却を含めまして、今後とも売却入札の事例ですとか、そのためのノウハウを蓄積しながら、土地の処分に向けたスケジュールを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝中学校跡地の利用の問題でコミュニティー云々というのがございました。その中で、以前より上町区の区長さん、また地域の皆さんからコミュニティーの場を含む、やはり元中学校があったときには、災害時の緊急避難場所でもございました。そういった部分の機能も回復しなきゃならないという立場もございますので、それについても十分勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 平山雅規議員。

○2番（平山雅規君） ありがとうございます。

この場所は、横芝光町まち・ひと・しごと創生戦略とのかかわりについて、どのような位置づけになるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） やはりこの問題につきましては、壇上でもお答えいたしましたとおり、旧横芝中学校の跡地につきましては、非常に利用価値の高い土地でございますので、地方創生の観点から、雇用や定住施策を推進するために効果的な活用方法を検討することとしております。

地方創生先行事業という形で本年度、既に予算化もしてご承認いただきましたし、国への交付金の交付申請も既に決定をいただいているところでございますが、町の空き地有効活用事業、こういう名称で創生先行交付金の決定を受けているところでございますが、町の創生の総合戦略、せんだって全員協議会におきまして骨子のみを説明させていただきましたが、この創生総合戦略におきまして、いわゆるまち・ひと・しごとのうち、ひとの分野における基本目標でございます、横芝光町への新しい人の流れをつくるを達成するための施策として

位置づけております。横芝中学校跡地の有効活用に向けた調査や計画の策定を重要な施策の一つとして、この創生総合戦略に盛り込む予定でおります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 平山雅規議員。

○2番（平山雅規君） ありがとうございます。

次に、国民健康保険制度について再質問させていただきます。

運営方針の詳細については検討中とのことですが、広域化までのスケジュールについて何か把握しておりますか。

また、現在の国保特別会計は、構造上に非常に厳しい財状になっていることがわかりましたが、広域化までの特別な財政支援はあるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま平山議員から広域化までのスケジュールと特別な財政支援があるのかということで再質問をいただきました。

まず、1点目の広域化までのスケジュールについてでございますが、広域化に関しますガイドライン、いわゆる運営指針の決定が今年度末、もしくは来年度当初になると伺っています。

具体的な内容等につきましては、その指針が決定された以降になるものと思いますが、現時点で把握しているものにつきましては、平成28年度中に県と市町村が協議を行うこと。そして、平成29年度の上半期までに納付金などの重要事項の決定、さらには標準保険料の提示が行われるとのことでございます。

続きまして、2点目でございますが、特別な支援とのことではありますが、今年度、平成27年度から、全国ベースではありますが、1年間に総額で1,700億円が国保会計に繰り入れられることになりました。これにつきましては、低所得者対策といたしまして、税の軽減措置が拡大された分を補填することを目的に繰り入れられることになったわけですが、当町の横芝光町規模といたしまして算定いたしますと2,000万円程度になるのではないかと考えております。

なお、この支援につきましては、広域化されるまでの間、来年度、再来年度と2年間は続くということを聞いております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 平山雅規議員。

○2番（平山雅規君） ありがとうございます。

国保特別会計の歳入での主要な財源で、被保険者から納付される保険税について、どのような仕組みになっているのか伺います。

また、税率は近隣市町と比べてどのようなものなのか伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、平山雅規議員のご質問、国民健康保険税の仕組み、近隣との比較についてお答えさせていただきます。

国民健康保険税は、加入された方が病気やけがをしたとき、経済的負担ができるだけ軽くなるように、加入者の皆さんの収入に応じて保険料を出し合い、医療費に充てる大切な財源でございます。

国民健康保険税は、国民健康保険の医療保険等の給付に充てられる医療分と、後期高齢者医療制度の運営を支える財源の一部に充てられる支援分と、40歳から64歳までの方の介護保険料で介護納付金に充てられる介護分で構成されております。国民健康保険の財源は、法律に基づく補助以外は保険税で賄うことを原則としております。

その税率については、医療分については所得割が7.2%、均等割が1人2万4,000円、平等割が1世帯2万6,000円で、賦課限度額が52万円となっております。支援分については、所得割が1.9%、均等割が1人1万1,000円で、賦課限度額が17万円となっております。介護分については、所得割が1.7%、均等割が1人1万3,000円で、賦課限度額が16万円となっております。以上の医療分、支援分、介護分の3区分の合計額を国民健康保険税として課税しております。

この税率が山武管内でどのような状況であるかといいますと、個々に説明しますと非常にわかりにくいので、最高、最低、平均でご説明いたします。

医療分につきましては、所得割が最高8.5%、最低が6.9%、平均7.58%、均等割が最高3万円、最低2万1,000円、平均の2万6,600円、平等割が最高3万円、最低2万6,000円、平均の2万8,600円。後期分につきましては、所得割が最高2.9%、最低1.7%、平均の2%、均等割が最高1万3,000円、最低が1万円、平均の1万1,333円。介護分につきましては、所得割が最高2%、最低が1.62%、平均1.74%、均等割が最高1万6,000円、最低1万3,000円、平均の1万3,566円であります。

以上のことから、横芝光町の税率は全て平均を下回っており、管内では低い部類であると考えております。また、税額を算定するに当たりまして、所得の低い被保険者世帯には軽減

制度もあり、軽減を実施しております。

以上であります。

○議長（鈴木唯夫君） 平山雅規議員。

○2番（平山雅規君） ありがとうございます。

広域化になると、保険税率の決定を自治体が行うということは、今までどおりの税率になるということによろしいのですか。そうであれば、被保険者のメリットはどこにあるのか、保険者である町にとってどのようなメリットが考えられるか、さらに広域化の目的がどのようなところにあるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 壇上でも申し上げましたが、保険税率につきましては、広域化された後も市町村が引き続き担うことになっておりますので、当分の間は税率が大きく変わることはないものと思っております。

また、被保険者や町のメリット、広域化の目的ということでございますが、具体的なメリットをちょっと言葉であらわすのはなかなか難しいわけでありましてけれども、端的に申し上げますと、国保運営をこのまま市町村単位で行っていきますと、財政破綻してしまう自治体がかかり多く出てしまうというようなおそれがありますことから、それらを防ぐためにこの広域化を図るといようなことを言われております。

国民健康保険制度につきましては、昭和36年に市町村の保険事業が開始されてから、国民皆保険といたしまして、地域住民の健康保持に大きく貢献してまいりました。この制度につきましては、先進国におきましても、ほかに例を見ないすばらしい制度と言われておりまして、日本が長寿大国になった最も大きな要因の一つとも言われております。この制度を将来にわたりまして引き続いて保持していくための広域化であり、またさらには、現在、市町村単位で決められている保険税率などについてでございますが、かなり格差がございます。そのようなことから、将来的にはこの格差を是正いたしまして、県単位によります広域的な行政サービスの公平化を図ろうとするものが目的というようにございまして。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この国民健康保険制度、横芝光町が保険者としてこれを扱っているわけでありましてけれども、現実の問題として、先ほど来、住民課長が壇上で答弁したように、医療費の増大が、せんだってもニュースでやっていたけれども、日本の医療費の総額は

40兆円にも上る、そのような医療費の天井を突き破ったような高騰の問題、また、自治体によって高齢化率の問題に大きく高いところと低いところの差が激しくなっていて、基本、この国民健康保険制度は、ある意味、割り勘だというような認識の中で、やはり若い人たちの国民健康保険加入者が減ってきている状況ですとか、所得が少ないというような構造上の問題が今、非常にクローズアップされている中で、今、国でも一生懸命この制度に向けて、これから検討を重ねていってもらえるものと信じております。それにあわせて、町としてもどのような状況に置かれましても対応できる準備をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 平山雅規議員。

○2番（平山雅規君） ご答弁ありがとうございました。

横芝中学校跡地については、移住・定住促進また雇用創出において進めるとお伺いしましたが、地域住民の皆様からは大きな期待が寄せられている場所です。どうか皆様の期待に応えられるような、そういうコミュニティーの場をつくれるような事業にしていただければと思っております。

また、国民健康保険制度の広域化については、ご答弁でもありましたように、比較的低所得者の加入が多いと思われますので、できるだけ安価な料金設定と安定した国保運営をお願いいたします。

最後になりますが、鈴木議長、佐藤町長を初め、皆様に感謝申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、平山雅規議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前10時45分とします。

(午前10時32分)

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

[13番議員 山崎貞一君登壇]

○13番（山崎貞一君） 登壇による一般質問をさせていただきます。

初めに、産直交流施設実施計画に向けた方策についてお伺いいたします。

平成24年8月に、町商工会と町観光協会との連名による道の駅の整備に関する要望書が、また、平成26年7月に横芝地区上町、本町、東町の区長により、旧横芝町役場跡地へ道の駅建設及び運営の要望書が町に提出されました。

平成25年5月から佐藤町長が座長を務める、20人からなる（仮称）産直交流施設検討会が設置され、協議がスタートいたしました。それから検討会は6回を重ね、その協議の結果報告が平成26年3月31日の議会議員全員協議会において、当局から3月18日開催の産直交流施設検討会において、4カ所の候補地から旧横芝町役場跡地に決定したこと、並びにこの二、三年で施設を建設することを決定しました。これをもって、産直交流施設検討会は建設的解散となりましたとの報告がありました。

その後、平成26年6月定例会において、補正予算として産直交流施設基本調査業務委託料475万円を決定いたしました。その内容は、観光や文化を初めとする情報発信機能や、農商工などが連携した機能をあわせ持った地域の拠点となる施設が成り立つかを検討するための基本調査であるとして、専門家及び町民代表、アドバイザーなど、委員30名からなる産直交流施設検討委員会が設置され、10項目の検討事項と重視する5点を示し、検討されてまいりました。その結果をまとめたものが6月に示されました産直交流施設基本調査業務報告書であると認識しております。

しかし、この報告書を見ますと、基本構想とはいえ、産直交流施設の関連の会議を約3年間にわたり検討した結果、施設の設置場所、管理運営方法、概略規模、予算規模などの概要と方向性を町民の皆様にお示しすることができなかったことは、大変に残念に思います。

そこで、質問をいたします。

基本調査業務報告書の具現化に向けた方策について、整備候補地をどう判断し決定するのか、お伺いいたします。

7月に実施した産直交流施設基本構想案のパブリックコメントの結果とその内容についてご見解を伺います。

地方創生政策に向けた方策として、地方創生に基づく施策の理念について、また産直交流施設の将来的な位置づけと方向性についてお伺いいたします。

基本構想から見える財源の見通しについて、構想に基づく補助金制度の見通し及び町の実情に合った財政の規模及び計画との整合性についてお伺いいたします。

基本構想における基本的な運営方針として、運営主体及び運営形態並びに基本計画における事業運営是非の判断基準及び時期についてお伺いいたします。

次に、社会構造の変化に伴う小規模小学校の統廃合の方策についてお伺いいたします。

文部科学省は、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定し、ことし1月27日に各教育委員会に通知しました。この背景には、少子化の進展に伴う学校統廃合が遅々として進まず、加速させたいことから、統廃合の目安となる手引を約60年ぶりに改正することとなりました。これは自治体に統廃合の適宜検討を急がせ、1学年1学級以下は多様な集団ができないなど、教育上の課題が大きいという考え方があることから、先送りせずに急いで統廃合を検討するように促したものとなりました。

しかし、学校は、子供の公教育の場や地域の交流、情報・意見交換の場といった役割だけではなく、地域の防災拠点としても重要な役割を担っております。

こういったさまざまな課題の中で、統廃合は自治体の判断でできると言われておりますが、統廃合を検討する際には説明責任を果たすとともに、地域の意見や希望に最大限配慮する必要があると思います。

私は、小規模小学校の統廃合の質問はこれで4回目となります。今、地方創生総合戦略会議において協議が進められております人口減少問題は大変に厳しい、難しい問題と思います。今日、横芝光町の小規模小学校の統廃合問題を協議することが最重要課題であり、未来を生き抜く子供たちを育む教育環境づくりが私たちの使命であると考えております。

そこで、お尋ねをいたします。

国が示す公立小・中学校の適正規模・適正配置に対する横芝光町のご見識をお伺いいたします。

国の方針に基づく横芝光町の各小規模小学校の現状と将来的な見識についてお伺いいたします。

近年の香取・東総・山武地区、成田市などの小・中学校統廃合状況の識見と見識をお伺いいたします。

国の意向に沿って、就学前から小学生までの保護者と地域住民の意識調査を行う必要があると思いますが、お考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

よろしくお願ひいたします。

〔13番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 山崎貞一議員の社会構造の変化に伴う小規模小学校の統廃合の方策についてお答えいたします。

初めに、国が示す公立小・中学校の適正規模・適正配置の見識についてであります。

高齢化の進展と少子化による急激な社会構造の変化は、人口減少による地域活力の衰退を招き、行財政能力等の低下が明らかになってきている中、文部科学省は公立小・中学校の統廃合を促す公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定し、2015年1月27日付で通知を出しました。主なポイントとしましては、学校規模の適正化としてクラスがえができるかどうかを判断基準に、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとしました。

学校の適正配置としましては、従来の通学距離について小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内という基準は引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は、おおむね1時間以内を目安とするという基準を加えました。

従来の学校統合の基準は、約60年前の1956年11月17日の通知で定めたもので、小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12から18学級を標準とし、通学距離は小学校4キロメートル、中学校6キロメートルを最高限度とすることが適当というものでした。

なお、この基準に基づき、一部無理な学校統廃合が進められまして、さまざまな弊害が起きたことから、1973年（昭和48年）に学校統合の軌道修正をする通知が出されました。修正ポイントは、学校規模を重視する余り無理な学校統合により、地域住民等との間に紛争を生じさせたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。総合的に判断した場合、なお小規模小学校として存置し充実する方が好ましい場合もあることを留意すること。通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校教育活動の実施への影響等も十分に考慮し、無理のないように配慮すること。学校の持つ地域的意義等も考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることなどが示されました。

このことから理解できますように、学校の適正規模・適正配置に関する具体的な検討に

については、行政が一方的に進める性格のものではないということは言うまでもありません。

横芝光町においては、学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者等の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行っていきたいと考えております。

次に、国の方針に基づく横芝光町の各小規模学校の現状と将来的な見識についてお答えいたします。

昭和59年度に作成されました文部省助成課の資料で、これからの学校施設づくりの中で、公立小学校の指標として、学校規模を学級数別に5学級以下を過小規模校、11学級以下を小規模校、12から18学級、統合の場合は24学級を含むんですが、適正規模校、25から30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校として分類をしております。

横芝光町の現状から6年先、生まれている子供がいるわけですけども、見てみますと、平成27年度は大総小と日吉小が過小規模校、南条小と上堺小、白浜小が小規模校、東陽小と横芝小が標準規模校、文部省助成課によりますとこれは適正規模校ということになります。平成28年度は大総小、日吉小に加えて南条小が過小規模校、上堺小と白浜小、東陽小が小規模校となります。平成29年度から平成33年度までは、大総小と南条小が過小規模校、日吉小、上堺小、白浜小、東陽小が小規模校、横芝小のみが標準規模校として存在するという学校規模となります。

以上のような現状ではありますが、学校規模の適正化は、あくまでも児童の教育条件の改善の観点を中心に据えるべきであり、学校教育の目的や目標をよりよくするものであることから、今ある児童数のもとで、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、具体的にどのような教育上の問題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図っていきたいというふうに考えております。

次に、近年の香取・東総・山武地域、成田市などの公立小・中学校統廃合状況の識見と見解についてお答えいたします。

香取市では2013年、2014年と2分校が廃校になりまして、2015年新島小と湖東小が新しい新島小へ統合され、匝瑳市では2008年に分校が廃校になり、2010年に飯高小が八日市場小へ統合されました。成田市では2011年に久住第一小と第二小が久住小へ統合し、2011年に中郷小が美郷台小学校へ統合、2014年に滑河小が下総小へ統合、東小が遠山小へ統合されました。山武地域では山武市が小中学校の将来を見通したあり方についての会議を開催しまして、平

成26年3月に答申を出しました。その後、各中学校区で説明会を行ったというものでございます。

このように近年、各市町村合併や少子化の波に押されて、学校の統廃合が進んでおり、特に過小規模校が適正規模校へ吸収統合されていることは私も承知をしておるところでございます。

しかし、学校は児童の学びやであるだけではなく、地域社会のきずなを築く場であり、コミュニティの拠点としての役割は大きいものがあります。運動会や音楽祭、文化祭などの学校行事は、学校と地域がともに楽しみ、一体感を共有する場であります。どこの地域や地区でも同じような光景がずっと続いていたのではないかというふうに思います。学校がなくなることは単なる郷愁にとどまらず、地域の活力が失われるのではないかと危惧する気持ちがあったのではないかと考えます。歴史や伝統、文化、地域性が異なる中で、学校統廃合を選択されたわけでありますので、広域化した学区では学校と地域との連携も今までと違うものにならなければなりません。何よりも重要なことは、学びやに通う児童の学習環境が今まで以上によくなり、教育効果が上がることを期待しているものでございます。

最後に、就学前から小学生までの保護者と地域住民の意識調査の見解についてお答えをいたします。

平成23年3月3日付で日吉小、南条小、大総小の保護者を対象に、平成23年度小学校の統合に関するアンケート調査を行っております。その内容は、第1に、小学校の統合についてどのようにお考えですか、賛成か反対に丸をし、賛成の場合はその理由を記すこと。第2は、どこの小学校と統合したらよいと考えていますか、賛成の方のみが答えるというものでございます。大総小と南条小は反対が多く、日吉小は賛成が多いという結果となりました。

文部科学省は、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中で、国として一定の方向に誘導するものではない、統合ありきではないとも述べており、統廃合と存続の両方の場合について留意点を併記していることから、学校統廃合については慎重にすべきであるということが伺えます。

横芝光町の5年先、10年先の社会情勢や、何よりも児童数、校舎の状態等を踏まえながら、近隣市町村の学校統廃合等の動向を参考にしつつ、国の法令、方策をあわせて、就学前の子供の保護者や就学している児童の保護者、地域住民等の十分な理解を得ながら、丁寧に意識調査は行いたいというふうに思っております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、山崎貞一議員の大綱1点目、産直交流施設の実施計画に向けた方策の1、基本調査業務報告書の具現化に向けた方策の④、基本構想から見える財源の見通し、イ、町の実情に見合った財源の規模及び計画との整合性につきましては、企画財政課長から答弁をし、その他のご質問につきましては私からお答えをしますので、よろしくお願いをいたします

大綱1点目の産直交流施設の実施計画に向けた方策の（1）、①候補地をどう判断して決めるのかについてでございますが、本年3月に横芝光町産直交流施設基本調査報告書が完成し、候補地につきましては、町内全体を見渡した中から6カ所を選定し、集客性、交通利便性、安全性、周辺環境との調和性、既存施設との競合性、自然災害に対する安全性、事業化の円滑性、建設経済性の7項目について評価を行い、ふれあい坂田池公園の北端部が総合的に最もふさわしい場所であると評価されました。

この報告書をもとに基本構想案を作成し、7月にパブリックコメントを実施して、町民の皆様からご意見をいただきました。結果については町ホームページに掲載してございます。

今後は、昨年度に設置いたしました産直交流施設検討委員会を開催し、パブリックコメントの実施結果や地方創生のアンケート結果を報告し、町の基本構想として決定したいと考えております。

次に、②パブリックコメント結果と見解についてでございますが、産直交流施設基本構想案をもとに、7月1日から31日までの間、パブリックコメントを実施しましたところ、2名の方から6件のご意見をいただきました。

その内容は、1、整備候補地の比較評価の基準の根拠を示してほしいについては、詳細項目ごとに評価している二重丸、丸、三角の基準を文章にて示しております。例えば、二重丸はメリットのみ、あるいはデメリットに比べメリットが顕著に上回っていると判断されるものと示しております。

次に、基本的な町の計画指針を将来に向けて示してほしい。これについては、町の総合計画や都市計画マスタープランを策定しておりますので、その紹介をしております。

その次、3点目、空港シャトルバスの駐車場をつくってほしいについては、芝山鉄道延伸連絡協議会などに諮りながら検討を進める。

4、道の駅に登録できるようにしてほしいについては、駐車場や休憩施設など、一部施設についての終日開放が義務づけられることから、近隣居住者等の意向にも配慮し、検討を進める。

5、ここでしかできない特徴あるエリアにしてほしいについては、町が有している自然や景観、歴史や文化的資源及び地場産業関連資源などを生かしながら、特長ある施設を目指す。

6、地域の生産者が旬の作物等を常に提供できる場であってほしいについては、農産物やこれを使った食品加工業者など、地場の食材提供者と連携しながら、多くの利用者に愛され続ける施設を目指すとして回答させていただきました。

今後の基本計画策定の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、③地方創生施策に向けた方策の、地方創生に基づく施策の理念についてですが、新たな拠点施設の活用方策として、各種地場産業の活性化や地元での雇用、労働機会の確保・拡充、定住・交流人口の増大を目指しています。事業内容としましては、坂田池の水辺空間や坂田城跡の梅林を活用したイベント、民間活力を導入した農業体験ツアーや特産品加工の商品開発、町観光資源の掘り起こしや周知方法の調査研究など、坂田城跡とふれあい坂田池公園を一体化とした活用が図れる事業等を考えております。

次に、イ、産直交流施設の将来的な位置づけと方向性についてですが、産直交流施設は、町の活力・成長エンジンとしての役割を担う、横芝光町の活性化と持続的な発展に向けた町の今昔、そして未来を伝えるふれあい情報発信拠点としております。この施設によって、各種地場産業の活性化が図られ、地元での雇用・就労機会が確保・拡大し、定住・交流人口が保全、増大されることにより、より良好かつ魅力的な地域の社会環境が保持継承され続けると考えます。また、道の駅に登録につきましては、メリット、デメリット等をさらに調査、研究をして検討してまいります。

次に④、基本構想から見える財源の見通しのア、構想に基づく補助金制度の見通しについてですが、道の駅等の休憩機能と情報発信機能、地域の連携機能を重視して補助金を検討する場合は、国土交通省の社会資本整備総合交付金が対象と考えられ、道路施設として位置づけた休憩施設、駐車場などは、事業費の約55%の交付金が見込めます。また、施設として直売所や特産物の加工施設については、農林水産省の農産漁村活性化プロジェクト支援交付金等が考えられます。今後は、基本計画策定の中で、施設の内容や規模等を明確にして、県の担当部署と協議をしていきたいというふうに考えています。

次に、基本構想における基本的な運営方針並びに運営形態についてですが、公設公営によ

る自治体直営方式、公設民営による第三セクター方式並びに指定管理者方式、また民設民営によるPFI方式など、さまざまな方式がございますが、当該施設の管理・運営主体については、町が一定の裁量、関与を保ちつつ、収益施設の管理、運営が必要であると考えます。

今後は、町及び地域関係者などにより構成する第三セクターとするべきか、あるいは収益事業にかかわる高いノウハウを有している民間事業者を指定管理者として選定するのかは、これから発注予定の基本計画の業務委託の中で引き続き検討、協議してまいりたいと考えております。

次に、基本計画における事業経営の是非の判断基準及び時期についてであります。産直交流施設などは、管理運営形態が決定しなければ、事業経営の方向性も見えてきません。このため、今の段階でお示しすることが難しいところであり、今後の基本計画策定の中で十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 山崎貞一議員の大綱1点目の産直交流施設の実施設計に向けた方策のうち、1、基本調査業務報告書の具現化に向けた方策の④、基本構想から見えてくる財源見通しのイ、町の実情に見合った財政の規模及び計画との整合性についてのご質問にお答え申し上げます。

産直交流施設の事業採算性を含めて検討するため、平成26年度中に基本調査を実施し、平成27年3月には横芝光町産直交流施設基本構想（案）が完成し、概算事業費などが示されました。この調査では、産直交流施設の必要性から、純粹に施設の場所や規模などを調査しているため、町が財政的に幾ら負担できるのかといった部分は考慮されておられません。

実施設計に向けましては、横芝光町が健全な財政運営を堅持していくため、今後は財政的な見地からの議論も進め、施設整備に要する一般財源は歳入総額に対し投資的経費に充てられる総枠の中で配分できる範囲内で措置すべきであると考えます。

このことから、財源につきましては、後年度に負担を残す合併特例事業債などの起債を安易に用いることのないよう、あらゆる特定財源の確保に努め、町の財政力に見合った適正な施設規模の事業費を検討し、他の大規模事業計画との進捗と整合を図りながら慎重に進める必要があると考えます。また、整備にかかる事業費のほか、運営経費の負担についても考慮

しておく必要がございます。今後の人口減少、普通交付税の段階的な縮減など、一般財源の確保はますます厳しくなる財政見通しであることから、運営経費をみずからの収益で賄えるような、自立した運営主体による管理が望まれると考えるところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

先ほどご答弁いただきました整備候補地決定についてですが、これはふれあい坂田池公園の北端部ということでしょうか。まだこの件につきましては議会には報告がございません。この調査報告書によりますと、それらしきことは書いてございますが、決定されたというふうにはなっておりません。その点についてお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） ただいまのご質問でございますけれども、あくまでも坂田池公園北端部、これが第1候補ということで、今後、基本計画の中ではこの土地を中心に検討を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） まだ決定ではないということですね。これはいつごろ決定されますか。6月定例会の一般質問の中で、町長がそれらしき答弁をされていますね。それをちょっと拝見しますと、昨年の報告書をもとに絞り込まれた候補地、ふれあい坂田池公園を計画地として、地域の特性を生かした施設設計を作成するものでございますと、このように明確になるようなご答弁をされているのですから、これはそこだというふうに決めても、どうですか、決めているんじゃないですか。どうですか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） あくまでもこれからの基本計画づくりの中で、その部分を候補地としてということでございまして、その部分としてはある程度決めさせてもらった中で、やはり候補地が決まってないと、全てのことに計画が進まないの、その部分について決めさせていただいて、最終決定を、基本計画の後にそこを決定したいというふうに申し上げました。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） ただいまの答弁ですが、実は本当は、元来、運営主体だとか運営に

かかわる、そういう問題について先に検討するというのが基本的な道筋だそうです。これは専門家が言っているんですが。その中でも、これだけ業務調査報告書のきちんとしたものが出た。その内容を見ますと、概算の試算でもふれあい坂田池公園に基づいた、道の駅というものに基づいた概算が出ていると思うんです。ですから、もうそこで決まっているんじゃないですか。どうですか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申しあげましたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） それ以上は進めませんが、これも十分検討していただきたいというふうに思います。

次に、パブリックコメントについて、これ重要な問題ですからちょっとお伺いします。

先ほど産業振興課長の方からご答弁いただきました、整理番号1番の意見書ですが、2番目のほうでしょうか、基本的な町の計画指針を将来に向かって示してほしいという、この欄ですが、これ町の回答ですが、町の総合計画や都市計画マスタープランを策定し、ホームページなどで公表しておりますのでごらんくださいと。これ書いてあるんですけども、余り親切な回答になっていないように思います。

そこで私が、この2つの計画について確信しました。ここにありますが、銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺に道の駅のことについては記載されております。しかし、それ以外には記載がないように思います。産直交流施設整備予定地との関係は、これからどのようにしていくのでしょうか。お伺いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝光インターチェンジ周辺につきましては、平成16年、平成17年に旧光町時代からこの計画はございました。現に3反歩30アールを、そのために旧光町で取得もしてございます。しかしながら、平成18年12月に銚子連絡道の路線形の大幅な変更がございました。それにより、その取得した土地の利用が困難になった、難しくなってきた。よって、その候補地についての検討が凍結をせざるを得ない、余儀なくされました。それによって紆余曲折ございましたが、その中で今の経緯に至っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） その事実は私も承知しております。しかしながら、いずれもいろんな問題があると思いますが、先ほど壇上でも申し上げましたように、産直交流施設の事業化に際しては、2つの代表的な機関からの要望書の提出がございますので、これをしっかり受けとめていかなければならないと思います。しかし、町民の皆さんが本当に何を求めているのか、これをしっかり住民視点から考えていく必要があると思います。そしてまた、このことを勘案しながら、住民の視点に立ち、産直交流施設事業の基本計画の策定を考えていくことが肝要ではないかというふうに思います。

一方では、将来的には町の総合計画や町の都市計画マスタープランに記載されている事業の具現化が、この町の将来にとって次世代に継承することが最も重要ではないかと、そういうふうに私は考えておりますし、総合計画とか都市計画マスタープランにはそれを変更したという記載が全くありません。将来的にはそういう構想を持ち続けながら描くことが最も大事だというふうに考えておりますが、町長、その点についてはいかがですか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりでございます。しかしながら、時代の変遷に伴って、いろいろと状況も変わってきております。

その大きな一つとして、今、この後ほかの方からも一般質問がございますけれど、例えばふるさと納税制度、これが今、全国でも非常に大きなウエートを占めている中で、これからますます重要といいましようか、拡大されていくであろうと思われている中で、当町においても積極的な施策をこれから今、熟慮しているといいましようか、検討を重ねているところでございます。その一刻も早い、それに対応できる拠点づくりにも、やはりこの道の駅、いわゆる道の駅というものは大いに機能を発揮できるのではないかとというふうに考えておりますし、確かに総合計画やマスタープランにのっとっての施策の方向性というのも極めて重要なものでございます。それにあわせて、今後、いろいろな角度から、まち・ひと・しごと総合戦略の中でも、やはり横芝光インターチェンジの周りの部分についてどのようにしていくかについても、ある意味、別件ではございますけれども、勘案しながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 次に、事業化に向けて基本構想から見える財源の見通しについて伺います。

産直交流施設検討委員会などでは、約3年間協議をしましてまいりましたので、基本構想における全体から見た予算規模というものはある程度予測されるのではないかというふうに私は思います。

その中で自主財源と依存財源、先ほど国交省と農林水産省のお話でしたが、当局の報告書によりますと、温浴施設の建設費、これは想定でしょうけども、3億円という数字が示されておりますね。こういうことから、ある程度の予算規模がわかっているように思われますが、この辺についてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 基本調査で設定された施設規模でございますけれども、これについては、一般的に用いられている東日本高速道路株式会社の基準である休憩施設設計要領に基づき算定されております。しかしながら、これは目安として把握するものであります。

また、概算工事費などの想定単価でございますけれども、これは他地区での設定実績等を参考に適宜補正するなどして採用しているため、全体事業費も含めまして、極めて流動的でございます。今後、導入施設別の施設種別などとともに、基本計画の中で検討、調整を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） いろいろご腐心された、そういう算定がなされたようには見受けられますが、しかし、その資料というのは全国的に共通の算定基準値があって示されたものであると思います。ですから、これもそういう検討委員会などで、十分この町に合ったもの、そういうものを検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、若梅企画財政課長にお伺いいたします。

平成25年12月でしょうか、健全財政への目標が示されておりますね。それを再度読み上げさせていただきますが、次世代のために、聖域なき行財政改革、平成28年度当初予算10億円削減に向けた歳出規模を抑制し、当初予算額を90億円規模とする徹底的な事業見直しと、財政逼迫の住民周知を行うという方針が示されております。来年度から、もう既に皆さんご承知のように、合併の算定替が5年間で段階的に削減されていきます。そして年々、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費がふえ、経常収支比率が上昇する中で、今後の財政状況から見た産直交流施設事業の規模及び財政政策との整合性について、どのようなお考えをお持ち

ちなのか伺います。先ほども少し答弁をいただいておりますので、さらにもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 壇上の答弁で産業振興課長、それと私も財政的な見地からご答弁申し上げます。

壇上の答弁でも申し上げましたように、昨年度まとめりました産直交流施設の報告書の中には、その事業規模としまして、4つのケースに分かれた試算、その基準については標準的なものを使ったという産業振興課長からの答弁もございましたが、その中で一番事業費としては小額といたしますか、ケースの1という、先ほどご質問のやりとりもありました温浴施設等の施設はない、それと用地買収費についても既存の公園用地を使うというような、一番事業費としては抑えた形のケース、それでも敷地面積約1.5ヘクタールの産直交流施設の総事業費の規模といたしましては、諸経費等含めまして8億9,300万、9億に近いというような、これは基本構想上の試算ということでございますが、示されているというのは議員もご承知のとおりでございます。

答弁でも申し上げましたが、この基本構想については、財源的な負担についてどうするかというような部分についてはなされていないということでございますので、今後、まさに議員おっしゃる当初予算90億円に向けた、財政が厳しくなるために財政基盤を強化するという意味で、当初予算10億円削減に向けてという、次世代のためにというスローガンを2年前に打ち出したところでございます。その作業については続けていることということでございますが、この産直交流施設との兼ね合いから申し上げますと、具体的な特定財源というところが一番大事なところというふうに考えております。有効な補助制度、幾つか可能性としてあるわけですが、それがどういう施設に対して、どの程度その補助が受けられるのかという、そういう具体的な詳細的な検討についてはまだこれからということでございますので、総論的に申し上げますと、自主財源をできるだけ確保し、一般財源負担を軽減するという方法ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 企画財政課長からご答弁いただきましたが、これはあくまでも住民視点で財政運営をきっちりと精査して今後とも運営していただきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、久本副町長にお伺いいたします。

産直交流施設事業の基本構想の策定に委員長として携わってこられました。基本調査業務報告書をまとめていただいた、その全体的な感想についてお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 副町長。

○副町長（久本 修君） 検討委員会につきましては、ご承知のとおり、平成26年度中に3回の検討委員会、さらには分科会を開催いたしまして、各委員の皆様には大変お忙しい中、熱心にご議論をいただきました。

資料づくりにつきましては、かなり委託のコンサルの力も大きかったわけでございますけれども、委員会におきましては、単なる資料説明だけの形式的な会合ではなく、委員の皆様それぞれのお立場の中で、町の活性化を図りたいという熱い思いの中で真剣にご議論をいただきまして、回を重ねるごとに委員の皆様方のイメージもだんだん具体的になっていったと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 6カ月間ですか、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

次に、町長にお伺いいたします。

基本構想における事業運営是非の判断基準及び時期については、先ほど産業振興課長から答弁いただきましたが、ちょっと6月定例会の中で気になることがありますので、その件について質問させていただきます。

6月定例会の一般会計補正予算の産直交流施設事業の審議において、基本計画で成り立たない場合は取りやめると、それは当然です。取りやめますかという質問で、それは当然ですと答えていらっしゃいます。これは今日まで一生懸命、額に汗かいて努力されてこられました担当課職員の皆さんには大変に気の毒ではなかったのかなというふうに私は思います。6月定例会で、この産直交流施設については町長の公約だというお話もございました。この公約である以上は、これはあらゆる角度から最善を尽くして、その結果として断念するというものであるならばよかったのかなというふうに私は思いますし、大変残念に思いました。

しかし、それを言われた以上は、産直交流施設事業に向けた予算が2カ年度にわたって約1,200万円の予算計上になっております。こういった中で、ある意味では採算の問題が急務だと思います。このことについて町長の見解を伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やはりこれは商業ベース、ビジネスベースの中で、毎年毎年のように一般会計をむしばんでいくような状況の経営が歴然としているものであれば、これは進めるわけにはいかないというのは承知の事実であります。

しかしながら、私たちは今、副町長を中心とした検討委員会が進み、これから基本計画に入るにつけ、必ずや自立する、そして横芝光町の産業振興のきちんとした方向づけになされるものと信じて今これを行っているわけでございますので、まかり間違っても、この計画の策定の中でそのような結果が見出せないという結論が出れば、これはもういたし方ないわけございまして、それにならないような計画をしっかりと練り上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 町長、そのようによろしく願います。

産業振興課長にちょっと要望をさせていただきます。産直交流施設事業は町の一大プロジェクトであります。今後の産直交流施設検討委員会の様子や議事録など、産業振興課のツイッターや町のホームページ等で公開していただきたいと思っておりますので、これもよろしく願いたいと思います。また、町民からも多くの意見を聞き、本当に必要なものは何であるかを考えた、町に愛される産直交流施設事業が推進されるように切に要望いたします。

次に、社会構造の変化に伴う小規模小学校の統廃合についてお伺いいたします。

先ほど齋藤教育長から、詳しいいろんなことを含めまして、ご説明、ご答弁いただきました。本当にいつも教育長からはすばらしいご答弁をいただくわけでございますが、ただ今回、国の方針が、何年ぶりでしょうか、示されたということでございますので、これをしっかりと考えていただくということが非常に大事であるというふうに思います。

そういったところから、既にいろんなところで言われておりますが、小規模学校のメリットについては、学習面、生活面、学校運営面では大きいことは先ほど申し上げましたが、地域コミュニティの核や防災拠点としての機能、これはもう本当にこのとおりでありまして、しかし、子供の人間関係が固定する、クラス対抗の行事や部活の制約が生じる、集団生活で社会性を身につける機会が少なくなることが懸念されるなど、子供たちが良好な教育環境を保つためには、一定の小学校規模が必要であり、クラスがえができない規模の学校について、統廃合の検討を急ぐべきだと国は指摘をしております。

本当にこれとは先ほどの答弁は、多少意図するところがあると思いますが、これは人口減少の問題、これはやってすぐに効果が出る問題ではありませんので、この点も含めまして、過小規模小学校という問題もございました。私は地元の南条小学校も以前から、地域エゴということではなくて、子供たちが本当にこの小学校で学んで、国のため、地域のためになるんだという姿の一環としての方向性を見出す必要があると、そのように考えておりますので、この点を教育長にもう一度、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほど壇上からも申し上げましたけれども、小学校、中学校もそうですけれども、学校というのは単なる教育施設ではなく、特に日吉、南条、大総等に関するものについては、地縁血縁の中での、先ほど学校の中でも文化祭とか体育祭と申し上げましたけれども、祭りとか清掃活動、地域のいろいろな奉仕作業等、そういう中で、大人と一緒にそういうことをすることと同時に、言葉を交わす中で、みずからが大事にされているという認識をもってすくすく育つという、そういうこともあるのではないかと考えております。

特に先ほど申し上げました南条、大総、日吉地区では、その比重が非常に高くなるのではないかなというような気もしていますし、同時に、小学校は地域住民にとっても共通体験の場であるというような考え方を持っております。

ですので、小学校がもしなくなってしまった場合に、今現在外へ出ていらっしゃる大人の方々、例えば30代、40代、子育ての方々が、例えばUターンとかIターンとか、それからJターンという言葉がありますけれども、そういう可能性も消えてしまうのではないかとすることも考えられます。そういう人たちが考えて、ぜひ帰ってきてほしいんですが、今、山崎議員が言われたように、いかんせん人口減少というのは避けて通れない現状があります。

ですので、先ほども壇上から申し上げましたけれども、今後、小学校のあり方について、統廃合ありきということではなくて、子供にとって地域で学ぶことが重要であるんだということを熟慮した上で、検討委員会等を立ち上げていきたいというふうに考えております。今回の補正予算等の中にも検討委員会の予算等も含まれてありますので、よろしく願いできればありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） そのことにつきましても、本当に真剣に、真剣でしょうけれども、今後ともどうぞよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。よ

ろしくどうぞお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時45分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分）

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号8番、森川忠が通告に従い、大綱4点について一般質問いたします。執行部には明快かつ簡潔な答弁を求め、質問に入ります。

最初に、マイナンバー制度について伺います。

マイナンバー制度とは、一般的に国民総背番号制度とも呼ばれ、社会保障・税番号制度、国民生活を支える社会的基盤をある意味、効率的に管理するもので、個人においては12桁の番号を付与するものです。国は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目指しています。10月5日には、住民票を有する全ての人の一つ一つのマイナンバー、個人ナンバーが付与されます。その後、希望者には市町村に申請をいたしますと、身分証明書やさまざまなサービスに利用できる個人番号カードが交付されます。平成28年1月からは、社会保障・税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要とされます。このように、住民にとっては重要な制度変更であり、事前アンケートでは約5割強の方々がこの制度の内容を知らず、説明が重要と考えます。そこで、当町ではどのような方法で町民に周知を図っているのか伺います。

次に、町立保育所について伺います。

旧横芝町時代、それぞれ大総、横芝、上塚地区につくられたもので、かつては横芝地区には、ほかに東町地先に第2保育所もあり、4つの保育所がありました。しかし、児童数の減

少から、第2保育所が閉鎖され、現在は3保育園を運営されています。一時、第2保育所は民間に運営を委託されていましたが、数年で撤退されました。

児童数の推移は、事前にお問い合わせした資料によりますと、合併後の10年前の資料をいただきましたが、176人、そして現在は約半減の90人と減少しております。悲しいかな、今後も増加を見込むことは困難が予想されます。そこで、今後のあり方についてどのようにお考えなのか伺います。

あわせて、各3保育所が保有して運営をしている送迎バスですが、利用者が激減をしております。ただ、通園バスといえども、通園以外にも保育所の行事に、年に十数回利用はされております。運営はおのおの運営委員会にて行っていますが、当然、町でも把握はされていると思います。このような現状に関して、町としても考えていく時期ではないかと思いますが、計画があれば、どのようなものか伺います。

また、かつて町長が積極的に統廃合を目指した大総保育所ですが、現在は17名と児童数も一番少なくなっております。その後の経緯等がどのようになっているのか伺います。

さらには、本来、自園給食が義務づけられておりますが、現在は暫定的ということで、民間業者からの給食が提供されております。事情は重々理解をしておりますが、できれば小さな子供さん方には、その場で作っていただいた心温まる食事を食べてもらいたいと思っております。このことに関しても今後の計画があれば伺います。

続いて、本年4月に開設された新教育委員会制度について伺います。

この制度の主な変更点の説明をお教えてください。新制度ですと、常勤教育長が教育委員会会議の主宰者になりますが、レイマンコントロール、専門家だけによる判断にこだわることなく、住民のニーズを適切に施策に反映するというところでございますが、そのことに関してはどのような対応をとられていくのか伺います。

新制度では、総合教育会議は町長の招集にて行うとしております。つまり町長はその会議の主宰者になるということです。教育の大方針としての大綱、この作成に関してはどの程度踏み込んでおられるのか伺います。

また、毎年4月に行われている全国学力テストですが、結果の公表について、保護者は賛成が多いところですが、教育委員会は反対が多く、意識の乖離が見られます。教育委員会の86.7%が学校間の序列化や過度な競争につながる、また、公表しなくても指導方法の改善に役立てることができる等の理由で公表すべきではないと回答。一方、保護者は、67.3%が学校選択の基本情報などの理由で公表すべきとの考えであることが明らかです。当町では今後

公表するのか、また、しないのであれば理由をお聞かせ願いたいと思います。

最後になりますが、東陽病院のICT化について伺います。

以前より利用者の指摘の中で、会計が遅い、またレントゲンのフィルムを運ぶのが煩わしいなど、さまざまな意見があります。確かに一般会計の繰入額も多く、設備投資に関しては慎重を期すべきとの声もあります。しかし、近年のICT化の波におくれをとってはいは、運営効率や医療の質の低下にもかかわってくるのではないかと危惧をしております。必要なものは先行的に投資をしていくことも今後の病院経営にも影響が出てくるのではないかと考えますが、計画等があればお示し願います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

〔8番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川忠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、町立保育所についてのご質問のうち、過去の児童数の推移について、大幅な減少が示されているが、今後のあり方についてのお考えはと、数年前、統合問題が提起されたが、その後はについて、関連がございますので、区分立てをせずにお答えし、その他のご質問につきましては、教育長並びに各担当課長から答弁をさせますので、よろしく願いをしたいと思います。

森川議員のご指摘のとおり、平成18年からの町立3保育所の園児数の推移を見ますと、平成18年4月の176人から年々減少が続き、本年4月には90人となっております。実に9年間で半減した状況で、定員的には横芝保育所か上堺保育所のいずれか1カ所で収容が可能となる人数でございます。一方、民間保育園の同期間での推移は、年度間の増減はあるものの、結果的には451人から484人に増加している状況でございます。この傾向を勘案する限り、町立保育所の園児数は、今後さらに減少するものと推測されます。

大総保育所の園児数が20人を下回る見込みとなった平成21年当時、大総保育所と横芝保育所を統合し、大総保育所を廃止すべく保護者の皆様と話し合いをしたことがあり、結果として当分の間は現状維持とすることにいたしました。それ以後、町立保育所の統廃合の具体的な検討は現在しておりません。

町立保育所につきましては、園児の減少のほかにも、施設や設備の老朽化、通園バスの運

行、給食業務の委託等、多くの懸案事項があることは認識しております。しかしながら、開
所以来、地域とともに歩み、町の保育行政を担ってきた3保育所でございますので、行政が
一方的に今後のあり方を決めるべきではないと考えており、今後も地域や保護者の皆様の意
向を伺いながら、慎重に方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 森川忠議員の3、教育委員会制度について、（2）の全国学力テス
トの公表についての考え方はのご質問にお答えいたします。

なお、（1）新制度と旧制度の主な変更点はにつきましては、教育課長から答弁させます
ので、よろしく願いいたします。

初めに、全国学力テスト、つまり全国学力・学習状況調査は、文部科学省が2007年に43年
ぶりに小学校6年生と中学校3年生に限って、算数・数学と国語の2教科の悉皆調査を開始
いたしました。2011年は東日本大震災の影響で調査が中止された以外、2008年、2009年、
2014年と悉皆調査、2010年、12年は抽出調査、2013年はきめ細かい調査、今年度は、小学校
調査は国語・算数に加えて理科の3教科と質問紙調査、中学校の調査は国語・数学に加えて
理科の3教科と質問紙調査を全員が実施しました。

文部科学省は、全国調査をするに当たっての目的を、義務教育の機会均等とその水準の維
持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果
と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や
学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的
な検証改善サイクルを確立するとしています。

また、調査結果については、調査の目的を達成するため、みずからの教育及び教育施策の
改善、各児童・生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることを留意し、
適切に扱うものとするとしています。

調査結果の公表については、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を
果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること。
学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が
生じないようにすることなど、教育上の効果や影響等を十分配慮することが重要であると、

調査結果の取り扱いを慎重に判断するよう求めています。

このことを踏まえ、今回から具体的な公表の手続は、公表は教育委員会の職務権限と実施要領を改め、市町村教育委員会は公立学校全体の結果について、①公表する内容や方法については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。②として、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果をあわせて公表すること。③としまして、学校名を明らかにした公表をする場合は、事前に学校と十分な相談をするとともに改善方策を公表にあわせて示すこと。④としまして、調査により測定できるものは、先ほども申し上げましたが、学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。⑤としまして、児童・生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないということなど、児童・生徒の個人情報の保護を図ること。最後に、6番目としまして、学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと、等を満たすことを条件として可能としました。

これらのことに鑑み、横芝光町教育委員会は、義務教育が全国均等であるか、水準が維持されているかを第1目的とし、該当の児童生徒を対象に実施することに意義があると考えますので、今回の調査結果の公表をする予定は現在のところありません。しかし、今後、近隣市町村の公表結果等を考慮しながら、総合教育会議や教育委員会会議等を通して検討したいというふうに考えます。なお、各学校に対しては、今回の調査もそうですが、調査結果をもとに教職員が一丸となって学習指導法の改善等に生かし、児童・生徒の学習意欲の向上を図り、学力向上に結びつけるよう、指導をさらに強化したいというふうに考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私からはマイナンバー制度の周知方法に関するご質問にお答えをいたします。

8月上旬に読売新聞が行った全国世論調査によりますと、マイナンバー制度について、制度を知らない、あるいは、名称は知っているが内容は知らないと答えた人は、回答者全体の52%に達したとのことであり、制度の内容について国民の理解をいかに広げていくかが政府の課題になっていると指摘をされております。

マイナンバー制度の広報につきましては内閣府が中心となって推進していますが、内閣府のマイナンバー広報実施計画では、地方公共団体の広報展開として、地域の実情に応じた周知・広報を主体的に展開することが求められております。

当町では広報8月号で、マイナンバー制度全般の説明を掲載し、9月号では、通知カードと個人番号カードについての説明を掲載したほか、10月以降も広報掲載や防災行政無線などを活用し周知していく予定であります。また、町ホームページでも本年7月17日から制度全般の説明を行っており、今後も内容を随時更新して最新の情報を掲載してまいりたいと考えております。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 森川議員から質問通告のありましたマイナンバー制度のセキュリティ問題に対する具体策についてお答えいたします。

マイナンバー制度施行に関して、先日、総務省より特定個人情報を保護する上で、既存住基システムがインターネットを介して不特定の外部との通信を行うことができないよう、マイナンバー制度が施行される10月5日までに全市町村が必ず対応すべき対策として通知がございました。

当町におきましては、既存住基システムについては業務系のシステムとは物理的に分離されており、インターネットを介して不特定の外部との通信についてはできないようになっております。

また、情報資産を取り巻くさまざまな脅威に対して発生するリスクを最小化し、住民に信頼される電子自治体の実現や、地域情報化の推進に必要な組織におけるセキュリティ意識、個人情報保護意識の底上げを図ることを目的とし、端末を持つ全職員が一般的な情報セキュリティ及び個人情報保護に関するeラーニング講習を受講しているところであります。

個人番号関係事務で使用する情報システムの取り扱いについて、現在、関係省庁が協議をしている段階でございまして、政府部内におきましてセキュリティ対策の検討を行っている状況を踏まえまして、今後、国の第三者機関であります特定個人情報保護委員会が策定した特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の見直しが見込まれますが、可能な限り柔軟に対応し、特定個人情報のセキュリティについて安全性を確保してまいります。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 私からは、町立保育所についてのご質問のうち、送迎バスと自園給食関係についてお答えいたします。

最初に、送迎バス利用者の減少が顕著だが今後の運営についての考えについてお答えいたします。

森川議員にもご尽力いただいておりますように、現在、町立保育所の通園バスは各保育所通園バス運営委員会により運行されております。町立保育所全体の通園バス利用者は年々減少し、平成18年4月期に87人だった利用者は、本年4月期では約4分の1の21人となっております。保護者による通勤途中の送迎がふえたことが通園バス利用者の減少要因の一つと考えられますが、この傾向は今後も続くものと見込まれます。

現行の通園バス3台に係る運行経費は、平成26年度実績で約520万円、うち約450万円を町が助成をしています。さらに、現行の通園バスは、大総保育所が平成12年、横芝保育所が平成15年、上堺保育所が平成14年にそれぞれ購入しているため、間もなく各車両の買い替えも必要となります。

通園バス運行に係るこれらの費用対効果を考慮しますと、改善が必要な現状であると思っておりますので、まずは各運営委員会のご意見を伺いながら、今後の方策を検討したいと考えております。

次に、自園給食への変更予定についてお答えいたします。

6月議会定例会において自園給食に係る齋藤議員からの一般質問でお答えした内容と重複いたしますが、各保育所ともに給食室が狭く、調理機器を整備して自園給食を行うことが困難な施設環境だったため、旧横芝町では学校給食センターに保育所の給食をお願いし、平成23年度からは、外部委託により実施しております。

自園給食は、地元産の安心・安全な食材を使用できること、子供たちが調理風景を観察でき食育にも有効であることなどの利点があると思っておりますが、各保育所の給食室の整備や調理員の確保を考慮しますと、現状では、外部委託により給食を実施することが最善の方策であろうと考えます。

今後も、食中毒や食物アレルギーなどの事故防止に努めることはもちろんのこと、できるだけ自園給食に近い安心・安全でよりよい給食を、外部委託給食により提供していきたいと考えております。

なお、6月に各保育所で保護者を交えて給食の試食会を実施し、味や量についてのアンケートをお願いしましたところ、保護者の皆様からはおおむね良好な評価をいただきました。しかしながら、献立によっては、野菜が少ない、盛りつけの彩りが悪いなどのご意見もございましたので、改善や工夫の余地はあるものと感じております。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、私からは、森川議員からご質問がありました教育委員会制度についてのうちの新制度と旧制度の主な変更点はについてお答えを申し上げます。

議員もご存じのように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、昨年6月20日に公布、本年4月1日から施行されました。この改正を4つのポイントに整理してご説明を申し上げます。

1点目といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置です。

教育長に関する改正内容を新旧対比しながらご説明をいたしますと、まず任命についてですが、旧法では教育委員5名のうちから互選をして教育委員会が教育長を任命しておりましたが、改正後は議会の同意を得て、町長が教育長として直接任命することとなります。この点におきまして、町長には任命権とともに任命責任というものが発生をすることになります。

なお、教育長任期は、旧法が教育委員の任期中、つまり最大4年であったものに対しまして、改正後は3年の任期で任命をされます。

また、教育委員長が教育委員会を代表し、会議を主宰する立場であり、教育長が教育委員会事務をつかさどる事務局の統括責任者として、責任が分担をされておりましたが、これを教育長に一本化をした新教育長制度に改正されたものでございます。

2点目といたしまして、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化といたしまして、教育委員会委員定数の3分の1以上からの会議開催要求があった場合や、教育長は委任された事務の教育委員会会議への報告義務が法定化された点でございます。この点は、法整備以前から当町では既に教育委員会規則によりまして、会議の開催要求や重要な事務の報告義務を規定いたしておりました。

3点目として、総合教育会議の設置義務でございます。これは、首長と教育行政を任されている教育委員会がより密接な関係でそれぞれの果たす役割を進めようとするものでございます。

この総合教育会議は、首長が主宰者となるべきものであって、町長部局で事務を行うことが原則といたしておりますが、当町におきましては、教育委員会事務局職員が補助執行をするということといたしました。

4点目は、教育に関する大綱を首長が策定することと規定されたこととございます。

以上の4点が教育委員会制度改正のポイントでございます。

なお、本年4月1日から改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されておりますが、改正前の法律により任命された教育長の在任中は、1点目の教育委員長と教育長を一本化した新教育長や2点目の教育長のチェック機能の強化と会議の透明性に関する部分は適用をされず、3点目の総合教育会議の設置や4点目の教育に関する大綱に関する規定のみが適用をされることとなっております。

この教育委員会制度改正のご質問中、2点の詳細なご質問をいただいております。その1点目、教育委員の人选はどのような点に主眼を置くのかとのご質問でございますが、教育長は任命手続や、その立場・責任が大きく変わりますが、教育委員に関する法規定は、委員の選任の規定でございますが、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有する者の内から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」との規定に改正はございませんでした。つきましては、今まで同様に、法の趣旨にのっとり適任の方を人选し、議会のご同意をいただきながら任命されるものというふうに考えております。この点におきまして、レイマンコントロールの機能は、今まで同様に保たれておるといふふうに考えております。

詳細質問の2点目でございます。教育行政での大綱に関してどの範囲まで踏み込んで協議していくのかとのご質問ですが、本議会冒頭、町長から政務報告をいたしましたように、去る8月7日に第1回目の総合教育会議を開催し、総合教育会議開催に関しての基本的事項と町の教育に関する大綱、大きく2点について審議検討、協議をいたしました。

そのうちの総合教育会議の基本事項で、協議すべき案件と趣旨に沿わないであろうとする案件をそれぞれ協議をいたしました。まず協議すべき案件としては、3点ほどございますが、1点目、町の教育に関する大綱について、2点目、教育諸条件整備、教育振興の重点施策、3点目、児童・生徒の身体生命に被害が生じた場合やそのおそれがある場合の緊急措置について、この3項目については基本原則、総合教育会議で検討する協議案件といたしました。

総合教育会議の趣旨に沿わないであろうとする案件につきましては、2点ほどございます。1点目、教科書採択や教職員の人事など政治的中立性を求められるものとしている事項、2

点目として、日常の学校運営や学校経営に関する基本的事項につきましては、総合教育会議の中で協議すべき事項ではないであろうということで、町長と教育委員相互において、教育委員会議の中で相互に確認をしたところでございます。

以上です。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、森川議員ご質問の大綱4点目、東陽病院のICT化についてお答えをいたします。

現在、東陽病院ではカルテや伝票類など、全て紙で行っており、ほとんどが電子化されていない状況でございます。ICT化につきましては以前から検討しておりましたが、多額の費用がかかるとともに、経営的にも厳しい状況が続いていたことから、進展がございませんでした。

しかし、近年は病院のICT化が進み、診療の情報共有や、他の医療機関との連携の点からも必要性が高くなってきているとともに、待ち時間の短縮など、患者サービス向上を図るためにもICT化は必要不可欠となっており、検討を進めているところでございます。

具体的には、現在、医師を含めました若い職員を中心としたワーキンググループで検討を進めているところでございますが、画面の見やすさや機能性、操作性等を重視し、提案がございました6件についてデモを行い、3件に絞り込みを行ったところでございます。

今後、年度内には業者を選定し、契約までを行いたいと考えており、関係する補正予算を本議会に提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、より安全な医療を提供し、町民が受診しやすい病院づくりをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、自席からさせていただきます。

マイナンバー制度では、後ほどお二方から通告されておりますので、さらっとやらさせていただきます。ただ、将来的にはこの制度は、民間企業が提供するサービスにも活用はされる見通しです。

行政側には大変なメリットがありますが、反面、住民にとっては膨大な個人情報扱う自

自治体のセキュリティーには十分か否か心配な面があります。先ほど若梅課長から答弁がありましたように、横芝光町のシステムとしては、情報系と基幹系をそれぞれ分かれてネットワークをしているという確認ですが、よろしいですね、それで。確かに重要なことを前もってやったださっているということでは、大変安心をいたしました。

ただ、自治体向けのセキュリティーポリシー策定については、2001年より情勢の変化に応じて4回ほどの改定がなされておると思います。市町村の4割以上が一度も見直さないところが38自治体があったそうですが、年金機構の情報流出をきっかけに、標準型攻撃対策も大半のポリシーには反映をされていないそうです。ポリシーをつくっても守られているかどうか分からない。当町ではポリシー重視についての自己点検、または外部、また内部のセキュリティー監査はどのように行っているのか伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 当町におきましては、横芝光町情報セキュリティーポリシーを平成18年度に策定いたしました。議員ご質問にありました、他の自治体においても改定がなされていない自治体が多いという、その中に残念ながら、当町につきましても、平成18年度に制定いたしました情報セキュリティーポリシーについては、現在まで見直しは行っていない状況でございます。

今後、住民情報系のシステムのクラウド化や、ご質問いただいております本格的なマイナンバー制度の運用に向けまして、まさにご指摘のとおり、抜本的なポリシーの改正が必要となることから、先ほども壇上で回答いたしましたように、総務省の地方公共団体における情報セキュリティーポリシーに関するガイドライン、この内容を踏まえまして、番号制度に対応しましたセキュリティーポリシーの改定を行いまして、職員に周知徹底をしまいたいと考えているところでございます。

監査の関係でございますけれども、内部監査につきましては、ポリシー遵守の自己点検ということで、現在、これは担当といたしましては住民課で管轄しているところでございますが、公的個人認証、議員もお持ちだと思っておりますが、住基カードで個人認証を行う公的個人認証の内部監査、これは毎年、法に基づきまして、私が内部監査の監査担当ということになるわけでございますが、担当課からの制度運用に関する詳細な報告を受けましての監査は行っているところでございます。

今後は、そのほかの情報扱う業務におきましても、可能なところから順次実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、外部監査につきましては、今後の検討事項ということになりますが、これについてもなるべく早く実施をすべく、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 本当にセキュリティーというのが一番大事です。その辺は力点を置いて実施していただきたいと考えます。

続いて、町立保育所の問題ですが、皆さんご存じのように、昨年度、栗山地先の町有地、貸し農園であったところ、これはかつて栗山にお住まいの方がご寄附をいただいたと。非常に広大な土地を社会福祉法人横芝福社会という、フタバ保育園なんです、こちらに無償貸与しています。

このようなことを見ても、姿勢として保育は民間に任せることが望ましいとの考えがいかい見えますが、このことに関して町長の、簡単で結構です、見解を願います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 旧横芝町にございました、当時4つの保育所、それが今現在3つになっているわけでございますけれども、当時、フタバ保育園が保育園としては唯一あったものでございまして、それが当時、横芝町時代に子供の増加に伴いまして、キャパが足りなくなったと。その中でやはり行政が、後追いで幼稚園、保育所を設置した経緯がございます。

そうした中でまた、この少子化の流れの中で減っていくということであるとすれば、やはり当初あった民間の幼稚園のありようが、やはりこれからもそれが中心となっていくべきではないかなというふうに考えておりますし、当初の目的を果たしつつあるというような認識は持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ちょっとお答えが、民間に任せるかという簡単なことには若干ずれたかと思いますが、思いはだんだん伝わっております。

通園バスに関して伺いますが、先ほど課長から言ったように、バス運営委員会というのは地域の議員と民生委員さん、保育所の先生方というような構成でやっていますね。先ほど来お答えいただいておりますように、とにかくこれは町長の聖域なき行政改革10億円削減というのも私は関連して考えなければいけないと思っております。

先ほど来、説明はあったように、50万余りで21人を通園させているということ自体、私

はちょっと、費用対効果をここで使うのは何かと思いますが、例えば安全なタクシーでやる、デマンド交通でやるとか、ほかの方法で、運転もある意味プロに任せる。前回、齋藤議員の質問でも、若干高齢の方がというような問題がありましたが、大事なことは子供さん方の安全・安心でありますので、その辺も特に意識をしておいてほしいと思います。

また、給食について、特別的、暫定的というようなことで、確かにキャパも老朽化もそれは本当にわかるんですが、そろそろ委員会かチームを立ち上げて、この辺も考えていただきたい。

はっきり言うと、統廃合の問題も町長が失礼ながら頓挫してそのままということではなくて、当初のある意味、意思を貫いて、そのままであることは誰でもいい人で終わるんですね。確かに嫌われることもあるけれども、先ほど小学校の統廃合の問題も山崎議員から出ておりましたけども、第一義的に考えることは、やはり子供さん方のことを考えるべき、私はそう思っております。そういうわけで、そのようなチームといたしましょうか、委員会をつくって、ぜひとも検討いただきたいと思います。

そこで町長、その件に関してお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来、小学校の統廃合のお話もありました。そうした中で、やはり自立した未来、地域の未来を担う子供を育てるというのは、ちょっと違う質問とダブリますけれども、総合教育会議でもそういうお話が上がっております。やはり国の指針ですとか財政の理由による統廃合というのは、なかなか難しい状況にあるかと考えております。そうした中で、時間をかけるのも必要なことではないかなと思っています。

今のところ、すぐ検討委員会、ワーキングチーム、検討チームをつくるということにはなりづらいのかもしれませんが、その辺については、常に気を配りながら、状況を見て対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 確かになかなか難しい問題ですが、もう一步踏み込んで、執行部の皆さん方にもお考えいただきたいということで、この質問は終わります。

続いて、新教育委員会制度。先ほど来、非常に丁寧な説明があったので、自席からは特にということですが、8月7日に第1回の会議、総合教育会議ですか、開かれたそうです。これは一般的には公開というか、それが課長、公開の義務というか、公開したんですね。そ

うということですが、総合教育会議の主宰、要は招集するのは町長なんですね、こちらは。教育長ではなくて。そこで教育大綱、つまり目標とか施策の根本的方策とかを決めるということとでございます。

公開をするということですが、ちなみに千葉県知事は、道德教育、いじめ問題、熱血教師の育成。銚子の越川市長、対話教育、郷土教育、利他教育など、7種類33の推進項目を列挙した素案を示されました。その素案を教えていただければと思いますが、課長でも、おわかりになる方で結構です。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 町の教育大綱の素案でございますが、まず基本理念でございますけれども、自立した未来の担い手を育てるということを基本理念に掲げまして、基本目標5項目、これにつきましては、安全・安心な教育環境の整備と充実、次代を担う子供の確かな学力と生きる力の育成、健康でいつまでも学べる機会と環境の提供、健康づくりの実践とスポーツ活動の振興、多様で特色ある豊かな文化と芸術の振興という5項目を基本目標にいたしまして、そのほか16項目の重点施策というものを掲げた大綱となっております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） すばらしい大綱の素案で、安心をいたしました。ぜひその大綱を目標に、関係者の方々にはご努力願いたいと思います。

さらには全国学力テスト、私もこだわっているわけではありませんが、齋藤教育長には叱られるほど聞いております。

確かに教育関係者は、先ほど言っていた理由はわかります。ただ、私が言いたいの、やはり保護者とか、他の関係者にも、学校間の序列になるかどうかわからないけれども、例えばどこどこ小学校、中学校はどれぐらいなの。例えば県単位では出ていますね。県単位では、ほぼ真ん中かちょっと上の、科目によってあります。

ご存じのとおり、静岡県の知事ですかね、川勝知事が前、関係者をどなりつけて、ぜひ公表しろと。ということは、低かったからということだと思いますが、真ん中に甘んずることなく、秋田、福井等々、非常にいつも上位の県があるのも教育長が一番ご存じかと思います。真ん中でいいということではなくて、教育は百年の計とよく申しますので、基本の基本を先生方、関係者の方々の創意と工夫でご努力願えればと思います。

最後に、東陽病院のICT化について再質問いたします。電子カルテ初め、ICT化は今

や病院のスタンダードではないでしょうか。これはある町内の個人医院の先生のお話です。医師であるご子息が跡を継いでくれることになったそうです。ただ、条件として、電子カルテの導入が条件だよというお話を私は聞きました。システム導入には多額、確かに高額、簡単に言うと1億から先の費用がかかるんです。ただし、時代の趨勢として、導入を決断されたとおっしゃっていました。

個人医院でもこのような事例が見受けられます。今後当然、東陽病院にも勤務される若手医師は、ICT化の環境のもとでの医療を学んでおりますので、ぜひとも導入されることを要望いたします。先ほど来、事務長から、チームをつくって検討していると、ある程度6社を3社に絞ったってというような具体的なことが進んでいるということで、非常に私も安心しております。

明日ですが、また視察も受け入れてくれまして、民文の委員会のほうでは詳細な説明を事務長、院長、看護師長等から受けることになっておりますので、非常に大事な町立の病院ですので、みんなで大事に育てていければと思います。

最後になりますが、ICT化を含めて、東陽病院の設備に関しては、ここ数年、余りといましようか、ほとんど改善や改良に投資をされておられません。確かに一般会計の繰入額も多く、赤字の病院にそんなにお金をかけてどうすんだと、投資しなくてもいいじゃないかという意見もあろうかと思えます。しかしながら、地域医療の低下が取り沙汰されている昨今、このままですと、まさに負のスパイラルに陥る可能性すら感じ得ます。ある意味、普通のスタンダードの状態に最低限していくことで、今後新たに医療従事者になっていただく方々を迎える態勢がとれるのではないのでしょうか。

患者さんや一般の方々から見て、ハードが非常に劣っているなど感じないように、長期的、計画的な設備改善等をお願いしたいと思えます。これは町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、余りハードにお金をかけていないというご指摘をいただいたわけでありますけども、この2年間いろいろな部分で、特に新しくお招きしました外川院長は、ご就任いただいてから、院長のほうから逐次、いろいろな資材、機材についてリクエストがあったものについては、ことごとくそれにお応えをさせていただき、順調に器材の整備については進んでおるところでございます。

そうした中で、おかげさまで皆様のご協力もいただきながら、今、東陽病院も徐々に経営環境の改善をしているのはご承知のとおりでございますので、今後も、ICT化も含め、こ

れからも町民に愛され、そして地域医療のかなめとしての東陽病院の地位をより一層確立するためにも、今後努力を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 失礼しました。金額的には結構あるんですね。ただ、目に見えるところで失礼ですが、感覚的に、あしたの委員会のほうでは視察をさせていただきますけれども、個人的で恐縮ですが、母が入院してたころ、さまざまなサプライズといいましょうか、びっくりしたことがあったので、事務長には苦言を呈して、いろいろご提案を申し上げたんですが、とにかくICT化というのは、電子カルテはもちろん、オーダーリングシステム、前から説明ありましたように、あとはPACSといいまして画像系のやりとりの設備ですが、正直、ないほうが珍しいと言うと言い過ぎですが、100人前後の入院設備を持つ規模ではもう大半が入っているんです。

例えば町長も行かれました、昨年一緒に行った辰野病院。どこがフロントで違うかというところ、これは見た目の問題で失礼ですが、非常に受付が、設備が新しいということもありますが、ホテルのフロントのように和らぐというか、そこには受付の方々、事務をやっている方々は裏におります。東陽病院でいくと、大勢の方々が仕事をなさっていてあれなんです、一番目立つのは、カルテを山のように右の後方に積んである。あれはちょっと、失礼ですけど、ちょっともう少しパーティションで隠すとか、何かできないのかなと前から思っているんですが、電子化することによって多分すっきり、非常に受け入れをしやすくなると思いますが、その辺、事務長、そこまで踏込んでの計画はないと思いますが、例えば電子化、オーダーリングシステム等を入れたときの受付というのは検討されていますか、雰囲気。

○議長（鈴木唯夫君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 今の議員のご指摘、あそこのカルテには3カ年分のカルテが以前は置いていました。やはり年々カルテが厚くなっておりますので、今現在は2カ年分のカルテがあそこの場所に収納されています。

ただ、電子化によりまして全て紙がなくなるかといいますと、そうでもございませんので、いずれにいたしましても、電子化になれば、ほとんどの紙が不要になると思いますので、その辺については、あそこの見ばえ的にもすっきりするような形になろうかと思います。

当然、人間的なものも電子化によりましてある程度削減はできるというようなことも考えておりますので、その辺は、今後の進め方の中でその部分も加味しながら進めていければと、

そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 非常に希望の持てる答弁をいただきまして、特に、残念ながら脳外の横田先生が10月でご退任されるということで、非常に残念ではありますが、また町長、事務長には、ぜひ有能な医師をお誘いいただき、充実した東陽病院にしてくださるようお願いいたします。特に外川院長さんには、非常に前向きな、本当に素晴らしい外科医の先生でありますので、期待をしているところであります。

町長言われたように、本当に愛される東陽病院にするべき、町全体で盛り上げていければと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 1時59分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） 議席番号6番、北清水の鈴木和彦です。

議長のお許しをいただきましたので、大綱3点、質問をさせていただきます。

まず最初に、町のコンプライアンスについてですが、コンプライアンスとは何か。

コンプライアンスとは、皆さんもご存じのように、法令等を遵守することという意味で使われるだけでなく、最近では、健全な事業体、組織体として、してはならないことは行わず、社会の組織として求められる、したほうがよいことを行うという、企業倫理や社会規範の意味を含めて用いられております。自己責任に基づく組織としての行動選択が求められていま

す。また、組織、団体内部における遵守する体制、仕組みを指す言葉として用いられております。

それでは、（１）町のコンプライアンス体制についてお聞かせください。

（２）不祥事未然防止対応はどのような対応策をとっているのか教えてください。

（３）日常業務におけるチェック機能はどのようにしているのかお聞かせください。

続いて、大綱２点目。

去る７月の臨時議会において、町長より、清長大橋の取り付け道路が接続され、来年２月に開通しますと報告がありました。全線開通とはいかないまでも、地元町民も喜んでおりますが、開通と同時に交通量が必然的に多くなると思われま。

そこで、地元の私が思うに、北清水地先交差点、町道Ⅰ－１３号線、Ⅰ－１４号線の交わるころでございまして、見通しも悪く、過去に死亡事故も発生しております。そこで、（１）信号機の設置についてお伺いをいたします。

次に、大綱３点目、圏央道大総地区（桜前～谷台間）の路線下４キロメートルの契約状況についてお伺いをいたします。

（１）地目（水田、畑、山林等）の買い上げ単価についてお聞かせください。

（２）契約の進捗状況についても、わかる範囲でお聞かせください。

以上、執行部の明快なる回答をお願い申し上げ、壇上からの質問を終わります。

〔６番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） 鈴木議員のコンプライアンスに関するご質問にお答えをいたします。

地方公務員は、憲法第15条第2項に規定された全体の奉仕者であり、地方公務員法第32条により、法令等及び職務命令に従う義務が課せられています。したがって、職員は地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続により業務を執行しなければならず、また、法令違反行為を隠蔽または看過してはならないこととなります。法令等の遵守は、町職員にとって当たり前のことでなければなりません。

まず、コンプライアンスの組織体制ですが、コンプライアンス全般については総務課で担当しております。個別分野になりますと、例えば情報セキュリティー関係につきましては、

企画財政課が担当しております。この点、千葉県では、平成21年に表面化した全庁的な不適正経理問題を契機として、コンプライアンス委員会議とコンプライアンス推進本部が組織されました。当町ではこのような組織ではありませんが、総務課が中心となり、各課とより連携を図ることで、コンプライアンスの推進に努めております。

また、地方自治制度上は、監査委員もコンプライアンス維持・向上に資する機関と位置づけられております。

次に、不祥事未然防止対策と日常業務におけるチェック機能ですが、平素の職員教育と管理監督者の意識向上が重要だと認識をしております。

職員への教育としては、中級職員を対象とした公務員倫理研修、班長職を対象としたコンプライアンス研修への積極的な参加、職員の懲戒処分等に関する基準、及び職員の懲戒処分等に関する公表基準を制定することで、コンプライアンス違反による不利益の周知、人事評価の評価要素の一つとして、コンプライアンスを含めた規律制を取り入れる等しております。

日常業務のチェックを担う管理監督者については、いつ自分の所属に不祥事が発生してもおかしくないという当事者意識を常に持つことが肝要であり、当町で新聞報道しました6月1日付の懲戒処分に際しましても、この点に重点を置いて、各課長へ指示をしたところでございます。

組織のリスク管理全般に活用されておりますハインリッヒの法則によれば、1件の重大事故の背後には、29件のかすり傷程度の軽い事故があり、その裏にはさらに、事故に至らない冷やり、はっとする事例が300件存在するそうでございます。ささいであっても、コンプライアンスに反すると思われる事例につきましても、細心の注意を払って対処していきたいと考えております。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうから、鈴木和彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、大綱2点目の、清長大橋の北清水地先交差点についての信号機の設置についてお答えをいたします。

ご要望の箇所は北清水集会所の北側に位置し、清長大橋から県道横芝上堺線へ向かう町道I-14号線と、栗山地区から屋形地区を結ぶ町道I-13号線の交差点であります。

信号機の設置は、町から要望書を所轄の警察署へ提出し、それに基づき、所轄警察署では交通事故発生状況や交差点及び道路環境などを総合的に判断して、設置の必要性がある場合は警察本部に上申されます。警察本部ではさらに内容を検討し、県公安委員会が設置を決定する流れとなっています。

この交差点では、過去に物損事故や人身事故も発生していることから、所轄の山武警察署と現地調査を行った結果、交通安全対策として町道 I-14号線側に一時停止、とまれの交通規制が行われました。さらには、カラー舗装を実施して注意喚起を促している状況にあります。しかしながら、今後、清長大橋が開通した暁には、交通量もふえると予想されますので、この交差点の安全対策について、所轄の山武警察署と協議をしてみたいと考えております。

続きまして、大綱3点目の圏央道大総地区（桜前～谷台間）路線下の契約状況についての1点目、地目（水田、畑、山林等）の買い上げ単価はについてであります。現在、首都圏中央連絡自動車道・横芝光町事業区間を実施している国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所に確認したところ、地目の買収単価については、土地の面積や形状、さらには周辺環境により、それぞれ一筆ごとに買収単価が異なることから、お答えできないという残念な回答でありましたので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の契約の進捗状況はについてであります。昨年12月に、用地補償地元説明会及び個別相談会が終了し、現在、関係地権者へ個々に用地補償交渉が実施されております。その結果、平成27年6月末現在の横芝光町事業区間約4キロメートルでの契約済み面積は、約6万5,000平方メートルであります。参考までに、大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジ間の買収率は、約13%となっている状況と伺っております。

なお、今後の予定を確認しましたところ、引き続き用地買収や埋蔵文化財の調査を行っていくそうであります。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。いろいろありがとうございました。

今、総務課長のほうから説明がございましたように、コンプライアンスの統括部署は総務課で行っておることが確認されたわけでございます。そういった中で、コンプライアンスの指導監督、また監査についてはどういう形をとっておるのか、教えていただければと

思います。

また、一般職と管理職の研修会、また勉強会等については年間何回ほど行っておるか、教えていただければと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） コンプライアンスに係る指導、監査の関係につきましては、当然、総務課のほうで所管しているという形であります。

そしてまた、研修の関係でございますが、先ほど壇上でも申し上げましたが、中級職員を対象とした公務員倫理研修、これにつきましては、本年度は27年5月16日に実施しております、これは行政組合で実施しましたが、参加者が2名ということで、こういう研修につきましては、平成20年度以降、毎年実施しております。

そして、班長職を対象としたコンプライアンス研修につきましては、本年度は平成28年1月に実施する予定になっておりまして、これにつきましては県の自治センター、または行政組合で実施する予定となっております。こういう研修につきましては、積極的に職員の研修を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） それから、もしコンプライアンスの組織図というか、フローチャートになるかもしれませんが、体制図があれば後で教えてください。

それから、コンプライアンス体制について、私も昔勤めているときにいろいろ、県庁検査なり国の検査、いろいろありますが、そういった中で今回、久本副町長は県からの出向でございます。できればコンプライアンス体制についてお考えがあれば、当町に対してお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 副町長。

○副町長（久本 修君） 檀上、総務課長の答弁にもございましたが、県においては非常に組織が大きいということもございまして、専任の組織を設けて、今対応している実態でございます。

当町においては、そこまでの組織、あるいは職員の規模はないとは思っておりますが、ただ、ご指摘のとおり、職員個々の資質の向上、それからコンプライアンス違反が生じないような組織体制づくり、これは必要なことであろうと思っておりますので、今後も引き続き、当町に適した体制づくりということについて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 私も、町のほうのそういったコンプライアンスについては、ほとんどよくわかりません。そういった中で、懲戒の関係があると思いますが、懲戒の関係については何種類くらいございますか。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 現在、町の懲戒処分の種類でございますが、4種類でございます。戒告、減給、停職、そして一番重い免職と、4種類の懲戒処分がございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） そういった懲戒の関係の委員会は立ち上がっていると思いますけれども、そういったものについては、委員長については町長が委員長になっているんですか、その辺どうなんでしょうか。どういった形で、どういう構成で、その懲戒委員会みたいな組織ができていますのか教えていただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 現在、懲戒の関係の委員会はございません。

自治法ではないんですが、懲戒処分を実施するに当たっては、懲戒審査委員会等をつくれということもあるんですが、厳密に調べましたところ、そこまでなくてもいいんだという判断でおりますので、現在、当町においては委員会はございませんが、実際、懲戒処分を科する場合にありましては、三役並びに私ども総務課、そういう関係の課長が出まして、それなりの委員会のような形の審査機構を設けております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） それでは、2番目の不祥事の未然防止対応についての中から、各金融機関については、職場離脱をさせ、一般職は前日に、管理職は1週間前に通達を出し、その間、ほかの人がその仕事をしていただく仕組みづくりがあります。このようなことをする考えは内部牽制機能に役立つと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 議員、今ご指摘のとおり、金融機関ではそういう形でやっているというのは私も聞いたことがございます。しかしながら、現在、うちのほうの職場にあって

はそこまでのことはしておりません。

しかしながら、お金の流れ等につきましては、よく上司が伝票の確認、それと預貯金の確認を十分にするようにということで指示を改めて出しているところがございますので、そういう形で、今後対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） わかりました。

それでは、次に、日常業務におけるチェック機能についてですが、全ての部署で金銭を取り扱っているとは思いませんが、先ほど言いましたように、伝票の請求書の流れ、金銭の収納についての流れはどのようになっているのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 公のお金の支出に関しましては、当然、支出負担行為、支出票等の決まったものがあるんですが、本来余り望ましいことではありませんが、関係の団体の通帳を預かるという業務が実際のところございます。そうした業務につきましては、公金に準ずるような形でそういう伝票をつくりまして、各上司の決裁を受けて適正な管理をするようにということで、先般の不祥事があった以降、改めてそういう通知を出したところがございますので、今後ともそういう形でいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 先ほど話がありましたように、金銭の流れですね。金銭の流れは、例えば伝票を発行する、請求書を発行する、それで結局収納する方がいるわけだと思いますが、そういったことを1人でやるということはないと思いますけれども、そういったことがあつては何の牽制機能もありませんし、例えば自分が請求書を発行して自分で集金してきたと。例えば自分が発行しなければ、ほかの部署ではわからないわけですか。その辺どうなんでしょうか。私も町のその収納の関係のことはわかりませんので。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 議員の今のご質問は、公金の場合と、先ほど言いました公金でない、公金に準ずるようなものがあると思いますが、公金の場合、例えば税金にすれば、調定をして納付書を出してという形になりますので、それを皆さん、税務課なりで確認してやっているかと思えます。

あと、その預かっているお金等がある、団体のお金等の扱いにつきましては、担当者がやっている場合が実際のところあると思います。そのところを、班長なり課長なりが十分に注意を払って監査をしながら、監督をしながらやっていくという形で現在対応しております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） わかりました。

なぜこれを言うかということ、やっぱりそういうようなことを言って、当町については一般財源で100億からの事業を展開しておると、特別会計を入れれば百何十億、80億、70億、そういう事業を展開しているわけで、全てが現金で取引しているわけではないと思います、確かに振り込みなり為替なりいろいろ、そういう形でお金を授受したり受けたのを送金したりしていると思いますが、ある程度、現金を取り扱う、こういう言い方をすると失礼ですけども、病院関係については、結構それなりに窓口でお支払いする方もいますし、現金の不釣り合いとかそういうことはほとんどないんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） おっしゃるとおり、病院につきましては、日々の支払い業務が生じております。そういった中で、窓口業務につきましては委託業務により行っておりまして、日々の入金金額につきましては、請求書あるいは領収書なりと金額を合わせた中で集金をしております。

それで、集金をしました現金につきましては、これは毎日のことでございますけれども、京葉銀行横芝支店が集金に参りまして、全てということではございませんけれども、ある程度大きなお金につきましては京葉銀行の集金に預けると、そういうふうな形で取り扱っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 田鍋理事。

○理事（田鍋悦央君） それでは私のほうから、私は会計管理者という立場で、町の公金の収納、それから支払い等を担当している立場から申し上げさせていただきますと、基本的に公金の場合は、原則としてお金の受け入れも支払いも、通常現金で扱うということは、原則としてはありません。

ただ、例外的にどうしても現金でなければ支払いができない、現金でなければ窓口で、当然納める場合は、税金であったりその他いろいろな公金、これは現金で納められる方は大勢

いらっしゃいますので、それは当然、現金収納するわけですが、これは納められる場所が決まっております。通常ですと出納室の窓口、これは指定金融機関、京葉銀行があります。そのほかに町の収納代理金融機関ということで、町内の金融機関ですとか、そういったところでも税金とか公金を納められます。

あるいは、町民サービスセンターでも納められるわけですがけれども、そこでは全て、もう町の出納印なり、あるいは収納の印鑑を押した領収書を発行しているということで、それはまた、ほぼ即日、場合によって物理的に無理な場合には翌日、確実に指定金融機関ということで、これは派出で参っている京葉銀行の窓口で現金が収納されると。それから、町の支払いも原則として、これが今は、為替というようなお話もありましたけれども、基本的には振り込みで支払いをしているという状況でございます。

そういったことで、支払いの効率的な部分も含めまして、間違いの起きないような形で、今、通常の処理の仕方だということで、安全に管理しているというふうに認識しております。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 大体わかってきたような気がしますけれども、あと一番ここの庁舎の中で、東陽病院は別として、この庁舎の中で現金の授受というのは少しはあると思うんですよ、住民課で何か発行しているかわからないような、福祉課に行けばまたしっかりお金を。そういったお金の流れというのは、最終的には田鍋理事さんのほうの、あそこの収納のほうに行くんですか。

○議長（鈴木唯夫君） 理事。

○理事（田鍋悦央君） 基本的に町でお金を納めていただく場合には、出納室の窓口で納めていただくというのがまず原則だと思います、この役場の庁舎内の場合ですね。

ただ、どうしてもお客様の都合によって、ちょっとしたコピー代ですとか、そういったものを各担当課の窓口でお支払いいただくケースもあります、金額の少ない場合ですね。そこは出納員の辞令を持った職員がおります。そしてまた、そういったお金を扱う可能性のあるところは、これは手提げ金庫を持って多少のつり銭を用意して、毎日事務所に置いてあります。そしてそれは、夕方には出納室に、これは直接収納という形でいただいておりますので、正式な形といいますか、銀行のほうに入れていただくとそのおつりの金庫についてもまた、出納室に大きな金庫室があるんですが、その中で保管をしております。

そういった形で、ただ、あくまでも原則としては出納室で納めていただくということが原則、ましてや金額の大きい税金ですとかそういったものについては、窓口でないと納められ

ないというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 大変しつこくて申しわけありません。

先ほど私が職場離脱の関係で言いましたけれども、私がちょっと回答を聞き漏らしたのかわからないんですが、例えば一般職の方が職場離脱制度というものをこれからやっというとか、管理職の方々もそういったことをやっていくお考えというか、そういうことは町としてのお考えはございませんか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来いろいろと、一つ一つお答えをさせてもらっている状況にございますが、町職員が現金を取り扱う機会と申しましょうか、その部分につきましては、一般的に公金、例えば税金など特別徴収で各戸を回って歩いて税金を納めていただくような場合については、あくまでも一人で行くことはなく、複数で行って納めていただくようなシステムをとっております。

しかしながら、先ほど総務課長からお答えさせていただきました、今回の事例の中でございました各種団体の会計を便宜上お預かりしている状況の場合ですと、往々にして一人の職員、担当職員が通帳並びに印鑑も管理してしまっている状況もあったこと自体が、今回の事例につながってしまったのではないかなというふうに思っております。

そういう中でも、基本的な指導の中では、通帳と印鑑は上司とその部下で持っていなきやいけないとか、あとは一つ一つ入出金については伝票を書けというような状況も、以前からこのシステムはございました。今後それを徹底した中で、これからも公金並びに公金に準じたものの扱いについては、極めて厳しい対応でこれからも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） それでは、この辺でコンプラのほうは終了させていただきます。

次に、清長大橋の取り付け道路の関係でございますが、今度これが一部開通するという中で、I-13号線、I-14号線、今、五木田課長のほうからも説明がございましたが、I-14号線については、清長大橋についても左右に歩道がついております。

そういった観点からいくと、道路幅はI-13号線もI-14号線も同じ幅員というか、道路幅はあると思いますけれども、今現在I-14号線のほうがとまれの標識があるわけでござい

ます。そういった関係で、延長していきますと I-14号線は広域農道に、大網のほうまで抜ける道路とつながるわけなんです、優先道路となるのは同じ町道であって、I-13号線と I-14号線は今後どのような形になっていくのか、今までのとおりで同じだよということなのか、変わることがありますよということか、その辺は協議するかと思いますけれども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） I-13号線、これは栗山地区から海岸線のほうに向かう道路でございますけれども、これが車道幅員が2.75メートルの2車線、歩道の幅員はございません。また、I-14号線も県道の広域農道の入り口から清水の里まで2.75メートルの2車線ということで、全く両方とも同じ規格というか、同じ断面で整備されております。したがって、恐らく交通量、主従関係というよりは交通量のほうの関係になってくると思います。

したがって、現在のところは、どの程度の交通量になるかというのはちょっとわかりません。それとあと、来年の2月に一応開通させる予定でございますけれども、大型車の通行はできません。せいぜい通れても2トン車程度の大きさのものでございます。そういうことで、どの程度伸びるかというのは、これから開通してみないとわかりませんが、いづれにしても、当分の間は現在のままじゃないかなというふうに思っております。

ただ、その交差点も含めまして、清長大橋を来年の2月に開通させるときには、事前に山武署のほうの交通課の立ち会いをいただきまして、どのような交通安全対策が必要かどうかというのを当然ながら行いまして、いろいろと開通に向けて対策を講じる予定でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 五木田課長の考えはわかりました。

私が思うには、やはり清長大橋が渡れるということになれば、もうあと半年ないわけですが、もう実際そういうふうに2月には一部開通するんだよということなもので、2トン車くらいまでは通れるという話で聞いておりますから、できれば今からその交差点のところですか、I-13号線とI-14号線の交わる交差点については、今からやはり、警察署と安全協会と町で協議するということですが、それをなるべく前倒しでどんどん進めていって、できれば、なるべく開通と同時にそこらをきれいに整備できるような形で、開通してからそういったことに対してやっていくというか、これから協議していくよということじゃなくて、もう既に開通するのはわかっているわけですから、今からどんどん進めていかない

と、万が一事故があつてけがをしました、亡くなりましたと、そういうことがない限りはあそこには信号機はできませんよとか、そういうことでは困ると思いますから、今からその辺を前倒しに話のほうを皆さんと協議してもらふような形で進めてもらえればと思います。大変強く言って申しわけありませんけれども、そういう考えで私はおります。

それから、圏央道の関係でございます。

先ほど圏央道の関係、全体では、松尾横芝インターから大栄間18.5キロという話を聞いております。当町については4キロ、多古町については8キロ、この2つで12キロあるわけですが、やはり先ほど言うように、水田と畑と山林の、その4キロの中でどのくらいの割合で構成されているというのがわかれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） こちら辺のほうの面積割合等につきましても、一度国道事務所のほうに確認をしましたら、非常に残念ではございますけれども、そこら辺のほうの面積も教えていただけないという残念な回答でございました。

横芝光町、4キロメートルあるわけでございますけれども、これはちょっと私のほうの試算というか、ざっくりでございますけれども、道路幅が4車線振りなわけですが、23.5メートルでございますけれども、単純的に25メートル幅で4キロを掛けますと、最低でも10万平方メートル、最低でも約10町歩になるということでございます。

ですから、もちろん道路ののり面とかいろいろございますから、当然それ以上の面積になるかと思えます。あと、割合についてはなかなかちょっと、本来ですと、この面積割合というのは出していただいても何ら問題ないと思うんですけれども、なかなか国道事務所のほうが固くて、ちょっとその辺のところを教えてくれなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） なぜこの話をしたかというのは、水田なり畑なりは、私の聞く範囲では1,000平米で大体600万から600万強ですか、平米単価だと6,000円とかそのくらいになるのかな。それで山林が余りにも安くて、やはり10アールあたりに換算すると300万強くらいになるのかな、それで立木の補償はないという話も聞いております。

そういった中で、ある地権者に聞きましたら、前回の銚子連絡道路の場合から見ると、山林については6分の1の価格だよということで聞いております。そういった中から、やはり

山林の面積が結構あると思いますので、山林を持っている地権者は案外と今、ぶーぶー言っているわけなんですね。水田と畑の方々は、もうそのくらいで結構納得している方も多いようですけれども、千葉国道事務所ですか、説明はそちらから来ても、買収の関係になると東日本エンジニアリングというんですかね、そちらの方から買収の関係では回ってくるという話を聞いております。

そういったことの中でも、やはり山林が余りにも安いという中で、これはいたし方ないと思います。ただ、そういったことを聞く中では、やはりこれから買収していく中で買い上げていく中では、山林を持っている方についてはなかなか、私の聞く範囲ではかなり、ちょっと安いんじゃないのということを随分口にしていきますし、そういう方はなかなか納得いかないのかなということも言っていましたから、圏央道は大事な産業道路だと思えますけれども、そういった観点からも、山林に係っている方はちょっと、畑や水田から見ると半値だよということも聞いておりますし、前回の銚子連絡道から見ると、山林については6分の1の価格ですよという話も聞きますから、そういった中でこれから、どっちにしても町がどうのこうのじゃないですけれども、そういう地域の町民の方の意見があるということは、町のほうも確認をしておいていただければと思っております。

それから、山武市と横芝光町と多古町と芝山町と成田市と、そのくらいですかね、今回18.5キロが係るところは。こういうことを言うとまたあれなんですけれども、その土地単価は各市町、皆さん違うんですかね、その辺どうなんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 当然ながら、極端に言えば、先ほど説明したとおり、土地ごとに、1筆ごとに当然単価が違いますので、芝山、多古、成田ですか、そちらのほうの単価は当然違ってくると思います。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） では、最後になりますけれども、これは質問ではございません。私からの要望を含めた中で、回答は要りません。

最初に、コンプラの関係を質問したわけですが、コンプライアンスの違反をした場合、たとえそれが故意でなくても、不注意から起きてしまったことも信頼を損ねる不祥事に該当し、当事者の人生はもとより台なしになります。そういったことのないように、今後、やはりある程度、内部の牽制機能をしっかりとさせていただいて、お願いを申し上げたいと思っております。

それから、清長大橋の関係でございますが、清長大橋については町道 I-14号線、一日も早い全線の開通をお願いしたいということでございます。

それから、先ほど言いましたが、圏央道の関係ではございますが、契約された土地、路線下の土地ですね、その管理についても万全を尽くしてお願いをしたいと思っております。というのは、契約をしたところは今、耕作放棄地ではないですけれども、もうそこには植えつけができないし作物はつくれないわけでございます。今、やはりどうしても畑、山はそうでもないとは思いますが、田んぼについては、その部分は買い取りを確かにやっております、外部に頼んでやっておりますけれども、これから数年ずっとそういう形で、多分なるとは思いますが。買収が進んでいけばいくほどそういったところがふえていくわけで、千葉国道事務所ですか、そちらのほうにも、そうでなくても、ことしについては、水田については病害虫が随分発生しておるということで、巢になってしまいますので、そういったところの管理監督ですか、そういったところも町のほうから国のほうに要望していただいて、なるべく管理監督はよく、圃場といたらおかしいですけれども、買収したところはよく管理をしていただければと思います。これは町長に一言お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 最後のお話でということですので、一言申し上げたいと存じます。

大綱2点目の清長大橋の件でございますけれども、多くの町民の皆さん、関係者のご努力、そしてご協力により、この2月にめでたく開通をさせていただき運びとなっております。

ご承知のとおり、I-14号線、それから広域農道につながるこの道は、今後、横芝光町のみだけでなく、この地域の幹線道路の大きな位置づけになる道ではないかなというふうに思っております。

そうした部分、先ほど来、鈴木議員がおっしゃられている町道 I-13号線との交差点の問題につきましても、またそれまでの道路の間の問題につきましても、今後積極的に、なるべく早期の開通、そして全面開通に努めてまいりたいと思っておりますので、今後も皆様方にはさらなるご理解とご協力を賜ればと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 大変わがまを言って申しわけありません。私の質問は以上で終了いたします。

大変ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時10分とします。

（午後 2時53分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

〔3番議員 宮菌博香君登壇〕

○3番（宮菌博香君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議席番号3番、宮菌博香が通告に従い、一般質問をさせていただきます。

ことしの夏は猛暑日が続き、全国的に大勢の人々が熱中症により緊急搬送されるなど、その暑さを物語りました。また一方では、例年になく多くの台風が発生するなど、大雨やゲリラ豪雨、さらには竜巻等の発生による被害を受けた地域も数多くありました。幸いに、当町におきましては、自然災害を受けなかったことは、大変によかったことと思います。現在は、当時の暑さも軽減され、基幹産業である農業の稲刈りも悪天候が続く中でも順調に行われ、まことに喜ばしい限りであります。

これからは、学びの秋を迎えるわけではありますが、行政におかれましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の本格的作業を行っているところだと思えます。6月町定例会でも申し上げましたように、地域間競争が激化する中、当町はその競争に勝ち上がらなければなりません。まさに、それが町民の生活、さらには生活支援に通ずるわけでありますので、きめ細かな行政を迅速に展開していただくことを、大いに期待するものであります。

それでは、大綱4点につきまして、一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、遊休施設の有効活用についてであります。町も平成18年3月に合併し、旧横芝中学校跡地以外にも幾つかの遊休施設がありますが、いまだに普通財産に所管変えもされることなく、有効活用が図られない状況にあり、かつ防犯上も好ましくない状況にあります。そこで、それぞれの遊休施設について、どのようなお考えがあるのかをお尋

ねいたします。

1点目として、旧横芝行政センター及び旧横芝公民館について。2点目として、旧光学校給食センターについて。3点目として、大総会館について。4点目として、旧横芝第2保育所についての、具体的な有効活用についてお尋ねするものであります。

大綱2点目としましては、社会体育施設の整備についてであります。

具体的には、坂田池公園野球場のダイヤモンドを含む内野の整理、野球場のバックネットの改修、坂田池公園及び光スポーツ公園の便器の洋式への改修についてであります。現在、坂田池公園野球場は、高校野球や中学野球を初め、各種大会の会場となり、郡内はもとより県内からも評価をいただいているところであり、町の活性化の一翼を担っているところであります。

しかしながら、平成6年3月に建設され、20年余りが経過し、グラウンドは暗渠排水の効果も部分的には薄れてきている状況にあります。ことし3月に、町野球連盟の皆さんと横芝敬愛高校硬式野球部の部員とが合同で奉仕作業を行った結果、一部は解消されましたが、ある面での全面改修の必要性もあると思います。

また、バックネットにおいても、部分的な張りかえではなく改修する必要があると思います。それと便所につきましても、生活様式の変化等により、洋式便器に改修するなど、利用者等のニーズに応える必要があるものと思います。

当町は、緑あふれる自然環境に恵まれた風土の中で、町民一人一人が生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康で豊かな心と体を育むとともに、生きがいと潤いのある生活を望んでいるという趣旨により、スポーツ健康都市宣言を宣言しており、宣言を推進する意味からもご理解をいただければと思います。

大綱3点目としましては、教育補助金についてであり、具体的には、小・中学生が各種スポーツ大会等で好成績をおさめ、関東大会以上の大会に参加する場合の補助基準についてであります。

横芝光町立中学校部活動大会出場者補助金交付要綱は、ことしになって制定したようですが、この要綱はいろいろなケースまで考慮して制定したのか、非常に疑問が残るものであります。具体的に申し上げますと、光中学校野球部は、さきの千葉県中学校総合体育大会野球の部で、日ごろの練習成果を発揮し、山武郡大会で優勝して千葉県大会に出場し、準決勝で惜しくも敗れ、第3位になりました。その結果、北海道、東北、関東、北信越、東海の代表27チームで開催されました水戸市長杯東日本少年軟式野球大会に推薦され出場しましたが、

残念なことに町の補助基準に該当しないということから、全額個人負担で参加しました。

町は子ども・子育て支援などと言葉では言っておりますが、実態は今申し上げた状況にあります。このような行政を展開したならば、頑張った子供たちの成果にも報いることはできず、住民との信頼関係は生まれてきません。今後のことを踏まえ、横芝光町立中学校部活動大会出場者補助金交付要綱の補助基準を早急に見直しし、補助基準に該当した子供たちや保護者が喜ぶような対応を早急に検討していただきたいと思います。

大綱4点目としましては、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画目標期間は、平成31年度までの5年間ということになりました。そして、主にソフト事業が対象になるということですが、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子の政策の基本目標と具体的施策の中で、安定した雇用を創出する、横芝光町へ新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、地域の魅力を最大限に活用し町を活性化すると5つの基本目標が掲げられており、それぞれに具体的なものが示されておりますが、これらの事業が5年間でできるのか。また、ハード事業も含まれているのか。それらの事業費補助は見込まれるのか。素案の中にも不透明なものがありますが、それらを踏まえ、具体的にどのように進めるのか。また、具体的な事業は何なのか、説明をいただければと思います。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明確なご答弁をお願いいたします。

〔3番議員 宮藺博香君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 宮藺博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 宮藺博香議員からご質問のありました大綱1点目の遊休施設の有効活用についてお答えいたします。

まず、1点目の旧横芝行政センター及び旧横芝公民館ですが、これらの施設は社会文化課、書庫は総務課、車庫や土地は企画財政課の管理となっております。現状におきましては文化財保管や書庫、防災備品倉庫として使用しておりますが、国道沿いで立地条件に優れていることから、今後の活用方法は慎重に検討したいと考えております。

2点目の旧光学校給食センターについてであります。教育課で管理しており、平成23年

3月に統合給食センターが建築されて以来、使用はしていない状況でございます。本施設は、昭和54年3月に建築され35年を経過している施設ではありますが、昭和56年の耐震基準以前の建物でありながら他の活用が決まっていないことから、耐震構造であるかの調査はしてございません。また、建物の機能となる浄化槽や内部の配管などの設備は使用できない状況であることから、現状のままでの活用は困難であると考えております。

次に、3点目の大総会館についてでございますが、昭和50年2月に、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第6条の規定によりまして、住民の集会及び学習の用に供するため設置され、現在は社会文化課で管理しております。建築後40年が経過し、老朽化により一部改修等が必要な部分があり、今後は地域の意向を踏まえながら有効活用の方策を考えていきたいと思っております。

最後に、4点目の旧横芝第2保育所は、昭和54年度に建設され、平成15年3月までは町立保育所として、その後、平成20年3月までは民間保育所として利用していましたが、それ以降は行政的な利用はなされておられません。町の行政財産台帳では、土地の面積は972平米、建物面積は703平米となっております。

施設の耐震や老朽化を考慮しますと、建物として利用するには相応の改修が必要となることから、担当の福祉課といたしましては、建物は解体して更地にするのが適当と考えておりますが、解体撤去に係る費用は6,000万円余りと算定されておりますので、予算の確保が厳しいのも事実であります。

担当課におきまして、定期的に敷地の除草作業は行ってはいるものの、現状のままでは施設の廃屋化が進み、周辺の治安・景観面からも好ましいものではないと認識しておりますので、更地にした後の売却等の処分を含めた活用方法について、協議してまいりたいと考えております。

なお、ことしの7月に、地元の東町区からみこし等の保管場所として、旧横芝第2保育所の行政財産使用許可申請があり、来年の3月末まで使用許可をしたところでございます。

宮菌議員からご指摘のありましたこれらの施設を含め、今後の人口減少や利用者の多様化、社会環境の変化を考慮しながら、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定し、利用の方向性について、検討基準を作成してまいりたいと考えております。

次きまして、大綱4点目の横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の具体的にどのように進めるのかでございますが、総合戦略策定のスケジュール

ルといたしましては、総合戦略に盛り込むべき具体的事業につきまして、現在、まち・ひと・しごと創生推進本部にて検討を重ねているところでありまして、今月中旬には執行部としての事業案を決定し、政策ごと、基本目標ごとに体系づけを行い、総合戦略の素案を作成いたします。

その後、まち・ひと・しごと創生会議を開催し、議員各位には全員協議会を開催していただき素案の内容をご説明申し上げ、ご意見をいただく予定でございます。10月上旬に実施するパブリックコメントの結果とあわせ、創生会議の委員や議員の皆様方からいただいたご意見を参考に、修正すべきところは修正し、10月末をめどに横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたします。

総合戦略策定後は、計画にのっとり、我が町創生に向けた取り組みを積極的かつ着実に推進し、年度終了後は、創生会議にもご協力をいただきながら、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するという一連のPDCAサイクルを繰り返し、人口減少の克服・横芝光町の創生に努めてまいります。

次に、2点目の具体的な主要事業はとのご質問ですが、総合戦略に盛り込むべき具体的事業につきましては、若手職員によるワーキングチーム、さらには専門部会による検討を経て提案された事業をもとに、先ほど申し上げましたとおり、現在、推進本部にて内容を精査しているところでありまして、今月中旬には事業案を決定し、下旬の議会全員協議会においてご説明させていただきたいと考えておりますので、ご了解願います。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 秋葉義臣君登壇〕

○社会文化課長（秋葉義臣君） 宮菌議員の社会体育施設の整備についてのご質問にお答えします。

1点目の坂田池公園野球場のダイヤモンドを含む内野の整備についてであります。坂田池公園野球場の整備については、主に外野の芝を中心に専門業者へ管理を委託しており、内野の整備はグラウンド利用者による整地作業に加え、現場職員や町職員も連携・協力し、全体的な整備を実施しております。今後は、内野の整備についても従来の整備作業を強化しつつ、近隣の施設整備を参考にして、よりよい環境を目指したいと考えております。

2点目の坂田池公園野球場のバックネットの改修についてですが、現在、防球ネットについては、バックネットを含め全体的に劣化が進んでいる状況ではあります。今後は部分的

な修繕を継続しながら、全面的な修繕についての検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の坂田池公園及び光スポーツ公園の便器の洋式への改修についてであります。まず坂田池公園内のトイレは、管理棟を含め全体で9カ所あり、そのうち大便器は男女合計34カ所であり、洋式トイレは10カ所で約3割であります。また、光スポーツ公園内のトイレは、管理棟を含め2カ所ありますが、大便器は男女合計7カ所のうち洋式トイレは5カ所で7割という状況であり、便器の洋式化については坂田池公園では低い数値となっておりますが、今後はなるべく早い段階で、社会体育施設におけるトイレの洋式化の推進を検討したいと考えております。

〔社会文化課長 秋葉義臣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） 宮菌議員からご質問がありました、教育補助金関係の小・中学生が各種スポーツ大会等で好成績をおさめ、関東大会以上の大会に参加する場合の補助基準についてお答えを申し上げます。

まずは、町内小・中学校の先生方は日ごろ、児童生徒の部活動を熱心に取り組み、先ほど宮菌議員からお話がありましたように、その結果、中学校の運動部では7月の山武支部大会や県大会におきまして大変優秀な成績をおさめることができ、中でも横芝中学校テニス部女子にあっては、全国大会出場というすばらしい成績をおさめることができました。

さて、町の教育補助金についてでございますが、補助金対象となる大会は、町立中学校の部活動が予選大会を勝ち進み、千葉県代表として出場する関東大会及び全国大会として、その大会の主催者につきましては、やはり補助金交付要綱をつくる上では根拠というものがあるものは引用するという考えを持ちまして、平成13年度、千葉県教育委員会から示されました「千葉県における児童生徒の運動競技に関する取り扱いについて」という文書中の「学校教育活動としての運動競技とは」との部分に参酌いたしまして、主催団体を文部科学省・地方公共団体または学校連盟等の公の機関が主催または共催をする大会と限定をさせていただきました。

補助対象人数は、大会要項の規定により登録をいたしました生徒、または出演をする生徒を対象人数としてございます。

補助対象経費でございますが、交通費といたしまして、当町から大会地までの往復交通費及び宿泊地と会場の間を移動に要する公共交通機関の運賃、宿泊費は実施要項に定めます額

の必要最小限の日数分を、参加費につきましては大会要項により規定されている額を、それぞれ100%補助することといたしております。なお、吹奏楽につきましては、このほか楽器運搬に要する経費を補助することといたしております。

以上でございます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは最初に、大綱1点目の遊休施設の活用について質問させていただきます。

ただいまは、企画財政課長におかれましては、具体的なご答弁ありがとうございました。町の結論から申し上げますと、平成28年度までに、公共施設等総合管理計画となるようなものを策定し、利用の方向性について検討基準を作成するというものであります。

私が思うに、まず最初に、行政財産のままにしてあるものを早急に普通財産に所管変えをし、管財で一括管理をする必要があると思います。そして、課長も先ほど検討すると述べましたけれども、早急にそれぞれの施設の有効活用を考える必要があると私も思います。そこで私から、それぞれの施設の有効活用の方法について提案させていただきたいと思います。

まず最初に、旧横芝行政センター及び横芝公民館についてであります。旧横芝行政センターは昭和34年、旧横芝光町公民館は昭和45年に建設され、耐震基準に対応できない状況であるにもかかわらず、文化財保管や書庫等として利用しています。しかしながら、建物の崩壊等により、貴重な文化財が損傷等をしたら大変なことになると思います。ついては、現在使われていない光クリーンパークの事務所を東総衛生組合から借用し、文化財保存等を行う方法が考えられます。町長もご承知のとおり、組合構成市町が借用する場合は無償で借用できるものと思われまます。

そして、旧横芝行政センター及び旧横芝公民館を取り壊し、町民の財産及び生命を守るための主要施設である横芝光消防署を建設してはいかがなものかと思えます。現在の横芝消防署は昭和47年に建設されたもので、雨漏り等もひどく、老朽化もまたひどく、耐震性にも疑問が残る状況にあります。

次に、旧光学校給食センターにつきましては、JR横芝駅から2キロメートル程度のところにあり、交通の便も悪くないので、取り壊しをし、若者が定住するための住宅用地として位置づけてはいかがなものかと思えます。

次に、大総会館につきましては、利用していないにもかかわらず、決算ベースで借地利用

を含めた維持経費が約26万円かかっています。また、使用していないのにもかかわらず、維持費として毎年、成田空港株式会社から約130万円の交付金が交付されています。このような状況では、成田空港株式会社との信頼関係が構築できるのか疑問が残ります。それならば更地にし、土地は地権者にお返ししたほうがよいのではないかなというふうに思います。

最後に、旧横芝第2保育所については、みこし等の保管場所として東町区に使用許可したとのことですが、耐震性のない建物を貸し出しし、天災等により事故が発生した場合の責任等については明確になっているのか。貸し出しをするのであれば、その辺を東町区のほうと明確にしておく必要があるのかなというふうに思います。

また、第2保育所につきましても取り壊しをし、将来的には東町会館と一体となった有効利用を東町区と協議すべきではないのかなというふうに思います。

今、私が提案したことに対しまして、町長のお考えがあれば、お聞かせいただきたいと存じます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 貴重なご提言ありがとうございました。

まず、1点目の行政センターを取り壊しての消防署の建設についてでございます。大きな選択肢の一つとして、消防署の改築事業というものは、これからもう早急に進めていかなければならない大きな事業だと思っておりますので、それも大きな選択肢として考えていきたいと思っております。

また、学校給食センターの住宅用地につきましても、貴重な選択肢としてこれからも進めていきたいと考えておりますし、また何かもうちょっと有効利用ができないものなのかどうかについても、今検討させているところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

また、大総会館につきましては、これについては毎年26万円の経費がかかっていて、また成田空港から130万円の管理費が出ている。これは事実でございます。その部分につきましては今後、空港会社とも相談をしながら進めていきたいと思っておりますし、またそれにつきましては、大総会館はやはり地元の地域の皆さんの思いもございまして、一時期は診療所としての大きな機能もあった経緯がございますので、その辺、地域との意見交換もしていきたいと考えております。

第2保育所につきましても、昨年度よりご提言がありまして、取り壊しの準備を進めておったところでございますけれども、今しばらく待っていただいて、財政的余裕を見出した中

で、取り壊しについて進めていきたいと考えておりますので、今後ともひとつよろしくご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） ただいま佐藤町長には前向きなご答弁を、急であったんですけれども、いただきましてありがとうございます。

それで、再度なんですけれども、横芝行政センターと旧横芝光公民館についてでありますけれども、今、私は消防署ということで提案をさせていただきました。そこでやはり、なぜ消防署かといいますと、消防署にもいろんな計画があるかと思えますけれども、本署云々というよりも、やっぱり横芝光町の防災に対する姿勢を見せるということであれば、空港からの交付金も来るという状況にあらうかと思えますので、本署云々ということを考える必要はなく、最初に私は横芝消防署のほうを設置してもいいのかなというふうに思っているものであります。

いずれにしましても、それぞれのものを取り壊すというのは、私も経費的にはかかるというのは十分承知しておりますが、いつまでもいつまでも施設をそのままに野放しにしておくということは防犯上も好ましくないし、やっぱり施設というのは有効利用を1日でも早く考えていくというのが大原則にならうかと思えますので、その辺について内部の中で十分協議をしていただけることをお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、大綱2点目の社会体育施設の整備について、質問させていただきます。

ただいま社会文化課長のご説明をいただいたところでありますが、具体的に私が納得する回答は、正直な話、いただけませんでした。

先ほど申し上げましたように、野球場は築後20年が経過し、暗渠排水の機能が劣化しているというものについては、多分、課長も十分そのことについてはご承知かと思えます。したがって、それらを踏まえた改修をしなければ、あのいい施設が死んでしまうんじゃないのかなと。改修した中で各種大会を好条件のもとで行えることがまた意味深く、また迎える側の思いが選手に通ずることが、まちおこしの一つになるものと思われるからであります。

経費につきましては、平成26年度末現在の文化スポーツ振興基金の保有残高が、約1億6,000万円強の保有高があると思えます。まさにこのようなときに活用すべきだと思いますが、いかがなものかお尋ねするものであります。

次に、バックネットの改修についてであります。継ぎはぎにより補修している姿はどうか

がえますが、耐用年数が過ぎ、ネットそのものが劣化しているので、また違う箇所がだめになるなど、このままでは多分、継ぎはぎだらけになってしまうのかなと思います。見ばえについても非常に悪いものになってしまい、来場者から見ても好印象を与えることはできなく、町の印象も悪くなると思いますので、これらの改修につきましても、文化スポーツ振興基金の活用により対応してはいかなものかなと思います。

次に、坂田池公園及び光スポーツ公園の便器の洋式への改修についてであります。先ほどの説明からですと、生活様式の変化や住民ニーズに対応できない状況にあるものと思います。光スポーツ公園は7割程度進んでいるということですが、多分、住民の皆さんにすれば管理棟の便所を一番利用するのかなと。しかしながら、その便所そのものは、洋式にはなっていないというような現実もあります。また、坂田池公園のほうについては、二十数%というようなことですので、ぜひ住民ニーズ等に対応できるようにしていただければと思うものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） 議員のほうからのご質問についてでありますけれども、暗渠のほうは、もう数年前からちょっと前のほうが整備状態がよくないということは感じておりました。本年に入って2月と3月に、町の野球連盟の皆様と一緒に作業のほうをしました。その結果、大分よくはなったんですけども……

〔「3月に2回ね」と言う人あり〕

○社会文化課長（秋葉義臣君） 今後なんですけれども、バックネット等も含めて、議員さんのほうから、基金のほうはどうかというようなお話がありましたけれども、その辺も一応、十分考えてはおるんですが、何分施設のほうが多いものですから、その辺をちょっと検討しながら、あとは財政当局とも相談をしながら、その辺は前向きに進めたいというふうに思っています。

それとあと、洋式のトイレなんです。坂田池公園のほうはトイレの数が多いということもありまして、それと設計そのものが昭和60年代ということでありましたので、その当時まだ洋式までいってなかったという点があるとは思いますが、現状、数値上よくないというふうなものは感じておりまして、特に社会体育施設のほうは、坂田池のほか、全体13の施設のうち洋式化が2割ちょっとなんでございますね。反面、社会教育施設のほうは大体その辺の施設整備が進んでいまして、町民会館、文化会館を初めとしまして、約8割強という数値になっております。一度にその辺までちょっと持っていけないとは思いますが、

少しずつ普及のほうを推進したいなと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それこそ課長には、ただいま前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

ただ、計画的にやっていくというのも必要ですけれども、やっぱり時代の流れ、住民ニーズ、生活様式の変化、そういうものを踏まえたのであれば、基金等の活用をすればすぐに対応できる部分でもあると私は思っております。したがって、早期にそういうものを整備していただければありがたいなと思っております。

いずれにしても、ふれあい坂田池スポーツ公園につきましては、郡内にないすばらしい施設だと私も自負をしております。すばらしい施設のまま維持していくことが、これから大切だと思いますので、そういう整備について強く望むものであります。

それでは、続きまして、大綱3点目の教育補助金について質問させていただきます。

ただいま教育課長からご答弁をいただきましたが、この件についても私は納得できるものではありません。また、大きなショックを受けた次第であります。

なぜかと申しますと、横芝光町立中学校部活動大会出場者補助金交付要綱の第1条では、県代表として関東大会及び全国大会等に出場する生徒の保護者の義務教育における経費負担軽減を図り、かつ生徒に広くスポーツ及び文化の実践の機会を与え、心身ともに健全な育成を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するとうたわれております。これは非常にいいなと思っております。

しかしながら、第2条の補助対象となる大会等ということになりますと、先ほど説明がありましたけれども、文部科学省・地方公共団体または学校連盟等が主催し、または共催し、町長が認めた大会等とすると、補助該当になる枠をほとんど該当にならないように狭めてしまったこと自体が大きな疑問を感じるものであります。

先ほど、部活動云々については、文部科学省云々ということでありましたけれども、横芝光町の場合には、今、私が趣旨で申し上げましたように、心身ともに健全な育成を図るためにこのような補助制度を設けたものだと思っております。したがって、そのような趣旨でありながら、補助対象を狭める、特に野球の部分で申し上げますと、関東大会・全国大会になると、いろいろと大会、勝ち抜いてあるんですけれども、文部科学省や地方団体とか学校連盟等が主催または共催するというのは、枠組みには狭まれてくるということにも私は認識しております。そうすると、そういうものについては全て該当にならなくなるというの

が、今のこの制度の補助要綱の基準であります。

逆に、横芝光町文化スポーツ活動推進補助金交付要綱、これについては今の要綱よりも早く制定されておるわけでありますが、趣旨等についてもかなりいいものであり、また補助対象者につきましても、補助金の交付対象となる者は、町内に拠点を有する団体または本町に居住する者もしくは勤務先を有する者であって、当該大会の開催要項に基づき登録した選手及びその監督・コーチ等とし、かつ次の各項のいずれかに該当するというようなことになって、こちらの要項ですと、ある程度、大会に出ても全部救われるような形になっています。なぜこのような要綱があったにもかかわらず、このような学校だけ狭めた、そういうような補助制度にしてしまったのか。この辺につきましても、町長及び教育長の見解もお尋ねをしたいところであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺の要綱作成につきましては、教育委員会のほうにお任せさせていただきますので、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 全体的には、先ほど課長のほうが申し上げたとおりでございます。

児童・生徒の運動競技については、平成13年に文部省が3月30日に通知を出しておりまして、その通知の中で、児童・生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童・生徒が参加する運動競技は生涯にわたってスポーツに親しみ云々で、教育的効果は極めて大きいと。このような教育効果が有効に発揮されるには、児童・生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童・生徒が参加する運動競技は勝利至上主義に陥らず、その適正な実施・参加がなされるようにしなければならないということから基準を定めております。

中学校の大会に関しましては、総合体育大会、先ほど宮菌議員が申し上げましたけれども、県の総合体育大会が関東大会・全国大会に続いていきます。それについて、中学校の場合は学校教育活動の中での云々は、その大会を中核にして競技を進めるということになっています。その中で、運動競技の開催・参加については、基本的事項の中で、先ほど課長の答弁の中で申し上げましたが、主催部が要するに国・地方公共団体もしくは学校体育団体、学校体育団体というのは中学校の場合ですと、千葉県の場合は千葉県小中学校体育連盟、その主催がなければならないというふうに規定をされております。それが主催、または関係競技団

体、関係競技団体というのは例えばこの場合ですと軟式野球連盟になろうかと思いますが、その場合は共催ということが条件についております。これが国の基準でございます。同時に、同じくして平成13年11月22日に千葉県も同様な内容の通知をしております。

その中で、学校教育活動、教育委員会の場合はあくまでも学校教育活動ということの中核にして考えていますので、その中で捉えさせていただいておりますから、国の基準、それから同様な千葉県の基準に従いまして、その考え方に従って交付要綱を定めているものでございます。ですので、学校体育と社会体育を切り離して考えるということになってきますので、そこら辺はご了解いただければありがたいというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 私もちよつと厳しいことを言うようですけども、教育長の今のご答弁では納得できません。そうすると、今後もこれだけのものを、大会に出る云々というものを狭めるということでは、光中のような今回のケースというものが今後生じても、一切出さないという考え方か、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 平成27年度の千葉県の総合体育大会、第69回千葉県小中学校軟式野球大会、これにつきましては関係教育委員会、要するにその競技を行った教育委員会が全て主催団体として入っています。と同時に、県の体育協会、それから県の、先ほど申し上げました小中学校体育連盟、これが入って総合体育大会が行われているものでございます。

宮菌議員が言われています水戸の市長の第5回の大会、これにつきましては主催は水戸市スポーツ振興協会、これが主催をしております。したがって、先ほど申し上げました主催団体がこれに合わないということが1点。それから、大変恐縮ですが、この大会は出場権を得るという形になっています。だから出場するということではなくて、出場権を得るという形で、その他要綱の中に一部入っている。と同時に、この大会の協賛団体、これがスポーツ関係団体、要するに民間企業。これが2団体入って、この大会が行われています。したがって、こういうことから考えますと、公共的な大会とは切り離して考えるべきだというふうに考えますので、先ほど申し上げた、これに該当しないというものでございます。

今後、こういうものはやらないのかということになるわけですが、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、文部省の通知ないしは千葉県の通知等を踏まえた上での認定ということになりますので、それは今後出てくる中で精査をさせていただいて、交付要綱に

従って考えていきたいというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） そうしますと、私の考えがまずいのか、教育長の場合については、今この要綱については改正をする必要がないというお考えですか。それだけお答えください。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 現時点では、先ほど申し上げましたように、国の方針と県の方針に従いまして、変える必要はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） いずれにしましても、今回は私は、不備な要綱を改正するには一番いい機会かなと思っております。そうしますと、横芝光町、文部科学省、国云々というよりも、要するに今までは社会教育のほうの要項では全て拾えるような形になっているのに、中学校の部活動の分だけ、予選大会を勝ち抜いて権利が発生したにもかかわらず、出場はできるんだけど補助は出さないと認識をさせていただくということによろしいですか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほど申し上げましたけれども、学校体育の範疇と社会体育の範疇は切り離して考えたいと。今回の場合は、学校体育の範疇であるんですが、校長の判断で参加するという方向をとったようでございます。学校から上がってきた要項等を見ますと、大会の参加というよりは校外練習大会という形で、こちらのほうにも上がってきています。ですので、それには一部該当しないということもあるわけですが、先ほど申し上げましたように、現状からして、このものは協賛団体等もありますし、内容的にも該当しないということから、今後もそういうふうに進めていきたいというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 私の思いがないのか、今の答弁では私のほうはちょっと理解できないもので、またこれについては永遠のテーマということでやらさせていただくかもしれませんので、ご了解をしていただきたいと思います。

それでは最後に、大綱4点目の横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、質問させていただきます。

ただいまの企画財政課長のご答弁でもある程度理解できるように、町もいろいろと模索をし、危機感を持って積極的に取り組んでいる姿がひしひしと伝わってきました。いずれにしても、地域間競争が激化する中、生き残り戦略をきめ細かく行い、行政を迅速に展開していかなければなりません。実施事業を精査し、我が町が早急に取り組まない事業案を今月下旬にお示ししてくれるということですので、それらを期待しているものであります。答弁は要りません。

いろいろ申し上げましたが、時間のほうも経過してまいりましたので、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月9日から9月14日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月14日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の日程は、これをもって終了します。

9月15日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時05分）

9 月 定 例 会

(第 3 号)

平成27年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年9月15日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	秋鹿幹夫君	2番	平山雅規君
3番	宮菌博香君	4番	山崎義貞君
5番	庄内賢一君	6番	鈴木和彦君
7番	齋藤順一君	8番	森川忠君
9番	川島仁君	10番	川島富士子君
11番	鈴木克征君	12番	野村和好君
13番	山崎貞一君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君

福祉課長	椎名 富士男 君	健康管理課長	越川 誠一 君
食肉センター長	郡司 民夫 君	東陽病院 事務 院長	大木 良夫 君
教育長	齋藤 明 君	教育課長	市原 成一 君
社会文化課長	秋葉 義臣 君	監査委員	伊藤 美宣 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	高 蝶 政 道	書 記	椎 名 晴 美
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

〔1番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○1番（秋鹿幹夫君） おはようございます。

議席番号1番、秋鹿幹夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

まず初めに、戦後70年が過ぎ、平和な日本が続いてきたことは、国民の皆様が平和を願う心があってこそのことであると確信しております。そして、この平和が恒久的に続くことを私も心から願っております。

さて、今回通告いたしました質問は大綱2点でございます。

まず、大綱1点目は、小・中学校、児童・生徒の安心・安全について質問させていただきますが、私が町民の皆様よりお預かりしたご要望の中でも多くの方が関心を持たれていた事項であります。児童・生徒の通学時の交通死亡事故や凶悪事件は後を絶ちません。事故、事件ともに近年増加傾向にあるとのデータもあります。子供たちのこれからの未来が絶たれてしまうことは残念でなりません。

これを危惧し、1点目、小学校スクールバスの運行について。

2点目、通学路の防犯対策、危険箇所についてお伺いいたします。

また、学童保育については、子供たち一人一人に安全で安心な生活を保障できなければ、保護者も安心して仕事をすることはできません。3点目に、学童保育の現状と改善について

質問いたします。共働き家庭や、ひとり親家庭が増加している中で、放課後や学校休業日に安全で安心な生活を求める声は高まっており、学童保育の整備は社会的な課題となっています。この状況に鑑み、当町の現状をお伺いするものです。

そして、4点目に学校給食についてであります。給食は、食材の安心・安全はもとより、食育という観点からも非常に重要なことであると認識しております。

①町として子供たちへの安心・安全な給食についてどう取り組んでいるか。

②材料の地産地消率について。

③無農薬野菜の使用割合は。

④放射能対策の検査について質問いたします。

続きまして、大綱2点目は、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税は、自治体の資金調達に重要な役割を担っております。本年よりワンストップ特例制度が設けられ、特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の約1割から約2割への拡充や、ある一定条件を満たすと、今まで必要であった確定申告が不要になるなど、導入当初に比べ、その仕組みも向上し、より多くの寄附金が集めやすいものになっていると認識しております。そこで、質問いたします。

1点目、当町での制度発足後の現状。

2点目に、その現状をもとに、今後どのように促進させようと考えているのかお伺いいたします。

次に、当制度は住民にはメリットの多い制度ですが、億単位での寄附金が集まる自治体がある反面、本来入るはずの税金が流出し、マイナスに転じてしまう自治体もあります。

この現象を危惧し、3点目、外部への寄附流出対策について、町の認識とその対応をお伺いするものであります。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔1番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） おはようございます。

それでは、私から、秋鹿幹夫議員からご質問のありました小・中学校、児童・生徒の安

心・安全についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の小学校スクールバスの運行についてですが、現在のところ、運行の予定はございません。小学校児童が登下校する際の安全対策の一手段であるとは考えますが、現時点では、へき地教育振興法等の補助金根拠に該当しないことから、将来的な学区の再編等の検討の際に、通学エリア拡大にあわせたスクールバスの運行を検討したいと考えております。

2点目の通学路の防犯対策、危険箇所についてですが、登下校の防犯対策としては、子ども110番の家が町内238カ所に設置され、さらには高齢者の方々を中心に、スクールガード等により登下校の見守りがされており、また、近隣から不審者情報を察知した際には、その内容により各学校へ情報を配信し、必要に応じ、各学校からメール配信等により保護者宛てに注意喚起をすることとしております。

なお、近々、横芝中学校が、住民の暮らし満足度の向上をはかる町への協力を目的に、包括連携協定を締結するよう検討が進められており、その協定内容には地域安全に関することや子ども110番の家に関することが含まれており、現行でも郵便事業の中で地域安全にご協力をいただいておりますが、この連携協定により、さらに地域の安全が向上するものと考えております。

また、通学路などの道路安全、交通安全については、警察署や道路管理担当機関、学校、教育委員会が合同で、横芝地域と光地域を1年交替で、通学路の安全点検を実施しております。この点検の結果を、各機関で情報を共有し、今後の道路安全対策事業等の実施に向け、それぞれの機関で検討がされております。ただし、事業費用などの面から、全ての指摘箇所が即座に事業化されるものではないという点をご理解をいただきたいと思います。町内でもこの合同点検を通じ、路側帯を歩きやすくするための外側線の引き直しなどの安全対策が進められた箇所もございます。

3点目の学童保育の現状と改善についてですが、現状の児童クラブ事業は、施設定員では飽和状態にあり、申し込み時期によっては待機状態となっております。今年度は子育て支援事業の一環として、翌年4月開始を目標に、横芝小学校第2児童クラブと白浜小児童クラブの2施設を、それぞれ40名定員で整備する予定で、去る8月20日に入札を行い、建設事業に着手をいたしました。

なお、児童クラブの運営にあっては、プロポーザル審査方式により、運営受託会社を選定し、現在、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社により運営がされております。また、その運営内容にあっては、国や千葉県が示した児童クラブガイドラインや、町の放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等に沿って定められた業務仕様書により、運営がされております。

続いて、4点目の学校給食についてお答えを申し上げます。

まず、町として子供たちへの安心・安全な給食にどう取り組まれているかについてですが、学校給食で使用する食材選定に当たっては、産地、原材料など納入業者と連携を図り、安価で安心・安全なものを購入しております。また、衛生面では県職栄養士の指導のもと衛生管理を徹底し、異物混入や食中毒を起こさないように努めております。

当町では、食物アレルギー対応給食を実施しており、平成24年12月20日の東京都調布市の小学校女子児童が関係した事故後、横芝光町食物アレルギー対応マニュアルの策定に着手をいたしまして、千葉県や近隣自治体に先駆け、平成25年7月にアレルギー対応マニュアルの策定を完了いたしました。これを定期的にその内容の見直しを行いながら、現在に至っており、これまでの間、給食に起因するアレルギー事故は発生をいたしておりません。

次に、材料の地産地消率についてですが、米は町内産コシヒカリに限定するなど、平成26年度の食材購入実績額で、横芝光町産は8%でした。学校給食では年3回、地産地消デーを実施しておりますが、1日2,000食分の町内産での食材を調達することは難しい状況にあります。教育委員会といたしましては、町内産にない食材は近隣の山武市産、匝瑳市産とし、さらには千葉県産とし、なるべく近隣の産地ということで納入業者に発注をしております。

次に、無農薬野菜の使用割合についてですが、先ほども申し上げましたように、1日2,000食の食材調達については、なかなか難しいと申し上げたところでございますが、この食数分の無農薬野菜を調達することは困難でございますので、現時点では使用しておりません。

次に、放射能対策の検査についてですが、月2回、2検体を茂原市にあります東上総教育事務所で、県教育庁の購入した測定器で検査をしております。検査した食材の放射能レベルは基準値以下となっております。結果につきましては、町のホームページに掲載いたしますとともに、児童・生徒に配布する献立表にも掲載をしているところでございます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 秋鹿幹夫議員からご質問のありました、大綱2点目のふるさと納税についてお答えいたします。

まず、1点目の制度発足後の現状についてであります。ふるさと納税制度は平成20年度の税制改正により、納税者のふるさとへの貢献意欲を税制度上に反映させるべく設けられました。当町におきましても、制度発足に伴い、ふるさと納税の受け入れを開始し、当初より町ホームページに案内ページを設け、情報の発信を行っておるところでございます。

ふるさと納税の受け入れ実績といたしましては、平成20年度が2件6万5,000円でしたが、その後だんだん増加いたしまして、平成21年度が4件13万1,000円、平成22年度が8件13万7,000円、平成23年度が7件18万円、平成24年度が6件17万円、平成25年度が10件322万円、昨年、平成26年度が46件116万円、平成27年度、本年度は8月末の時点で7件9万円であり、合計いたしますと、現在までに515万3,000円の温かいご寄附をいただいております。

寄附をいただいた方への謝礼品といたしましては、1万円以上5万円未満の寄附をいただいた方へは3,000円相当の特産品を、また5万円以上の寄附をいただいた方へは5,000円相当の特産品を、お礼状を添えて送付しております。特産品につきましては、当町自慢の季節の新鮮野菜の詰め合わせでございます。

次に、2点目の今後促進させる考え方についてであります。今年度の税制改正大綱において示されましたとおり、国はふるさと納税を推進し、地方創生を推進するため、個人住民税の寄附金特例控除額の上限の引き上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡易な手続で行える、ふるさと納税ワンストップ特例制度を創設いたしました。これを受け、当町においても町の魅力を全国的に情報発信すべく、地方創生の一助となり得るふるさと納税制度を有効に活用し、自治体政策の成熟につながるよう、制度趣旨に沿いながら、歳入増に直接つながる施策として位置づけ、積極的に取り組んでまいり所存でございます。

なお、近年の当町の具体的な取り組みといたしましては、昨年、平成26年度には、横芝光町産の米の宣伝も兼ね、精米したコシヒカリ30俵を謝礼品として試行的に実施したところがございます。本年度は、さらにこれを500俵にまで拡大して実施したいと考え、実施に要する諸経費につきまして、本議会に補正予算案として提出させていただいたところでございます。

ふるさと納税は、当町にとりましても歳入確保対策の面からも非常に有効であり、また、町の魅力を発信する絶好の機会でもあることから、成果を上げている先進自治体の例を参考といたしながら、当町にとってより効果的な方法を現在検討しているところであります。

今後もふるさと納税の拡充に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、3点目の外部への寄附流出対策でございますが、ふるさと納税は、納税者が寄附先を選択する制度であること、生まれた故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域への力になれる制度であることから、この本来の制度の趣旨を鑑み、現在流出対策はしておりませんし、また、すべきものではないと考えておるところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 明快な答弁をありがとうございました。

では、大綱1点目の1から再質問させていただきます。

スクールバスの運行についてですが、予定はないということですが、この件につきまして、先ほども申し上げましたとおり、私が町民の皆様よりいただきましたご要望の中でも本当にたくさんございました。

事前にいただきましたデータでは、白浜小学校や大総小学校では通学距離が最長で3.2キロ、時間にして約60分、これは自己申告みたいですが、児童がいらっしゃいます。この往復の時間をご家族にとって非常に不安なため、子供の車両送迎をご家族が行っていたり、また、その車両送迎をされる子供がいることで、残されたほかの子供が集団通学できなくなってしまうために、仕方なく送迎を行っている方もおられました。こういった現状を町として認識をしておりましたでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 保護者の送迎があるということは認識をいたしておりました。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

送迎はあるということは認識しておりましたが、現状では本当は、私も今まで、もちろん子供のときは歩いて通っていましたが、歩くことが非常に大切であるという認識でいらっしゃる方ももちろんたくさんいらっしゃいます。それを大切にしなければならないと思いますので、本当に通学路の安心・安全は大切だと私は考えております。

スクールバスは通学路における安全確保に重要な役割を果たすと認識しております。近年、学校内外において、不審者による安全を脅かす事件、事故、または交通事故や自然災害による被害の発生など、子供たちの安心・安全を守ることが大きな課題となっておりますので、こちらについての対策としては、何かお考えというのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） まず、地域の安全は、先ほど壇上からも申しあげましたように、子ども110番の家と、見守り隊と、これは高齢者の方々を中心にと先ほど壇上で申しあげましたが、中には保護者の年齢層の方も協力をしてくださっております。この辺で、町内の学校区では、まだその見守り隊が十分活動されていない小学校区もありますので、その辺の地区に再度お願いをするという考えは持っております。

それと、子ども110番の家でございますが、2年に一度、現状238カ所と申しあげましたけれども、それが継続できない家庭ももしかしたらあるかもしれないので、2年に一度、見直しという形で、継続の意向確認とともに、不足する地域についてさらに新規に設置するというような対処をしていきたいと思っております。

それから、やはりこれは情報が一番大切だということで、一昨年ですか、メール配信をやっておりまして、そのメールにつきましても、事細かに学校のほうは情報を伝達してくださっております。これについては、災害という言葉が先ほどご質問にありましたが、台風の災害に備えて、登下校の時間等、変化があるようであれば、そういう情報も学校のほうでは流していただけるということになっております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

今、見守り隊のお話をちょっといただきましたが、実際に十分活動されていないところもあるということで、認識されていると思うんですけども、後継者不足が懸念されているとお声とか、実際にはほとんどのご家族が車の送迎をされてしまうということで、現状ほぼ機能していないというお声も頂戴しております。私が実際に聞いたお声では、送迎をされているので、実際にはほとんど歩いて登下校されていないので、もう行かなくてもいいんじゃないかというお声を結構いただいております。

ですので、先ほどもおっしゃられたとおり、その辺は2年に一度でしたか、できたら1年に一度でも少し回数をふやしていただいて、しっかり見直しをしていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、通学路の防犯対策、危険箇所について、重複する部分もあるかもわかりませんが、年1回の合同点検というのをされているみたいですけども、そこで発見された危険箇所とか、その対応策について、具体的にどのような改善が行われたとか、実施率とか、件

数とかわかればお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） すみません、町全体を今、集計したものはないんですが、小学校区ごとに全部リストアップはされております。その中で、先ほども申し上げましたが、外側線の引き直しですとか、中には横断歩道のマークが消えてしまったということで、危険なので、横断歩道の引き直しというものは、県道飯岡一宮線等でやられたという実績は残っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 外側線の引き直しとか、横断歩道の引き直しとかやられているみたいですが、その中で、その他、歩道の整備、歩道がついていないところとか、そういうところに歩道をつけたほうがいいんじゃないとか、そういうものとか、そこはかなり雑草、ことしかなり生えてしまいましたけれども、雑草の除去とか、標識の保守とか、そういうものについては挙がるんでしょうか。その点検の中で。お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 見通しが悪いというところが、雑草が原因であれば、それは刈っていただくという願いはしたところがありますが、雑草だけではなくて、例えばカーブミラーが、枝が伸びてしまってカーブミラーが見にくいというところについては、願いをしながら、地権者の方、持ち主の方に伐採をしてもらったという実績も大総小学校区の中ではございます。それから、標識ですとかそういうものになりますと、いろいろ公安委員会の規制標識ですと、町がやはり直接手を出せないものでもございますので、そういうもののためにも、道路管理者ですとか警察署も交えた一斉点検というものを実施するような考えを持っています。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） いろんなことをされているようですけれども、私が見ている中でも、かなりそのまま雑草なんかも、標識なんかもそのまま放置されているところがかかり見受けられると思います。それが例えば年1回で、合同点検で全て解消されるのであれば、一旦は解消されると思うんですけれども、そのまま放置の状態ですので、私自身もちろん気づけば言うようにはしておりますけれども、もう少し細部まで、せっかく皆さんで見られるわけですから、もう少し細部まで見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

見守り隊の件なんですけれども、ちょっと前後してしまって申しわけございませんが、本当に非常に重要なことだと私は思っております。もし徒歩で通学するのであれば、難しいとは思いますが、死角のない状態で見守りを続けられることが本当に一番の方法だとは思いますが、各箇所立たれていたとしても。

平成26年警察白書のデータを参考にさせていただきますと、13歳未満の子供に対する刑法犯の認知件数は、2012年を境に増加傾向にあるとのこと。2014年9月9日には、八街市の路上で帰宅途中の中学1年生の女子生徒が若い男に刃物を突きつけられ、おどされ、車で連れ去られるという事件が起きております。

当町では、先ほどもおっしゃられたとおり、見守り隊のおかげさまかと思っておりますけれども、近年、不審者情報等の報告は上げられてないということでしたけれども、近隣町村では数件上がっていたそうです。何度も申し上げておりますが、保護者の不安を解消し、安心して預けることのできる学校生活を構築することが、住みよい町の前身であると思っておりますので、私が申し上げました1点目、スクールバスと、通学路の防犯対策、危険箇所について、内容を総合的に判断して、質問は重複してしまうかもわかりませんが、町長はこの辺はどうお考えでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 子供たちの安全・安心を担保する、確保するということは極めて重要な案件でございます。

そうした中においても、やはりこの広い横芝光町の中で、大変目の届かない、施策の届かないというのは十分認識もしておりますし、現実のところ否めない部分もございます。そうした中で何が肝要かと申し上げますと、やはり地域の皆さんの目、これがやはり一番の抑止力になるのではないかというふうに思っております。

この横芝光町、合併して10年目を迎えているわけでございますけれども、やはりその中で「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」、そして協働のまちづくり、やはり町民の皆様と行政、そして町民の皆さんが一体となって、この大事な大事な子供たちを守っていくんだ、こういう姿勢を今後とも構築できるような施策を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

協働のまちづくり、さらに発展していただいて、子供たちが安心・安全に通学できる環境をこれからも向上させていっていただけたらと思います。

続きまして、少し飛ばしていただきますが、給食の中の放射能対策の検査について再質問させていただきます。

こちら私も確認してみましたが、ホームページに記載されている食材に、1回に実施する検体が2種類となっているようですが、こちらの選定基準はどのようになっているのでしょうか。また、魚や貝類の検査が行われていないように感じたんですけども、こちらもあわせてお答えいただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 検査に付すべき抽出は、食材の、例えばその日の献立の何を使うという献立ができておりますので、その中で何を検査するのが一番ベターかというところで行っているところと、ある程度の大きな業者さんから納入されるものにあつては、既に検査済みであるというものもありますので、魚類ですとかそういうものについては、抜き打ちで途中で検査をされているとか、または学校給食会という、一つの県内の学校給食を賄えるような組織体がございます。これは食材等の納入業者なんですけれども、そちらにおいても、もとの業者さんとよく連携をとりながら、検査をしているものですか、中には検査をしてないものもありますが、とにかく何も検査をしてないだろうと思われる地元の露地野菜ですとか、そういうものをまずは第一に検査をしようという考えで選択をしております。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） では、その辺、優先順位をつけてやられているということで、私はちょっと魚、貝類の検査が出ていなかったのも、そこを少し不審に感じたんですが、もしやっていただければ、検査済みのものとかも載せられたら載せて、ホームページとかでも確認できるようにすると、検査済みで問題ないですよというようにわかる、数値とかは出せないかもわかりませんが、そういうところも住民の目線でいいことかと思います。カツオ、マグロなどの大型の魚や回遊魚、貝などが、基準を上回る高濃度のセシウムが検出された事例が過去にありますので、最近ではこのような話は聞かなくなり、風化しているように感じます。

しかし、少し話が本筋から外れますけれども、私は福島原発の事故によって、今のような結果になったことを忘れてはいけないと考えております。年間の許容放射線量とか、自然放射線量とか確認して、正しい知識を得れば問題ないということも言われておりますけれども、

これは本当の安心ではないと私は考えております。

本年5月18日に発表された最新の福島県民調査報告書によりますと、福島県の小児甲状腺がん及び疑いの子供たちは合計126人となり、平均発症率の約200から300倍程度になるそうです。この原発事故が確実に処理されたことが確認できるまでは、検査基準を緩めずに行っていただきたいと考えますが、町長、お考えのほうはどうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 放射能汚染につきまして、特に子供たちの給食については、きっちりとした対応をとらなければならない。そうした中で、今後も、今、教育課長のほうからお答えをさせていただきましたとおり、しっかりとした検査で安全・安心を確保しながら、これからも安全で安心、そしておいしい給食に努めたいと考えております。

せっかくでございますので、たまたま昨日、篠本新井のお米を給食センターに4俵半、ご寄附をいただきました。それを横芝光町の小・中学校全域で食べさせていただきました。私も副町長、教育長、総務課長と300円を払って、給食センターで一緒に食事をさせていただきました、とてもおいしいお米を食べさせていただきました。これからもなるべく地産地消を意識しながら、当然のことながら、それを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） お心強い答弁、ありがとうございます。今後も向上に努めていただければと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、ふるさと納税の質問に入らせていただきます。

こちらは、1番と2番、一緒に質問させていただきますが、前回定例会での森川議員のご質問の答弁でもありましたけれども、満足度調査は特に行っていないということでしたけれども、寄附を行う際、アンケート欄があるようですが、そちらに点数とかチェックボックスでの満足度調査だけでも判断材料として十分に活用できるのではないのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご指摘の満足度を明確に今、はかっていないという前回の森川議員に対する答弁にもお答えしたとおりでございますが、ただ、自由記述といいますか、フリーに書いていただける欄になっておりまして、全員が全部そこに書いていただけるわけではないんですが、非常に満足をしたというような記述もあるということで、意を強くはしているところですが、今、議員からご提言のありました、どのくらい満足しているかという

ようなはかり出しというのは、今後さらに制度を拡充していくとすれば、当然、その拡充したものがどのような効果があるかというのは、地方創生の施策もそうですけれども、やったということではなくて、やってどのような成果が得られたかというのが、今後あらゆる面で必要になってくると思いますので、このふるさと納税に関しても、ご指摘の点を、満足度の向上を具体的にはかるというような対応をとってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 具体的な対応をこれからも検討していただければと思いますけれども、ふるさと納税の謝礼品は、単なるお礼のみにとどまらず、町の特産物や観光スポットのアピールとして有効活用できるものだと考えられますが、当町の謝礼品は特産物の詰め合わせだけです。観光スポットのアピールとしても幅広い、いろいろな謝礼品が考えられると思いますが、何か具体的なお考えがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 壇上でもお答えいたしましたとおり、現在は季節の野菜の詰め合わせ、ただ、これ自体も非常に好評だという反応は得ているところでございます。それと試行的に行い、今年度はさらに数量を拡大して行う町内産のお米をその謝礼品のラインナップに加えるということでございますが、制度そのものは歳入の増加をすることであり、なおかつ町の特産品をPRし、横芝光町の創生にもつなげていくというような考えを持っておりますので、町の特産品として、ふるさと創生の謝礼品に加えられるべき素材というか資源は、多々あろうというふうに考えておりますので、その辺は先ほど壇上で申し上げました、今の制度設計の中で、それも含めて検討しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ふるさと納税につきましては、ただいま真剣に、前向きに検討してございまして、私自身もふるさとチョイスとか、そういうものを真剣に今見ております。

そうした中で、せんだって、あるふるさと納税のシステムを開発している業者の社長とお会いすることができました。その方と懇談をしている中で、横芝光町には米、そして肉、それも牛肉や豚肉、そしてまたカモなど、特産品としていろいろと豊富なものがございます。それらを駆使して、横芝光町産業振興のためにもつながるというような中で、大きな大きな期待を持っているところでございまして、必ずやその成果を上げてみたいというふうに考え

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 今、町長、ふるさとチョイスをご確認いただいているということですが、ちょっとご提言させていただきたいのですが、私もこのふるさとチョイスを見ての発言なんですけれども、長崎県平戸市の謝礼品なんかは、ビーチ乗馬体験というものがあります。観光協会の協力を得て行って、多くの反響があるそうです。そのほか、海産物に人気があるそうですが、こちら市内の各種団体から提案していただき、自治体で選定する形態で、非常に豊富な種類があり、閲覧数を見ても、その人気はかなり上位のほうにおります。

あと、少しおもしろいと思うんですけれども、鳥取県鳥取市の謝礼品は、パラグライダー半日体験というものがあります。私も屋形海岸やその近辺で、モーターパラグライダーなんかを見かけたことがあります。非常に気持ちよさそうで、視界も九十九里浜ですが、広がるでしょうからアピールにもつながるのではないかと感じたことがあります。このほかでも、マリンスポーツの体験とか、いろいろなアイデアが考えられると思いますので、ひとつ参考にさせていただければと思います。

次に、この寄附金の使い道に関する質問をさせていただきますが、先に提案させていただきますけれども、埼玉県南埼玉郡宮代町のところなんですけれども、景気低迷や事業主の高齢化などにより、地元商店街がシャッターを閉める店が多くなってきたそうなんです。そんな中でも、時代の流れだと諦めずに、町を活性化しよう、にぎわいをつくろうと、宮代にぎわいづくりプロジェクトというものを立ち上げ、商業者、町民が主体となって実施する具体的な事業を計画し、町の地域資源を最大限活用して、歩いて楽しい町にするためにみんなで話し合いを重ねて、事業化に向けた取り組みをされているそうです。

こちらを調べてみましたら、コスプレが有名な町らしく、県外からも来場者が見えるようで、特徴のある取り組みが行われております。このプロジェクトに充てられる寄附金を特定で集めたところ、当初の目標金額を超えた額が寄附され、現在も継続されているそうです。こうした特定用途の資金調達をインターネットで行うことをクラウドファンディングというようですが、当町ではこのような具体性のある使い道が選択できるようになっているのでしょうか。お答えいただきます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ふるさと納税の制度発足から本年度までの実績については、先ほど壇上から答弁させていただいたところでございます。平均いたしますと、平成25年にお一人300万円いただいたということがあって322万になりましたが、今までの実績からすると、1年間平均すると20万弱でございます。ということで、ただそれも温かいご寄附でございますので、町のために有効に使うような方策で今やっているところでございますが、今ご提案のあった、本当にアイデアを駆使したものというようなところは、制度設計上はそれらも含めて、さらに拡大を検討するというところでございますが、その寄附の規模と、それを特定財源として新たなアイデアの政策を考えるというのは当然セットになっておりますので、その集める方策、それと、それを生かすアイデアあふれた施策というのは、今のところ具体的にこういったものはあるというようなものはございませんので、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） これもふるさとチョイスなんかでも確認できるんですけども、具体性のあるクラウドファンディングで目標金額の200%を超える寄附が集まっているものもありますので、当町でもこの宮代町と同じような問題を抱えているかと思えます。使い道がより限定されることで、具体性があるって賛同者もふえる可能性が考えられるので、ぜひ検討してみたいかと思えます。

あと、当町ホームページの特産物の写真の魅力に欠けると私は思います。ほかの自治体は段ボールに入れた状態ではなく、テーブルに品物を並べて、背景にも気を配った写真を掲載しているところがたくさんございます。このようなことでしたら、すぐにでも改善できるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ありがたくも厳しいご意見をいただきました。おっしゃるとおり、ホームページに掲載している写真、ちょっとあれですけども、このように段ボールに入って、送る前の状態を撮ったものを掲載しておりますが、確かに見せ方というのもございますし、反省をした上で、改められるものはすぐにでも改めさせていただきたいと思えます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ぜひ早速やっていただければと思います。

3番の外部への寄附流出対応策。特に対応策はないということでしたが、多分おっしゃられているのは、寄附流出に対して、それを食いとめる方向で考えられていると思うんですけども、当町の特産品とか、ふるさと納税の拡大に向けて取り組むことによって、それが結局は対応策になってくるかなと私は考えているんですけども、確認ですが、クレジット決済、今後導入予定ということによろしかったでしょうか。あわせていつごろからの運用予定となっているのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） インターネットを利用し、支払いもクレジットによる方策は、先ほども壇上で申し上げましたが、本年度補正予算で、米500俵規模で取り組むわけでございますが、それにあわせて、より納税のしやすい方策として、インターネットからすぐ申し込んで、決済まで一連の手続でインターネット上でできる、そういう方策を導入すべく補正予算に提案しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 運用予定の開始日とかはわかるのでしょうか。先ほど質問したんですけども。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） この議会でご承認をいただいて、実際にホームページ等も使用いたしまして、あるいはふるさとチョイスというような非常に認知度の高いネットに掲載することによって取り組みますが、それに当然間に合うようにということで、今、既に申し込み等、事前に準備できるものについては、支出はまだ伴うことはできませんが、事前にできる準備というのはもう既にさせていただいておりますので、予算のご承認がいただければ対応はできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 予算承認次第で随時やるということによろしいですね。クレジット決済を可能にしたことによって寄附額が急激に伸びたという自治体もありますので、非常にいいことだと思います。速やかに実施していただきたいと思います。先ほど出ておりましたふるさとチョイスには連携されるということでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 昨年度、試行として30俵を実施したということをお知らせま

したが、その際もふるさとチョイスに掲載をさせていただきましたところ、直ちに申し込みがいっぱいになったくらいでございますので、本年度も同じように考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ふるさとチョイス、ふるさと納税のポータルサイトなんですけれども、ウェブでふるさと納税と検索しただけで上位に表示されるサイトで、ご存じのことかと思えます。このサイトは、全国1,788の自治体のうち1,782の自治体の謝礼品が掲載されていて、ランキング集計なども行っており、比較検討にも非常に見やすいつくりになっておりますので、これからそのサイト内購入がそのままできるようになるということによろしいですか。確認なんですけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） おっしゃるとおり、ふるさとチョイスからその商品を、ことしの場合は米と従前どおりの野菜でございますが、選択をして申し込みし、決済まで一連のサイト、インターネットによりできるという、そういう仕組みの構築を今、考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ふるさとチョイスのお話でございますけれども、本当に先ほどご答弁させていただきましたとおり、大きな大きな可能性を秘めておりまして、先ほど秋鹿議員、壇上でもご質問の中に10億円を超す寄附を集めている自治体があるのも事実でございます。そうした中で、当町も指をくわえて見ているわけにもいきませんし、これについて積極的に、それにはやはりふるさとチョイス、そしてまた別の集計するソフトというか、そうした部分も専門業者とすり合わせしながら、若干の費用はかかりながらも、これで進めていくことが大きな大きな成果につながるものだと考えておりますので、今後もしっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） しっかり対応していただければと思います。あと、自治体によってはフェイスブックなどとも連携して掲載し、PRしているところもあります。インパクトのある謝礼品や興味を引く掲載方法、情報発信力の強さが寄附流出の対応策となると思いますので、今後も力を入れていただければと思います。

少し時間が余っておりますが、時間も迫ってまいりましたので、以上で私の質問を終了い

たします。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

（午前10時54分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◇ 齋藤 順 一 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまご指名をいただきました、横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。

なお、このたび北関東、東北において豪雨災害被災されました方に心よりお見舞いを申し上げます。

朝夕は、ようやくしのぎやすさを覚える季節となりました。

さて、本年は終戦70年目の節目の年であります。いつもの夏より、ひときわ酷暑を感じましたのは、私だけでしょうか。第2次大戦で、戦死者は日本310万人、アジア全体で2,000万人です。全ての犠牲者の冥福を祈り、今ある平和な社会の継続に私たちは最大限努力しなければならぬと強く感じます。

先月8月15日の終戦日に、全国戦没者追悼式におきまして、安倍晋三首相の70年談話がございました。私自身は昭和27年生まれ、戦後7年にこの世に生を受けました。戦後生まれです。直接の戦争の記憶はございませんが、祖父母、両親よりその体験を事あるごとに聞かされました。そんな境遇で育ち、平和教育の大切さが家庭内で自然に浸透してきました。

今回の談話を聞いて強く感じましたことは、50年の村山談話、その内容を踏襲した60年の小泉首相談話、70年安倍談話は、役人が左派、右派の批判に十分な配慮のもとに、文章表現がうかがえてなりません。安倍首相の言う戦後レジームからの脱却、いわゆる戦後体制からの脱却の意味と直接解せば、歴代継承、謝罪に区切り等が盛り込まれていましたが、マスコ

ミ等の評価によれば、過去の談話、一般的表現からの引用で、首相みずからの言葉で残念ながらおわびの言葉がなかったようです。

私があと1つ気がかりなことは、今後、子孫に謝罪を続けさせるべきではないという文言です。日本に生まれ育ったことは罪、確かに民族責任論より次世代を解放していくということは結構なことと思いますが、その前に、第2次世界大戦へ突入していった背景、要因、そして戦前日本の国策の過ちと検証等が、謝罪を続けさせるべきでないということより、さらに重要なはずです。過去の過ちの経緯を検証する教育等が、戦争を繰り返さない最良の方法と考えます。そのような終戦70年目の節目の夏の日でございました。

さて、9月定例議会におきまして、登壇の機会を与えていただきました。鈴木議長を初め、議員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

それでは、元気に質問させていただきます。町長を初め執行部には、明快かつ簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

早速、通告順に従いまして、質問に入ります。

まず、私のマニフェストの一つ、人に優しいまちづくりから、町民と行政の協働により地域の文化を大切にする、人に優しいまちづくりの関係より質問をいたします。

大綱1といたしまして、横芝光町図書館についてお伺いいたします。

横芝町立図書館については、2012年12月6日定例議会におきましても、図書館の関係質問をいたしておりますが、その時点では質問の真意が伝わらず、残念ながらデータだけの答弁が中心の印象が強くございましたので、今回は、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の観点より質問をいたします。

大綱1の1として、横芝光町立図書館の年度別利用状況の推移について質問いたします。

1、入館者数は。2、貸し出し数は。3、蔵書数は。購入冊数については。図書購入費は。6、資料等の除籍数は。7、年間の事業費等は。8、職員数とその内訳は。平成22年からのデータで結構でございます。

大綱1の2として、次に、いわゆる利用者に対して調べものをするときのサービス、レファレンスについてお伺いいたします。

1、レファレンスのサービスの詳細は。2、年度別レファレンス数は。3、年度別レファレンスの分類は。4、ウェブレファレンスサービスの状況についてお伺いしたいと存じます。

大綱1の3として、デジタルデバインド、いわゆるICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジーのパソコンを使いこなせるものと、使いこなせないものの

格差についてでございます。そこで、デジタルデバイドの対応についてお伺いしたいと思います。

そして、大綱1の4として、横芝光町まち・ひと・しごと創生ワーキングチームで重要戦略拠点と考えられます図書館ですが、ここで今後の横芝光町立図書館の経営目標等をお伺いいたします。

次に、大綱2といたしまして、18歳からの改正公職選挙法についてお伺いいたします。

1、改正公職選挙法の町執行部の今後の対応についてお伺いしたいと存じます。また、2、改正公職選挙法後の当町の推定有権者数について、おわかりになれば教えてください。3、若年層の主権者教育についてお伺いいたします。4、教育公務員、及び生徒等の政治活動について執行部の見解をお聞かせください。

以上、大綱2点について、壇上の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 齋藤順一議員の、18歳からの改正公職選挙法についてのご質問にお答えいたします。

なお、私からは、若年層の主権者教育はと、教育公務員、生徒等の政治活動について執行部の見解はについてお答えをいたします。

若年層の主権者教育はですが、若年層とは幅が広いということで、一般的には15歳から34歳まで等と言われておりますけれども、今回のご質問からして若い世代、特に町教育委員会としましては、義務教育段階を中心にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

平成27年6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、6月19日に公布されました。改正法により、公職選挙法に定める選挙権を有する者の年齢が現在の満20歳以上から満18歳以上に引き下げられるなどの改正が行われました。改正法は平成28年6月19日に施行され、施行後に初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙等から適用されるということになり、適用される選挙期日日以前に18歳の誕生日を迎える生徒、これは選挙権を有することとなります。

来年夏の参議院議員選挙からの導入となると、現在の高校2年生も選挙時点で18歳に達していれば有権者となるため、文部科学省と総務省は特に高校での主権者教育の徹底を図るた

めに、政治選挙の大切さを説く副教材を作成し、全高校生に年内に配布をし、各選挙管理委員会の担当者が学校に出向く出前授業や、模擬投票なども全国的に展開しようということにしています。

ただ、教育基本法では、特定の政党への支持や反対を内容とする政治教育や政治活動は禁止をしておりますので、今後、バランスのとれた教育を実現するための指針作成も検討されるものと思います。

現在の横芝光町内の小学校では、学習指導要領に従い、6年生の社会科において、わが国の政治の働きの単元で、国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していることを国民主権と関連づけて学んできております。

中学校では、学習指導要領に従い、公民の教科書で、現在の民主政治単元で、民主主義と政治、政治と選挙、政党と政治を学習し、国の政治の仕組み単元で、国会の地位と仕組み、国会の働き、行政の仕組みと内閣、行政の役割と行政改革等を学習をしてきております。

現在のところ、義務教育での選挙活動につきましては、文部科学省等に大きな動きはありませんが、教育基本法等に定める学校の政治的中立を確保しながら、関係法令を遵守した指導が行われるよう配慮し、発達段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう、教育の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、教育公務員、生徒等の政治活動について執行部の見解はについてお答えいたします。

公立学校の教職員は、教育の政治的中立の原則に基づき、学校において特定の政党の支持または反対のための政治的活動をすることが禁止され、さらに教育公務員特例法及び公職選挙法に選挙運動等の政治的行為の制限が定められており、その制限の範囲は勤務地域の内外を問わず全国に及ぶこととなっております。公職選挙法では、教職員が学校の児童・生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできないとされており、教員の身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず、休暇、休職、育児休業等により勤務に従事しない場合にあっても、選挙運動は禁止をされております。

教職員は、児童・生徒の笑顔と未来をつくるために全力を尽くす崇高な職業であり、保護者や地域の期待に応えるよう、最善を尽くすべきであると考えます。

高校生の政治活動は、1969年に文部省は学生運動の高まりを背景に、高校生の政治活動を学校内外を問わず禁止した通知を出しております。今後の見直しとともに、選挙運動も解禁されることとなり、重大な選挙違反は原則、成人と同様に処罰対象となるため、選挙のルールに関する正確な知識を徹底させることも必要となってくるのではないかと考えられますが、

義務教育である横芝光町内の小・中学校、児童・生徒の選挙活動につきましては、国の法律や方針、学習指導要領に従い公民教育を進めており、特に政治活動を推進するようなことはしておりません。今後とも政治的中立を確保した指導を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 秋葉義臣君登壇〕

○社会文化課長（秋葉義臣君） 齋藤順一議員からのご質問の横芝光町立図書館についてお答えします。

まず、1点目の年度別利用状況の入館者数ですが、平成22年度、22万953人、平成23年度、21万1,627人、平成24年度、20万6,698人、平成25年度、20万5,631人、平成26年度は19万7,983人です。

2点目の貸し出し数は、平成22年度、38万7,540冊、平成23年度、37万3,526冊、平成24年度、38万1,865冊、平成25年度、37万4,675冊、平成26年度は36万7,308冊です。

3点目の蔵書数は、平成22年度、35万6,664冊、平成23年度、36万5,735冊、平成24年度、37万4,255冊、平成25年度、38万3,739冊、平成26年度は38万8,752冊です。

4点目の購入冊数は、平成22年度、1万2,330冊、平成23年度、1万2,501冊、平成24年度、1万1,098冊、平成25年度、1万805冊、平成26年度は1万387冊です。

5点目の購入費は、平成22年度、1,900万円、平成23年度は2,200万円、平成24年度と平成25年度は1,900万円でございます。平成26年度は1,800万円でございます。

〔「課長、数字は持っていますので、全員が、お手元に。議

員全員が。省略して結構です、数は」と言う人あり〕

○社会文化課長（秋葉義臣君） 8点目の職員数とその内訳については、平成27年度の現行職員は、館長を含め、総員7名体制となっております。

次に、レファレンスサービスについては、学習や研究・調査目的として情報などを求めている利用者に対して、資料を検索・提供・回答することであり、カウンターまたは電話やインターネット等で質問や相談に応じております。その年度別、分類別並びにウェブによる各サービスについては、平成22年度はカウンターで1万261件、電話315件、インターネットで3件、計1万579件。平成23年度はカウンターで1万2,017件、電話248件、インターネット

で3件、計1万2,268件です。平成24年度はカウンターで1万1,508件、電話248件、インターネットで2件、計1万1,758件。平成25年度はカウンターで1万2,809件、電話224件、インターネットゼロ件、計1万3,033件。平成26年度はカウンターで1万3,004件、電話221件、インターネットで2件、計1万3,227件と増加傾向にあります。

次に、デジタルデバイドの対応についてですが、情報格差とも言われており、情報技術を使いこなせる、または使いこなせない等の格差を指すものと認識しておりますが、図書館ではそのホームページから利用案内や資料検索、イベント情報等の伝達方法のほか、町広報紙や防災行政無線、チラシやポスターの掲示並びに館内外の掲示板により皆様にお知らせをしております。

しかしながら、その情報通信端末の所有並びに使用については、さまざまな理由によりそのサービスが受けられないという格差が生じている現状もあると聞いております。今後は、町の情報発信施設としての役割をさらに高めながら、情報提供についてどのように対応していくかを検討していきたいと考えております。

最後に、今後の経営目標についてお答えします。

開館しました平成6年11月3日から、この20年以上の間、毎年20万人前後の入館者数を誇り、多くの皆さんが集い、交流する場として、県内外に広く知られております。今後はさらに多くの利用者の方々に、文化と安らぎの生涯学習の場として愛される施設を目指したいと考えております。

〔社会文化課長 秋葉義臣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙管理委員会書記長。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（實川裕宣君） それでは私からは、選挙管理委員会の立場として、齋藤議員ご質問の改正公職選挙法の町執行部の今後の対応について及び改正公職選挙法後の当町の推定有権者数についてはお答えをいたします。

本改正は、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げるもので、来年夏の参議院議員選挙から適用される見通しでございます。

選挙管理委員会の今後の対応といたしましては、選挙権年齢の引き下げにより政治に無関心の若者の政治参加を促すことに期待する声もあることから、周知が重要であると考えております。

現在、総務省と文部科学省が連携し、政治参加に関する教育のための副教材を作成し、全

国の高等学校へ配布を予定しているとのことでありますので、高校生への周知状況等を見ながら、若年層への啓発方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、当町の推定有権者数につきましては、本年9月1日現在を基準日として有権者数を算出したところ、選挙人名簿定時登録者数は2万753人、住民基本台帳の18歳から19歳までの登録者は485人となり、総数は2万1,238人となりました。

なお、来年夏の推定有権者数であります。18歳から19歳の人数、約480人が引き下げに伴う増員数となり、最近の選挙人名簿の推移では、年間約150人ぐらいつ減っておりますので、総数は約2万1,100人程度と推定されるところでございます。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） いろいろ詳細に答弁ありがとうございました。

時間がちょっとそこに載っていなかったんですけども、あらかじめちょっと打ち合わせが悪くて、議員の皆さんはこの資料を持っていたんですけども、数字的なものはお答えがなくて。

じゃ、まずうちのほうは質問の順序で再質問させていただきます。

横芝光町立図書館の年度別利用状況について、今、社文の課長さんから詳細に推計を教えてくださいました。私が申し上げたいのは、入館者数と貸し出し数の数字を教えてくださいましたんですけども、この表ですと平成22年から、貸し出し数について、入館者数というのは、町のカウンターが機械でカウントするという形になっていますので、図書館は。ですから、職員の出入り以外は、ほぼカウンターが正確かなという形でいまして、あと貸し出し冊数なんですけども、かつて不幸な事件がございまして、21年までは職員の貸し出し冊数の虚偽報告がございまして、平成18年、64万冊、平成19年、67万冊、平成20年、63万冊、21年、67万冊という形で当初、職員が不正に貸し出し冊数をふやしていたことで、これは町としては、前回私も質問をしたんですけども、実質的な被害がないという話だったんですけど、これは町としては、この数によって人も金も全部動かすということですので、その経済的な損失、あるいはもっと非常に厳しいのは、経済的な損失よりも信用が失墜したということで、22年からの、今、課長のデータをいただきますと、平成22年、38万冊の貸し出し、23年、37万冊、24年、38万冊、25年、37万冊、26年、36万冊、前の不正のカウントは別としまして、38万冊がもう貸し出し冊数が2万冊も減っているという形で、その辺はどういうふうにお考えになりますか。

読書離れがしているから、横芝は文化レベルが低いから、知的好奇心のない人が多いから困るんです、それは仕方ないんですとか、あるいはもう少し努力が足りないから、貸し出し冊数が伸びないのか、いろんなお考えがあると思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） 議員がご指摘のように、平成22年度から26年度まで、入館者数は大分減ってはきておりまして、それに貸し出し数も若干減りぎみでございます。

それについては、中でもいろいろ協議はしておりますが、まず、本の内容等ももう一度検討したいと。それとあと、各事業なんですけど、その辺も内容について再検討をしたいというふうに思っております。

そんな中、隣接の山武市のほうの3館ある図書館なんですけど、その中で、さんぶの森だけ入館者数等が伸びているようでございますので、そういった例をある程度参考にしまして、今後どういうふうにしてやっていくかというのを考えたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） もう少し前向きなご意見をいただきましたんですけど、じゃ、もう一つ、せっかく課長、詳しく蔵書数、購入冊数、図書購入費というような形で教えていただいたんですけど、平成22年の部分で35万冊の蔵書、23年で36万冊の蔵書、24年で37万冊の蔵書、25年で38万、26年で38万8,000冊の蔵書、資料類も含めて、DVDも含めて、蔵書があります。だんだんふえていますよね。購入冊数は、22年度、大体1万2,000冊、次の年が1万2,000冊、次の24年が1万1,000冊、次が1万冊、1万冊という形で、購入費が平成22年、1,900万、本買うだけです。23年、2,200万。平成24年、1,900万。25年、1,900万。26年、1,800万。5年で9,700万の本を買っています。そうすると、22年から26年まで単純計算すると、4万3,000冊ですから、本来これから引くと、約5,000冊、4年で5,000冊、本当は1万くらい残って5,000冊ぐらい破棄した。雑誌等は仕方ないと思いますけど、そういうものを破棄したという形で、相当な金額なんですけども、その辺は、4年間で5,000冊除籍して、これは処分したのか捨てたのかわからないですけど、そういう、もちろん除籍は図書館の決まりにおいて、年数だとか雑誌だとかそういうもので、維持管理費のほうが高くなるから除籍するという理由はわかるんですけれども、それだったらもう少し、後世に残せるいい本を買ったほうがいいんじゃないかなと、そういう観点からちょっとお伺いしたいんですけども、

それでよろしいですか。お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） ご指摘のとおり、除籍数に関しましてはそのような数字になるかなと思いますが、実際の除籍数に関しましては、22年度から26年度なんです、2万9,294冊というふうになっております。そのうち雑誌等の合計は1万7,468冊でございます、それを差し引きますと、一般蔵書等が1万1,826冊の除籍になっております。これを単純に年度で割ってみますと、大体2,300冊あたりが除籍数ということになりますが、このような形で除籍のほうを実施しておる状態でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ありがとうございます。私の時間もね、いろいろミッションが立て込んでおまして、本当はもっともっと詳しく、あとレファレンスとか、デジタルデバインドについてももう少し質問したいんですけども、また後でこれは再質問で、ご答弁はいただいておりますので。ミッションの時間がね。

じゃ、あと、実は私も今、これから知的好奇心を満たして、どんどん貧乏で、今、雑誌類については保管することが、維持管理費については、雑誌は経年が過ぎたのは皆さんにお分けしているのが現状なんですよね。そういう状況の中で、体系立った部分の本を少しでもやってというふうな観点から質問させていただくんですが、実は私も、これ今、お笑いコンビのピースの又吉さんの本を買ったんですけど、買ってみまして、私も純文学というのはどうも苦手で、本屋さんに行って、「花火」を下さいと言っても「花火」って何ですかと。いや、お笑いコンビのピースの「花火」ですと。「火花」じゃないですか。ああ、「火花」ですと。これ3週間待ってやっと買ったんですけども、なかなか、3行しか読み説くことができませんで、これ実は何を申したいかというと、そういう潜在能力、知的好奇心を、私ですら、税抜きで1,200円で買うんですから、町民でまだまだそういう形で、知的好奇心を満たすような形で、知的好奇心を持った方がたくさんおられますので、この一つの例をとって、ぜひ今後ひとつ、村上龍さんの「限りなく透明に近いブルー」の三百何十万冊をしのぐ勢いで今、上がっていますので、そういう形でちょっとしてね。

実は横芝光町の議会でも、川島常任委員長と森川常任委員長の企画によって、10月21、22で、1泊2日で九州に、佐賀県武雄市の図書館の視察がございまして。指定管理者は、例のツタヤ書店。カルチュア・コンビニエンス・クラブという形のカンパニーが経営しているんですけども、年間委託料1億1,000万円。20万冊の蔵書があるんですけども、9時から21

時までやって、本を読む人に残らず、喫茶店があったり、パソコンを使う人への配慮やいろんな仕掛けで、いいも悪いも全国的に今一番有名な佐賀のあれを十分これ、両委員長さんに企画をしてもらいましたので、喫茶店もあるということです、十分視察をしてきて、当町の図書館で、みんなで政策提言をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続けて、大綱2の部分について、3と4で、今、私は教育課長とお願いしておいたんですけども、どういうわけか教育長になってしまって、それは結構なんですけれども、私、一番心配しているのは、2015年6月17日の参議院本会議で、18歳から全会一致で改正公職選挙法になって、70年ぶりの改正ということだったんですけども、教育長にちょっと提案なんですけれども、若年層の政治への関心を高めるための主権者教育の現実的な部分として、教育長さんのほうで、高校生、小学生等で模擬議会などを開いて、そのほうがより現実味を帯びて、直接啓発できるんじゃないかなと。模擬議会などを行う予定はございませんか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 18歳ということですから、今の高校3年生、または高校2年生、これが来年のときに該当するだろうということから今現在進めておりまして、主権者教育を高校生を中心に、先ほど壇上から申し上げたとおりでございます。

なお、その下、要するに16とか17、これは全くやらないということではありません。これは16、17も当然やらなきゃいけないわけですから、若者が当事者意識を持てる課題を当然今後、進めていかなければいけないというふうに思っております。なおかつ、その下に中学生、小学生が該当してきますので、それは先ほども申し上げましたけれども、今現在の学習指導要領から申し上げますと、小学校は社会科を中心にやっていく。中学校につきましては公民ということで、中3の段階で一部入れておりまして、やっておるところでございます。

ただ、今までのあれは知識習得が中心に行われていたのではないかという反省点も国にもありますし、当然、我々にも一部あるところですので、今後の一つの課題として取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 今の回答は、おやりになるのか、ならないのかで結構なんですけれども、教育長にもう一回聞きますけれども、おやりになる気があるのかないのかだけで結構です。

あと、私もちょっと、18歳になっていろいろ勉強してみたんですけど、学校内に政治的なイデオロギーが持ち込まれたり、教育全般が政治闘争の場所になるようなという、今までこ

うやっていますよじゃなくて、これから一步踏み込んで、これは将来あるための形で、未来の話は今しようと思っっているんですよね。

ですから、そういう形で、校内に政治的イデオロギーや、先生がこういうふうを持ち込む人がいたり、教育現場が政治的な闘争になるというような形が十分考えられると思うんですよ。そういった形の場合には、教育長は今後どのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 模擬議会をやるかやらないかということですがけれども、今申し上げましたように、17、18が今現在中心で国が動いているわけでございます。その下の16、17も当然この後、考えていかなきゃいけない部分もあるだろうと。と同時に、先ほど申し上げましたが、中学生の14、15についても今後考えなきゃいけないという部分がありますので、模擬議会だけではなくて、周知徹底を含めて、政策的なものを子供たちに協議させるというところもあるだろうというふうに思いますし、今現時点では、模擬議会については、中学生は考えておりません。

それから、2番目のイデオロギーの問題ですが、先ほども申し上げましたが、日本の教職員、教職に携わる職員は、政治的なものを教育現場に持ち込んで서는ならないということになっております。これは全国的にどこへ行っても同じですから、それについては承知はしないというものでございます。そういう形で今後とも進めていきたいということです。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） そうですか。もう少し考えまして、地方公務員等の選挙政治活動の制限を、教育長の認識をお伺いしますけど、地方公務員法36条、政治活動に関する制限。公職選挙法136条の2、地位を利用した選挙活動の禁止。地方公務員も政治活動の自由は日本国憲法に、国民主権、表現の自由で保障された権利なんですけれども、その保障された権利もある形なんですけど、その辺の政治活動の制限について、教育長はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 壇上から先ほども申し上げましたけれども、教育現場において、思想信条を子供たちに教育するということについては、断じて禁止されているものでございます。特に教育公務員の場合は、教育公務員特例法等に記載をされておりますので、それに従って進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（實川裕宣君） ただいまのご質問につきましては、一般的な職員に該当する部分もあるかと思っておりますので、その部分についてお答えしますと、議員おっしゃるとおり、公職選挙法では公務員の地位利用による選挙運動の禁止、それから地方公務員法によって政治的行為の制限というものが定められています。これにつきましては、先般の一般質問でお答えしましたとおり、我々公務員はこの法令を守る義務がございますので、それによって十分に気をつけて、守っていかなければならないというふうに感じておりますので、今後ともそういう形で進めたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） どうもありがとうございました。何か最後に助け舟がいただいたような感じで、質問のしがいがあったのかなというふうに感じています。

そこで、最後に町長にお伺いいたします。

先般、今月2日に行われました町選挙管理委員会において、横芝光町町長選挙の日程が、平成28年3月8日告示日、13日投票日と決められ、早速新聞報道されましたが、佐藤町長におかれましては、3期目を目指して出馬するつもりか、あるいはご勇退するつもりか、お聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町民の皆様への負託をいただけるものでございますれば、引き続き横芝光町のかじ取りをさせていただければと考えておりますので、来春3月に行われる横芝光町の町長選挙には、町民の審判を仰ぐべく、出馬する決意をいたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） そうですか。それでは、出馬なさるのであれば、これから佐藤晴彦町長が横芝光町をどのように、やる、やらないかははっきりわかりました。じゃ、どんなふうにかじ取りをされるのか、その決意をひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 合併して10年目を迎える横芝光町でございますけれども、その中、約7年と半年を当町のかじ取りを任せていただきまして、鈴木議長を初めとする町議会議員の皆様方のご指導や町職員の協力、そして何よりも多くの町民の皆様方の温かいご理解のもと、おかげさまで安定した財政運営のもと、ほぼ順調にまちづくりを進めることができたと思

しております。

特段、子ども医療費の無料化、津波対策、そしてまた駅前整備、また継続中の清長大橋につきましては、今年度中の開通が予定されており、ただいま南条小学校で屋内運動場建設をしております。それが終わり次第、学校教育施設の耐震化を年度内中には完了することの見通しがついているところでございます。そしてまた、東陽病院の運営も徐々に改善されておるところでございます。しかしながら、まちづくりに終わりはなく、私自身、決して満足しているところではございません。今後も頑張らせていただければというふうに思っております。

そうした中で、この横芝光町には、とても高いポテンシャルが有する町であると考えております。現在3つの大きなチャンスが到来していると考えております。

まず1つ目は、地方創生の一環として現在取りまとめている中で、近く公表を予定しておりますが、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の30項目にわたる施策があり、中でも地場産品を使って地域産業の活性化と雇用の確保、さらにはこれらの商品の付加価値を創造を目指す産直交流施設の活用や、横芝光インターチェンジ周辺開発計画の施策によって、町の振興・発展に大きな成果をもたらすものと考えております。

2つ目は、今議会でも9月補正で提案いたしております、また先ほど秋鹿議員の質問でもお答えさせていただきましたが、ふるさと納税制度は地方の自治体にとって大きなチャンスであると考えております。先ほど申し上げましたとおり、現在10億円を越す寄附を集めている自治体もございまして、産直交流施設との連携などで、豊富な横芝光町の産品を大きくアピールすることにより、地域産業の振興と数億円に上る歳入確保も可能ではないかと考えております。

3つ目は、成田空港の容量拡大に伴う騒音下の自治体の均衡ある発展をどのように導いていくか。今、千葉県や空港会社と真剣に模索しているところでございまして、進め方次第では、これからの横芝光町の発展に大きく寄与するものと考えているところでございます。

このような流れを的確につかみ取りながらも、さらなる行財政改革の効率化を図り、町民一人一人が安心して暮らせる横芝光町を築くため、全力で努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 大変ありがとうございました。

いろいろな政策、思いを述べていただきましたけれども、この町は地域完結型経済にするのか、あるいは横芝光町を国際競争力に打ち勝つための町にするのか、このどちらかというふうに私は考えますので、その点をあれしまして、大いに町のために手腕を発揮されますように期待させていただきます。

がちやがちやになりましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時01分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 庄 内 賢 一 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

庄内賢一議員。

〔5番議員 庄内賢一君登壇〕

○5番（庄内賢一君） 議席番号5番、庄内賢一です。

初めに、先週の豪雨により、茨城、栃木、宮城県では河川が氾濫、決壊し、甚大な被害が出ました。本県においては、千葉市においても竜巻が発生して非常に大きな被害が出たわけでございます。被害に遭った方々に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

今回、一般質問に際し、先輩議員の皆様、同僚議員の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、議長にお許しを得ておりますので、通告に従って質問をさせていただきます。

大綱1、安全安心な道路環境整備について質問に入らせていただきます。

というのは、道路は非常に、車から人も一緒に使っているわけでございます。そこへもってきて、非常に道路環境がいいところと悪いところが、非常に格差がある道路が見受けられるわけでございます。

そこで、（1）歩道の新設についてでございますが、時間によっては非常に車が多い道路

がございます。また、小・中学生の児童が通う道路がございます。町道 I - 3 号線、横芝小学校の信号の交差点から南へ、この道路について歩道を新設してはいかがかなと思って質問に入れました。栗山地区の用水パイプラインが完成しましたので、栗山地区側の用排水路を利用して、小・中学校の児童のために歩道の新設についてお伺いをいたします。

(2) 町道改良拡幅についてでございますけれども、この道路は地区と地区を結ぶ重大な道路ではないかと思っているわけでございます。何年か前にもこれは、私もちょっと役所のほうに顔を出しまして、お願いに上がったことがあります。それからもう既に何年もたっているわけでございますけれども、なかなか工事に入らないわけでございます。というのは、町道 I - 13 号線、北清水東区交差点から 8 号排水路までの約 120 メートルくらいの場所でございます。その道路は交差点から道幅が急に狭くなり、カーブもしている道路でございます。以前は事故も結構起きておりました。この道路は北清水地区と屋形地区にとっては重要な道路の一つでございます。その道路が非常に危険で、すれ違えないくらいの道路でございます。またそこでカーブにもなっているわけですから、通行は非常に困難でございます。普通車同士がすれ違いができないわけでございます。軽といっても普通車でございますけれども、軽と普通車がようやく気を使えばすれ違えるのかなという感じです。本当の普通車同士ではすれ違うことができない道路でございます。その道路でございますので、拡幅工事はいつごろかお伺いいたします。

それから、(3) 歩道の除草についてでございますが、この道路は町の道路ではございません。県道でございます。横芝蓮沼線の道路の歩道でございますけれども、特に上堺地区の場所は、歩道が非常に草が茂って大荒れでございます。また歩道には砂が飛んで、なおさら雑草が多く茂っている場所もございます。そういうことでは、児童の通学には非常に悩んでいるわけでございます。そういうことで、どうにかならないのかという感じで、ここに質問に入れたわけでございます。

誰が刈るといっても、なかなか大変なことでございます。農地に続いている、そのところは刈るところもありますけれども、ほとんど刈ってはございません。県のほうも、聞くと、前には年 2 回くらい刈っていたそうですが、今は 1 回になったそうでございます。1 回ではとてもじゃないけれども、年間では歩道が荒れちゃうわけでございます。また、刈る歩道のところも境界までは刈っておりません。幾らも刈ってございませぬから、まるで草ぼうぼうの感じです。それではいろいろ児童の通うのには非常にかわいそうな歩道でございますので、どうかこれも今言ったように、県のほうにお願いして、もう少しきれいにもう一度、2 回く

らい刈るようなことはできないでしょうか。そういうことをお願いをいたします。

それでは、大綱2番目、企画財政についてですけれども、町の建物、施設の借地料についてなんですけれども、町の土地には遊休地もたくさんあるようでございます。それは結構でございますので、町の建物と施設だけで結構でございますから、よろしくをお願いをいたします。

①年間の支払い金額はどれくらいになりますでしょうか。お願いをいたします。

大綱3、教育関係についてでございますけれども、きょうは非常に教育関係がすごく出ております。私も見ていてわかっておりますけれども、よろしくをお願いをしたいと思います。

(1)について、町内の中学生の自転車通学についてでございますけれども、それにお伺いしたわけなんですけれども、車両の多い道路が通学路になっているところもあるようございます。①男子、女子の人数を教えてくださいたいと思います。

(2)学校給食についてでございますけれども、学校給食の関係では随分出ましたけれども、その中で、①給食費の納入についてでございます。以前は給食費の未収が多かったようですが、最近はどうかお伺いしたいわけでございます。今は当然、口座引き落としになっているんじゃないかなと思いますけれども、未収金のほうは多いわけでしょうか、それをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。当局の皆さんには明快なる答弁をお願いして、終わりにしたいと思います。

〔5番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからは、庄内議員ご質問の大綱1点目、安全安心な道路環境整備についてお答えをいたします。

初めに、歩道の新設についてであります。この路線につきましては町道I-3号線になります。現状では横芝小の交差点から鳥喰新田交差点までの区間は、車道幅員片側2.75メートルの2車線、右側の歩道は幅員2メートルで整備されております。このうち、横芝小学校の交差点から横芝保育所入り口手前までの左側約800メートル区間は農業用水路となっており、それらを利用すれば、新たに用地を確保しなくても2.5メートル程度の歩道整備は可能であります。さらに栗山地区の農業用水のパイプライン化によりまして、歩道整備に支障と

なる用水取水用の簡易水門の撤去も可能で、整備も容易と思われます。

歩道については、都市計画道路となっていない町道は、従来より片側のみの整備を原則としております。したがって、現在のところ歩道整備を実施する予定はありませんが、今後、地域の状況等が変わるようなことがあれば、必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、町道改良拡幅についてであります。この北清水地先の路線は、栗山地区から屋形地区を結ぶ町道Ⅰ－13号線になります。現状では県道横芝上塚線から北清水集会所を200メートル下がった交差点までの区間の大半とその先の区間が車道幅員2.75メートルの2車線の歩道なしで改良拡幅されております。このため、以前より未改良として残った区間を拡幅整備するよう、地元区を初めとして多くの方々から繰り返し要望をいただいたところでございます。

このようなことから、昨年度、国の交付金を活用して延長120メートル、総事業費約5,000万円をもって整備に着手いたしました。これまでに詳細設計、用地測量、地質調査を行い、本年度は建物移転等の補償調査を実施し、用地買収まで行う見込みであり、完成は平成29年度を予定しているところであります。

次に、歩道の除草についてであります。この北清水地先の県道横芝上塚線は、千葉県の出先機関である山武土木事務所が管理しております。県道の除草の状況につきましては、毎年7月以降に年に1回、歩道及び路肩を50センチメートルの幅で委託業者が除草作業を行っていると同っております。さらに、現地の繁茂状況に応じ、除草作業を再度実施しているとのことでもあります。

こうした状況ではあります。通学路にも指定されているこの箇所は、毎年繁茂がひどく、いつも除草要望があることから、引き続き山武土木事務所に対し、適切な道路管理をするよう要望してまいります。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 庄内賢一議員からご質問のありました大綱2点目の企画財政についての1、町の建物、施設の賃借料、年間の支払い金額はどのくらいかについてお答え申し上げます。

町有施設用地としてお借りしております土地の賃借料といたしまして、町全体、特別会計も含めた平成26年度決算では、年間金額で5,282万416円を支出しております。この内訳とい

たしまして、施設の数に23施設、土地の面積にいたしますと16万2,716.74平方メートル分でございます。

また、賃借料の1平方メートル当たりの単価につきましては、その施設の所在地や状況などによって異なりますが、年額40円から1,000円、平均いたしますと1平方メートル当たり324円で契約をしている現況でございます。

なお、賃借料につきましては、契約更新時等の機会を捉え、地権者の方と交渉をさせていただいているところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、庄内議員からご質問がありました、3、教育関係についてお答えをいたします。

まず、1点目の町内の中学生の自転車通学についての男子、女子の人数はですが、横芝中学校では男子185人、女子144人の生徒総数329人全員が自転車通学でございます。光中学校においても男子174人、女子142人の生徒総数316人の全員が自転車通学でございます。2つの中学校の総生徒数645人全員が自転車通学を基本としております。

そのことから、学校における自転車通学に対する安全指導は重要で、万が一の事故の場合は、被害者のみならず、加害者にもなりかねない移動手段であり、近年、青少年の自転車加害事故では、親が多額の賠償金を支払わなければならない事例も報道されております。

さらに、本年6月1日から改正道路交通法が施行され、14歳以上の自転車利用者に14項目の交通ルールが強化されることになり、反則行為のペナルティーとしては、3年以内に2回以上摘発された場合は自転車運転者講習の受講義務や、これに従わない場合には5万円以下の罰金が科せられることとなりました。

これらのことから、自転車通学を基本としている当町中学校では、交通安全指導員のご協力による自転車の安全指導に加え、交通法規や交通マナーを守るための適切な指導をするよう1学期中の学校長や教頭の会議において依頼をしたところでございます。

なお、本年度は、過日、横芝中学校を会場に、自転車交通安全教室の一環で、仮想交通事故による恐怖心を覚えさせる手法のスケアード・ストレイト自転車交通安全教室を実施いたしました。

次に、2点目の給食費の納入についてお答えを申し上げます。

学校給食費は、学校給食法の規定によりまして、給食費のみを保護者の皆様に負担していただくことになっております。したがって、光熱水費、設備費及び人件費などの食材費以外の経費は全額を町が負担することとなっております。

給食費の納入方法は、銀行口座振込と納付書による窓口納付がございます。給食費の銀行口座振込手続依頼は町内7小学校で実施しております。小学校新1年生の入学説明会の中で教育課から説明会に出向き、保護者の皆様をお願いをしているところでございます。

現行額の給食費改定につきましては、平成26年4月に消費税が5%から8%に改定になったことから、小学校がそれまでの1食255円から270円に、中学校が290円から300円に改定をされました。

また、給食費の平成25年度の納入状況については、調定額1億260万9,581円、滞納額189万2,699円で、滞納率は1.84%。平成26年度の納入状況は、調定額で1億576万8,152円、滞納額270万9,818円で、滞納率は2.56%とふえる結果になってしまいました。滞納が増加した一つの要因として、給食費の改定も影響しているかもしれないと考えているところでございます。

教育課では、滞納を減らす対策といたしまして、教育課職員全員で年2回、休日に臨戸訪問し、滞納整理を実施しているところでございます。そのほか、給食センター職員が平日随時、夜間徴収や電話による督促を実施しております。また、児童手当支給日には、福祉課の窓口で保護者との直接交渉も実施していますが、滞納が解消するには至っておりません。

なお、教育委員会では、給食費が払えない経済状況にある家庭については、準要保護制度において給食費を公費負担しているところでございます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） それでは、自席から再度質問をしたいと思います。

というのは、今、給食費の滞納ですか、270万円と言っていましたけれども、これはあれなんですか、今ふえたと言いましたけれども、これは大体多くなっていったらうんですか。それとも減っていきますでしょうか。どうなんですか。これ、多くなるんじゃないですか。と思いますけれども、お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 給食費の滞納でございますが、現年度分、要はその年度の給食費の滞納だけを比較していきますと、おっしゃるとおり、平均的には増加傾向にあるというふ

うに分析をしております。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） それでは、飛び飛びになって申しわけないんですけども、大綱1の2番の町道I-13号線、これを再度お聞きしたいんですけども、完成が平成29年度までにと書いていますけれども、これを何とかもう少し早くなることはできないでしょうか。町長にお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 計画の中でそのように進めさせていただいています。きちんとした地権者の方の対応もございますので、若干のお時間は必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） それで、歩道の除草についてなんですけれども、県道ですね、横芝蓮沼線。再度質問をいたしますけれども、これ非常に酷いんですよ。町のほうからは県のほうにそういうことをお願いしているわけなんですよけれども、このまま放っておくと非常に困ります。歩道に砂が飛んで、そこからまた、さっきも言いましたけれども、草が出る条件が整ったところには非常に大草になります。どうしようもなくなります。だからそのところを何とか県のほうにきつく言っただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 今問題になりました横芝上堺線に限らず、ほかの路線でもそういう箇所も結構数多くございます。いろいろとそういった地域から、地区から非常に要望が多い状況にあります。したがって、都度、県のほうには、除草ないし、またそういう砂の撤去をするように都度お願いしているところでございます。当然ひどければ、抜本的に改善するようにあわせてお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） それでは次に、企画財政について再度お伺いいたします。

年間の支払い金額は、これは毎年同じなんですか。それともだんだん高くなる、それとも低くなる、どちらでしょうか。高くなるんでしょうか、低くなるんでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 例えば今、昨年度5,282万円と申し上げました。昨年とその1年前という、その短期間ではそう大きくは変わらないと思います。合併時、平成18年と比較で申し上げますと、合併時では金額が5,673万円でございます。平成18年度でございます。平成26年度決算は、先ほど申し上げました5,282万円でございますので、金額で総額で比較いたしますと391万円ほど減少となっております。

というのは、個別で見えますと、全てではありませんが、先ほど契約更新時に地権者の方と交渉するというようなお話を申し上げましたが、その中で、少しでも安く更新していただけないかというようなことでまずお話をいたしまして、いや、もっと上げてほしいとかいうようなことの中で、その引き下げにご協力いただいた地権者、ケースがこのうち何件か、23施設のうち何件かございまして、そういった反映であろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） それでは、教育関係について再度質問をいたします。

というのは、先ほど回答をもらったんですけども、要するに中学校というのは、全部が自転車通学になっているわけでございますね。さっきそのようにお聞きしましたが、でも中にはあれでしょう、余り近くの人通学、とってあっても乗っていかない人もいるんじゃないかと思われましても、それは私もわかっていますけれども、これ事故のほうはどうなんでしょうかね、事故は。

こないだのあれでは余りないよと言っていましたけれども、それもさっき課長さんいわく、自転車も車と同じですね、事故があった場合には大変なことになります。子供が払えないのは親が見るようになるでしょうから、そこところはあれですね、重々、父兄の皆さんにもよくわかっていただくように指導することはできないでしょうか。してもらえれば、そのほうがいいんじゃないかと思えますね。我が子の事故であったらば親が払うんだよということ、そういうところをよく子供に認識いただければ非常にありがたいと思うんですけども、そういうことは学校に依頼して、また父兄にもそういうことは伝えてあるんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 自転車の交通事故については十分注意をしていただきたいというのは、学校を通じ、生徒を通じ、お話ししてありますが、私どもの教育委員会の行政事務局からは直接的に保護者へはご連絡はしたことはございません。

それと、自転車通学の人数ですが、庄内議員おっしゃるように、全員に自転車通学、確かに許可はしてございますが、本当に本当に直近の生徒さんについては徒歩で来るというのもまれにはございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） それでは、先ほど大綱1の（1）の歩道の新設についてですけれども、今先ほど答弁いただきましたけれども、今の時点では片側だけということになってはいますが、これはちょっとまだ先のことはいつになるかわからないということですね。あれが変わらなければ今のままなるということですね。再度確認しておきます。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 先ほどもお答えしたように、現在のところ、片側のみを原則としておりますので、現時点では一応計画はないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員。

○5番（庄内賢一君） 今、時計を見たら、まだ時間はあるようでございますけれども、質問をここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、庄内賢一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時50分とします。

（午後 1時33分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時49分）

◇ 川 島 富士子 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、台風や豪雨等の自然災害により被害に遭われた全ての方に心からお見舞いを申し上げます。

また、先月 8 月 15 日に 70 回目の終戦記念日を迎え、さきの大戦で犠牲となられた全ての方々に改めて謹み、哀悼の意を表しますとともに、ご遺族並びに今なお不自由な生活を余儀なくされている戦傷病者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

70 年前の今日、私たち日本人はもう二度と戦争の惨禍を繰り返さないと固く誓いました。戦後、この不戦の誓いを命に刻み、我が国は憲法 9 条の平和主義の理念のもと、専守防衛を堅持し、軍事大国とならず、非核三原則を守り抜くとともに、世界の平和と安定の実現に向けて、今日までさまざまな国際貢献を行うことで、平和国家としての歩みを進めてまいりました。

今世紀に入り、国際社会におけるパワーバランスが大きく変化すると同時に、グローバル化と技術革新が急速な進展を見せています。これを背景として、大量破壊兵器や弾道ミサイル、国際テロ組織、サイバー攻撃といった脅威が高まり、リスクが多様化しています。そこで、これまで想定していなかったような脅威に対応し、国民の生命、自由、幸福追求の権利を守るために、切れ目のない安全保障体制を整備することが重要です。我が国の平和を将来にわたって守り続けていく、そして国民の命と平和な暮らしを守り抜く、この決意のもと、日本と世界の平和と安全を確かなものとするための平和安全法制を着実に整備せねばなりません。平和の党、公明党として、進むべき道を全力で取り組んでまいりますと訴え、質問に入ります。当局の明快な答弁を求めます。

初めに、若者等を応援する取り組みについて、3 点お伺いいたします。

1 点目として、多子世帯の負担軽減事業についてであります。日本は 2008 年から人口減少時代に突入し、昨年の年間出生数は過去最低の約 100 万人に落ち込み、少子化にいかん歯どめをかけるかが大きな課題となっています。町では、今まで高校 3 年生までの医療費無料化や多子世帯への支援策として、プレミアム付き商品券の配付など、積極的に取り組まれたわけではありますが、さらなる少子化対策、子育て支援策としての子供を産み、育てやすい環境をつくるべきと考えます。保育料が家計に重い負担となっているため、3 人目の子供を産むのを諦める家庭もあります。

そこで、保育所問題ですが、現在の同時入所に限らず、18 歳未満の子供が 3 人以上いる世帯では、第 3 子以降の保育料を無料にしていかがでしょうか。当局の見解を伺います。

2 点目として、若者を初めとする有権者の投票率向上の取り組みについて伺います。

近年、若者を初めとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題です。明年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられることも見据え、有権者一人一人に着目した、さらなる投票機会の創出や利便性の向上が求められます。そこで、当町におかれましても、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策等について、先進事例を参考に、さらなる投票率向上のための積極的対策を進めるべきと思いますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

3点目として、若者の夢へのチャレンジを応援する事業について伺います。

学生を中心に、若者が将来の夢を実現するためのチャレンジに対して、自治体として助成金を支給するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体が出てきています。子供や学生の夢を育み、夢へのチャレンジに対し地域を挙げて応援することは地域の魅力創造にもつながる重要な施策と考えられます。

例えば、愛知県小牧市では、海外でのボランティアや地域活動など、学生がみずから考えて企画した活動に対し、30万円を上限に経費の一部を助成する夢にチャレンジ助成金を創設しました。また、新潟県燕市では、羽ばたけつばくろ応援事業として、小学生から20歳までの方を燕市の将来を担う人材として育成しています。また、福井県では、県内の若者グループが自主的に実施する地域を応援する活動を支援することにより、福井の活性化を図ることを目的に、若者チャレンジプランコンテスト2015が開催されています。

当町でも各地の事例を参考に、若者の夢へのチャレンジを応援する取り組みを検討してはいかがでしょうか。ご所見を伺います。

次に、町民の健康増進の取り組みについて、2点お伺いいたします。

1点目として、認知症簡易チェックサイトの開設について伺います。

以前にも質問させていただきましたこのサイトは、町ホームページ上で質問に答えるだけで認知症の可能性を確認できるものです。本人向けの「私も認知症？」と、家族・介護者向けの「これって認知症？」の2種類があります。本人向けは、探し物が多い、今しようとしていることを忘れるなど10項目の質問で、介護者向けは、なれた道でも迷うことがある、一人になると怖がったり寂しがったりするなどの20項目の質問です。最後に、専門機関に気軽に相談してもらえるように、地域包括支援センターの連絡先も掲載します。

認知症は、どこまで症状が出たときに相談すればいいのかわかりづらく、このサイトをきっかけに、一人で悩まず相談してもらいたいと考えます。早期発見できれば症状の進行をおくらせることもでき、家族で認知症を考えるきっかけになります。早期発見、治療が何より

も重要であり、簡単にチェックできるこのシステムの導入を求めますが、見解をお聞かせください。

2点目として、健康マイレージの導入について伺います。

健康づくりへの取り組みに特典を与えるもので、楽しみながら病気やけがの予防にもつながる試みとして今注目を集めています。運動、健診受診に特典をつけることにより、受診率の向上と、自立して日常生活ができる健康寿命の延びが期待されます。また、適度な運動を促すことは、ふえ続ける医療・介護費を抑える上でも重要なことでもあります。その上、地域コミュニティの活性化などにもつながります。健康の大切さにも気づききっかけになることから、ぜひ導入すべきと考えますが、当局のご見解を伺います。

最後に、安全で安心なまちづくりについて、4点お伺いいたします。

1点目として、マイナンバー制度の進捗状況についてであります。社会保障と税の共通番号、いわゆるマイナンバーの来年1月運用開始に向け、10月から順次、国内に住む全ての人に個人番号の通知を開始します。行政機関が別々に持つ所得や年金、社会保険などの個人情報をもつ12桁の番号で一元的に管理するマイナンバー制度の運用が始まれば、住民サービスは大きく向上します。生活を便利にするマイナンバーですが、さまざまな課題もあろうかと思えます。一番危惧していることは、制度の町民理解が進んでいるかどうかであります。現時点でうかがえる当局のご所見をお聞かせ願います。

2点目として、道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上について伺います。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が本年6月1日に施行されました。自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に、社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要です。

昨年の自転車乗用中の交通事故件数は10万9,269件、平成22年以降減少傾向にあるものの、交通事故件数に占める割合は19.0%と、いまだに2割程度で推移しています。また、自転車事故による死者数は540人で依然として多く、悪質な運転への対策が求められています。

今回の改正法では、そうした危険行為とみなされる14項目の危険運転で、3年以内に2回以上検挙された14歳以上の運転者に、自動車と同じような安全講習の受講、3時間で5,700円を義務化し、この講習を受けないと5万円以下の罰金が科せられることになっています。14項目の中の一つの安全運転義務違反には、携帯電話やスマホをいじりながらの運転、ヘッドホンやイヤホンの着用、片手で傘を差しながらの運転などが含まれます。

現在、各地域の警察を中心に改正法の周知に努めておられますが、いまだ具体的な内容を

知らない住民が多いのが実態です。このことにも鑑みながら、自転車事故対策のさらなる自転車マナー等の向上に努めていただきたく切望いたしますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

3点目として、防災士及び女性消防団の育成について伺います。

これまでも質問させていただいてまいりましたが、実際に災害に遭遇したときどう動くべきか、何をすべきかを冷静に判断することは容易ではありません。だからこそ、ふだんからの訓練や備えが大変に重要となります。防災士及び女性消防団は、地域の防災力向上に貢献できる即戦力として必須であると痛感します。ぜひ積極的に取り組むべきと思いますが、進捗状況をお聞かせください。

4点目として、高齢者のひとり暮らし、高齢世帯への支援及び見守り体制への強化について伺います。

内閣府の平成27年版高齢社会白書によると、団塊の世代がことし65歳以上となり、高齢者人口は3,395万人に上りました。2060年には国民の約2.5人に1人が高齢者になるとの推計も発表され、日本はかつて人類が経験したことのない超高齢社会となります。総人口は長期の減少過程に入り、高齢化はとまらないといわれております。安定した社会保障の確立や介護環境の整備など、時代に即した制度設定が急務であります。その上で、当町においても具体的な取り組みを模索し、実行しなければなりません。

喫緊の課題は、独居高齢者の増加傾向であります。高齢者がいる世帯は全体の4割を超え、そのうち高齢者単独または夫婦のみの世帯が過半数を占めているとのデータもあります。高齢者のひとり暮らしは病気などに対する不安も多く、孤独を感じる寂しさもあることでしょう。お元気ですか、困っていることはありませんかと、たった一言の声かけや、思いやりの行動が心の大きな支えとなります。互いに信頼関係を結ぶ心のセーフティーネットを構築していくことが今こそ重要と考えます。

私の尊敬する哲学者は、高齢化社会を守る要件に、身近に接する人々の思いやり、心遣いと高齢者が何らかの役割を担い続けることを挙げられております。そこで、地域からの孤立を防ぐためのよりよい施策を考えなくてはならないときであり、システムの構築にご努力されていることとお察しいたしますが、具体的な説明をお願いし、私の最初の質問といたします。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、若者等を応援する取り組みについてのご質問のうち、多子世帯の負担軽減事業についてをお答えさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

同時入所に限らず、第3子以降の保育料を無料にしてはいかがかとのご質問でございますが、当町は保育料基準額を総体的に抑制し、近隣市町と比較して第1子から保育料を低く設定しているため、同時入所に限り第3子以降の保育料を無料といたしております。

近年、山武市や旭市、匝瑳市等では、同時入所にかかわらず、第3子以降の保育料無料化を実施しており、当町でも事業実施を望む声があるのは承知しておりますが、近隣市では第3子以降の保育料を無料にするための財源確保策として、対象となる世帯が多い保育料基準額第3階層から第6階層の保育料を高目に設定する傾斜配分がなされているように思料され、仮に当町が同じ手法で実施しますと、第3子以降の無料化よりも保育料の値上がりが先行してしまう懸念がございます。また、現行の保育料のまま第3子以降児童の保育料を無料にするには、大まかに試算してございますが、毎年約4,000万円を超える財源が必要と見込まれております。

高校生までの医療費無料化を初め、子育て支援に極めて積極的に取り組んでいる当町といたしましては、少子化対策の観点からも、第3子以降の保育料を無料にすることは大変有効な施策であるとは考えますが、多額の費用負担が生じるため、近隣市町の状況を踏まえながら慎重に検討をしてみたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（實川裕宣君） それでは、私からは、初めに川島富士子議員ご質問の選挙関係、若者を初めとする有権者の投票率向上の取り組みについてお答えをいたします。

若者を初めとする投票率の低下、選挙離れは、全国的に深刻な課題とされ、どの選挙管理委員会でも苦慮している現状であり、投票率向上の効果的な取り組みについて模索している

現状にあります。総務省が設置した有識者による検討会が公表した報告書によれば、期日前投票所の弾力的設定等を検討することが盛り込まれ、商業施設等への期日前投票所の設置等が投票環境の向上を図る有効な選択肢であるとされております。

当庁におきましては、選挙システムのセキュリティーの確保等を考慮して、設置には至っておりませんが、投票機会の創出という観点から、設置することによる効果と選挙の公正確保等、その両面から設置について検討していきたいと考えております。さらに検討会では、投票区にとらわれない投票区外投票の検討を進めているところであり、状況を見ながら、投票区の再編とあわせて利便性の向上を図りたいと考えております。

啓発の取り組みといたしましては、今回の選挙権年齢の引き下げの公職選挙法改正は、齋藤議員のご質問でもお答えしましたが、政治に無関心になっている若者の政治参加を促す契機となることも期待されておりますので、今後、若年層への啓発に力を入れていきたいと考えております。

続いて、順序が前後しますが、大綱3点目、安全で安心なまちづくりについての(1)、マイナンバー制度に関するご質問にお答えをいたします。

大まかにマイナンバー制度実施の流れを申し上げますと、ことしの10月以降、住民票を有する方に12桁のマイナンバーが通知されます。平成28年1月には、税、医療保険、雇用保険などの手続でマイナンバーの利用が開始されるとともに、申請者への個人番号カードの交付が始まります。平成29年1月には、マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したかを確認できる個人ごとのポータルサイトの運用が開始となり、平成29年7月には国民の負担を軽減する、いわゆる情報連携が開始されます。

現段階で、町として準備すべきこととして、大きく3点挙げるができると思います。

まず、1点目は、個人番号カードの交付の準備で、住民課において進めています。2点目は、情報連携に向けた庁舎内情報システムの改修で、これは企画財政課において進めております。3点目は、いわゆる特定個人情報を国と同じレベルで保護することですが、これにつきましては今定例議会に横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を提出させていただいたところでございます。

マイナンバー制度に対する準備は、若干、手探りのなところもございますが、県また国の指導のもと、順調に進んでいるものと判断しているところでございます。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 川島富士子議員の若者等を応援する取り組みについてのご質問のうち、3点目の、若者の夢へのチャレンジを応援する事業についてお答え申し上げます。

議員ご質問の若者の夢へのチャレンジを応援する事業につきましては、若者みずからが企画、実施する事業に対して自治体が応援するという事業でありまして、若者の柔軟で斬新な発想やひらめきを、町の活性化やにぎわいの創出につなげようとする取り組みは大変意義のあるものと感じております。また、若者の夢の実現をサポートすることは、定住促進という観点からも効果が期待できるものと考えられます。したがって、当町での事業実施につきましては、ご質問にあった事業を既に行っている自治体の実績や効果等を参考とさせていただきますながら、検討してまいりたいと思います。

なお、今月1日から募集を開始いたしました町誕生10周年記念の町民提案事業につきましては、町民等がみずから企画し実施する事業に対して町が支援する事業でありまして、まさに若者の夢へのチャレンジを応援する事業の一つであるといえます。10周年記念町民提案事業は、町内で実施し、町民参加型事業という要件があることから、自己研さんや研修といった内容のものは対象とはなりません。年齢条件はございませんので、町民の融和や地域振興につながる夢のある企画をお持ちの若い方々にも積極的に応募していただきたいと考えているところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 私からは、町民の健康増進の取り組みについてのご質問のうち、認知症簡易チェックサイトの開設についてと、安全で安心なまちづくりについてのご質問のうち、高齢者のひとり暮らし、高齢世帯への支援及び見守り体制の強化についてお答え申し上げます。

最初に、認知症簡易チェックサイトの開設についてですが、本件につきましては、平成27年3月定例議会でもご質問いただきましたが、町ホームページから専用サイトにリンクさせ、本人や家族が20問程度の問診に答えることで、認知症のリスクを確認するとともに、受診や相談先を案内するというシステムです。

高齢化が進展する中、認知症を発症する高齢者はますます増加し、軽度認知症障害の方も相当数いると推定され、認知症対策は高齢者施策において重要な課題となっています。そし

て、当町の第6期介護保険事業計画においても、認知症対策は今後10年を見据えた重点課題の一つとして掲げ、認知症の住民への理解の浸透と予防、早期発見、早期対応を総合的に推進するとしているところです。

現在、その対策の一つとして、認知症専門医の指導のもと、認知症の疑いのある人やその家族を訪問し、認知症の初期段階から支援する、認知症初期集中支援チームの早期設置に向け、山武郡市医師会や関係機関と調整をしているところです。川島議員からご提案いただいた認知症簡易チェックサイトにつきましては、認知症を早期発見、早期対応するための手軽なツールの一つとして、認知症初期集中支援チームと導入を検討してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、高齢者のひとり暮らし、高齢世帯への支援及び見守り体制の強化についてお答えいたします。

8月1日現在の災害時避難行動要支援者名簿では、ひとり暮らし高齢者数は、男性317名、女性550名で合計867名、高齢者世帯数は796世帯となっています。

近年、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯数はともに増加傾向にあります。高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯への支援及び見守り体制につきましては、民生委員、児童委員による定期的な個別訪問、配食サービスでの安否確認、緊急通報装置の設置などを実施しております。また、民間企業1社と協定書を締結し、訪問時に高齢者見守り活動を行っていただいております。

今後は、郵便局と締結の検討を進めております包括連携協定書の覚書に、高齢者等の見守り活動が盛り込まれておりますので、締結後は高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯への見守り体制の一助になるものと考えております。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 越川誠一君登壇〕

○健康管理課長（越川誠一君） 私からは、大綱2点目、町民の健康増進の取り組みについての2点目、健康マイレージの導入についてお答え申し上げます。

本件については、平成25年9月定例会で一般質問があり、その際、健康意識向上の動機づけとして効果が期待されるため、実施市町村の事業実績などを調査した上で検討してまいりたい旨、ご答弁申し上げます。

その後、全国の事業実施市町村に対し、書面による調査を実施し、29の市町村から回答を

いただきました。その集計結果で、主な回答内容をご紹介します。応募者がわずかずつふえており、新たな目標を立てて健康づくりに取り組んでいることから、応募者の健康意識は比較的高いと思われる。2つ目に、マイレージ登録がきっかけで健康教室に参加したという方がふえた。3点目、ポイントをためて記念品や景品をもらえるのは健康づくり取り組みの励みになる。これは住民の感想などであります。

また、対照的に、健康づくりは自分のためであって、マイレージを集める目的で参加しているわけではない。健康づくりが目的であれば、記念品、景品は不要ではないのか。予算の使い道を考えるべきではないかの住民の指摘があったようであります。

一部の自治体からは、健康に関する興味、関心が高い方々が応募する傾向にあり、住民全体の健康意識の向上という主たる目標の達成には至っていないなどの意見、感想が聞けました。以上のように、回答結果から事業の一長一短があり、導入に当たっては慎重な判断が必要と思われまます。

現在、当町の健康増進における取り組みで、住民健診や各種がん検診の受診率が、微増ではあるものの、年々向上しております。住民の健康に対する意識の高まりが結果としてあらわれているものと認識しております。また、町長の政務報告でも申し上げましたとおり、今月から東陽病院において、胃がん個別検診の受診が可能となり、検診体制の充実にも努めているところであります。

健康マイレージ制度は、健康に対する関心を高めるなどの動機づけが目的であると思われまますが、申し上げましたとおり、当町においては住民個々の健康意識が高くなっていることが各種事業で伺えることから、制度の導入は見合わせたいと考えますので、どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

〔健康管理課長 越川誠一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） 私からは、川島富士子議員のご質問の安全で安心なまちづくりについての2点目、道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上についてお答えいたします。

本年6月1日施行されました改正道路交通法で、自転車運転中に危険なルール違反を3年以内に2回繰り返すと、自転車運転講習を受けることとなります。自転車運転講習の対象となる危険行為は、信号無視、遮断踏切への立ち入り、指定場所での一時不停止、歩道通行時

の通行方法違反、制動装置不良自転車運転、酒酔い運転、通行禁止違反、歩行者専用道路における車両の義務違反、あとは通行区分違反、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、交差点安全進行義務違反、交差点優先車妨害、そのほか環状交差点安全進行義務違反、安全運転義務違反ということで、全てで14項目の危険行為とされております。

自転車の安全運転につきましては、自転車安全利用五則ということで、1つ、自転車は車道が原則、歩道は例外。2、車道は左側を通行。3、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。4、安全ルールを守る。5、子供はヘルメットを着用により、安全運転に関するマナーの向上を図るべく、小・中学生を対象とした自転車交通安全教室を開催しております。

また、高齢者を対象とした交通安全指導も取り組み、高齢者の集まる会合に出向いて、交通安全に関する講話や夜間外出時の反射材の着用並びに自転車の安全運転に関する指導を行うことにより、高齢者が交通事故の加害者、また被害者にならないよう意識啓発に努めております。

特に本年は、かねてより県に要望しておりました、スケアード・ストレイト交通安全教室を去る9月2日水曜日に横芝中学校で開催していただきまして、中学生を初め、交通安全指導員、PTA等、多数の皆様にご参加いただき、自転車の安全運転の必要性を感じていただけたものと考えております。

自転車運転には、交通事故の被害者になる反面、加害者にもなるということがございますので、より一層、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るべく、関係機関と連携して交通安全に対する意識啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、安全で安心なまちづくりの3点目、防災士及び女性消防団の育成についてお答えいたします。

防災士につきましては、社会のさまざまな場所で減災と社会の防災力の向上に寄与することが期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有し、NPO法人日本防災士機構が認定した方を申し上げます。

防災士の役割といたしましては、災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、被災者支援の活動、防災意識の啓発、自助、共助活動の訓練などがございます。

防災士の資格取得は、日本防災士機構が定めましたカリキュラムを履修し、資格試験に合格することが必要でございます。つきましては、ある程度の期間と受講料や受験料の経費が必要となります。防災士資格を取得するために経済的負担を伴うことから、資格取得を促進するため、助成制度について検討してまいりたいと考えております。

次に、女性消防団員の育成につきましては、近隣市町の活動状況や消防団本部との協議を踏まえ、先進事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） るるご答弁をありがとうございました。

時間の関係で、どうしても伺いたいところだけ絞って伺わせていただきたいと思います。

大綱1点目の若者等を応援する取り組みについての（2）の有権者の投票率向上のところでございますけれども、全国的に積極的に取り組んでいるところがありますので、簡単に事例を紹介したいと思います。

長野県松本市では、主要駅構内で期日前投票が2009年から設けられているということで、通勤者また通学者、買い物途中の方に投票してもらい投票率アップにつながったという事例がございます。また、広島県福山市は、ショッピングセンターと協定を結んで期日前投票を行っているということでもあります。また、愛媛県松山市では、2013年7月の参議院選から松山大学の中で期日前投票所を設置し投票率アップにつなげたということもございます。そして、選挙の啓発活動を行う学生を選挙コンシェルジュということで認定して取り組んでいるという事例も全国あちらこちらでありますので、どうかそういった事例も参考に、積極的に検討していただきたいというふうに思います。答弁はいいです。

それと、大綱2点目の中の健康マイレージの導入についてであります。

はっきりとしっかりと答弁をいただいたわけでありまして、課長、8月に入りまして、厚生労働省は近く、ヘルスケアポイントということで、延ばそう健康寿命ということで、このポイント制度の普及に向けた検討会を立ち上げるということをご存じでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 申しわけありません。存じ上げておりません。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ヘルスケアポイント、健康寿命を延ばす上で、この制度導入の効果として期待されるのが、自立して日常生活ができる健康寿命が延びたという全国の事例をもとに厚生労働省が動き出したというわけでありまして。今般の医療保険制度改革に伴う取り組みで、運営主体である保険者が実施する場合の指針を今年度中に策定するというところでありますので、はっきりとできないというご答弁をいただいたわけでありまして、皆様

もご承知のように、新聞紙上であちこちで、長寿日本、過去最高更新ということで、本年7月の終わりに発表がございました。

ちなみに、健康管理課長、平均寿命の女性の日本の寿命の順位と男性の寿命の順位はご存じですか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） はっきりとは覚えておりませんが、1位、2位という位置にあるというふうに認識しております。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 男性が、香港、アイスランドに次いで、80.50歳で3位なんです。女性が昨年に引き続いて1位で86.8歳。しかし、昨年の平均寿命よりはるかに高い平均年齢なんです。こういうことから見ても、ことしの8月18日付の千葉日報に、歩いた分だけポイント付与、クオカードと交換、白子町という、白子町の事例が載っていたのを町長、ご存じですか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 申しわけありません。存じ上げません。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） いろいろな事業に着手するのも人口減少、地方創生の中で非常に大事かと思えますけれども、まずは町長、原点に戻っていただきたいと思えます。福祉日本一を目指すと言ったことはうそではないですよ。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 福祉の向上が行政の一番の仕事だというふうに思っております。それについての方向性については、微塵たりとも修正するところはありません。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 来年の町長選にもご出馬ということで、きょう午前中にご決意がございました。ぜひ初志貫徹、その気持ちは一分たりとも忘れずに、町民の健康に本当に取り組んでいただきたいと思うところであります。多子世帯しかり、多子世帯も人口減少の中で本当に3人目の子供を産むのに気が重い、だけれども町がここまで私たちのことを思ってくれるなら産もうと。いろんな事業をやっても、子供がふえなければ人口はふえないんですよ。そういうところをやはり鑑みていただいて、たかが健康、されど健康であります。健康

でなければ何もできないというふうに私は思います。

それで、町長、話がいろいろ二転三転して申しわけありませんけれども、巡回ラジオ体操、合併10周年記念事業には間に合いませんでしたけれども、本当にこの夏休みの巡回体操も、いすみ市でやったり、1,000人を超える1,200人の人が集まったというふうに伺っております。県内では大多喜町とかいろんところで合併記念事業としても行われていますけれども、来年の応募が今始まっておりまして、10月5日が締め切りであります。これは自治体申し込みしか受け付けません。ぜひ町民の皆さんでこの巡回ラジオ体操に出て、千葉県横芝光町という名を全国にとどろかせていただいてもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ことしの8月1日より、私の地元の東町長寿会では、朝6時半に皆さんお集まり、大体20人から30人がお集まりいただいて、ラジオ体操をやっておりました。私も数回参加をさせていただいた中で、まさしく今、議員がおっしゃられたようなお話がございましたので、ぜひそれについて頑張ってお対応してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ぜひ挑戦を、全国10カ所ぐらいですので、その枠の中に入れるかどうかわかりませんが、まずはでもやる気だと思いますので、ぜひ応募していただきたいというふうに思います。ラジオ体操しかり、喜ぶ人がたくさん参加する人がいるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、認知症簡易チェックサイトのことでございますけども、課をまたがっているいろいろなことを申し上げて申しわけありませんけど、改正道路交通法が成立したという中で、どうしても認知機能が低下して把握できないために、認知症で起こしやすい違反をした際に臨時の検査を受けてもらうように改正したという中身なんですね。それであるならば、ぜひもっともっと早期に発見することが、医師会等と今進めていただいているわけですけども、そこから出発で、とても大事なことでありますけども、本当に医師会の皆さんのご意見というのは大変大事だろうと思いますが、ぜひこのところも、隠れた見えない問題意識の部分だというふうに私は思うんです。

ですから、認知症のチェックの強化が75歳以上の人が対象で、2017年から施行ということになっておりますので、うちの町の高齢者は町が早目にチェックしてあげているから、よよりもすごく温かく取り組んでいるんだという、そういう目に見えた取り組みだと思います

ので、ぜひご研究をしていただきたいと思います。

健康管理課長、たびたびで申しわけありませんけれども、全国には本当に事例を通して、また一長一短あるというお話でありましたけれども、平均してやはり健康寿命が延びているというすばらしい取り組みだということで、年度内に厚生労働省が制度普及へ指針策定するということが決まったということだと思いますので、ぜひ、答弁は答弁で理解いたしましたけれども、ですが、国はもうどんどん前に進んでいるわけなんですね。それに置いていかれないように、しっかりご検討をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） まず、健康管理課としての目標とするところは、住民個々の健康意識の増進、これが健康管理課としての我々の使命だというふうに認識しております。そういったマイレージ制度を導入して意識づけするのも非常に大事なことであるというふうには認識しておりますけれども、先ほど全国の回答をご紹介申し上げましたけれども、住民個々、本人が健康に対する意識を高揚するというのが本来の趣旨であるというふうに認識しますので、議員のおっしゃることも十分理解いたしますけれども、今の健康管理課としてはさらに保健、そういった受診環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それでは先ほどの答弁と一つも変わらないわけで、国がそういうふうにごんごん進めているというところで、しっかりと、課長のおっしゃることは十分に理解しておりますけれども、そういうところも国の流れにおくれないように考えていただきたいということでもありますので、ご理解をしていただきたいと思います。

それと、マイナンバーなんですからけれども、通知カードが郵送されて個人番号カードが発行される町民の数というのは予想されるのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいまの川島議員のご質問でございますけれども、通知カードと申しますか、最初にマイナンバーカードを発行するのは住民課でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま発行といいますか、どのくらいの目安というような質問だと思いますけれども、全町民の方が対象となりますので、2万5,000人弱が対象者になります。世帯数が9,000ちょっとですので、世帯ごとに通知が行くことになっておりますので、通知する数については世帯

数9,000ちょっとということと認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それはわかるんですが、その中から個人番号カードが発行されるわけですよね。その数というのは予測できるかと伺いたかったんですけども、個人番号カード発行を求めない残りの町民の方は、紙ベースの通知カードをその後、ずっと長期間にわたり保持していかなければならなくなるという理解でよろしいですよね。

そうすると、今後、町のいろんな届け出は、届け出申請のみならず、国や税務署などへの書類にも個人番号の記載が求められてくるときに、高齢者にとってはふだん最も身近で持っている健康保険証に個人番号が記載されていれば、助かるのではないかなというふうに個人的には思ったんですけども、それにはやはり国側に考えていただかなくちゃいけない、表示項目の制限とか、そういうのがあろうかと思えますけど、そういったこともお考えになっていただく余地というのはあるんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 将来的には、いろいろな社会保障関係だとか防災関係だとかに使うということになっておりますけども、今、実際に来年1月から発行するものについては、身分証明だとかイータックスの利用だとか、その活用は聞いておりますけども、将来的にどういたしますか、いつそのような行政関係の具体的に使えるかということまでは、正直言いました、まだ把握してございませんので、何人が1月以降その手続においでになるというのは、ちょっとまだわからないのが実態でございます。

ただ、国からの指導といたしますか、お話ですと、大分混雑するんじゃないかというような情報はありますので、それに対応していきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

ぜひ、国保の被保険者証、また後期高齢者向けの被保険者証にこの表示項目の制限の問題があろうかと思えますけれども、ぜひ個人番号カードを持たない、特にご高齢者とかそういう方に、また番号が記載されるような要望も、機会がありましたら国の方にさせていただきたいなというふうに思います。

あと、周知もそうなんですけども、9月号広報よこしばひかりの4ページにマイナンバー

の通知と交付申請が出ておりました。一番心配していることは、真ん中の中段の左に書かれております、ひとり暮らしで長期間、医療機関や施設に入院している方とか、DV、ストーカー行為、児童虐待等や東日本大震災の被災者で住所地以外にお住まいの方はということで、こここのところの部分非常にちょっと心配をしておりますけれども、国のほうの総務省のほうのネットで見ますと、原則は8月24日から9月25日に手続をしてほしいということであり、9月25日以降も受け付けないわけではないようですけれども、こういった注意事項が書かれていないので、そういった周知というのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 確かに議員おっしゃるとおり、非常にそれが問題かと思えます。各施設等につきましては、既に国のほうからそのような説明といたしますか、文書等が行っておるようで、その施設に入っている方などについては、住民課のほうにももう既に、このような方が入っていますよというような連絡は来ております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それと視覚障害者への周知というのは、地方公共団体や関係団体、公立図書館等に配布ということで来ているかと思えますけれども、そういう視覚障害者の方、そして聴覚障害者の方、また外国人への周知、こういったことも漏れなくということできちんと取り組まれているんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） このマイナンバーカード、初めての国のことございまして、国のほうもなかなか、まだはっきりといたしますか、ちょっと手探り状態なところもあるようでございまして、私どもにつきましても、国の指導だとか、そういうのに基づいて周知をしているところございまして、また漏れているもの等がございましたら、関係する市町村、近隣市町とも協議等をしながら、また確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） そこで相談が既に入っているかどうかは私も伺っておりませんが、町民からの相談体制の整備というのはどのようにされるんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 相談につきましては、簡単な質問等が二、三件だとか入っている

ようですけども、具体的に難しい問い合わせ等はないんですけども、またそういう細かなもの等がありましたら、国等に指導機関に確認をしながら、後でお答えするというような方法をとっております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） これからまだまだいろいろなご相談が届くであろうかというふうに思いますが、とにかく新たな社会インフラの導入には、住民の理解と信頼が欠かせないというふうに思います。手間がかかるのは、新たな制度には産みの苦しみは避けられないというふうに思いますので、どうか町民の皆さんのご協力を仰ぎながら、制度の定着にご努力をお願いしたいというふうに思います。

時間がないんですが、最後に町長、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

防災会議の開催、また女性委員の登用等、積極的に日ごろから行っているわけでありましてけれども、非常に心配していることに、私も交通安全推進隊で、月に最低1回は交通安全に立たせていただいておりますけれども、子供たちのヘルメットの着用なんです。中学生は全員自転車通学ということでありまして、全員ヘルメットを持っていると思っておりますけれども、ヘルメットをかぶらずにお休みのときに乗っていて事故に遭った現状を目の当たりにしていることもありますし、ヘルメットを将来的に、愛知県の三浜町ではヘルメットの助成制度とかありますので、この辺の購入費用の一部、そこでは購入価格の2分の1の額、限度額2,000円までということと助成をされているようでありますけれども、このヘルメット着用にちょっと力を入れてほしいなというふうに思ったんですけれども、できれば小学生、本来でしたら自転車に乗る人全てがヘルメットかぶっていただきたい、それが頭を守りということがありますので、いかがでしょうか。それを伺って終わりにします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） スポーツで行われているサイクリング、自転車というのは、ヘルメット着用が義務づけられているかどうか定かではありませんけれども、実際皆さんつけている状況でございます。それだけに、今、自転車に実際に乗る方も、非常に性能のいい自転車などがあって、ヘルメットがあったほうがより安全なのは十二分に承知をしているところでございます。ひとつ検討させていただいて、今後の対応について協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時5分とします。

（午後 2時50分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時04分）

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔4番議員 山崎義貞君登壇〕

○4番（山崎義貞君） 議席番号4番、日本共産党の山崎義貞です。

初めに、北関東北部から東北地方を襲った集中豪雨によって未曾有の大水害になり、被災された多くの方にお見舞いを申し上げます。

それでは、6月定例会に続き、2回目の一般質問をいたします。

通告に従いまして、大綱3点、教育関係について、公共交通について、マイナンバー制度について伺います。

まず最初に、大綱1点目の教育関係についての1、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブについて伺います。

学童クラブについては、以前、何人かの議員が一般質問で取り上げていることですが、①の定員増に伴う受け入れ体制と審査基準について伺います。受け入れ体制ですが、来年度からの施設増により、町はより一層の質向上を図らなければならないものと考えます。放課後児童指導員の確保の問題。児童1人当たりの生活スペースの確保の問題。そして1児童クラブ規模の問題。1クラブ何人くらいで考えているのか。また、受け入れ審査基準ですが、現在実施している審査方法・審査内容を具体的に教えてください。

②の施設の整備拡充についてのアの夏休み期間中、体調不良を訴える児童に保健室は必要かと考えるがについて伺います。特にことしの夏休み前半は、例年にないような猛暑の中、体の変調を訴える児童が連日のようにあったと聞いています。そこで、これから建設する施設は、体調不良のとき休息できるスペースを確保してあるのか。また、現在使われている施

設については、どのようになっているのかを伺います。

③の運営についてのアの障害児童に対する扱いは？制度をつくる必要があるのではないかについて伺います。現在、学童クラブには、多動の児童も利用しています。多動性障害を抱えている児童や、何らかの障害を抱えている児童等に対する支援について、個々の児童の環境に配慮するとともに、指導員の配置増などの改善が必要ではないでしょうか。町の考えを伺います。

イの指導員の役割については、厚生省が示しているガイドラインの中で、指導員は次に掲げる活動を行うこととして、1、子供の健康管理、出席確認を初めとした安全の確保、情緒の安定を図ること。2、遊びを通して自主性・社会性・創造性を培うこと。3、子供が宿題、自主性の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。4、基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせることなど、7項目ありますが、ここは町がしっかりと指導員援助をする必要があるものと思います。見解を伺います。

次に、大綱2点目、公共交通について質問します。

(1) 町内循環バスについてですが、運転免許証を持たない町民のなくてはならない高齢者の足、生活手段としての公共交通をより充実した乗り物にしていくことが使命だと思われまます。町の第1次総合計画の中でも、誰もが利用しやすい公共交通機能の維持・向上を促進しますとうたっています。循環バス2台、乗り合いタクシー3台で運行して9カ月が過ぎました。今、検証すべきときが来ているのではないのでしょうか。

そこで、①の利用状況について伺います。平成26年度と27年度の途中までの利用状況を教えてください。また、バス2台分の補助金費用とタクシー3台分の費用についても教えてください。

②日吉、南条循環ルートについて伺います。このルートは1日4便が2便に減便されたルートです。それにより、バス利用をしがたい乗り物にしてしまったのではないのでしょうか。以前よく利用していた高齢者の方に話を伺いました。サビアに買い物に行きたいけれども、バスは行かない。回転もしていない。東陽病院に診療に行きはいいけど、帰りのバスの時間が心配。乗り合いタクシーは年金暮らしには大変な出費。どうしても外出の機会が減る。また、違う独居老人の方。タクシーは予約なので利用しづらい。バスの場合は時間が来れば必ず来る。少しの歩きも健康のため。切実な町民の声ではないのでしょうか。役場、病院、プラム、駅、そして買い物。循環バスの復活を求めるものです。

大綱 3 点目、マイナンバー制度について伺います。

安倍政権が来年 1 月から、とりあえず年金や雇用保険などの共通番号から運用する予定のマイナンバー制度、根本的な 3 つの問題を指摘しなければならないと思います。第 1 に、マイナンバー制度の特徴は、個人番号を国・自治体など公共機関だけでなく、勤務先・取引先など民間企業にも提供するもので、個人情報漏えいするリスクは格段と高くなります。第 2 に、現在の ICT のレベルでは、不正サーバー攻撃から個人情報を守る完全なシステムはまだ確立していないことです。第 3 に、マイナンバーを運用する行政府及び民間企業の政策が、規制緩和、民営化路線にどっぷりとつかっている限り、個人情報の厳格な管理を掲げても、必ず効率化のために手抜きとなるリスクを免れないということです。

こうした危険きわまりない制度は、即刻中止すべきと考え、そこで（1）の通知番号と個人番号カード、日常生活への影響について質問いたします。

国が全て国民に 12 桁の個人番号をつけ、個人情報を一元化する共通番号制度が施行されるに当たり、ことしの 10 月から世帯ごとに番号通知カードが送付されます。来年 1 月からは、役所の窓口で、個人番号カードの発行受け付けが始まります。マイナンバー制度の出発点である国民への付番は国の仕事とされ、日常生活のさまざまな場面で使用が義務づけられますが、仮に番号を拒否・返上したら、どのような支障が生じるのか。また、個人番号カードの発行に関しては、申請をもとに交付、つまり申請主義になっています。個人番号カードの所持の有無により、日常の生活への影響はどうか。

（2）個人番号の利用範囲と住民への周知に関してです。マイナンバー法で、個人番号の利用範囲について。（1）年金や雇用保険等の資格取得・確認・給付を受ける際に利用。

（2）医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等、低所得者対策の実務に利用。（3）として、国民が税務当局に提出する確定申告書・届出書・調査等に記載。被災者生活再建支援金の支給に関する事務、その他に利用となっています。この中で、町が関係する具体的な分野、項目はどのようなものになるのでしょうか。

また、住民への周知に関して、内閣府はことし 2 月に調査結果を発表し、約 7 割の人が内容を知らないと答えています。制度への周知がおくれている現状です。どこまで徹底できると考えていますか。この制度が理解できない高齢者への対応は、どのようにするのか。

（3）の個人情報保護等、安全対策について。内閣府の調査でも、最も不安に思う項目では、情報漏えいによるプライバシー侵害が 32.6%、不正利用による被害が 32.3%、国による

監視・監督が18.2%となっています。6月に発覚した日本年金機構からの約125万件もの年金情報の流出問題は、この国民の不安が的中したものとなっています。マイナンバー制度では、個人番号で個人のさまざまな情報が一つに結ばれ、集めることが可能となるだけに、情報量が圧倒的にふえることにより、サイバー攻撃等の対象になりやすいことが指摘されています。マイナンバー制度実施を目前に、本町のセキュリティー対策はいかがなものか。

以上をもって、壇上からの質問を終わります。

〔4番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、山崎義貞議員からご質問をいただきました、教育関係についてお答えをいたします。

まず、1点目の児童クラブの定員増に伴う受け入れ体制と審査基準については、現状においても定員を超過する申し込みがあり、現在は東陽病院の託児施設をお借りし、臨時的にひかり第2児童クラブを開設し、4施設の合計定員を189名で受け入れをしております。登録児童の全てが毎日利用するわけではございませんので、施設定員を超えて利用登録を認めているところでございます。

なお、審査基準は、児童福祉法第6条の3第2項が示しますように、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものを基本に、町の児童クラブ条例では法の原則に加え、保護者が疾病などにより保護を受けられない児童としております。この審査にあつては、申請書及び面談等による聞き取り調査により、保護者の監護が受けられない状況にあるか否かを確認審査をしております。

次に、施設の整備拡充についてですが、平成28年4月の開設を目標に、本年度中に40名定員の施設を2カ所整備をすることとし、既に契約を完了しまして、近々、横芝小学校と白浜小学校の敷地内で建設工事が開始をされます。

また、その中で、夏休み中、体調不良を訴える児童に保健室は必要かと考えるがでございますが、児童クラブ施設の整備基準は、遊び及び生活の場並びに静養の機能を整えた区画を設けることを基本としておりますことから、保健室としての整備は行っておりません。また、児童の体調が悪い場合は、なるべく早く保護者の監護に引き継ぐことが、児童にとっても最も安心できるものであるということも考えております。

次に、運営についてでございますが、プロポーザル審査方式により契約相手方を選定し、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託をしております。

障害児の受け入れについては、障害の程度により利用可能であり、必要に応じて指導員を加配することも検討することとしています。指導員は、国や千葉県が示す放課後児童クラブガイドライン及び町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、また、プロポーザル審査の仕様書により適切な放課後保育をしております。具体的には、先ほど議員もお話がありましたが、受託会社の雇用した指導員が、利用児童の安全管理、生活指導、遊びの指導、宿題などの学習補助を行っているところでございます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 山崎義貞議員の町内循環バスについてのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の利用状況についてでございますが、昨年12月1日より運行内容を変更して新たにスタートいたしました循環バスにつきましては、使用車両2台、路線と便数は、大総栗山循環2便、日吉南条循環2便、南側循環7便の合計3路線11便で運行を行っているところでございます。

利用状況でございますが、昨年12月から本年8月末日までの合計で申し上げますと、大総栗山循環が延べ人数で1,451人、これを1便平均にいたしますと1便平均3.3人。同じく日吉南条循環、延べ622人の利用で1便平均1.4人、南側循環が延べ8,844人の利用で、1便平均が平均5.7人でございます。循環バス全体で申し上げますと延べ1万917人、1便平均で申し上げますと4.5人の利用という利用状況でございます。

それと、補助費用についてのご質問がございました。平成26年度決算ベースで申し上げますと、循環バス、平成26年度はご承知のように、11月までは4台で行ってまいりました。12月から2台ということでございますが。補助金額といたしましては、バスで申し上げますと3,803万3,000円、約3,800万円でございます。デマンドタクシー、これが12月から3月まででございますが、3台の運行費用とオペレーター経費を含めまして1,065万3,000円。合わせますと、バス、タクシー、いわゆる町の公共交通に係る経費といたしまして、4,868万6,000円でございます。

27年度は予算ベースで申し上げます。バスにつきましては2,321万9,000円。タクシーにつ

きましては2,769万3,000円。これらはいずれも12カ月、1年分の予算額でございます。合計いたしますと5,091万2,000円。先ほど申しあげました平成26年度決算、4,868万円に対しまして、27年度の予算といたしましては、若干金額としてはふえておりますが、5,091万2,000円という、金額的に申しあげますと以上でございます。

続きまして、2点目の日吉南条循環ルートについてのご質問でございますが、町内循環バスのルートにつきましては、町民アンケートや町民意見交換会等の結果を路まえながら、横芝光町地域公共交通会議におきまして公共交通運行計画を策定していただきまして、その中で使用車両2台で運行できる最善のルートを検討した結果、日吉南条循環ルートは現在運行しているルートで1日2便となったところでございます。

循環バスの問題につきましては、去る6月の定例会の秋鹿議員からの一般質問で詳しく回答させていただきましたが、繰り返しにはなりますが、循環バスの抱えておりました幾つかの問題、効率性の問題、速達性の問題、つまり時間がかかるという速達性の問題。時間がはっきりしないといいですか、一定の時刻表に基づいて運行しているわけではございますが、定時性など、幾つかの課題を抱えておりました。これらに対処するため、デマンド乗り合いタクシーを新たに導入いたしまして、バスとタクシーとの組み合わせによりまして運行する、そういう経緯で現在に至っているわけではございますが、そのルートと便数を減らす運行内容の変更を行ったところでございます。

循環バスだけとって見れば、日吉南条ルートもそうですし、大総栗山循環もそうでございますが、便数がそれぞれ、北側のルートについて申しあげれば、4便が現在の2便となり、運行回数が減ったわけでございます。頻繁にバスを利用していただいた方の中には、不便さを感じておられる方も当然いらっしゃることは思いますが、先ほど申しあげましたとおり、従来の循環バスが抱えていた幾つもの課題に対処するために、デマンド乗り合いタクシーを新たに導入いたしまして、バスとタクシーの組み合わせによりまして、町の公共交通を再編成いたしまして、なるべく限られた財源の中で、今までに抱えていた課題を1つでも2つでも解消しながら、新たな公共交通を構築すべくスタートしたということでございます。当然、100%に対しては、まだまだ足りない部分がございます。

しかしながら、これで全てよしとするわけではございません。皆様方の声をお聞きし、先ほど申しあげました公共交通会議に諮りながら、よりよい公共交通の体系を今後とも構築すべく、努力してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、マイナンバー制度についてのご質問のうち、3点目の個人情報保護等、安全

対策についてお答え申し上げます。

情報システム関係の安全対策としてお答えさせていただきますと、2日目の森川忠議員への一般質問の答弁の繰り返しとはなってしまいますが、当町におきましては、マイナンバーを利用する住基システムあるいは税務システム等の、いわゆる住民情報系と呼んでおりますシステムにつきましては、インターネットを介しまして不特定の外部との通信を行う業務系のシステムとは物理的にはっきりと、これは分離してございます。したがって、標的型攻撃によるマイナンバーの情報漏えいに対する安全対策としては、今現在といたしましては、これ以上ない仕組みになっていると考えるところでございます。

また、情報を取り扱うのは職員でございます。人間でございますので、情報セキュリティーや個人情報保護に関する研修を今後とも実施いたしまして、その情報を取り扱う職員の資質向上にも努めているところでございます。

今後とも、国の動向を注視しながら、個人情報の保護等、安全対策には万全を期してまいり所存でございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、山崎議員の大綱3点目、マイナンバー制度についてのうち、番号通知カードと個人番号カード、及び個人番号の利用範囲と住民への周知に関してのご質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度については、森川議員並びに川島富士子議員からも質問がございましたので、重複する内容もあるかと存じますが、住民課が関係する項目につきまして回答させていただきます。

初めに、番号通知カードと個人番号カードについてであります。ことしの10月以降、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号が記載された番号通知カードが、それぞれ世帯ごとに地方公共団体情報システム機構、通称J-LISから簡易書留で郵送されます。送付されました番号通知カードは、あくまで個人番号をお知らせするだけのものであって、今後、行政手続等で活用することになる個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付を希望する方については、書留郵便に同封されました個人番号カード申請書に必要事項を記入の上、顔写真を添付してJ-LISに返送していただくことになります。この申請につきましては、あくまでも希望者のみとなります。

この番号通知カードを申請した方につきましては、その後、平成28年1月以降、ご自宅に個人番号カード交付通知書というものが郵送されることになっておりまして、その交付通知書を役場・住民課の窓口を持参すると、マイナンバーカードが交付されることとなります。なお、役場までおいでになれない方については、委任状による代理受領も可能となりますが、このカードを交付する際には、本人確認等を含めた手続などもあって、窓口の混雑が予想されますので、町では、暗証番号のみを入力していただくだけのできるだけ簡略的なものとして混乱を避けたいと考えております。

次に、個人番号の利用範囲と住民への周知についてであります。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるもので、将来的には、社会保障、税、医療保険などの手続等で利用が開始されることになるほか、本人確認のための身分証明やイータックス等で活用が予定されております。

住民への周知についてでございますが、現在、内閣府においてテレビ、ラジオなどのマスメディアを初め、パンフレット、ポスター等を活用して周知を図っており、町では広報8月号でマイナンバー制度の全般の説明を、9月号で通知カードと個人番号カードについての説明を掲載したほか、町ホームページにおいても制度説明の掲載をしております。

しかしながら、まだまだ十分とは言えないのが実態のようですので、今後も広報10月号以降の掲載や防災行政無線などを活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、再質問いたします。

大綱1番、学童クラブのところなんですけれども、規模、これは1クラブ、今は最大70人ということに町の条例でもなっていると思います。これを超えることはないですか。今まで超えたことはないでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 70名定員といいますと、ひかり児童クラブの運営のこととして解釈いたしますが、70名定員を超えたことが1日はあるかもしれません。これはちょっと今、手元に月々の実績報告書を持ってきておりませんので、ただ、町の考えは、昨年、運営ですとか児童クラブの基準というものを条例化させていただきまして、その中で国や県の示す、やはり40名が適正規模であろうというところで、条例を可決・ご承認いただきましたので、今後は施設整備が終わった段階で、これら70名の定員が現状のままでよいのかどうかという

ところは、再度、検証をする考えであります。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 厚労省のガイドラインの中でも、今、課長が言われたように、40名以下に努めなさいということで出されているわけですね。なぜ40名にしなさいかという、指導員・補助員を含めて、けががあったらしようがない。将来を担う子供の安全とか、それから先ほど言いました基本的な生活習慣とか、そこで身につけさせてやるということも大事だと思うので、これは70名ということになっていますけれども、限りなく40名に近い数で運営してもらえるような、そういうことをしていかなければならないと思うんですね。

それと、スペースの問題がありますね。最大ここは、横芝光、当町は70名まで、27年度に60名から70名になったと思いますけれども、これを、今までの児童クラブの1人当たりの生活スペースの場なんですけれども、課長はご存じだと思いますけれども、そのところで、これは今の60名、70名でやったら絶対にできない数字だと思うんですが、そこはどのように考えていますか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） ひかり児童クラブにありましては、建設当初40名でたしかスタートしたと記憶をしておりますが、児童1人当たりの生活スペースというのは1.65平米。多分、議員さんをご存じだと思います。それで計算をした中で、待機児童をいかに減らすかというところの苦肉の策として、定員を拡大して待機児童をまずは減らそうというところに主眼を置いて拡大をしたものでありまして、この70名も、考え方としては臨時的措置というふうに私は考えております。

つきましては、まず施設2つ完成した段階で、託児所を、とりあえずこれは臨時的に病院からお借りをして、第2児童クラブをやっておりますので、これを返し、その後に70名定員をいかにすべきかというところを検討させていただきたいと思います。これは減らす方向で検討するというところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 課長、今、減らす方向というのは、児童クラブの定員というか、預かる児童を減らすということですか。ということではないですよね。

そこで、指導員、補助員も含めて、今、指導員と補助員がいますけれども、40人を超えると大変な負担になってきて、けががいつ起きてもわからない。そういうことがあるんですね。

これはどのように、そういうことも含めて。先ほど課長は、ことしの夏の暑いとき、体調を崩す子供が出たら、保護者に引き渡すと。保護者はいないんです。だから来るんだと思います。それは非常に矛盾していることの中で、矛盾しているというか、できないことだと思うんですね。ですので、その指導員の数の確保と、それから休ませる、休息させておく場所がどうしても必要になってくるんです。その辺のところは、新しいところはそれなりに考えていると思いますが、今それが休息できる場所がない横芝の児童クラブに関してはどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） すみません、私のほうで、保護者に引き渡すというところからなのですが、確かに昼間就労していて、子供の監護ができないのでお預かりをしているという大原則は私も理解した中で制度を運営していますので、なるべく早く迎えに来ていただくということで、ちょっと言葉の言い回しが私が余り上手ではなかったのかというふうに反省をしているところでございます。なるべく早く保護者にお迎えに来ていただくということで考えているところでございますので、その間、どうするのかということですが、施設によっては静養室として整備をされていないという児童クラブもありますが、例えばひかり児童クラブですと、和室の小部屋があったりします。ただ、今そこが、70名定員のままで運営をしておりますと、静養室としての機能が果たせないということもありますので、それも含めて定員について、もう一度、検討したいというところでもございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。もう1点、今の静養のところなんですけれども、一番多いのが夏休みだと思います。その夏休み、クーラーとかはきちんとついてあるのか。それから、今私が質問した横芝児童クラブの休息するところ、ここはどのように考えているのか、もう一度、すみません。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 児童クラブに関しましては、冷房施設は整備をしてあります。万が一故障したときも、とにかく子供を思う気持ちは、議員さんと私も同じでございますので、なるべく早くエアコンを直してくださいというお願いをしておるんですが、やはり工事業者の手配が整わない、部品の調達が整わない場合には、それも即座にというわけにはまいらないという現実は確かにございました。そういうときには扇風機等をもって対処をしているん

ですが、いずれにしても、業者さんが来たら即座に直していただくという考えで運営をさせていただきますのと、横芝小の児童クラブは区画スペースがございません。それについては今後、第2児童クラブが棟続きで整備をされますので、上手に使っていただきたいと考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 大変なことしの暑さで、ほとんど毎日のように、何らかのぐあいの悪い子が出ていたというのは事実ですね。それに関して、クーラーが壊れているということの緊急性というのは、どのように認識をしていたのか、ちょっと課長さんにもう一度お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 児童クラブは運営を民間会社に委託をしておりますが、施設全体の管理は町のものであるということでございますので、指導員から故障の情報が入ると、受託会社の窓口を通じて、故障情報が町の教育委員会のほうに行きます。その際に、即座に電気修理業者をお願いをして現場を見に行くということなのですが、やはり部品がなくてすぐ直らないというのがございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 理解しました。そこで、もう一点の③の障害児に対する扱いはというところで質問いたします。

多動性障害ということで、ご存じだと思いますけれども、非常に周りの子に迷惑をかけたか、その子に指導員1人がかかるような子供、最近はこちらとそういう子供が以前よりも多いのかなということが報告されていますけれども、このような児童が利用しているということは認識をしているのかどうか、それでちょっと一つ、お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 学校では、特別支援学級に在籍をしたり通級をしたりしている児童が、放課後児童クラブを利用しているというところは、認識をしております。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 認識をしていらっしゃるということで、障害を持った子供は、障害を持った子供の放課後児童クラブも現在はあります。これは、一般学校じゃなくて、特別支援学校の児童が集まる児童クラブがあります。私は、一般学級に通っている子供、親がそういう障害を持っているかどうか認識をしていないのかもしれない。でも、こういう子供は非常

に大変なんです。学校でも大変だと思います。それで、こういう児童が児童クラブを利用するときには、指導員を専属に1人くらいつけるというような方向も必要になってくると思います。

続けてすみません。それで、非常に今、利用者が多い、多くなってきている。夏休みもそうなんです、夏休みも多い。一般の日も多い。土曜日も多いです。問題は、指導員の負担が多くなっているということが今、問題になっていると思います。そこで、夏休みに関しては指導員を臨時に雇うというようなことも必要になってくるのではないかと。考えなければ、指導員の負担を減らすということは、よその山武市などでは午前中だけ、夏休みの間だけパートさんで臨時に募集をかけるとか、そういうことはやっていると思います。

それと土曜日、料金の問題になってくるんですけども、すみません、なぜ料金の問題か。月曜から金曜の普通の放課後預かる子と、土曜日預かる子があります。日曜日は休みです。土曜日児童クラブはやってます。そこで月曜から金曜、要するに土曜日は保護者の方は仕事をやってないと思います、全部ではありませんが。そういうことで、その趣旨からいってもおかしくなるようなことがあってはならないのではないかなど。

これは利用するほうも、それからしてもらほうも、きちんと町がここで補助を出してやっているわけなので、これは町のほうも料金、例えば旭市は月曜から金曜を5,000円、月曜から土曜を7,000円、8月は1万円というような形の料金体系をとっています。ですので、月曜から金曜利用する人、月曜から土曜日まで利用する人、夏休みとか、この町は4月とか、ほかにもいろいろ料金体系がありますけれども、それはそれとして、いろいろそのところも考えてもらって、指導員の負担を減らすようなこと。負担を減らすといたらちょっと語弊がありますけれども、そういうことも必要なのかなど。今の指導員の中では、それは大変だということがちょっと出ていますので、ちょっと検討する余地は必要になってくると思いますけれども、課長、すみません、お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） まず、障害児の対応のことですが、もしそういうご相談があれば、私どもも教育職、要は教員の免許を持った職員が教育課の中にもおりますので、そういう職員が確認に行って、その後で指導員を加配すべきか否かというところは検討させていただいてきましたが、もしその見方が不足であるということであれば、再度その辺は職員に見させて、今後検討していきたいというふうに思います。

確かに議員さんがおっしゃるように、多動性の子供さんがいらっしやると、目を離せずに、

指導員さん1人がつきっ切りになってしまうという現象は起きるであろうというふうに私も考えますので、その辺はこれから再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、夏休みの利用の状況でございますが、実は夏休み中のほうが利用率は減少いたします。しかしながら、多分、指導員さん方に苦勞をかけてしまったのは、減少するがために、ひかり第2児童クラブの児童を、ひかりの児童クラブのほうへ集約をして、効率よく保育をしたということがございますので、その点において多分、苦勞をおかけしてしまったのかなというふうに感じています。

そこで、28年以降は、そういう現象もなくなると。施設が町全体では拡充されますので、そういう現象は今後はないのかなというふうには推測をいたしますし、来年の運営計画について、その辺も考慮させていただきたいと思います。

次に、利用料金でございますが、今は町の利用料金体系を、平日と土曜というふうに区分をせずに、月額幾らと。基本的には7,000円という額で、夏休みが1万円でございますという額でやらせていただいておりますので、土曜日は若干利用者が減ったりはいたします。でも、月額7,000円で平日お預かりできるということは、それなりに就業にはつける状況にはあるので、町のサービスとしてはよろしいのかなと。

それと、料金体系を余り細分化をすると、使った、使わないという実績において、非常に緻密な計算をしないと月額料金が見出せないというところがあることと、今、事後料金制ではなく、滞納を防ぐがために事前納入という手法もありますので、実績に応じた料金体系というのは、すみません、ちょっと年数を忘れてしまいました、何年か前から廃止をさせていただきました。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 私が言った料金体系というのは、要するに指導員の負担ということがありますので、指導員を減らすためにという思いで言っているんです。

最後になりますけれども、回答はいいんですけれども、要するに、夏休みひとつとっても、朝8時から6時半まで、ふだんはそんなことはないんです。指導員の人は、要するに、ずっとやったら昼休みもとれないと。ずっとやることは、ほとんどない。時間があるから時間差攻撃でやるんですけれども、暑い中、指導員の負担というのが大変なことになる。そこを思って、土曜日も含めて私は言ったので、そこも含めて検討していく必要はあると思います。

まして、町が責任を持ってやっているんですので、これは町長にもお願いしますが、責任を持ってやる場所は、本当は業者じゃなくて、民間業者に丸投げですので……、ごめん、丸投げと言ったのは申しわけありませんけれども。プロポで契約してやっているということなので。でも、民間企業ですので、これは営利を追求します。もうけがなくては、やりません。ですので、もうけがなくてもやるようなところが筋だと思いますので、社協でも福祉協議会でも含めて、そういうところが窓口になって私はやるべきだと思います。ということで検討していただきたい。

それと、乗り合いタクシーのこと。公共交通について、時間もないので伺います。

循環バスについて、利用状況も伺いました。それで、日吉南条ルートについては、私も乗りました、実際問題。ほとんど乗らないです。なぜ乗らないかということに関しては、先ほど私が話しましたが、そのような状況がありました。

それで、この日吉南条ルートに関しては、東陽病院中心なんですね。だから、東陽病院に行って、東陽病院がこの時間には診察が終わるだろうということで、それを中心に考えた時刻表なんですね。だから、これでは本当に、買い物に行きたいんだけど、買い物に行けない。わかりますよね。そういうことが主にあると思います。

そういう中で、デマンド交通、いろいろ話が出ましたが、計算してみます。経費を計算してみると、課長、わかると思いますけれども、バスとタクシー、それほど大差はないと思います。バス2台とタクシー3台の経費のかかる差というのは、そんなに大きなものではないのではないかなと思います。

それで、私は、この改善なんですけれども、デマンド交通、これ非常にタクシーは不便ということがあるんですね。予約をとってもとりづらい。すぐその時間に来るかどうか分からない。とれない場合には来られない。でもバスの場合には必ず、その時間になったらバスは来ます。日吉南条循環と大総も含めてそうなんですけれども、非常に道が狭い。これは大きいバスは要らないと思います。10人乗りくらいのワゴン車で十分だと思いますので、ぜひこれは、例えば極端な話、タクシーを2台にしてバスをふやすじゃないけれども、タクシーの利用者も多いとは思いますが、何といても料金の問題から、それから時間、その日に行こうと思っても予約がとれなかったら行けないんですね。だから、ここのところは小さいバスでもいいので、小回りがきくので、必ずこれは復活してもらえるような検討をしてもらいたい。今度の公共交通会議の中でも、ここのところは検討する、しなければならないことだと思いますけれども、町長の意見を聞かせてください。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） デマンド交通システム、いわゆる乗り合いタクシーと循環バスの併用をしての今、公共交通を構築しているわけでございますけれども、山崎議員が、せんだってお乗りになられたという話でございますけれども、じゃ、その改正前の循環バスにお乗りになったことがあるのかどうかわかりませんが、基本的にその以前も、さほどの利用状況ではなかったというふうに記憶をしております。

そうした中で、なぜそれがそうなのかといいますと、やはり余りいろいろな循環を、距離の長いルートを回ってきて時間がかかりすぎるだとか、そういう部分で不評でありました。比較的、都会ですとこの循環バスというのが非常に有効に利用されているように聞いておりますが、当町においては、やはりこのデマンド交通システムによる公共交通の構築のほうが、より現実的ではないかという認識の中で、このような状況で今、公共交通会議の中で進められているわけございまして、今後、今、山崎議員のおっしゃられた、その辺の部分についても、一応勘案しながらの方向で考えてはみますが、なかなかそのような状況には、結果的に結びつかないのではないかなというような感想でございますけれども、それについてはもう一度、1回詳細について調べさせていただいて、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 町長、私、前回のバスは乗っていません。確かに乗っていないんです。それで、前回のバスルートというのは、確かに時間がかかって、そういう点ではかかりました。なぜ時間がかかるかという、大きい道、飯倉のほうも含めていろいろ回っていたというのがありますね。それと前回のバスも乗る人がそんなに多くなかったんじゃないかという話ですけれども、この利用者の問題、利用しづらいというものもあったんですね、一つは。大きいところしか回らない。これは今もそうなんですけれども、バスが通れる道路というのは、大きいところしか行きません。それでUターンするところは回らない。だから公民館とかそういうところには行かないんだと。Uターンしないと行かないということもちょっと聞きました。ですので、大きい道路しか通らないんだよと。

こういう使い方、要するに線引きの問題もありますけれども、小さいバスにして、今のタクシーより少し大きい循環バスにすれば、これはそんなに費用もかからずにできると思います。ぜひ公共交通会議の中で、これは改善をするというよりも、今のシステムを検証していかなければならない時期だと思いますので、ぜひ検証していただきたいと思います。

それと、マイナンバーの制度に関して一言。マイナンバー制度に関しては、先ほども壇上でも言いましたけれども、公的な機関だけではなく、民間もやがては利用するという中で、非常に個人情報が出るんじゃないかという危惧を持っている国民の方が大半だと思います。年金機構の流出問題で、あの問題でもこうですので、こういうものに関して、町として、町長を初め担当課がどのように町民に、この周知も含めて納得した形、町のセキュリティー対策はこうで、町は大丈夫だということはわかりますけれども、民間の人のところでも利用する、今もう国会でもいろいろな話が出ていますけれども、ありますので、町のほうは、そのところはきちんと町民に納得できるような、わかってもらえるような広報をしなければならないと思いますけれども、そのところをひとつ、一言お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） このマイナンバー制度につきましては、まず最初に国の制度であるということをごさいます、私ども行政といたしましては、国から指示があれば、それをやっていかなければならない。その中で今、議員おっしゃられたとおり、町民の皆様にとり、深い理解をしていただけるか、努力をしながら進めてまいりたいと思いますので、何とぞご理解を賜りますことをお願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月16日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、9月16日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の日程は、これをもって終了します。

9月17日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時06分)

9 月 定 例 会

(第 4 号)

平成 27 年 9 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 27 年 9 月 17 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 発議第 1 号審議 (質疑・討論・採決)
横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 2 議案第 1 号審議 (質疑・討論・採決)
横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号審議 (質疑・討論・採決)
横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 27 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 5 議案第 4 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 27 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 6 議案第 5 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 27 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 6 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 27 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 8 議案第 7 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 27 年度横芝光町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 9 議案第 8 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 26 年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第 10 議案第 9 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 26 年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 10 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 26 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 11 号審議 (質疑・討論・採決)
平成 26 年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第13 議案第12号審議（質疑・討論・採決）
平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 議案第13号審議（質疑・討論・採決）
平成26年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第14号審議（質疑・討論・採決）
平成26年度横芝光町病院事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第15号審議（質疑・討論・採決）
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	秋	鹿	幹	夫	君	2番	平	山	雅	規	君
3番	宮	菌	博	香	君	4番	山	崎	義	貞	君
5番	庄	内	賢	一	君	6番	鈴	木	和	彦	君
7番	齋	藤	順	一	君	8番	森	川		忠	君
9番	川	島		仁	君	10番	川	島	富	士	子
11番	鈴	木	克	征	君	12番	野	村	和	好	君
13番	山	崎	貞	一	君	14番	鈴	木	唯	夫	君
15番	八	角	健	一	君	16番	川	島	勝	美	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理	事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長		若梅操君	環境防災課長	堀越健一君

税 務 課 長	鈴 木 健 夫 君	住 民 課 長	早 川 裕 明 君
産 業 振 興 課 長	早 川 典 男 君	都 市 建 設 課 長	五 木 田 桂 一 君
福 祉 課 長	椎 名 富 士 男 君	健 康 管 理 課 長	越 川 誠 一 君
食 肉 セ ン タ ー 長	郡 司 民 夫 君	東 陽 病 院 長	大 木 良 夫 君
所		事 務	
教 育 長	齋 藤 明 君	教 育 課 長	市 原 成 一 君
社 会 文 化 課 長	秋 葉 義 臣 君	監 査 委 員	伊 藤 美 宣 君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	高 蝶 政 道	書	記	椎 名 晴 美
---	---	---------	---	---	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

これより議案審議を行います。

日程第1、発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、議案第1号 横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、議案第2号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 値上げの件なんですけれども、これ住基ネットの関係だと思えますけれども、当町も登録が5%から10%までの間くらいではないのかなと。その少ない中であっても、値上げというのは基本住民負担になるので、町の負担というのがほとんどはないと思いますので、値上げしないでやっていただきたいというふうに考えます。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま山崎議員がご質問いただきました件は、住基カードの関係だと思うんですけれども、今回提案いたしました500円と800円のものにつきましては、今度新たに導入するマイナンバーの関係の手数料でございます、今回の一般質問等でも答弁いたしましたけれども、マイナンバーにつきましては、28年1月からマイナンバーが出るわけなんですけれども、その前に通知カードが出ます。その通知カードをなくした場合に500円をいただきますよと。それと、マイナンバーを発行した場合で、マイナンバーについては最初は無料なんですけれども、なくした方につきましては800円をいただきますよということで、ただいま山崎議員がおっしゃったものについては、今、住基カードを発行しているんですけれども、今おっしゃったとおり、横芝光町は全体の住民の2.6%、640人の住基カードを発行

しているんですけども、それとはちょっと別になります。マイナンバーカードが出た場合は、今度、住基カードはもう出さないというような形になるんですけども、そういうことで、今回上程しましたものにつきましては、マイナンバーカードが800円で、それで10月以降に届きます通知カードをなくした場合は500円ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 広報よこしばひかりの8月号と9月号をもう一度よく読ませていただきました。その中で、9月号のマイナンバー通知の交付申請の中に、個人番号カードが身分証明書等としては利用できませんという文言が入っているわけなんですけれども、新旧対照表の説明のときに、1月1日から住基カードが発行中止になるというお話があったかと思えますけれども、今まで住基カードを公的な身分証明書として使われていた方に関しては、今後どのようになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） マイナンバーカードにつきましても、身分証明書として使えることにはなりません。e-Taxだとか、現在で今のところ、行政サービスの関係で使うものにつきましても、将来的に社会保障だとかそういうものになるんですけども、発行してすぐには身分証明書と、あとe-Taxだとか、そういうものにすぐに使えることになります。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） せっかくで勘違いしたかもしれませんが、では、通知カードに関して身分証明書として使えないという意味で書かれていたということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 失礼しました。そのとおりでございます。通知カード、10月にJ-LISから届く通知カードについては身分証明書としては使えません。身分証明書だとかe-Taxに使う場合は申請をいたしまして、28年1月からマイナンバーカードとして出しますよということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

ただ、やはりこれだけ細かい字で、降って湧いたような、これがマイナンバーと聞いてい

ながらも、やはり真剣にまだまだ受けとめられない住民の方はいらっしやると思うんです。そういう方たちが、個人カードを申請せずに、通知カードのまま身分証明書として使えるというふうな勘違いがあるといけないので、この辺の、またご理解いただけるように周知していただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） おっしゃるとおり、通知カードを身分証明書に使えるという方もおると思いますので、その辺について、しっかりと通知といいますか、説明をするように努力したいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 雑駁にご説明申し上げますと、10月にまず番号通知カードが、町民の皆さんお一人お一人に行き渡ります。その後、申請をいただいて、個人番号カード、写真つきのものになるかと思っておりますけれども、それを申請いただいた方に、1回目は無料で発行をします。そして、先ほど山崎議員がおっしゃられた800円につきましては、それをなくしてしまった場合の再発行のときに800円がかかってしまうということでございますので、ご了解賜りたいと存じます。

また、公的証明書につきましては、通知カードについては公的証明にはなりませんけれども、その申請を出していただいて、写真つきの個人番号カードを取得した人については、それが公的証明書になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第3号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、補正予算書の11ページの寄附金1,500万円、これも全協かな、説明を受けたかもしれませんが、再度お願いしたいと思います。

続いて、13ページの財産管理費、ふるさと納税特産品発送業務委託料1,055万円、この内容説明をお願いいたします。

同じく13ページの空港対策費、負担金で、成田空港圏自治体連絡協議会負担金221万1,000円、この内容説明をお願いします。

あと20ページ、私、農業関係、非常に恥ずかしながら全くよくわからないんですが、地域排水管理事業の調査委託料139万4,000円、この内容を説明願います。

22ページの町道整備事業、局部改良工事378万円、具体的に説明願います。

23ページ、地方創生子育て防災対策事業備品購入費744万円、こちらの説明を願います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、森川議員からご質問いただきましたうち、私からは3点お答え申し上げます。

まず、11ページ、歳入の17款寄附金1,500万円でございます。これにつきましては、提案理由の補足説明でもご説明申し上げましたが、このたび、昨年度の試行の結果を踏まえまして、ふるさと納税収入の増及び町の産出する町内産のコシヒカリの普及拡大、この2点の目的をかなえるために、現行のふるさと産品の謝礼品に、3万円以上のふるさと納税寄附をいただいた方に、お一人、27年産コシヒカ리를60キロ差し上げるといような予算措置のうちの歳入の部分でございます。昨年も30俵、30件分実施したわけですが、皆さん3万円以上ということですから、上限は設けてはいないんですが、皆さん全て3万円の寄附でございましたので、その経験を踏まえまして、500俵、3万円、500件の方の寄附をいただくといような前提で、3万円掛ける500件ということで、1,500万円の寄附金収入を補正として見込んだものでございます。

続きまして、歳出に今度是对応するものでございますが、13ページの総務費、2款1項5目財政管理費の財政管理事務費のうち、ふるさと納税特産品発送業務委託料1,055万円の内訳ということでございます。これにつきましては、ふるさと納税をより利用しやすくするというような意味合いもございまして、500俵の米の調達及び発送を一括して業務委託を考えております。当然、日本全国各地から申し込みがあろうということで、送料につきましては、遠いところ、近いところ、差はございますが、予算といたしましては、それらを平均いたしました送料を想定し、米の代金といたしましても、ことしは昨年よりは若干米の相場もいいというような予想ではございますが、予算といたしましては、不足を来さないよう、多少余裕を持ってということで、1俵、精米60キロですから、玄米とすれば多少それよりは多いということになります。精米60キロといたしまして、予算といたしましては、1万8,000円を60キロ当たり予算措置をしたところでございます。送料をそれに加えて、500俵分ということで1,055万円の、これは委託料、今申し上げましたように、調達から発送までを業務委託をするというようなことではございますので、委託料で措置をしたということでございます。

続きまして、11目の空港対策費の成田空港圏自治体連絡協議会負担金221万1,000円でございますが、これにつきましても地方創生の絡みでご説明申し上げましたが、本年度、創生先行事業の追加交付分といたしまして、全国予算規模では300億円の予算枠がございます。その300億円の予算規模があるうち、交付金の種類といたしまして、タイプⅠ、タイプⅡという2種類でございます。タイプⅠにつきましては、まさに221万円、これがそうなんです、いわゆる地域連携をした施策交付金、ふるさと創生先行事業に対してはタイプⅠということで交付されます。タイプⅡにつきましては、この後ご質問もございました、担当課から答弁申し上げますが、総合戦略を10月末までに策定をするというような前提で、タイプⅡについては、防災備品の整備ということで別途計上したわけではございますが、これにつきましては、今申し上げましたようにタイプⅠでございます。

成田空港圏の9市町が連携いたしまして、観光及びその地域のPRを、「るるぶ」という非常に有名な雑誌がございますが、これを9市町が地域連携によりまして合同で作成するというところでございます。作成の総部数といたしましては、空港圏周辺9市町で16万6,000部でございます。我が横芝光町については、そのうち6,000部について数量としては申し込みをした、その数量に応じた負担金ということで221万1,000円を措置したものでございます。これにつきましては、地方創生の交付金事業でございますので、当然のことながら、財源と

いたしましては全て100%国費で補填されるという、そういう性質の事業でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、森川議員からのご質問、20ページの地域排水管理事業の委託料でございますけれども、これは、栗山の緑台地先と、それからリバーサイド地先の間を流れる幹線3号排水路、この悪臭対策工事を平成28年度に予定しておりますけれども、それに先立ちまして、この水路に隣接する6棟の家屋の事前調査でございます。内容といたしましては、例えば壁にひびが入っていないかだとか、それから戸板の傾きですとか、そういったものを事前に調べまして、その後、工事が終わった後にまた事後調査というのがありますけれども、それと比較して、住民等から苦情があった場合に、事前、そして事後を比較して、それが補償に値するのかどうかといったことを調査するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、森川議員からご質問いただいております22ページの15節のほうの局部改良工事でございます。ここの場所は、町道Ⅱ-226号線、原方地先になります。一部崩壊しております道路のり面と、既設の一部壊れております排水路のほうの改修をあわせて実施するものでございます。延長的には約30メートルを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 23ページの災害対策費のうちの備品購入費でございますが、これにつきましては、災害のときに、避難所で、子供さんたちを養育している家族が避難したときに、やはり暗いと不安を感じるということで、大型のLEDバルーン式の照明器具とそれに伴う発電機、また簡易ベッドを購入するものでございます。これにつきましては、地方創生の先行事業を100%充当して整備するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、ご説明いただいてほぼわかりましたが、まず企画財政課長にお伺いします。

この1,500万円を予定というか計画して、約500件が来るであろうと、3万円以上が500件、

その想定した数字がどうなのかなということもありますが、今まで逆に、すばらしい野菜の詰め合わせをやっていたときに、インセンティブとして差上げていますが、その収入、寄附金額に応じたインセンティブの額の割合が、お米をやることで、かなりウエートとして上がるわけですよ、当然。逆に金額としては、例えば、仮に500件来るとすれば、ざっくり500万円がということですよ。費用対効果というか……。ですよ。1,500万円をご寄附いただいたかわりに一千万何がしを差し上げるということだから、それがどうなのかなということはさておいて、今まで、もう一度言いますが、野菜の詰め合わせをやったときの経費と収入の割合が大分違っちゃうんですよ。ですから、60キロ1万8,000円のすばらしいお米を差し上げる、その計画が、私としては、500と想定した根拠、それとその前の比率、わかればお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） まず野菜、米が去年試行、ことし500俵提案させていただいたということですが、従前から実施しております1万円から5万円未満までは3,000円相当、5万円以上については5,000円相当の季節の野菜の詰め合わせを今も実施しているわけですが、昨年度の事例で申し上げます。昨年度、これは決算の報告にも関連する話ではありますが、寄附金収入として116万円ございました。うち90万円が、先ほど申し上げました30俵の米を謝礼品で寄附いただいた分が90万円、26万円が従前の季節の野菜産品を謝礼品としていただいた分でございます。

ご質問の従前の季節の野菜産品の収入と、支出といえますか、経費の割合でございますが、26万円の季節の野菜を差上げた寄附の収入26万円に対して、かかった費用が6万9,890円、約7万円ということでございますので、経費の割合としては27%、逆に言うと、収入割合と申しますか、いただいた割合が7割強という実績でございます。

ついででございますので、では米が去年どうだったかということで申し上げますと、90万円のふるさと納税収入に対しまして、かかった費用総額は約54万円でございます。割合といたしましては費用が6割、つまり4割の実質寄附金差し引きの歳入があったということでございます。

今年度、500俵で1万8,000円というのは、これは予算として措置したということでございます。その500俵の根拠でございますが、去年30俵で試行して、それがことし500俵、こういう積み上げながら500俵ということではなくて、ふるさと納税そのものは、一般質問でもやりとりの中でも、今後、来年度以降も、米だけでなく、いろいろな形で拡充していくとい

うような町長の方針でございますが、米も引き続き、謝礼品としては、そのメニューの中に当然入ってくる中心のものではありますが、ことしの500俵としては、こういうことから500というような根拠はございませんが、30の試行が非常にうまくいったので、ことしはさらにステップアップをしてというようなことで、500俵というような一つの線といいますか、予算措置としては500俵分の歳入及び歳出をこのように提案させていただいたということでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） わかりました。ぜひ500俵が完売というか、なくなるほどPRには努めていただきたいと思います。ほかにも、お米を初め肉関係とかいろいろあるわけですから、今後も幅広い選択肢をご寄附なさる方に提供できるような案をつくっていただければと思います。

それから、再度、企財の課長にお伺いしますが、成田空港圏自治体連絡協議会、これは全部国から、先ほどの地方創生のタイプIということでしたけれども、6,000部というのはどういうことで6,000なのか。例えば戸数であれば6,000では全く足りませんね。新聞折り込みでも多分足りませんね。どういうことで6,000なのかということ。

それと、最後ですから、産業振興課長、例の栗山の排水路の事前の調査費用で、それはいつごろ工事着工して終わる予定なのか、それをお願いしたいと思います。

それと、環境防災課長にお聞きしますが、大型のLED照明、これは全部国で予算は出るということですが、これは台数、何台なのかということか、例えば何ワットでどれぐらいなのかという概要がわかれば教えていただけます。

では3回目、それで終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 6,000部の根拠ということでございます。冒頭申し上げましたように、これ全体といたしましては16万6,000部、一番多い市町としては、成田市あるいは富里市、香取市なんかは非常に多いわけでございます。これは当然人口が多いとか、そういったものもございしますが、まず、この観光情報誌につきましては、観光のPRであり、それが訪れる人をふやすということで地方創生、人の交流、まち・ひと・しごとの人の交流につながり、さらにそのまちの魅力を好循環でいい方向に持っていくためのものがございます。

したがって、これは我が横芝光町にとっては、むしろ町にたくさん置くよりは、町以外のところで配っていただいて、そこで横芝光町のページを開いていただいて、ああ行って

みたいというようなふうを感じていただきたいということでございます。それはお互いさまでございますので、町にも当然それは置くということでございます。役場ですとか町民会館、行政センター、いろいろな窓口にも当然置きますし、さまざまなイベント等でも活用してみたいというふうに考えております。

多いところは、例えばお隣の山武市あるいは芝山町のように、道の駅があるようなところは、そういう施設にもそれなりの一定の部数を置くということで、我が町よりは若干申し込み数量は多いわけでございますが、そういうこともありまして、我が町は6,000部ということでございます。

これも先ほどの500俵ではございませんが、ここに幾らというような積み上げでしたわけではございませんが、その意図といたしましては、全戸配布は考えてございません。あくまで窓口あるいはイベント等で使うということでございますので、全戸配布を前提とすれば、当然全世帯プラス何部ということになると思いますが、全戸配布は考えておらず、なるべく多くの人を訪れる場所あるいはイベント等で使う、その部数として6,000部が適当だということで、横芝光町の分としてエントリーといいますか、申し込んだ、そういうような経緯でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、3号排水路の着工の予定時期でございますけれども、当初予算からご承認いただけるものであれば、6月に発注し、その後、2カ月間程度は準備期間がございます。実際に工事現場に入れるのは9月以降、渇水期でございます。そして完成は3月を予定、考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 照明の台数ということでございますが、8台でございます。

ワット数ですが、これは記憶で申しわけございませんが、100ワットだと思います。100ワットと申し上げましても、LEDの場合には道路照明の400ワット程度の明るさがございますので、相当明るい状態にはなると思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ちょっとお尋ねします。

先ほどの森川議員とちょっと重複するんですけれども、20ページの地域排水管理事業につ

いて、これは産業振興課の管轄でよろしいんですね。あと、例えば都市建設課ではなくて、水路の区分が、今、百三十何メートルの区分で、流末の部分は、排水の部分、3号排水路の中に認定されていないんですけれども、町の位置づけとしてどの辺で、これが農業用排水路と見るのか、生活排水路と、その区分を教えてください。よろしくお願いします。

あと、13ページ、住民情報系電算事業の内訳を教えてください。あと、14ページの内部情報系電算管理事業、教えてください。

あと、国勢調査費についても教えてください。これは15ページです。

それとあと、18ページのがん検診事業について教えてください。

あと、先ほどの20ページの地域排水管理事業について、よろしくお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、水路の管理区分ということのご質問だと思いますけれども、幹線3号排水路の上流につきましては農業用排水路、県営事業で整備したものでございます。その下流130メートル、昔は山武郡東部土地改良区という形で管理していたんですけれども、国有財産が町のほうに移管されたということで、水路については産業振興課が管轄するといった事務分掌になっておりまして、産業振興課の扱いになります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、13ページの住民情報管理費、12目、一番下の行になりますが、情報管理費の住民情報系電算管理事業及び次ページ、14ページの内部情報系電算管理事業の内容についてというご質問でございますので、住民情報系電算管理事業からご説明申し上げます。

11節の需用費につきましては、これは住民情報系のサーバー室にサーバーを置くわけですが、その機器を収納するサーバーシステムのサーバーラックと申しますか、ラックの購入でございます。

それと、13節委託料でございますが、これにつきましては、ごらんいただいたように2つ記入、説明欄にございます。機器等保守点検委託料、それと電算システム改修委託料でございます。この2つとも、いわゆるナンバー制度、番号法に対応した経費でございます。保守点検委託料につきましては……。説明の順序としては、その下の18節の備品購入費から先に説明いたします。

備品購入費は、番号制度がいわゆるクラウド方式で運用するということになりますので、

中間サーバーというものが国においてJ-LISが事業主体として設置されます。その中間サーバーと接続する専用の端末、これを18節の備品購入費で購入いたしまして、その中間サーバーを接続するための専用端末の保守に委託料の9,000円、システム改修委託料といたしましては、私もちょっとうまく説明できないんですが、VPN装置というサーバーと番号制度を運用するために必要な装置、これは町に支給されるわけですが、その設定の業務はそれぞれの市町でやりなさいということでしたので、これについては専門業者委託が必要な作業になりますので、これは委託料として措置したということになります。

以上が住民情報系でございます。

次の内部情報系の電算管理事業につきましては、内部情報のシステムにプリンターを全庁21台ほど使用しておるわけですが、そのプリンターの消耗品、主にプリンターのトナーの関係でございますが、これらの消耗品の不足分といいますか、かなりプリンターのトナーが消耗しているというようなことで、これについて補正をさせていただいたということになります。

それと、15ページの国勢調査費でございますが、国勢調査については、ご承知のように、今まさに調査員さん動いていただいているところでございますが、今回の措置につきましては、国勢調査には、調査員のほかに調査指導員という立場の方がございます。当初予算では18名で措置しておったところでございますが、これが調査区とその対応から、もう2名必要になったということで、これは人数がそういう意味でふえたということと、そのほかに、調査指導員の増のほかに、報酬全体の交付単価が正式な決定があり、それらでもう一度見直したところ、合計いたしまして10万3,000円の追加補正が必要になったという、そういうことでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 私からは、18ページの4目健康増進対策費、がん検診事業でございます。この内容のご質問だったと思いますが、議会初日の町長の政務報告で申し上げましたように、この9月から東陽病院でがん検診の個別検診を実施することになりました。それに係る委託料等、必要な経費でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） どうもいろいろとありがとうございました。

重複してあれして、あれなんですけれども、今、3号排水路の流末、130メートル部分で、今まで私も、都市建設課かな、産業振興課かな、あるいは環境防災課かな、いろいろな形で考え方いろいろあると思うんですけれども、今後、そういった形で産業振興課が、農業排水路とか生活排水路とか別にして、主としてずっと最後まで、工事が完成しても、流末130メートルというのは今後とも産業振興課の管理費というふうな形でよろしいですね。

それと、あとまた元に戻ります。

今、住民情報系電算管理事業の部分で、企財の課長から、ラックサーバーとかいろんな形で、当町も内部系と情報系が最初のシステムを構築するときに分けて、今ちょっと話を聞きますと、住民系と内部系の情報系を分けないところで、今度住基からマイナンバー制に移行するときは、随分ソフト会社に予算が大幅にあげられているんでしょうけれども、私、一番あれするのは、当初は前もって内部系と住民系を分けておりましたけれども、サーバーで、今度、住基に移行してスムーズになるんですけれども、ちょっと専門的になりますけれども、今度、内部系でも住民系でも一緒にデータなど、要するに一緒にして分類するとか、ソートして分類するとか、いろんなあれがあるんですけれども、その辺はどんな形で、今度そんなソフトが、今までは単純なソフトでも、Aソフト、Bソフト、合体して、自分の導き出したい部分をソートして序列でピックアップできるというふうな形なんですけれども、せっかくセキュリティーが内部系とその部分に分かれていたんですけれども、今度そういう形で、セキュリティーのほうも心配だなというのを、ここは心配し過ぎかもしれませんが、その辺をお聞かせください。

あと国勢調査、私もせんだってやっとなら、パソコンでの申し込みがいつでしたか始まって、きのうやっとなら私も何とか終わったんですけれども、パソコン上の調査、デジタル的なサービスで、パソコン、ネット上でやっているにもかかわらず、人数がふえるんですか、要するに調査員なんか。そういう形がもしあれでしたら、合理的に、私もやっとならやっとなら、調査員さんのお手を煩わせない形で、自宅からネットできのう終わったんですけれども、でも、なおかつ18人から、今、企財の課長の話ですと20人にふえるというお話だったんですけれども、これはこれで、そういった形でどういう管轄かなという形でお伺いいたします。

あと、がんセンター、東陽病院さんの新たな、町長の指針の中で、町民の健康を留意するという形、これはよくわかりました。

そんなところですが、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） まず、内部情報系と住民情報系のセキュリティーの関係でございますが、一般質問でもお答えさせていただいたところでございますが、議員ご指摘のとおり、ご理解のとおり、内部情報系というのは、職員がインターネットを活用したり、1人1台で使用しているものですが、それと住民情報系、これが業務で、窓口、税であったり、住民課であったり、福祉、健康管理であったり、活用しているもので、番号法との関連でいうと、まさにその住民情報系のシステムにより、新たな今度付番される番号の情報も取り込みますし、それがシステムがうまく連携するよというよなことで、昨年、ことしとその費用をかけてやったというところでございます。

それと、年金、新聞等で話題になっている年金機構に代表されるサイバー攻撃等による情報の流出、これも非常に大変な問題、もしそうなったとしたら大変な問題になるということで、まず物理的に2つのシステム、つまり番号法を取り扱うシステムと不特定のインターネット、こちらから通信できるということは、よそからも入ってこられるというよな理屈ですから、それが物理的につながっていないということがまず基本的な大前提になる。これは我が町は、もうそのよなシステム構成しています。ただ、ニュース等で聞くと、それが必ずしもそうでない自治体等があるということで、10月5日までにというよなことでやっているということでございますので、番号法、それだけで全て100%安全とももちろん言えない部分がございます。人が扱うということによる情報管理的なもの、ただシステム的には全く遮断していますので、これはセキュリティポリシーであり、職員の自覚であり、意識の持ち方ということで、人がやることよって生じる危険性は、極力それは除去していく。ただ、システム上はもう完全に物理的に遮断しているというよな、そういう切り分けで今考えております。

それと、国勢調査のことでございますが、ちょっと私、言葉が足りませんでした。国勢調査の、議員さんもやっていただいたということございまして、その各調査区に歩く調査員、これは人数でいうと124名おります。これについては、今回この補正には全く影響しておりません。これは当初どおりでございます。今回は、調査指導員さんは基本的には各調査区は回りません。調査員のまさに指導であったり、回収された調査票の点検であったりというよな業務に、基本的には当たっていただきます。ただ指導員さんは、調査区が実は横芝光町全町で181の調査区があるんですが、もちろん人の住んでいる調査区だけでなく、調査区をいろいろな区分で切ったときに、人が住んでいない、いわゆる無人調査区というよなところがございます。そういったところも、前回無人だったからといって今回無人とも

限らないとか、そういった無人調査区の担当は実は調査指導員が行う。それが、前回と比較いたしまして、そういった無人調査区の変遷等によりまして、調査指導員が国の定める基準からしたときに2名不足といたしますか、増員をする必要があったというようなことが一番最大の理由でございます。

ですから、パソコンを使った、今、スマート国勢調査というようなPRしていますが、それによって調査員の人数がどうこうすることはございません。それは調査をなるべく皆さんにやっていただく便利さのことでございますので、今回のこの補正計上につきましては、調査指導員のそういった事情による変更ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 最後になりますね、3回目ですので。

では、住民系の部分については、内部系の情報では物理的に分かれるといっても、パソコンそのもの、データそのものを扱うのは人間なものですので、この前の会議でもありましたとおり、パソコンによって、セキュリティポリシーの確立をきちんとして、全員が同じような部分で認識をされて、データ管理をひとつよろしくお願い申し上げます。

あと、地域排水管理事業、3号排水路、それこそ物理的な完全な排水というのは難しいと思いますので、また来年3月完成後にも、いろんな形で支障が出てくるというふうに想像もできますので、そのときには産業振興課にまたお願いいたしますので、ひとつよろしく願います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ページ数で24ページ、9款1項の中の学区検討事業なんですけれども、検討委員報酬33名、こちらの選出方法とか、やられる回数とか何か、詳細がわかれば教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 学区検討事業でございますが、まだ計画段階でございますが、総数は42名の委員総数になると考えます。そのうちの報酬支払い対象者が33名ということで、その内訳ですが、計画といたしましては、町の議会の代表2名、行政総務員を各小学校区から1名ずつ、学校長とPTAの代表、これは各学校ごとそれぞれ9名ということになります。それと保育園、幼稚園、いずれも保護者の代表で10名、そのほか学識経験者として5名、都

合42名の計画でおります。

あと、開催回数ですが、年度内中2回を予定しております。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

就学前の保護者も含まれているということですよ、こちらの幼稚園の保護者10名ということで。メリット、デメリットたくさんあると思いますので、もちろん賛否両論あると思います。たくさんの方の見解を集約して、よりよいものにしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 15ページ、住民課長、国民健康保険特別会計繰出事業でございますけれども、直接この金額云々ではないんですけれども、特特調に関して今伺えることがありましたらお聞きしたいと思いました。

それと、16ページ、福祉課長になりますでしょうか。はり・灸・マッサージ等施設利用者助成事業、補正で240万円出るということで、詳細を伺いたいと思います。

それと、21ページ、町道I-7号線道路改良事業の下の公有財産購入費、これは全協で説明あったのかどうか、私も聞き漏れしたかと思っておりますけれども、減額の説明を伺いたいと思います。

それと、22ページ、一番上の北清水・木戸地先の減額、その下のほうの町道I-8の公有財産購入費、土地購入費36万4,000円、このところをもう一度ご説明いたします。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま川島議員から繰出金の関係でお話しありましたけれども、特特調がどうかということだと思います。

皆さんご承知のとおり、特特調につきましては、非常に厳しい国保運営に対しまして、横芝光町、昨年度で3,600万円いただいております。平成24年度に一度いただけなくなった年度があるんですけれども、国民健康保険につきましては、医療費が下がると国・県からの補助金が基本的に下がるというような形で、そういう面もございます。

特特調につきましては、医療費に関係なく、保険者の姿勢といいますか、どのような形で国保運営を行っているかという形のもので、非常に細かいチェックがあるんですけれども、それらについて、保険といいますか、姿勢が非常にいいといただけるということで、千葉県内では18市町村しかいただけないんですけれども、おかげさまで横芝光町は、合併後もずっと

といただきまして、24年度に1回いただけなくなったところがあるんですけども、それが国保運営に対しまして非常に大切な資金ということで私どもも認識しておりまして、住民課だけではなく、税務課と健康管理課とも協力しながら、これは必ずいただかないといけないということで、今年もこれからそのような推進といたしますか、していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） はり・灸・マッサージの件でございます。

はり・灸・マッサージにつきましては、今、町に登録をされている施設が43施設ございます。利用者の方につきましては65歳以上の方で、利用の限度といたしますか、回数につきましては月2回、それぞれ1,000円まで、いわゆる月2,000円までという、そういう助成制度になっております。

実はここで、今回補正で240万円増額要求をさせていただきましたのは、昨年の4月から7月までの状況は70万円ほどの執行でございました。それが、今年度の4月から7月までの状況を見ますと140万円ということで、ほぼ倍増をしている状況でございます。この利用状況をもとに推計をいたしますと、今回補正で要求させていただきました240万円程度の増額がないと足りなくなるだろうと、そういう見込みの中で要求をさせていただいたものでございます。

町内に利用者の方に大変人気のある整骨院さんが開院されまして、その整骨院さんの分だけでも、もう前年の1年分を消化しちゃうんじゃないかというような今利用状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは私のほうから、3点ほどご質問いただいておりますので、お答えしたいと思います。

21ページの町道Ⅰ－7号線のほうの公有財産購入費でございます。2,535万円の減額になっているわけでございますけれども、これは、この路線も国のほうの交付金で事業を実施しているわけでございますけれども、当初要望した額の4割程度しか配分されなかったということで、その関係の調整により減額するものでございます。

なお、この額、減額されても、補正後は1,000万円ほど用地費が残っておりますので、こ

の金額で用地買収を今後行っていくということになります。

続きまして、22ページのI-14号線の工事請負費1,530万円の減額でございますけれども、こちらのほうもやはり交付金の配分が少なかったことによる調整による減額でございます。

なお、補正後も、工事費のほうにつきましては1億7,500万円ほど確保されているところでございます。

次に、I-8号線のほうの17節の公有財産購入費でございます。これにつきましては、用地交渉を行った結果、用地購入ができる見込みとなったために、不足分を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 大変にありがとうございました。

1点だけ、福祉課長のほうから説明のありましたはり・灸・マッサージでございますけれども、非常に人気がある施設ということで、私も後で教えていただきたいなというふうに思いましたけれども、町長、ここで、質問とちょっとかけ離れるかもしれませんが、隣の山武市で、例えば骨粗鬆症の人は、こういったはり・灸・マッサージの助成が受けられないということで、公平平等性から、理容・美容サービスの利用券が75歳以上に発行されることになったということをご存じですか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 存じ上げませんでした。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 非常にいいサービスだというふうに思います。町内にも理容、美容ございますので、ぜひ、このところ山武市がこの事業に取り組んだから、すぐまねをしるということではございませんけれども、町民の皆さんにとってメリットが大きく、また事業者にとってもありがたい事業であれば、早速研究をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いいことはどんどんまねしていいと思います。ぜひ検討させていただいて、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は、午前11時15分とします。

(午前 11時 01分)

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 14分)

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、米の問題で皆さんいろいろ出てはいるんですけども、なぜこういうことになっているのかということの中で、精米1俵ということで計算しているということなんですけれども、精米1俵の米をいただいてどうするのかなど、60キロの。自分の家では食べられないので、どうにかしなければならぬということになると思うんですけども、その辺のことを考えてのことでやってあるのかどうかということが1点。

それと、あとは国勢調査のところなんですけれども、15ページの、これも出てはいるんですけども、ネットでの、それこそホームページからの回答ということで、ことしは出ています。それで、町は実際調査員が訪ねて行って調査をするというのが、どれくらいの数でざっくり見ているのかということをお聞きしたいというところがあります。

それと、次の16ページの障害者福祉費のところなんですけれども、補装具費の支給なんですけれども、これは予算のほうを私は見ていないので、ちょっとわからないんですけども、こここのところで200万円の額を入れた。なぜこんなに入れてあるのかなというのを、最初の予算で入れていなかったかどうかというのを聞きたいというところがあります。

それと、るるぶのところ、すみません、戻ります。13ページのところで、全部国庫の補助金では出ているんですけども、町は6,000部、この額でやると1冊350円くらいになるのかなというふうになるんですけども、これ、コマーシャルか何かいろいろ出るわけなんで、こここのところも含めて随分高い金額になるものなんだなというのをちょっと思いまして、そういうことも含めて、企財のほうはその辺をわかっているかどうかということをお聞きしたいということで、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ふるさと納税に精米60キロというお話を私のほうから説明させていただきたいと存じます。

昨年、精米60キロを3万円以上で返礼品としてお上げするというのを、それこそ、せんだっての秋鹿議員の質問のときにもお話をさせてもらいましたけれども、ふるさとチョイスというものに載せた途端に2日間でこれが終了してしまったということと、それについては、これから横芝光町がふるさと納税制度を大いに活用して、横芝光町の財政に寄与するためにもインパクトのあるものの中で、それと地域産業の振興をあわせて、今回このような発想のもと進めておるところでございます。前段でも前にもお話をさせてもらいましたけれども、今後、あらゆる横芝光町の産品を使って展開をしていきたいという中での第1弾、それだけではないというようなご認識をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、ご質問の順に回答いたします。

国勢調査のネット回答の割合の見込みという、まずご質問がございました。これにつきましては、今、テレビやそれこそネットも含めて国勢調査のPRの中で、なるべく多くの方にネットでの回答をとというような国のPRもでございます。県もちろんPRしております。私どもといたしましても、調査の正確性あるいは回収率の向上というようなことを考えますと、なるべくネットによる回答をいただきたいということで、調査員の方にも事前に、既にネットについては個人ごとのIDパスワードを配布を終わり、先ほど齋藤議員の質問にもございましたが、私自身もネットでもう既に回答しております。非常に簡単な、もうこれで終わりのかくらいのそんな印象でした。

そのネット回答率なんですけれども、なるべく高いほうが良いというようなことですが、調査員さんの配布物資の仕分けといたしまして、ネット回答しなかった方には、もちろん、この後、連休明けになりますが、紙による調査用紙の回答をさらに調査員さんにしていただくんですが、その紙の割合を、当該調査員さんの担当する割合100に対して9割くらい、これは多目にとということですが、押さえて物資としては配布しております。だからといって、回答率を10%見込んでいたということではなくて、回答率としてはもっと、それが20%、30%いけば、当然、所期の目的どおりではございますが、私どもとして、特に何%という国からの割り当てもございませんし、したがって目標もありませんが、なるべくというような言い方しかできませんが、そういう回答を見込んでおります。次回、さらにその次は、さらにネットの割合を国としても高めていくという方針だという説明を受けております。

続きまして、補正予算書、ページを戻りますが、13ページの空港対策事務費のるるぶの関係でございますが、これにつきましては、もう少し詳細に説明させていただきますと、空港周辺、空港圏9市町、事務局としては、空港周辺の連絡協議会という組織で取り組んでいるということで、成田市が事務局になっております。成田市の空港地域振興課が主体となって、いろんな準備と作成についてはやっただけしているわけですが、先ほど申し上げましたように、総体16万6,000部のうち、当町については6,000部ということでございましたが、この費用の割り振りについては、単純に部数で割るということではなくて、当然かかる費用の中には、企画をして、基本的な、ただ単に印刷するまでのいろいろな人件費的な経費がかかるわけで、それらを共通経費というふうにすると、共通経費については、何部つくろうか、これは9市町の均等割で負担すべきであるというようなことで、印刷の部数に応じたものについては、それは部数に応じたものというような、そういう計算の仕方をした上で、横芝光町は6,000部ではあります、221万1,000円の負担金になったということです。

そういうような観点でいいますと、多いところ、例えばお隣の山武市は2万7,000部ほど申し込んでおります。それに対して負担金は374万円でございます。そうすると、1部当たりというふうに割り返して計算すると、うちの町は非常に高いような感じになりますが、考え方としてそのような割り振りですしていますので、このような、割り返すと、ちょっと高いんじゃないかなという単価にはなりましたが、むしろその効果を私どもとしては期待しているといえますか、もくろんでいるところでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 16ページの補装具費支給事業のご質問で、今回200万円余りの増額要求になっておりますので、当初予算で見ていなかったのかというご質問だったかと思えます。

この補装具の支給に関しましては、年度当初といえますか、計画をされている、いわゆる執行が予定をされている事業ではございませんで、申請があつて初めて事業執行するということでございます。ことしも4月から7月までの執行状況を見てみますと、当初予算では405万6,000円確保してあるんですが、この7月までに既に270万円余りが執行済みとなってしまいました。実際、補装具の中には、電動の車椅子ですとか、それから義足ですとか、1件の申請があると50万円を超えるような事業費がございます。それらの例年の執行状況を勘

案した上で、今回補正をさせていただいたわけなんですけど、この事業費につきましては、例年、9月なり、あるいは最終の3月なりで、支給状況を見ながら調整をして、補正予算要求をさせていただいているものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

そこで、米なんですけれども、先ほども森川議員が言われたように、町特産のものというのも大いにあると思いますので、その辺も大いにアピールしてもらって進めていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 大変重複して申しわけないですけれども、16ページのはり・灸・サーージ等の助成金240万円、これ、再度大変申しわけないですけれどもお聞きします。私も現物を見たことがないですけれども、1,000円の券か何か24枚というような形で理解してよろしいのでしょうか。そういった補助の1人当たり限度2万4,000円、これは近隣市町と比べてどうなのでしょう。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） はり・灸・マッサージの助成の額につきましては、今、議員がおっしゃったとおりの金額でございます。

それと、近隣ではというお話しなんですけれども、申しわけございません。確認をした上でお答えをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 近隣が同じような1人当たり限度2万4,000円というようなことでやっていたらいいんですけれども、その辺、匝瑳市とか、どうかなというような感じもあつたんですけれども、非常に好評で、倍増だということでやっているんですけれども、例えば24枚の券、私、仮にいただいて、今、年齢はあれなんですけれども、いただいた場合に、24枚の券を私が使ったというような確認ができるものなのかどうか。もしかしたら10回で終わって、あと10回を友達等にあげても、それは使用可能になってしまうのか。これだけ予算が補正で240万円、先ほど川島議員もおっしゃっていましたが、その辺の券の、確かに助成を受ける方にとっては非常にありがたい助成であるし、また健康というか、やるにもいいと思います。非常にいいと思うんですけれども、その辺の確認はどんなふうになっている

んでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） マッサージの利用券につきましては、申請のあった段階で、月2枚ということで、年度当初にお見えになる方については24枚お渡しできます。その際に、利用期限、それからお名前、そのあたりは、もうこちらであらかじめ記入をしたといいますか、印字をした利用券のほうをお渡ししております。

確かに、24枚交付は受けても、実際はそのうちの半分しか使わなかったという方もいらっしゃると思います。そのあたりは、交付枚数と、それから実際請求された枚数と、そのあたりは必ずしもイコールではございませんので、確かに使用されなかった方はいらっしゃると思います。ただ、その際に、お友達ですとかに転用といいますか、譲渡といいますか、そのあたりはないものと担当課のほうでは考えたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 町長、券の確認、使われる方にとっては非常にありがたいし、先ほどの蒸し返しになってしまいますけれども、非常にいい事業だと思いますし、そのことについてはあれなんですけれども、その辺のところはしっかりと、受けられた方の確認といいますか、そういったもので必ず使っていただいている分には構わないんでしょうけれども、そういったところも何らか、券のみ発行で氏名だけの記入、また、診療所というかどうかわかりませんが、それらのほうで本人確認というか、そういったものもなされていたほうが、これだけ利用枚数が多ければ、そういったものも必要になってくるんじゃないかと思います。

それと、先ほども言いましたけれども、近隣市町もやはり同じような助成をしているのであればいいんですけれども、この辺のところも近隣と比べて、予算のほうもことしこんな、半年でこれだけのあれがなるということは、今後ますますそういった、決して悪いことではないんでしょうけれども、その辺のところの予算的な措置とかそういったもので検討なされるかどうか、その辺だけお聞きします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も実際その券を確認したことが正直言ってございませんでした。早速確認をさせていただいて、本人以外の使用はできません、譲渡はできません。また施設、そういうところに対しても、本人以外の使用は認められません、それに対する支払いはでき

ません旨の通知、また指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、私のほうから1点、13ページ、るる出ていますけれども、財政管理費のふるさと納税特産品発送業務委託料でありますけれども、先ほどから米ということであるんですけども、実際問題、ふるさと納税してくれる人は、どっちかといえば消費者の人じゃないのかなと一般的には思われます。そうすると、米1俵というのは、先ほども出ましたように、多過ぎるんじゃないのかなというのは個人的には感じております。それと、米といっても、新米の時期であればかなり有効であると思うんですけども、それ以外の時期になれば、若干米のほうも質は落ちていくと思います。それであれば、やっぱり横芝光町のその時期にあった特産品を送ってあげるとというのが、一番町をアピールする面でもいいんじゃないのかなというふうに思います。

それと、予算的にはこれでいいんですけども、せっかくでありますので、もう少し考えてもらいたいということで意見を述べさせていただければ、せっかく500件のものを予定しているということであれば、その500人の人については、横芝光町にある面で興味を持ってくれている人だと思います。

そうしますと、横芝光町の場合には、これから人口減少、そういうものにもなってくるということで推計が出ています。少しでも定住をしていただけるような対策の一つ、また、基幹産業である農業を発展させる面からも、ただ特産品を発送するだけではなく、横芝光町に来られた場合に特典を与えてあげるための、例えば町独自のオリジナルの準町民票とかそういうものを発行してあげるなど、来た場合について、ペンションとかそういうものを利用した場合については幾らか割り引きをしてあげるなどする。また、今、農業についても販路の拡大というのが一番になっておりますので、ふるさと納税をしてくれた人たちに、例えば最初の試みであれば、お中元とかお歳暮の時期、うちのほうではこういうものがありますよ、有償でそれについては送りますよというようなことでやったりすることによると、またそういうものをやることによって、農業振興会等といろいろ組めば、いろんな面で特産品をPRすると同時に、販路の拡大にも一翼を担える。それで、そういう人たちが町に来れば、場合によっては定住することもあり得るんじゃないのかなというものまで、ある面で想定できますので、ただふるさと納税の特産品を送るだけじゃなくして、せっかくやるのであれば、その辺まで考えてやってもらったほうが、より事業の充実、効果というものが出てくるんじ

ないかと思っておりますので、その辺まで検討していただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 貴重なご提言ありがとうございました。私どもも、今、ふるさと納税はこの補正で提案させていただきましたが、地方創生のいわゆる定住につながるまち・ひと・しごと、これにつきましては、また後日、全員協議会で詳細に説明させていただきますが、目指すところはまさに地方の創生であり、人口減をいかに防ぐか、そのために町の魅力をいかに高めるか、その一つとしてふるさと納税というものが位置づけられるというふうに、これは意識しております。

今、宮菌議員からご提言いただきましたものは、非常に私どももふだんから考えている共通するようなところもございますし、ただそれが、今、この補正予算の米500俵にすぐ反映していないのは、もちろんそれは事実でございますが、これにつきましては、繰り返しのようになりますが、昨年度の30俵の試行を踏まえ、今年度500俵というような形で、多過ぎるというご指摘については、去年、先ほど町長から回答させていただきましたように、ふるさとチョイスに掲載してわずか2日で申し込みが埋まってしまったというようなことを受けて、500俵、若干の不安はなくはないんですが、処理できたとすれば、さらにホップ・ステップ・ジャンプといたしまして、議員ご提言のような定住につながる施策、そのように町に寄附してくれた方というのは、本当にありがたい人的資源、資源という言い方をしたらおかしいですけども、ということでございますので、定住なり販路拡大につながる施策を含めて、第3弾といたしますか、来年度以降の施策を検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、議案第4号 平成27年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、議案第5号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第7、議案第6号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 7ページの一般管理費のところなんですけれども、賃金で臨時職員がふえたということで聞いています。臨時職員がふえたということは、職員が減ったことによる補充と考えてよろしいですか。お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） 26年度末に職員のほうが2名退職しまして、そのうちの1名は再任用で勤務しております。もう1名が臨時職員ということであります。このほか、まだ職員のほうは不足しておりますので、臨時職員ということで対応するというので、今回計上させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） これは現場の職員の仕事と考えてよろしいですか。

○議長（鈴木唯夫君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） 現場職員のほうです。

〔4番議員「わかりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第8、議案第7号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 包括的にちょっとお伺いいたします。

千葉県民600万人、新医師研修制度になってから医師が不足しておりまして、横芝光町の佐藤町長も東奔西走されて医師確保に翻弄されておりまして、定着するかと思いますと、またいろんな事情でおやめになっている医師もみえると、そういうお話も聞いております。

そこで、病院の奨学金の現状と今後の予定について、そして、特に入院病棟の施設改善等のお話がありますので、その現状等をお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ただいまの質問、2点についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の医師に関する奨学金でございますけれども、本年4月から新たに規則を設けまして周知をさせていただきましたところ、近隣の自治体病院も同様の施策を講じております。ただ、なかなか成果が上がらないような状況の中で、幸いにも東陽病院は、町内在住の方が新たに医学部に進学したということで、その1名に対して、当然審査を行ったわけでございますけれども、適正だというようなことで、奨学金を貸し付けるという決定をいたしております。順調にいけば、6年間の医学部卒業後は、2年ないし3年の研修がございますけれども、終了後には東陽病院で医療行為に当たっていただけると、そういうようなことでございます。

それと、もう1点のご質問、病院の修繕の計画はというような質問でございます。これにつきましては、東陽病院は、平成3年に現在の病院に建てかえをしたということで、築年数

も25年を経過するような時期になっております。細かな修繕はもとよりですけれども、やはり今後大きな修繕が出る可能性というのが当然見込まれます。そういった中で本年度中には、これはコンサルに委託してというようなレベルではないんですけれども、将来的な修繕計画を立てる意味で、いろいろ修繕箇所の洗い出し、大ざっぱではございますけれども、金額をはじき出した中で、医業収益が向上しているとはいえ、やはり一般会計に負担するところが多いということで、そういった部分も踏まえまして将来的な計画を練っていければと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 前向きな答弁ありがとうございました。

医師確保については、簡単なところは、給料を3倍払えばどこからでも医師は来るということで、それはちょっと予算的に不可能という形だと思いますが、現実には倍の給料を払うと相当来るようです。ただし、今、当町の奨学金を受けて、そういう医師の志を持ってという形、医師を育てるという長いスパンで、結局、私どもの年齢から考えますと、長いですが、東陽病院の地域医療のかなめとする形であれば、大きな10年、20年後のスパンという形で、そんな形でどんどん努力を続けていただければいいなというふうに思います。

あともう一つ、施設そのものは老朽化するの、もう耐用年数はわかっていますので、計画的にそういう形で老朽化した施設を改善するというところで、私は前回、民生文教の視察にはオブザーバーとして参加する予定でしたけれども、急遽仕事によって、視察が残念ながらできませんでしたが、その視察で、漏れ何うところによると、設備関係といいますか、施設的な営繕の部分に非常に問題が出てくるのであるんだよなというお話を聞きましたので、計画的な改善を進めていって、地域医療のかなめとなる東陽病院、ひとつよろしく願います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 1ページ目なんですけれども、年間の延べ患者数と1日平均患者数が、補正で年間で2,430人、補正で1日にして10人ということで計上されておりますけれども、この人数減による影響が補助金関係に影響するとか、そういうことはないのでしょうか。

あと、4ページなんですけど、マンモグラフィーの修理ということで130万円、マンモの稼

働率を伺いたいというふうに思います。

その下の人材紹介料、看護師3名分ということで、恐らく看護学校からの卒業生なのか、年齢層のことをちょっと伺いたいなというふうに思います。

一番下のロビーパーティション組みかえ、具体的にお聞きできればというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 何点かご質問いただきました。ちょっと聞き取れなかった部分もありますので、答弁漏れがございましたら再度お願いしたいと思います。

それでは、まず1点目の、1ページ目になりますけれども、外来患者の人数が減ったというようなお話だったと思います。これにつきましては、1人当たりの医療単価が前年度比較して向上しております。したがって、補正予算の概要説明の中でも申し上げましたが、総体的な人数は減っておりますけれども、医療単価がふえているということの中で、今回、支出のほうでも計上させていただきましたけれども、補正財源にする、そういうふうことをごさいます、ちなみに26年度の1人当たりの医療単価ですけれども、約6,100円程度でございます。これにつきましては、院長等の方針もございまして、月1度、会議の中で、医療単価については、各ドクターあるいは医療従事者に状況の報告をさせていただいております。基本的な東陽病院の考え方としましては、6,000円を8,000円まで引き上げようと、そういうような考えでございます。当然、これは過剰診療というような意味合いではなくて、やはり個人個人に合った診療行為を的確に行うというような考え方です。この8,000円の線引きですけれども、自治体病院のデータを持っておりまして、東陽病院が、本院が一番低いんですけれども、近隣の自治体病院、多古の中央病院になりますけれども、これが約8,000円程度の外来の医療単価ということですので、これに少しでも近づけようというような考え方の中でやっております。

そして、マンモグラフィーの補正でございますけれども、マンモグラフィーにつきましては平成16年に購入したものでございます。医療機械の耐用年数というか、所得税法で見えます減価償却の年数ですけれども、大体6年から10年ぐらいの年数があるわけでございますけれども、マンモグラフィーについては大体6年の耐用年数というふうになっております。

そして、これの利用率でございますけれども、正確な数字というのは、申しわけございません、把握しておりませんが、健診業務といいましても、なかなか患者さんが集まっていない状況ということで、私も説明を受けた範囲では、それほど利用率は、大きな利用率

ではないという、そういうような状況です。件数については、正確な数字をつかんだ段階で改めてご報告をさせていただきます。

そして、看護師の紹介料ということでございます。これにつきましては議員からご質問がございましたけれども、奨学金というような意味合いではなくて、これについては、看護師の確保対策の一環でいろいろ周知活動を行っております。本年度についても、新聞の折り込み広告とか掲載をやっているんですけども、なかなか看護師さん、これも競争の分野ですから、おいでいただけないというような現状です。

そういった中で、補正予算に計上させていただきましたのは、要はそういうあっせん会社がございますけれども、そういうようなあっせん会社を通じて看護師の確保をした場合に、成功報酬として、年収ベースの何%というふうな形になるかと思っておりますけれども、本補正予算では3名分ということで、年収ベースの20%の額を成功報酬と、そういうような形でやっております。

これも賛否両論あると思っておりますけれども、私も面接、面談の中で聞きますから、やはり業者さんを介してやったほうが、なかなか自分で交渉しなくてもいいというような、そういうようなメリットがご本人にもあるそうです。これにつきましては、東のほうの大きな病院がございますけれども、そういう病院でも、やはりこういう会社を利用しながら看護師の確保に努めているというようなお話も伺っておりますので、これは恒久的にやるということではございませんけれども、あくまでも現段階では、やはり看護師の確保を最優先課題と捉えまして、優先的に確保対策という考え方の中で予算をお願いしたところでございます。

それと、年齢というお話がございましたけれども、年齢層については、やはりある程度年齢がいった方についてはお断りをしている場合があります。これはあくまでも内規でございまして、通常は経験年数等を見た中で給与を積算するわけですけれども、今の内規の中では、経験年数、丸々上限を見るというような考え方ではなくて、45歳を標準年齢、経験年数を見るというような、そういうような考え方でやっております。

ご質問の年齢層についてはまちまちです。したがって、そういうような条件でのんでいただければお願いするということですけども、最近の雇用については、20代と30代前半の方が数名採用というような形になっております。

答弁漏れがございましたら指摘していただきたいと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

もう一度、一つだけ確認なんですけど、看護師の面接を事務長のほうで行うということでしょうか。それで、年齢的なものもありますけれども、紹介があったから全面的に受けなくてはいけないということではなくて、こんな言い方をしては失礼かと思えますけれども、やはり看護師さん一人一人の質というのは、患者さんに対し、また病院の運営上に対し、また、ほかの看護師さんとのコミュニケーションに対し、非常に大事であろうかと思えますので、この辺もきちんと見られているのかというのをもう1点だけ確認をさせていただきたいというのと、さっき伺ったロビーパーティションをある程度、どのような組みかえか、聞かせていただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 失礼しました。

まず面接の方法でございますけれども、昨年度までは、実は町長にもおいでいただいた中で面接を行っておりました。しかしながら、病院の医療職については、そういう専門的な判断を下すべきことが多々あるということで、現在については、面接官としまして院長、総看護師長、私の3名で採点づけをしながら面接を行っております。

それで、人材の関係なんですけれども、なかなか20分、30分程度の面接では、はっきり人の判断というのはちょっと難しい面がございます。そういった中で、採点項目がいろいろございますけれども、ある程度採点づけをした中で採用というような形で行っております。当然、病院に勤めていただいた暁には、公立病院というようなことは面接のときでもくどいほど申し上げておりますし、もしもそういうことがある、あるいはならないように、その辺のところの指導というのはしっかりとやっていきたいと、そういうふう考えております。

そして、パーティションの関係でございますけれども、今、ロビーの薬局の前にパーティションで区切った区画がございます。ここで、本来の目的であります大腸がん検診の関係の下剤等を飲む場所ということで、そのスペースを利用しておりますけれども、やはり1区画分しかないということで、2人あるいは3人ということになりますと、なかなかそこで、特に男女ということになりますと、なかなか同じ場所というのは不都合が生じてきます。そういった中で、パーティションの組みかえあるいは新設等を行いまして、3区画分のスペースを考えております。当然、下剤を飲む場所ということですので、トイレに行かなければならないということがございますので、そのような通路スペースを設けた中でレイアウトを考えていると、そういったような状況でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、今の話とちょっと重複するとは思いますが、1つは患者数の問題です。これは患者数は減っているんですけども、外来のほうで1日10人くらい減っている。にもかかわらず予算的には同じ、診療報酬、診療単価が高くなるということでこのようになったということなんですけれども、診療単価が高くなる、高度医療の診療ということで単価が高くなるということはわかるんですけども、外来者数が減っているということは、ここは少し病院経営として考えなければならないことなのかなというふうに思います。

これは、看護師さんとか事務員さんとか、私のところにもいろんな話がきます。どうにか対応をよくしてくれということで、これは本当に切実な、何人かの人 comes。特に、入院している患者さんの親族の方とか、急に来てくれということで言われたのにもかかわらず何時間も待たされるとか、非常に事務が遅いとか、いろんなことがあるので、これ、事務も含めて看護師さんも含めて対応をよくする。病院へ行って病気になったんじゃないですよね。気分的に悪くなったんじゃないので、こここのところの対応をよくすることによって外来の人は絶対にふえると思いますので、ここはちょっと検討していただきたいというふうに思います。事務長のその辺の見解をお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ただいま、忠告と受けとめさせていただきます。

確かに、私も事務長という立場で病院に勤務しておりますけれども、少なからずそういうような声が聞こえているというのは承知しております。

以前は、接遇研修ということで、コンサルを入れた中で対応したということもあったというお話を聞いておりますけれども、そういう接遇についても、先ほど申し上げました月1回の会議、そういった場の中でお願いをしておりますし、本年度につきましては、なかなかコンサルを呼んでやるとお金がかかるというような中で、DVDを購入いたしまして、そういう接遇の研修の時間を割こうと、そういうような考えを持っております。

そして、事務を含めた看護師、医療職の対応でございますけれども、私も、そういう話があったときに、個々の看護師というか、医療職に対して話を聞くとときもあります。これも医療者の言い分ということもありますし、そういう忙しい中で仕事をしている中で、そこで対応がおろそかになるというようなことも当然あると思いますので、その辺につきましては、こういうご提言をいただいたということでまた周知をさせていただければと、そういうふうに思います。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） くだいようですみません。この問題、先週、委員会として東陽病院のほうを見させていただきました。それで、東陽病院は、非常に施設のにも改良しなければならないこと。事務長さんの苦労はよくわかっています。ですけれども、改修もしながら利用しやすい病院にしていかなければ、患者さんがですよ、患者さんが利用しやすい病院にしていかなければ、外来の患者さんは来ないと思うんです。信用関係の病院をつくる必要がありますので、ここは病院実態をよく町長にもわかっていただいて、わかっているとは思いますが、なおさらわかっていただいて、長期の東陽病院の展望も含めて、今、早急にやらなきゃならないことと長期的にやることということを整理して、町長の意見を伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 病院経営の、特に自治体病院の経営の難しさというものを直面しているわけでございます。先ほど来、齋藤議員からもお話があったとおり、まず医師の確保、看護師の確保、そして医療職の確保、そうした中で、以前よりはある程度向上している部分がございます。そうした中で、当然のお話でございますし、今後あらゆる角度から検討し、改善をしていきたいと考えております。

現実問題として、せんだって、一時的ではございますけれども、病床利用率が80%を超過するようときもございました。看護師も必死に少ない人数の中で努力をしております。それと、そうした中で、そうした部分においても、最近では看護師のモチベーションも、徐々にではありますけれども、向上しているんじゃないかという報告も受けております。そうした部分も含めながら、今後一生懸命努めてまいりたいと考えております。

それともう1点、医業単価の問題ですけれども、今、議員、高度医療と申し上げましたけれども、手術の部分もございまして——これは外来の単価ですから手術は関係ございませんが、結局、丁寧な対応をして、しっかりと検査をしてというような親切な治療を目指していくと、このような結果になったのではないのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 最後ですけれども、外川院長を初め、病院改革ということで改革されていることはよく理解しています。本当に一生懸命という姿勢は私も見受けられました。ですけれども、やはりこのところはもう一度冷静になってみて、周りの利用している人の声もよく聞いて、それから改善するところというのは、委員会でその辺のところの声を聞いて

もらって改善をしていただきたい。町長に特にお願いするところです。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回、補正でもお願いしています電子カルテの予算の部分についても、会計の待ち時間が長過ぎるというご指摘は重々聞いておりましたし、それについても今度、一步踏み込んだ病院経営の向上のために進めるものでございますので、今後とも、横芝光町営の東陽病院でございますので、地域住民の皆さんに愛されるように、今後とも努力してまいりますつもりでございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時10分とします。

（午後 0時10分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時09分）

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

日程第9、議案第8号 平成26年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、質問させていただきます。

主に実績報告書の中から、ページ数等をお知らせさせていただきたいと思います。

まず、6ページ、事務用機器の購入、この台数と1台当たりの価格。

続いて、公用車の332万6,000円、これはどのような車をお買いになったのか。

続いて、その次のPCB、これは廃棄処分の運搬費及び処分委託料ということで、これはどの部分のPCBなのか。

それと、次ページの7ページの町勢要覧の作成業務委託料、これの部数と単価。

それと、同ページのLED防犯灯に関して、今期は100万7,000円の39基で設置をしますが、そしてリースで今現在もやられております。過去の合計のLEDの防犯灯の数。それとあとは、その電気料がどのくらいの節減になったのかおわかりになれば、わからなければ後でも結構です。

8ページにいきまして、エアコン設置の工事補助金が342件出ております。これは、26年度は終わりましたが、今後の計画予定をお願いいたします。

続いて、9ページをお願いいたします。商業施設内証明書等発行事業、これはサビアの中の町民サービスセンターで、説明は伺いました。これは税務のほうでということでしょうか。住民課と両方かぶっておりますが、特に税務課ということでお伺いしたいと思いますが、サビアの。両方、住民課とかぶっているんですね、これたしか。これは住民課の担当とかぶっておりますが、そんな中で、公金収納が2万4,485件、3億5千万何がしがありますが、会計決算ですが、昨今、さまざまな不祥事で、公金の取り扱いをめぐる事件が多発しております。そんな中で、今後このような、非常に町民にとってすばらしい利用状況で便利かと思いますが、その辺の所見を町長にお願いします。特に、マイナンバー制度が始まると、例えば、住民課にももちろん関係ありますが、諸証明の、近隣でもやっているコンビニ等でのサービスも含めて、方向性はそういうふうに行くと思うんですね。このサビアの今後のあり方、町長にお願いします。

あとは、飛びまして21ページをお願いしたいと思います。真ん中のマスコットキャラクター活用事業、これは今現在、1体と言うと余り子供の夢がなくなりますが、現実1体でやっているかと思いますが、27万のその保守というか、修繕というか、クリーニングというか、それ等々でかかっちゃっているんですね。もう1体ほど予備があればと思いますが、その辺のお考えをお聞きます。

それと、21ページの道路ストック総点検委託料、この内容をお願いいたします。

それと、23ページ、下から2行目、都市計画見直し業務委託、これは定期的に行うのか、その辺のあり方をお伺いいたします。

それと、その最下段、駅前広場管理事業、これは東町区が指定管理を委託されてやっております。770万4,000円。駅前に関してはこのようなあれでやっておりますが、他にも買収したところを今、約80坪、検討委員会で、私も出席させてもらってやっておりますが、今現在、東町区では観光案内所も兼ねてやっております。その辺のお考えを、これも町長にお聞きできればと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 森川議員から私のほうに2点ほど、町民サービスセンターの公金の取り扱いの部分と、また今後の取り扱いについてと、また駅前の観光案内に関して、お答えをさせていただきます。

今、森川議員からもおっしゃっていただきましたとおり、非常に町民の皆様には喜ばれており、非常に便利などということをお声を聞いているところでございます。ご案内のとおり3億5,000万円以上の税金の収納も行っておるところでございまして、非常に高額なお金を、その場で現金で取り扱いをしているわけでございます。

スペースの中、バックヤードの大型の金庫に保管をしまして、翌日、京葉銀行が集金に来てくださるという形になっており、また、サビアについては、24時間体制での防犯監視体制も警備員によって、閉店中についてもそのように措置がされているということの中で、今まで一回の事故もなかったわけでございます。また、今後ともさらに、それに甘えることなく、公金、極めて大きな金額をお預かりしているわけでございますので、事件や事故が起きないように、これからもしっかりとした対応がとれる努力をしてまいりたいと考えております。また、施設そのものの今後のあり方についても、できる限りサービスを充実させたものにしていきたいというふうに考えております。

また、もう1点の駅前の観光案内についてでございますけれども、今おっしゃられるとおり、東町区に指定管理をお願いしている駅前管理でございますけれども、実際あのスペースは、駐車場の管理が主というような形になってございまして、一応、観光案内所としての標榜はありますが、なかなか実質的にはそれが機能しているかどうかについては、いささか納得いくものではないというふうに思っております。

今、商工会、観光協会を初めとして、町有地の部分についてそのようなご提言もいただけるのかなという話を聞き及んでおります。今後、補助金等の獲得の問題もございまして、いろいろな角度から検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、森川議員からご質問いただいた点につきまして、順にお答えさせていただきます。

まず、資料6ページの事務用椅子の購入でございます。これは職員の事務用の、ふだん座っております事務に使用します事務用の椅子ということでございます。総体で250基を購入するという3カ年計画でございまして、各年70基程度ということでございまして、平成26年度におきましては、236万4,000円にて70基を購入したところでございます。単価は、割り返しますと1台当たり3万1,000円強、それに消費税を加えたものということでございます。

その次の公用車購入でございますが、これは企画財政課で管理する公用車、区分でいいますと小型貨物車ということで、それを3台購入したところでございます。332万6,000円、入札に付して、相当予定価格よりも安く購入できたという結果でございます。

続きまして、微量PCBの処分の関係でございますが、これにつきましては、この役場庁舎の北側に高圧受電設備、いわゆるキュービクルで使用しておりました高圧トランスあるいは高圧コンデンサーの中に微量のPCBが含まれていたものと、あと旧横芝中学校にも高圧トランスがございまして、その2カ所で、平成21年度から保管をして、処分ができないでいて、厳重に保管をしていたという状態でしたが、平成25年に県内で、処理の資格、認可を受けました業者が誕生したということで、搬送の範囲内、県内であればということから、早速連絡をとりまして、処理をしていただいたということでございます。

処理したものとしましては、今、申し上げました高圧トランスがこの役場と旧横中でそれぞれ1台ずつの2台、高圧コンデンサーが役場庁舎北側に3台ございました。それらの処分に係る経費ということでございます。

続きまして、町勢要覧の件でございますが、町勢要覧につきましては、平成26年度、それと本年度、27年度の2カ年継続で、継続費を設定いたしまして取り組んでいるところでございます。2カ年といたしましたのは、言うまでもなく、1年を通じてのさまざまな行事等を漏れなくよりよい写真等を作成したいというようなことから、2カ年の継続でございます。

作成する部数につきましては、1万部ということで契約しております。当然、全戸配布を

させていただくということでございます。昨年度の実績といたしまして366万9,000円でございますが、事業総額といたしましては815万5,000円ということでございまして、単価というか、それを部数1万部で割り返すとというような、そんな計算でよければということになります。当然、その中にはいろいろ技術的な経費等も全部ひっくるめての総額ということでご理解いただければというふうに思います。

私からは以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、LEDの灯数ということでございますので、町が管理しております防犯灯、道路照明灯を含めまして、1,902灯のうち1,722灯、LED化率としては90.5%でございます。

それと、25年度に実施しましたLEDのリース事業によりまして、どのくらいの電気料が削減できたかということでございますが、25年度の電気料に比較しまして、26年度の実績で643万5,512円の削減となっております。そのほかにも、リース事業で実施したために維持経費がかからなくなっておりますので、25年度の維持補修費との比較で144万2,511円の減となっております。それにリース代金が202万4,352円かかっておりますので、それらを集計いたしまして、今回のリース事業によります町の利益と言ってはあれですが、579万3,674円、経費として浮いているという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 申しわけございませんでした。もう1点、森川議員からご質問いただいていたものを答弁を忘れておりました。申しわけございません。

エアコンの設置の関係でございます。今後の計画というご質問でございました。ごらんいただきましたように昨年度から実施しているものでございますが、342件の実績でございます。これにつきましては、昨年、平成26年度から本年度、来年度まで、3カ年で計画しておりますところでございますが、実施の見込み世帯ということでございますが、総体で約2,900世帯の計画でございます。

ただ、これにつきましては、制度を周知した上で申し込みによりということでございますが、あくまでご本人の希望による設置でございますので、見込んだ世帯2,900が全て申し込まれるかという、それは今後の推移を見通していかなければならないということでございますが、事業実施に当たりまして、初年度は1,500、2年度に900、そして3年目に500強と

というような、最初の年ほど申し込みが多いのではないかというような、そういう見通しで総体の3カ年計画をつくったわけですが、今申し上げましたとおり、1,500見込んだところに実際は342件、これはPR不足ですとか、そういう問題もあろうかと思いますが、そういった反省を踏まえまして、本年度については積極的なPR等も実施したところでございますが、いずれにいたしましても、3カ年計画としては最大で2,900くらいは、世帯数から計算するとあるのかなということでございますが、これについては当初の予定どおり、本年度、来年度までこの制度を継続いたしまして、PRに努めながら、住民のよりよい居住環境の形成に向けまして、事業を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは私のほうから、マスコットキャラクター、よこびーの件でお答えをいたします。

昨年度は、平成26年度では43イベントに参加をいたしました。このため、キャラクター自体のほころびですとか、そういったのも生じてまいりました。したがって、新しいもう1体ということを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは私のほうから、2点ほどご質問いただいておりますのでお答えをいたします。

まず、道路ストック総点検でございますけれども、この調査の目的は、当町が管理します道路施設、道路標識、道路照明、道路のり面等の道路構造物の現状を把握しまして、異常または損傷を早期発見するとともに対策の要否の判定を行い、第三者被害のおそれのある事故を防止し、安全で円滑な道路交通の確保を図る目的として実施したものでございます。

実施内容といたしましては、道路標識、対象としましては43カ所、347基、道路照明77カ所、577基、道路のり面159カ所を調査したところでございます。点検方法としては、近接目視を基本とし、適宜触診断を行うということでございます。

結果といたしましては、緊急に補修しなければならない箇所が、道路標識では1カ所、道路照明では1カ所ございました。ただ、これは、旧こどもの国の交差点でございまして、この修繕につきましては、従来から土木事務所が行うことになっておりますので、土木事務所のほうに依頼したところでございます。あと、幾つかの補修箇所というのはあるわけですけ

れども、今後、随時工事等を行いまして、補修を行っていく予定でございます。

それともう一つ、都市計画のほうでございますけれども、現在、当町は、横芝都市計画、光都市計画のそれぞれの都市計画区域となっています。この統合作業を、現在県のほうで行っている都市計画のほうの見直しの変更とあわせて実施、集中的に行っているところでございますけれども、昨年度も、見直し作業に必要な都市計画の原案作成、関係機関等の協議、調整等を行うために、千葉県のまちづくり公社のほうに委託したものでございます。

また、本年度、もう既に発注したわけでございますけれども、変更図書等の作成業務等を行いまして、今年度中にこの変更を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、戻りますが、5ページのインターネットホームページの更新委託料等々で、まずアクセス数の推移を願いたいと思います。

あとは、環境防災課長には本当に詳しくありがとうございました。

あと、全体的に、企財課長、空港からの普通交付金、特別交付金、両方で4億何がし、その中で、いろいろ分かれていますんですが、直接、例えば騒音の補助、いろんな施設等々に、学校とかやっていますよね。それと町民に直接、町民というか、あれは区ですか、交付しているところ、その辺をちょっと詳細にお願いしたいと思います。

それから、9ページのサビアのサービスセンターですけれども、町長は、貸金庫もあって、翌日京葉銀行さんが集金に来てくださるということですが、個人的な感想を述べさせていただきますと、確かに防犯カメラも今回つけて、非常通報装置もつけたということで、万全かとは思いますが、例えば、近いので、あそこを続けられるのであれば、夜、貸金庫に入れちゃうと。途中で強盗がということもあるけれども、というようなこともありますので、ご検討願いたいと思います。

特に、公金の関連する事件事故が多いので、それを事前に、今までがなかったからいいということではなくて、絶対にあってはならないからというようなシステムづくりをしていかないと、大きい金庫がありますよ、サビアは24時間大丈夫ですよ、防犯カメラもありますよ、それは抑止力にはなるでしょうけれども、私は決定的ではないと思います。さすまたはなくともいいと思いますけどね。

あと、環境美化運動、18ページ、一日清掃・栗山川周辺環境ボランティア261万7,000円、これ参加人数の推移、それと役場職員が何名これに参加しているかわかれば、ざっくりでい

いです。協働のまちづくりを町長も訴えておられますので、みずから職員が率先することが私は適切かと思えます。確かに休日で、それを強制することはできないと思えますが、その辺のお考え、お願いしたいと思えます。

それと、18ページ、生ごみ処理器はずっと4万ですけれども、これ、やめたらどうでしょうか。多分使っていないと思えます。

それと、再生エネルギー推進事業、太陽光発電32件、さきの大洪水で鬼怒川が氾濫したところもこのような問題がありましたけれども、こういう申請があった場合に、きちっとチェックをしているのかどうか、現場の。その辺をお願いしたいと思えます。

それと、19ページの環境衛生組合の関係で、匝瑳市ほか二町環境衛生組合、あれは予定をお聞きしたいんですが、今度、松尾の山武環境に合併するということですが、これは5,780万円の負担金、山武環境、施設を新しくしたということで3億何がしありますが、その予定を、いつまで匝瑳市のあれを使うのか。

最後に、監査、ずっと出席なさっていただいて、本当にご苦労さまでございます。月に1回、多分2日ほど、大変な資料、膨大な資料を監査してくださっているかと思えますが、今後、町長の標榜されている聖域なき財政改革、その中で10億円削減という数字を出されて、さまざまところで訴えられております。非常に夢があって、すばらしい思案だなというのは感じるんですが、具体的にどの部分。例えばどこの何をというような、具体的にやって10億円になるんだよというようなお答えをいただきたいと思うんですね。町長は徹底的な節約という抽象的な、この前も全協でお聞きしましたけれども、それでは何をどうやって10億減らすのかというのが、私には判断力が鈍いせいとか全くわからないんですね。それを聞いて2回目の質問にします。

○議長（鈴木唯夫君） 決算資料につきまして答弁願います。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず公金の扱いの件でございますけれども、どのようなものが一番安全かつ適切に処理できるのかについて、安全面も、そしてまた、不正な部分を撲滅するためにも、しっかりともう一度、再検討に再検討を重ねていきたいと考えております。

また、一日清掃ですとか栗山川環境ボランティアについて、職員の動員の件でございますけれども、それについては、せんだって庁議でも各幹部職員に対して、できれば全員の出席を願いたい旨のお願いはしてございます。そうした中で、徐々にではございますけれども、今、参加職員の数も、職員数、そしてまた誰が出てきたかについても把握もしてございます。

し、今後とも、それにより一層職員の参加が促せるような努力を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） それでは私からは、決算資料の5ページ中段になりますが、ホームページのアクセス数ということでご質問いただきました。平成26年度につきましては16万2,999回でございます。1日当たりということで、単純に365日で割り戻しますと446回ということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 空港周辺対策交付金のご質問にお答え申し上げます。

成田空港周辺対策交付金、成田空港株式会社からいただいているものでございますが、この厚い決算書がもしお手元におありでしたら、55ページをお開きいただければと思いますが、55ページの下のほう、空港周辺対策交付金、昨年度4億3,533万9,000円の歳入がございました。普通交付金と特別交付金にその使途の性質上分かれておりまして、合わせてこの金額でございます。この金額については、合併以来、年度によりまして多少の多い、少ないはございますが、ここ数年はほぼこのレベルの金額をいただいているところでございます。

ご質問の、この中で直接住民に恩恵といいますか、交付金が行き渡っているというような意味の歳出ということでございました。ご質問の趣旨に一番ふさわしいのは、いわゆる迷惑料と通称言っております航空機騒音障害防止対策事業補助金、各地区に配分しているものでございますが、これにつきましては、昨年度4億3,500万のうち、総額で5,825万5,000円の支出がございました。交付金全体の13.4%に相当するものでございます。このほか、先ほどご質問にありましたエアコンの設置につきましても、その財源といたしましては、周辺対策交付金を利用しているということでございます。普通交付金、特別交付金、それぞれ活用しているということでございます。

そのほかは、結果的には住民のためになっているということで、例えばいろいろな福祉施設、教育施設のエアコン、東陽病院もそうですけれども、空調施設の維持管理費ですとか、あるいは道路、消防施設、防災施設、公園施設、もろもろの周辺対策交付金の使途、要綱に基づいて申請してこの金額をもらっている、結果的にはそれらが全て住民のためになるということですが、直接住民お一人お一人に行き渡るというような意味合いとすれば、今申し上

げた迷惑料、騒音障害防止対策事業補助金ですとかエアコンの設置補助、これらの支出が当たるのではないかということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） では私のほうから、まず初めに栗ボラの参加者ということでございますが、これは細かい数字を持っていないで申しわけないのですが、その年の天候等にもよりますが、例年、春、秋ともに500名程度の参加をいただきまして、年間で約1,000名でございます。そのうち職員がどのくらい参加しているかということでございますが、これがおおむね80人程度の参加をいただいております。

それと、太陽光の現地確認をしているかということでございますが、環境防災課で補助しております太陽光につきましては、住宅用の太陽光発電ということでございますので、家の屋根、庭等に設置する小規模のものを対象としております。これにつきましては、交付申請がありましたら、現地を確実に確認いたしまして、写真で、現地がまだ設置されていないことを確認の上で交付決定を行っておりますので、全ての場所を確認しております。

次に、電動生ごみ処理機でございますが、議員にはいつも委員会でも毎年お話をいただいております。ちなみに、これが合併当初から、ことしで10年この事業をやっております、ピークは、平成19年、20年の、19年が15件、金額で28万2,600円、20年が18件、31万8,900円の補助を出しながら、ピークでございます。ここ数年は5件、4件、2件、3件というような件数でございますが、これにつきましては、内部組織でございますが、事業再構築検討委員会の中でも取り上げていただきまして、事業の廃止についての検討を行っているところでございます。

次に、匝瑳市ほか二町環境衛生組合、ここから今度いつ山武郡市の環境衛生組合に移れるかということでございますが、東総地区のごみ処理場が平成33年に開業するという予定でございますので、山武郡市の組合のほうの議会に申し入れをいたしまして、正式に匝瑳市ほか二町環境衛生組合の事業が廃止になった時点で山武のほうに移れるという段取りになっております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） サビアの公金の扱いについて、私のほうからお答えさせていただきます。

サビアでの公金は年間3億円を超える金額ということで、非常に住民の利便性に寄与しているところがございます。しかし、税務課としましては、現金の扱いというのは極力しないほうが良いという考えがございまして、現在、口座振替の推進をしております。また、24時間利用できるコンビニ、それも最近かなりふえてきております。

しかし、今現在、住民がそのように、今言いましたような利用がありますので、それはそれとして、より安全性を確保しながらやっていき、税務課としては、極力現金を扱わない方法を町民に推進していきたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（鈴木唯夫君） 代表監査委員。

○監査委員（伊藤美宣君） それでは、森川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

9月3日の本会議におきまして監査報告を申し上げましたが、3日間にわたり監査を実施してまいりました。厳しい財政状況の中で、町長を先頭に職員が一丸となって職務に取り組んでいる様子がうかがえました。

そこで、森川議員のご質問ですが、10億円の削減、何を削減するかというご質問でございますけれども、これは総体的な見直しをしなければ当然ならないと思います。そこで、監査を通じて特に感じましたことは、補助金の見直し、これを特に感じました。

その中で、まず所期の目的を達成した補助金につきましては、廃止するか、あるいは削減が望ましいと。それから、補助金の目的が運営費的なものについては、これも削減をするか廃止するかの検討と。しかしながら、内容を精査し、必要と認められるものについては、たとえ新規事業におきましても積極的に補助金の交付をされたいということでございます。とにかく、総体的な見直しをしなければならぬというふうに感じました。

以上です。

〔8番議員「終わります」と発言〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ではお尋ねします。森川議員と重複するような形もございますけれども、5つほど質問させていただきます。

まず、横芝光町歳入歳出決算書の103ページ、2款3項、商業施設内証明書等発行事業、この部分については、今、森川議員からる質問がございましたけれども、完結したような形ですけれども、税務課の部分と住民課のサービスがございまして、その部分から住民課の目から見たサービスの部分で、セキュリティーとかいろいろな形で、カメラをつけてという

形で進んできたんですけれども、その防犯の観点からもう一度ご意見をお伺いして、この予算の内容が適正かどうか、そういう見解でご質問したいと思います。

あと、決算書のページ数で言いますと265、9款5項、図書館ギャラリー運営費、この事業内容と実績等をお聞かせいただければと思います。

次に、資料はわかりまして決算書の実績報告書からお尋ねいたします。

10ページ、4行目の決算書のページ115、3款1項1目、社会福祉協議会運営費補助事業、この内容についてお伺いをさせていただきます。

次のページになります。11ページ、9行目、決算書のページ123、3款1項3目、外出支援サービス事業についての内容、あるいは他町村との対比ができれば、お示ししていただければと思います。

最後に、同じ実績報告書の54ページ、学校給食センターの給食費の未収金額についてお伺いいたします。対前年比、人数、未収件数も金額もほぼ倍に上がっている、その理由についてお伺いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま齋藤議員から、サビアの中にある町民サービスセンターの防犯体制について、考え方をというようなことをいただきました。

先ほど森川議員からもご質問がございましたけれども、町民サービスセンターにつきましては、公金で3億5,000万以上、それと証明で240万ということで、かなり大きな金額を取り扱っております。それに対して防犯体制がどうなのかということでございますけれども、先ほど町長のほうから防犯体制についてはお話がございましたけれども、平成26年度に防犯カメラの設置、また、直接警察のほうに通報できる防犯通報装置を設置いたしまして、以前よりはかなり防犯体制についても、セキュリティー関係についてはよくなったのかなというふうに考えております。

ただ、防犯体制も、外の防犯体制もそうなんですけれども、やはり職員自体がそういう意識、防犯の意識がないといけないとも思っております。また、職員もそういうような形で公金、こんなことを言ったら言葉が語弊があるかもわかりませんが、お金に対する意識だとか、そういうのが薄い者の中には、近隣の市町村でもそういうようなことがありまして、そういうものも踏まえまして、やはり職員の意識も大変重要だと思っております。

そういうようなことで、町民サービスセンターで執務する職員に対しては、公金の大切さ

だとか、そういうものについて、指導と言ったらおかしいですけども、その辺の認識をよくしてくれよということは常々言っております。

ただ、今現在の状況といたしましては、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、金庫にしまい、最終的にあそこは10時から8時までやっておるんですけども、午前10時から8時までということで、その日は耐火金庫の中にしまいまして、翌日に京葉銀行が直接取りに来るといようなことになっております。

先ほど森川議員のほうから、貸金庫なんかはどうなのかというようなお話がございましたけれども、今の時点では、現在やっている体制が一番安全なのかなというふうに私ども考えておりますけれども、またさらに、安全に対してもっと安全なものがあればということであれば、また検討していくというのも考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） それでは、平成26年度の実績報告でございます。ギャラリーの件ですが、その内容ですが、まずは謝礼金でございますが、それについては、受付をやっていただけの方への謝礼ということでございます。あと、消耗品等は、その展示ですね、それに関しまして消耗品を購入するということになります。

内容については、平成26年度は4回実施いたしました。その中で、4回の合計の入場者数が5,210名でございます。その多くの皆様が入場をしていただいたということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 私からは、決算資料10ページの社会福祉協議会の運営補助金と11ページの外出支援の委託料の関係のご質問でお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に社会福祉協議会の運営補助金でございますが、金額3,886万5,000円のうち、いわゆる人件費分が3,031万7,000円、約8割が人件費でございます。この人件費の内訳なんですけれども、局長1名、それとあと事務員5名分でございます。残りの2割分がいわゆる事務費関係、光熱水費関係、それらの経費となります。

続きまして、外出支援の関係でございますが、これはゆうあい号の運行でございます。社会福祉協議会のほうに事業を委託して町が行っております。該当車両は5台、主にといいいますか、ほとんどが病院関係の通院で皆さんお使いになっております。

よそとの対比ということでございますが、何分にもこの事業、個人負担なしで、いわゆる

ゼロ円ということでやっているサービスでございますので、はっきりしたことは、今、手元に資料ございませんが、仮にかつて近隣でやっていた自治体があったとしても、今は縮小しているか、あるいは一部有料という形で継続しているか、完全無料で実施しているのは当町ぐらいではないかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、給食費の滞納がふえた主な要因でございますが、推測の部分と年間の行動から判断する部分とということで、あわせてご説明になってしまいますが、3点ほど考えられることがございます。

まずは、これは推測の範囲を出ませんが、給食費が値上がりしたということも一つの要因かというふうに考えていることと、例年、滞納整理を教育課職員全員で年に2回行っているんですが、平成26年度にあっては、町内の大きな行事とかちあって、いつもどおりの体制で行うことができませんでした。それが2つ目の要因でございます。

3つ目の要因ですが、年度末で滞納整理を強化するという時期におきまして、これは3月でございますが、給食センターの関係する者の中からノロウイルスが発生をしたということで、やむなく給食を中止をしたという日がございます。給食費については食材費をいただくという大原則の中から、この給食費を、細かな数字ではございますが、1食分返すという作業を2,000件行わなければなりません。それを出納整理期間中に集中してお返しをするという作業をしていましたことから、年度末での滞納整理が、若干そちらのほうに時間を傾注できなかつたと、言いわけ的なものになってしまいますが、そういうものもございました。大きくは3点ほどふえてしまったという可能性としては考えられます。

これからも、現年度分の滞納をふやさないという大原則のもとに、過年度分の滞納整理にあっても努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） どうもいろいろありがとうございました。

では、セキュリティーの面ではまたもう一回お伺いしますけれども、確かに、公金収納部分のご意見は先ほど税務課長さんから、住民のサービスの利便性はあるんだけど、リスクが多いので、なるべくだったら現金を扱わないという形の部分を考えたいと、そういう方向でというご意見をいただきまして、住民課長さんのほうもほぼ同じで、今、住民課と税務

課があれして、片方は証明の部分での住民課、片方は収納の部分でということで、多少は性質は違いますけれども、同じ窓口で受け付けておりますので、何年も前から私ども心配していたのは、森川議員も重複していますけれども、セキュリティーの問題が、カウンターにも何もなくて、週末には多額の現金をお店の機関に預かって、お金は返せますけれども、おけがをされたり命の部分で大変だなという形で、金庫の中に入れていたのでは、お金があるという形でわかっている、お金は弁償できますけれども、命ですとかそういうものが大変大切だなということで、何年も前から森川議員等々が、住民課あるいは税務課との協議というのを常任委員会の中であれして、おおむねそういう形であれしていますけれども、その中で、今の状況でセキュリティーもほぼ満足して、防犯カメラもすばらしいものをつけたから、夜の9時、10時まであれしていても大丈夫だよという、自信を持ってあげられますでしょうか。

あと次、図書館ギャラリー、その事業の部分で、非常に三百何十万使って利用者数もかなり、今お聞きしましたところ5,210名ですか、平成26年は。4回の事業だったんですけれども、昔は、ちょっと前までは6回ぐらいやっていたという形ですけれども、私も何回も申すように、箱物とか、いいものをつくっても、やっぱり文化に、社会文化とか、町の文化とか、歴史の基盤がないと、幾らその上にお金をかけても長続きしないというのが私の考え方ですので、もう少しこの文化の、移送の部分では、聞くところによりますと、先月、九州のほうの新聞にも、横芝光町のギャラリーのあれが新聞報道されたということで、非常に全国的にもそういうスポットで有名になっておりますので、横芝光町の文化を発信している、文化のレベルを発信している事業でもありますので、どうかももう少し研究をなされて、先ほどの伊藤代表監査委員ではないですけれども、めり張りのきく予算の配分をもう一度考え合わせていただければと思います。

社会福祉協議会、10ページのやつで、今お伺いしました。3,886万円の予算で80%人件費ということで、これはよその地域もあれですけれども、町とほぼ独立して、補助金は出すけれども、独立した部分でおやりになっている市町村もあるという形なんですけれども、今後のそういう展開の方向のお考えがあればお聞かせください。

あとその次に、11ページの外出支援サービス事業、今、延べ人数が2,039人で、病院に行かれています方、無料でということで、近隣町村にはないサービスだということで、ゆうあい号、今お伺いしましたところ5台でという形で、そのゆうあい号というのは、どこかの寄附による、どこの車両の所有で、どういう範囲で運営されているのかというのを、もう少し詳

細に教えていただければと思います。

あと、給食なんですけれども、学校給食センター所管の部分で、私も昨年までは給食運営委員という職を仰せつかって、一生懸命、未納の給食費の部分については二、三年前から言っ、て、職員の皆様も朝に晩に電話をかけてくださいよと、本当に払う意思があるのか、外車に乗って、携帯電話2台持って、給食費を払わないのでは大変なことですから、その見きわめをよくやって、そういう形でやってきて、少しずつ成果が上がってきたところ、今、理由というか、言いわけというか、3つのお答えを聞きましてがっかりしたんですけれども、まさに言いわけですよ。給食費が値上がりしたから払えなかったんじゃないかと、そんな理屈はあるのかな。あと、職員対応が、要するにほかのところにおろそかに、自分の仕事をやらないで、収納だって朝から晩までやって、去年まではある程度率が上がっていたわけでしょう。やらなかったということは仕事怠慢だというふうに私は思うんです。あと、ノロウイルスなんて、不測の事態というのはどこでも起き得るんですから、食品を扱っていて。それで2,000件の返金どうのこうのって、それはやっぱり、収納のどういう理屈であるのか、その辺が、もう少しよく詳細を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 齋藤議員さんから、防犯体制、完璧なのかというようなお話だと思いますけれども、やっぱり現金を取り扱っておりますと、こちらが安全と思っ、ていても、完璧というのはなかなかないと思っ、ております。できれば、先ほど税務課長が話をしたように、直接現金を取り扱わないで、口座振替だとか、そういうもののほうがいいという認識をしております。また、芝山、山武市なんかもコンビニを利用してやっているんですけれども、うちのほうとしてもそのようなものも利用できないかなということで、一度試算したことがあるんですけれども、やはり金額的なものも相当かかってしまっ、まして、町民サービスセンターは非常に好評なものですから、現在はそのまま、町民サービスセンターを大事にしていこうというような考えでやっております。

今現在考える中で、防犯体制につきましては大分よくなったのかなと、完璧とは言えませんが、よくなってきたのかなというふうに考えております。また、皆様方のほうから、もっと安全だとかそういうものが、ご意見、ご提言があれば、またそれらを踏まえて検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） 平成26年度は4回の開催でございまして、それは日数が若干

長かったかなというような感じはします。その前年の25年度は大体40日から50日ぐらいということで、6回の開催をしております。それで今年度は、予定としましては6回を予定しておるところでございます。

議員さんも出展されました6月6日から7月20日までですけれども、日数は37日間でしたので、実際、内容は非常にいいものでありますので、今年度、一応もう予定は決まっておるところでございますが、28年度とかその先は、またよりよいものを展示するようにします。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 社会福祉協議会の独立といいますか、自立といいますか、そのあたりのことなんですけれども、実は社会福祉協議会の中に、社会福祉法人ということで独立している法人は間違いないんですけれども、現行の社会福祉協議会でも会計的には2つ持っております、1つが社会福祉事業の会計と、もう一つが広域事業、いわゆるケアマネージャですとかの介護関係事業の会計がございます。この広域事業、いわゆるケアマネ関係の事業につきましては、町からは運営の補助というものは支出しておりませんで、社会福祉協議会の自分たちの活動の収益の中でという事業を行っております。

どうしても、社会福祉事業のほうにつきましては、なかなか収益が出ない事業だということがあって、町のほうから運営費補助というものをずっと支出してきたと思うんですけれども、ただ、確かに議員おっしゃるように、大分活動的に活発に活動されている社会福祉協議会も事実ございます。そういうところは、私もちょっと勉強不足で申しわけないんですが、いろいろと収益を上げている事業も行っているというふうに伺っておりますので、そのあたりは私自身、これから少し勉強をしていきたいというふうに思っております。

それと、ゆうあい号なんですけれども、今5台ございまして、車椅子が乗れたりするリフトつきの車両ですとか、そういうものもございます。

申しわけございません、この5台が、町名義の車だとは思いますが、それが例えば寄附で購入したものなのかというのが、ちょっとそこまで5台の区別ができません。確認した上でお知らせをしたいと思います。

ただ、この5台とも大分年数がたっておりまして、事業を継続するにも、やはり買いかえという事態が間もなくまいります。そのときに、この外出支援の事業を今と同じように継続するのか、あるいは何らかの改善をするのか、そのあたりの検討をしなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 先ほどのお答えが大分言いわけじみていまして、大変申しわけございませんでした。努力が足りないという部分がございますので、その辺は今後は努力をしていきたいというふうに思っています。

滞納整理の際の、払えないのか払わないのかの見きわめでございますが、滞納整理に行くときには、その辺は十分見きわめた上で催告するようというふうに指導をしてございます。その中で、払えない方については、学校を通じ、準要保護等の相談も、やはりこちらからアドバイスをするということも心がけるようにはしております。払わない方については、その後も電話催告なり臨戸訪問なりというものを続けてやっていくということにしております。

なお、先ほど漏れてしまったんですが、給食センターの職員2名での臨戸訪問、電話催告については、例年どおり行ってはきました。しかし、3月になって、先ほどの精算行為の内容についてどのような現象が起きるかという部分になりますが、給食費というのは月額単価でお預かりをいたしますが、何らかの理由によって子供さんが休まれたときなどは、給食がとめられればとめるという手法をとっております。これも何日か前に報告をいただかないととまらないんですけれども、それらのものについては精算をするところを、年度末においても、それらの年間の食数ですとかその月の食数において精算をし、納付書を発行したり、銀行引き落としの手続をしたりという、その行為の後にノロウイルスによって1日、こちら側の原因においてとめたということで、既に納められているものについては返納、納付書等によって納めている方については、納まっていなければ納付書の再発行という、そういう手続をやっていたんですが、返納先が不明の方も中には、納付書で納めている場合にどこに返していいかというのがわからないので、そういう口座調査等についても非常に時間がかかるものでございました。つきましては、出納整理期間までに全て終わらせようという努力をしたんですが、何件かはどうしても連絡未了で、相手方からの連絡もいただけなくて終わっていない部分は、27年度分でお返しするような手続をしておるんですが、そういうところに非常に手間どってしまって、どうしても滞納整理のほうの努力が足らなくなってしまうというところは事実だと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時30分とします。

(午後 2時17分)

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時30分)

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） まず、決算資料で伺いたいと思います。

まず、9ページ、4行目の、住民課長に、証明料として1年間の収入済額を教えてくださいたいと思います。

10ページ、5行目の民生委員会活動事業でありますけれども、このところは町長に伺いたいと思います。昨今、民生委員を引き受けていただくのに非常に難儀な状況が、苦慮している地域があるということで伺っておりますけれども、今後の対策と伺いますか、町長のお考えを伺いたいと思います。

12ページ、4行目の特定疾患見舞金支給事業、毎年伺っていることでもありますけれども、もし手元に資料がなければ、後ほど教えていただければ結構ですが、今、特定疾患の特定疾患項目が国の寛大な、疾患項目がふえている。当町の26年度の実態を伺いたいというふうに思います。もしお手元になかったら、後ほど教えていただければ結構です。

13ページ、2行目、ひとり親家庭、母子家庭の数、また父子家庭の数を教えてください。

そして、その下の5行目、児童手当、ゼロ歳から3歳未満までが1万5,000円、3歳から12歳未満までが1万円、第3子以降が1万5,000円、中学生が1万円。また、所得制限がある5,000円の特例給付ということであろうかと思っておりますけれども、26年度の人数を、後ほどでも結構ですので教えてください。

14ページ、これも毎回出ますけれども、通園バスの補助金事業、決算を終えてどのように考えているか、ここは町長にお伺いしたいと思います。

そして、その下の4行目、延長保育促進事業補助金、わかれば施設別に教えていただきたいと思っております。

一番下の9行目の上塚小学校児童クラブ運営事業60万6,000円、これは前年度よりも金額がふえているのは、子供のプレールームのガラスの飛散防止フィルム代というふうに伺っていたかと思っております。その代金がこの中のお幾らか教えてください。

それと、次の15ページ、一番下の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成事業だと思えますけれども、平成24年度からスタートし、接種率の推移を、26年度どのようになったかということで、次のページにもありますけれども、教えていただきたいと思えます。

そして、17ページ、1行目、歯科健診、歯科医師、乳幼児の虫歯保有の状況、そしてコンクール結果、郡大会、県大会があったであろうかと思えますけれども、26年度の結果を教えてください。

そして、2行目の言葉の教室、子育て相談、療育教室、巡回相談、主な相談内容をもし伺えるようであれば、これは後ほどで結構です。

3行目、保健推進員報酬、妊婦、新生児の訪問件数ではないかなというふうに思えますけれども、26年度9万7,000円、何件のご家庭があったか教えてください。

18ページ、1行目、クレアチニンの検査が入っておりますけれども、これは糖尿病発覚の検査だと思えますけれども、透析に行かないための糖尿病発覚のためだとありますが、このクレアチニン、3,446名の中から、結果から見えたものがわかれば教えてください。

1回目の質問はそこまで結構です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 2点ほどお答えをさせていただきます。

まず1点目は、民生委員を受けていただける方がなかなか少なくなっているという状況でございますけれども、ご承知のとおり、民生委員さんは厚生労働大臣の委嘱を受けるといこともございまして、識見の高い町民の皆さんにお願いをしているわけでございます。そうした状況の中で、昨今の複雑な社会状況の中で、また個人情報保護法などの制定後、非常に民生委員さんとしての仕事がやりづらくなっている状況も、これも否めない事実でございます。

そういう中におかれましても、やはり民生委員さんのやっただいてお仕事は極めて重要な仕事でもございますし、丁寧に説明し、お願いしながら、この制度を維持してまいりたいと考えております。

また、2点目の通園バスの件でございますけれども、確かに費用対効果の面においても非常に厳しい状況もございますし、検討の余地があるのかなというふうには推察をさせていただくわけでありまして、各保育所の中でバス運営委員会の決定に委ねている部分もございまして、今後検討を重ねて、バス運営委員会と園と当町で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 町民サービスセンターでの証明手数料はどのくらいかというよう
なご質問であったと思います。

ごらんのとおり、町民サービスセンターでは戸籍、住民票、印鑑証明、税証明等を発行し
ておりまして、金額につきましては、証明手数料については全体で約240万円でございます。
内容といたしましては、住民課関係の証明が208万7,000円、それと税務課関係の証明が約30
万円でございます。件数につきましては、住民課関係の証明が8,441件、税務課関係の証明
が1,656件、合わせまして1万977件でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 12ページの特定疾患の見舞金の関係でございますが、この件に
関しましては、データをまとめまして後ほどお知らせをしたいと思います。

それから、13ページのひとり親家庭の母子家庭、父子家庭の関係でございますが、こちら
も正確な数字を把握した上で、後ほどお知らせをしたいと思います。

また、児童手当のそれぞれの区分ごとの内訳というご質問でございますが、児童手当の総
人数をこの場ではお答えをさせていただきます。区分ごとの人数は後ほど、すみません、
お答えしたいと思います。児童手当の延べ支給人数は3万958名です。特例給付、いわゆる
所得基準内の方、特例給付につきましては延べで619名となります。

それから、14ページの延長保育の関係でございますが、こちらは私立の保育所4カ所でご
ざいまして、光町中央保育園、光町保育園、白浜保育園、それとフタバ保育園、以上でご
ざいます。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、資料14ページ最下段になります。9行目の上堺小学校
児童クラブ運営事業の中で、飛散防止フィルムの工事費は幾らかというお尋ねでございます
が、決算書141ページ、上堺小学校児童クラブ運営事業の決算額が表記されておりまして、
その15節工事請負費47万円が飛散防止フィルムの工事費用でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 私からは、初めに、実績報告書15ページの予防接種事業の高

高齢者肺炎球菌623名というふうに記してありますが、この接種率でございますが、申しわけありません、今手元にありませんものですから、後でお答えをさせていただきます。

それから、私、ちょっと聞き逃している点があるかと思いますが、言葉の教室の内容でよかったですでしょうか。それと、あともう一つは乳児健診の内容でよかったですでしょうか。その辺、すみません、確認したいんですが。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 17ページ、2行目、言葉の教室、また子育て相談、療育教室、巡回相談ということで、主な人数がこの資料に載せられておりますけれども、どういったご相談があったか、またどういう取り組みをされたかというのを、26年度の事業の中でお伺いしたいと思います。よろしく願います。後ほどで結構です。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 先ほどの高齢者の肺炎球菌の接種率でございますが、40.5%でございます。そのほかにつきましては、また改めてご報告させていただきます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員、2回目の質問はどうですか。答弁漏れありますか。

〔10番議員「はい」と発言〕

○議長（鈴木唯夫君） 先ほど課長から、後で調べて答弁するということですので、議事を進行します。後で答弁するそうですから。

では、2回目の質問どうですか。

川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それでは2回目ということで、課長、それでは後で教えてください。

乳幼児の虫歯保有の状況、26年度、それとコンクール結果、郡大会、県大会等ありますけれども、その結果を後で教えてください。

それとクレアチニン、3,446名も受けられている平成26年度でありますので、糖尿病発覚ということで、どのような結果が生まれたかというのを後で教えてください。

それと、町長に民生委員のことを伺いました。非常に民生委員の選出に苦慮している地域があるというのは事実でございます。

それで、昨今、高齢者のひとり暮らしの孤独死が、うちの町も他人事ではなく起こっているのが実態であります。ですが、早く発見できればいいんですけれども、女性の民生委員の方が男性のひとり暮らしのところに行くのが非常に心が重いという、そういった意見もあり

ますし、逆に男性の民生委員の方がひとり暮らしの女性のところに行くというのもいろいろ、人によってはあろうかと思えます。

これからますます、社会の変化の中で、民生委員を受けてくださる方に苦慮する地域がどんどん出てくるのではなかろうかと思えます。そういう中で、私は、男性の民生委員と女性の民生委員の方を、もう少し広げた広域の中でお二人ずつ出していただくことが非常によろしいのではないかなというふうに考えますが、そのこのところの町長のご意見を伺いたいと思えます。

それとあと、健康管理課長、24年度からスタートした高齢者の肺炎球菌ワクチンですけれども、平成26年までの接種率の推移を後で教えてください。

それと、齋藤議員が一般質問の中で、各議員に、議長のお許しをいただいて図書館の年度別統計資料をいただきました。この中の平成26年度の貸出数が②に出ておりますけれども、町内と町外の数がわかれば教えていただきたいというふうに思えます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 民生委員の選任について、広域的な配置というお考えのご提言でございましたけれども、おっしゃるとおりの部分も大きいと思えます。そうした中で、十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） それでは、平成26年度、町内と町外の貸出数ですが、全体では36万7,308冊でございます。そのうち町内は24万8,426冊で、全体的な割合としましては、町内が67.6%、町外が32.4%でございます。全体的に約7割、3割という数字でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 社会文化課長、もう一度冊数をゆっくり教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木唯夫君） 社会文化課長。

○社会文化課長（秋葉義臣君） 冊数でございますが、全体が36万7,308冊でございます。そのうちに、町内が24万8,426冊となっております。その数値、全体的に言いますと、町内が67.6%で町外が32.4%でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、ちょっとわからないところがあったもので少し教えてください。

6ページの下段なんですけれども、乗り合いタクシーオペレーター業務委託料なんですけれども、これは昨年の分で、実質ここにかかっている人数は、1人でやっているのか2人でやっているのか、この業務に係る人数を教えてください。

それと、次のページ、8ページになります。空港シャトルバス運行費負担金なんですけれども、横芝光の町民が利用しているというのがわかるものであれば、教えてくださいと思います。

それと、10ページ上段の統計調査員報酬、統計調査員なんですけれども、3つそれぞれ具体的に、どういうところの調査を具体的にするのかということをお聞かせください。

次に、19ページ、需給調整推進対策事業奨励金とありますけれども、具体的な奨励金の使われ方をお聞かせいただければと思います。

そして、次のページの20ページ、町単土地改良補助事業なんですけれども、資材支給、いろいろ細かにあるんですけれども、ここのところをわかれば教えてください。

お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問の順にお答えいたします。

乗り合いタクシーのオペレーター業務でございますが、商工会に業務委託をお願いしているところでございます。オペレーターは、午前中2人、午後1人というローテーションによりまして、運行の時間でございます午前8時から午後6時まで、オペレーター業務をお願いしているところでございます。

続きまして、空港シャトルバスについてのご質問をいただきました。横芝光町の町民の乗車実績といいますか、乗車数がわかればということでございます。これにつきましては、トータルの利用者数の推移の数字はございますが、市町村別の数というデータはいただいておりますので、調査いたしまして、出ているものであれば後日回答させていただくということで、申しわけございません。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、需給調整奨励金についてのお答えをいたします。

需給調整奨励金、転作の奨励金でございます。まず初めに、麦、大豆のブロックローター

ション型、こちらにつきまして、平米単価9円でございますけれども、こちらで442万2,000円。それからホールクロップサイレージ、こちらについては1平米1.5円で約44万7,000円。それと、ブロックローテーションに伴う奨励金で平米9円、250万3,000円。それから、転作作物として飼料用米、こちらは1.5円で26年度は約5万6,000円。そして、加工用米でございますけれども、こちらが平米11.2円、金額で約1,655万7,000円、こういったものに、それぞれ生産者に配布するものでございます。

次に、町単土地改良の資材支給、そちらの実績ということでございます。まず、谷中、それから寺方地区でパイプラインの敷設を行いました。それとあと入小堤、町原、取立、坂田、こちらは排水路のU字溝の整備。それとあと、屋形地区では排水路の護岸整備等でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 統計調査についての答弁がない。

企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 大変申しわけございません。

10ページの統計調査でございます。工業統計調査でございますが、これは毎年実施している調査でございます。その名のとおり製造業、いわゆる工業の作業分類に分類される事業所に毎年調査をお願いしているところでございます。

経済センサス基礎調査でございますが、これは5年に一遍の調査でございます。経済活動を行っている個人、法人に5年に一遍の調査を行うものでございます。

その下の農林業センサスにつきましても、これも5年に一遍の、これは農林業を営んでいる個人、法人に5年に一遍調査を行う、そういう統計調査でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは今の、企財課長、すみませんけれども、工業のほうの工業統計調査費、毎年行っているということは、町の工業関係を経営している会社ということでしょうか。

それと、先ほどちょっと聞き忘れたんですけれども、議長、よろしいですか。税務のほうのことなんですけれども。

○議長（鈴木唯夫君） いいですよ。

○4番（山崎義貞君） よろしいですか。

ページ数なんですけれども、不納欠損のところなので最後のほうになるんですけれども、55ページ、56ページというところになるんですけれども、このところで平成26年度の収入未済額、これは不納欠損にはまだなっていないと思いますけれども、人数が結構いるんですけれども、それで次の56ページに移っていくと、平成26年度所得階層別の欠損の内訳ということが出ていて、不納欠損に関しては、5年以上の取り立てというか、期間を過ぎたものに関して、不納欠損扱いにするということだと思いますけれども、その中で平成26年度の不納欠損の内訳と、そういうことになっていくと、平成21年度の未済額のところに出てきたのが平成26年度の不納欠損に当たるのかなというふうに思いまして、ちょっとその辺のところを説明していただければありがたいです。

以上、2点です。お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 工業統計調査でございますが、お答えしましたように毎年実施している調査でございます。工業ということで、先ほど申し上げましたように、産業分類でいいますと製造業に分類される個人及び法人を対象として、毎年実施しているという統計調査でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、21年度分が26年度の不納欠損になるかということなんですけれども、26年度に不納欠損にした分というのは、5年経過して時効になった分、それから、執行停止をかけて3年が経過して、たまたま26年に3年が経過したと、それが26年に不納欠損となります。また、差し押さえ等、滞納処分した場合には時効が停止しますので、それを解除した時点から時効が発生すると。ですから、ここに年度がばらけているものであります。

以上であります。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは最後に、不納欠損の内訳で、確認だけしたいんですけれども、収入分けで出ているわけなんですけれども、やっぱり低所得者ほど多いということが一目瞭然だと思えます。

町は、ここ何年、税収の向上が図られているということで出てはいますけれども、税収を上げるということは、当然、言い方は悪いですが、取り立て、差し押さえとか、いろんな形で当然それはされているのかなというふうには思います。払ってもらえる人には払っ

てもらわなければしょうがないんですけども、ここのところというのは具体的に、取り立てと言ったらおかしいんですけども、そここのところの税収を上げるためのということでは、何人くらいの税収の取り立ての人がいて、どれくらい上がっているのかということも、具体的にわかれば……。ここの質問、違いますか。お願いしたいんですけども。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 56ページのところと思いますが、確かに所得の少ない方については多くなっております。それで、税金の徴収でございますが、まず納付書を発送しまして、納付のないものについては督促、その後催告、その後にもう一度催告をして、電話連絡であるとか、場合によっては臨戸訪問して納付を促します。それでも納付のないものについては、所得の照会、給与照会とか財産調査をしまして、勤務先等を調査して、そちらに予告をしてから照会をかけると。ですから、その間に何回も本人には連絡はいつているわけですが、それでも納めない方については、まず預貯金の差し押さえ、生命保険の差し押さえ、それから給与の差し押さえ等を実施しております。

全てがそういうふうにするわけではなくて、相談によりまして、どうしても納付のできない方については、分納あるいは減免等を実施しております。場合によっては、先ほどお話がありました執行停止ということで、納付能力がないということで執行停止をかけて、3年間様子を見て時効で落とすと、そういう形で対応しております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 伊藤美宣代表監査委員にご質問させていただきます。

成果及び実績報告書の37ページ、地方債現在高の状況の8番目、臨時財政対策債についてお尋ねをいたします。

この数値は、表の右から3列目でありますけれども、当町の平成26年度地方債現在高に対する臨時財政対策債の現在高は48億8,000万円になっております。日本政府は国際公約として、プライマリーバランス、いわゆる基礎的財政収支について、2020年度に黒字化するというような目標を発表しております。そこで、今後の当町における臨時財政対策債について、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 代表監査委員。

○監査委員（伊藤美宣君） それでは、山崎貞一議員から今ご質問がありましたけれども、大変申しわけないんですけども、この件については直接担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

ますので、よろしくお願いいいたします。

[13番議員「決まりがあつて、所管が総務経済常任委員会
中でのあれですので、これは決まりがありまして担当課
長に聞けないので。後で結構です、じゃ」と発言]

○議長（鈴木唯夫君） 代表監査委員。

○監査委員（伊藤美宣君） それでは、後日ご報告申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 突然の質問をさせていただきまして、すみません。

実は、代表監査委員はもう1年を過ぎましたので、当町の財政事情とかいろいろな面で、先
ほどご質問ありました補助金制度の見直しの件もございました。それから、今回の監査委員
の審査意見書といいましょうか、ここにも書かれておりますように、今後の手数料というか、
そういうもの見直しというのは指摘されているようですので、しっかり今後も我が町政、
財政ですか、そのために懸命に努力していただければというふうに思います。よろしくお願
いいたします。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご
異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第10、議案第9号 平成26年度横芝光町国民健康保険特別会計決
算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第11、議案第10号 平成26年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第12、議案第11号 平成26年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 資料43ページなんですけれども、介護保険特別会計、平成26年度の、おさらいになってしまいますけれども、町全体の施設の数と床数の全体、それとそのうち町内の入居者の割合がどうであったか、全て満床か、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 申しわけございません。その点に関しましては後ほどお答えをさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） そうしましたら、待機者の数もあわせて教えてください。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第13、議案第12号 平成26年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 農業集落排水ですが、数字的なものでお伺いいたします。

収入として、使用料及び手数料929万2,000円、44ページ、対象戸数が地区的にあると思

ます。そのうち現在利用されているのが何件で何%か。それと、利用されていないお宅が、例えば合併浄化槽などをもう使用しているのかどうか、その辺の現状をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、利用戸数の件数でございますけれども、まず利用戸数、計画の時点の段階では281戸でございます。しかしながら、実際に対象となる戸数でございますけれども、250戸。そして、そのうち接続されている世帯は194戸。したがって、実際に現住している戸数と比較すれば77.6%なんですけれども、計画の戸数と比較いたしますと68%でございます。

それとあと、今現在、合併浄化槽を何件くらい利用されているかということでございますけれども、詳細の数字は今持ち合わせておりません。ただ、受益の中で、合併浄化槽を設置されたお宅、これは計画の時点で何戸かあったことは記憶はしてございます。しかしながら、例えば単独浄化槽から、新たに家を新築するとかそういった場合に合併浄化槽の町の補助は出ませんので、その際には農業集落排水事業のほうに接続していただけるといったようなことで考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） なぜかと申しますと、町は今、課長が言われたように積極的に合併浄化槽を推進しております。もちろん新たな新築の場合は出ません。ということで、1戸当たりの金額が、ちょっと私もよく計算していないんですが、その費用負担が、合併浄化槽を入れたほうが安いとかというお考えの方がいらっしゃるかもしれないんです。そうするともう、計算上、194戸からあと、対象戸数が250戸ということになっておりますが、残りの56戸で、可能性としては、現状もうこれ以上は諦めてふえないのか、また可能性があるのかの2点。要は、合併浄化槽を入れたときの平均的な費用、それは何人槽ということもありますけれども、一般的な家庭で。ということで、今後どのような推測をしているのかお願いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） まず、住宅を建て直した場合には、合併浄化槽に加入してくれるということは期待しております。そして、費用についても、推進していた当時、合併浄化槽よりも農業集落排水事業に加入したほうが月々の負担金、これは電気料金、それから年

に1回の法定点検ですとかくみ取り料ですとか、そういったものを比較すると、農業集落排水事業に加入したほうがお得ですということで、推進はしてまいりました。

また、今後も推進組合等とあわせて、それから町も未加入世帯には、年に1度でございますけれども加入推進のお手紙を差し上げております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） わかりました。

ただ、毎年毎年、数字を見ると数千万円が、それは当時、国の推進した事業ですからいたし方ない部分もありますが、これを見ますと、使用料、手数料がほぼ1人の職員の賃金ということで非常に悲しい、ある意味、言葉があれですが、若干無駄を感じる数字ですので、できるだけつくったものを使わなければいけないということであれば、推進を強力にお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 今の森川議員とちょっとかぶるかもしれないんですけども、ここの数字の873万5,000円、総務費のところは、これは町職員の給料と考えてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 44ページの総務費873万5,000円でございます。こちら、職員1名分の給与等でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 今も森川議員のことから話はわかると思いますけれども、ここのところはそれこそ町の職員でなくてもいいのではないかと。それこそ費用対効果とか、業者に委託してということも結構町は推進していますので、ここのところは大丈夫であればそういう形も考えてもらって、検討していただける項目があればというふうに思いまして、発言を終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第14、議案第13号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 食肉センターのことで若干教えてください。

決算書のほうになってしまうんですけども、よろしいですか。461ページになります。

1点目は同業組合運営補助金、この利用目的、それと同業組合集荷奨励補助金、それと処理士組合運営補助金、この辺の細かなところ、使い道も含めてお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） まず、1点目の同業組合運営補助金でございますが、こちらのほう、記載したとおり同業組合の組合を運営する補助金でございます。各種消耗品、それから同業組合に関する支出に充てております。

それから、同業組合集荷奨励補助金でございますが、昨年、PED、豚流行性下痢が発生をいたしまして、同業組合のほうから豚の集荷のほうを力を入れたいということで、問屋、それから皮問屋、処理士組合、町ということで、それぞれ負担金を出して豚の頭数の確保をしようということで、こちらのほう1頭当たり50円ということで、集荷奨励補助金として交付した補助金でございます。

それから、3点目の処理士組合運営補助金でございますが、384万、内訳といたしましては、運営費補助金が170万、事務員のほうで214万円という補助金を交付しております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 最初の同業組合運営補助金なんですけれども、具体的にこういう形で使っていますというのがわかれば、今、非常に内容が、どういう形で使われているのか。ただ単に、運営の補助はわかりますけれども、一部の人たちの、悪い言い方をすれば、飲み食いに使われることはないのかどうかということもちょっと心配になりましたもので、そのところはチェックできているかどうかも含めまして、お願いしたいんですけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） 全てが飲み食いということではございません。総会の支出のほうにも充てますが、同業組合の中で購入しなければならないもの、また、同業組合のほうに請求があったものについて支出をしている補助金でございます。

〔4番議員「わかりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は、午後3時40分とします。

（午後 3時29分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時39分）

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

日程第15、議案第14号 平成26年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とし

ます。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 病院事業会計決算審査意見についての資料の中の2ページです。

その中で、決算の概要の中から、外来の関係ですけれども、平成26年度4万1,283人ですが、1日平均にしますと169.2人ということでございます。その診療科別の人数、内訳をわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

26年度のトータルのには、決算資料に基づいてということである程度の数字になりますけれども、診療科ごとの人数をお話し申し上げます。

まず、26年度の内科1万6,173名、外科2,246名、整形外科5,901名、婦人科411名、泌尿器科2,286名、脳神経外科2,247名、皮膚科3,796名、眼科1,276名、耳鼻科2,217名、以下、リハビリあるいは訪問、松丘園が出てあります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

その中で、年間の救急外来、救急患者の受け入れなんですけれども、その人数がわかれば教えていただきたいと思います。あわせて、時間内に搬送されたものか、時間外に搬送された人数、これについてもわかる範囲でお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、手持ち資料で申し上げます。

この資料につきましては、日直あるいは当直業務で業務日誌をつけております。その集計数値ですので、実際、救急車の搬入については別途数値をいただいておりますけれども、場合によってはそれとはちょっと突合しない部分があるかと思っておりますけれども、概算数値ということで捉えていただければと思います。

それでは、祝祭日の日勤帯でございますけれども、これにつきましては、救急車の受託が71件、一般での受診が369件、夜間は17時15分から翌朝8時30分、救急の受託件数が122件、一般が215件です。通常の日勤帯については、集計等についてはちょっと把握し切れない部

分がございますので、答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 最後の質問になりますけれども、その内容なんですけれども、救急でお見えになった患者がそのまま入院になる方もいると思いますが、また、そのまま一度帰られて通院になる方もいるかと思えます。またそのほかにも、ここの病院ではちょっと処置がこれ以上はできないということで転院という形になる、そういったいろいろなことがあると思えますけれども、その点、わかる範囲でお聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ただいまのご質問については、ちょっと把握しかねる部分があるかと思えます。ただ、やっぱり一番重要なのは、救急依頼があっても、診療するドクターも診療科が違う、あるいはやはり夜間であれば、なかなか検査体制が十分整わないということで、お断り申し上げている事例というのは多々ございますので、その辺については今後改善の余地があるかと思えます。

ただ、東陽病院自体が海匠の医師会に所属しているということで、休日の二次救急の体制をしいております。ただ、山武郡市に限って申し上げれば、山武郡市については夜間の二次救急については輪番制で、それぞれの病院で対応しているということですから、その辺の兼ね合いが今後ちょっと課題なのかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

〔6番議員「ありがとうございました」と発言〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 先ほど質問を漏らしましたので、もう一回教えていただきますが、実績報告書の46ページ、支出の分の3、特別損失の3,498万円、ずっと来て比較で皆増と、これは特別損失、みなぞうと読むんですか。これはどんな内容なんでしょうか。

それと、先ほどちょっと漏らしたんですけれども、町独自の医師、いわゆる医療従事者の育成の助成なんですけれども、区分すると、医師とか看護師あるいは作業療法士、化学療法士、とりあえず先生と言われている部分の、今後どのぐらいまでそういう助成をする予定がおありになるんですか。それをお伺いします。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 特別損失につきましては、これも再三申し上げましたけれ

ども、前年に属する賞与分、それと不納欠損額を特別損失として計上しております。前年度につきましてはゼロ計上でございましたので、皆増というような表現をさせていただきました。

そして、医師を含めた医療従事者の支援ですけれども、支援策につきましては、先ほど補正予算の関係でもご説明申し上げましたけれども、医師については1名、町内在住の方が応募していただいたということで非常にありがたいと、そういうふうに思っております。看護師につきましては、今現在5名の看護師に奨学金を支給しております。

今後の充足ですけれども、看護師につきましては、以前の数字で申しわけないんですけれども、8割の病床利用率を確保するんだといった場合には、当然、外来看護師もパート等でもやっておりますので、そういったものを常勤にするというような考え方でいけば、やはり15名は最低必要なのかというふうに考えております。

その他の医療従事者、理学療法士等につきましては、今現在採用の予定はございませんけれども、薬剤師につきましては、現員4名体制で薬剤業務を担っております。ただ、3月いっぱい定年退職を迎える職員がいるということと、来年4月、ちょっと月はあれですけれども、産休に入る薬剤師がおるとということで、薬剤師につきましても、今、ホームページあるいは広報等による募集をかけていると、そういうような状況でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） そうですか、大体わかりました。

私の主観を述べさせてもらおうと、薬業のやつは分業で別というふうに考えて、東陽病院の医療スタッフということで、私個人の考えですけれども、医療チームというのは、病院で先生と言われるのは医師、作業療法士、化学療法士のこの3つの職業で、あとは看護師ですね。この3つのベースを基本的に考えないと、人材育成を考えないと、本当の収益の上がる医療は私はできないというふうに思っているんです。ですから、その辺も考えあわせて、ひとつどうか事務長、念頭に入れて、これから少し計画を立てていただきたいと思います。

以上です。終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第16、議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思いま
すが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。
よって、そのように決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元にお配りしました所管事務の調
査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成27年9月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 唯 夫

議 員 山 崎 義 貞

議 員 野 村 和 好